事　業　概　要

令和３年版

東京都建設局

建　設　局　機　構　図

- 建設局
  - 局長
  - 次長
  - 道路監
  - 総務部
    - 総務課
    - 調整担当課長
    - 広報広聴担当課長
    - 企画計理課
    - 計画担当課長
    - オリンピック・パラリンピック調整担当課長
    - 技術管理課
    - 設備管理担当課長
    - 情報化推進担当課長
    - 職員課
    - 用度課
  - 企画担当部長
  - 総合調整担当部長
  - オリンピック・パラリンピック調整担当部長
  - 担当部長（総務課長事務取扱）
  - 用地部
    - 管理課
    - 用地課
    - 機動取得担当課長
    - 調整課
    - 用地専門課長
  - 道路管理部
    - 管理課
    - 路政課
    - 監察指導課
    - 保全課
    - 道路防災専門課長
    - 橋梁構造専門課長
    - 道路情報推進担当課長
    - 安全施設課
    - 調整担当課長
    - 無電柱化事業担当課長
  - 道路保全担当部長
  - 無電柱化推進担当部長
  - 道路建設部
    - 管理課
    - 計画課
    - 鉄道立体担当課長
    - 道路環境担当課長
    - 特定路線事業化担当課長
    - 事業化調整専門課長
    - 鉄道関連事業課
    - 街路課
    - 木密路線整備担当課長
    - 街路整備推進専門課長
    - 道路橋梁課
    - 橋梁構造専門課長
  - 道路計画担当部長
  - 三環状道路整備推進部
    - 管理課
    - 用地調整担当課長
    - 整備推進課
    - 事業推進担当課長
  - 公園緑地部
    - 管理課
    - 企画担当課長
    - 制度調整担当課長
    - 計画課
    - 再生計画担当課長
    - 調整担当課長
    - 街路樹担当課長
    - 動物園計画担当課長
    - 防災公園専門課長
    - 公園課
    - 利用促進担当課長
    - 霊園担当課長
    - 適正化推進担当課長
    - 公園建設課
  - 公園計画担当部長
  - 河川部
    - 管理課
    - 指導調整課
    - 河川管理制度担当課長
    - 計画課
    - 土砂災害対策担当課長
    - 中小河川計画担当課長
    - 低地対策専門課長
    - 改修課
    - 防災課
    - 河川保全専門課長

令和3年8月15日現在

第一建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事課　環二工事課　補修課	千代田・中央・港区
第二建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地第一課　用地第二課　工事第一課　工事第二課　補修課　用地専門課長	品川・目黒・大田・世田谷・渋谷区
第三建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事第一課　工事第二課　補修課　用地専門課長	新宿・中野・杉並区
第四建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地第一課　用地第二課　工事第一課　工事第二課　補修課　用地専門課長	豊島・板橋・練馬区
第五建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事課　補修課　用地専門課長	墨田・江東・葛飾・江戸川区
第六建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事課　補修課　用地専門課長	文京・台東・北・荒川・足立区
西多摩建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事第一課　工事第二課　補修課　奥多摩出張所　用地専門課長	青梅・福生・羽村・あきる野市・瑞穂・日の出・奥多摩町・檜原村
南多摩東部建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事課　補修課　用地専門課長	町田・多摩・稲城市
南多摩西部建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事課　補修課　用地専門課長	八王子・日野市
北多摩南部建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事第一課　工事第二課　補修課　用地専門課長	武蔵野・三鷹・府中・調布・小金井・狛江・西東京市
北多摩北部建設事務所	副所長　庶務課　管理課　用地課　工事第一課　工事第二課　補修課　用地専門課長	立川・昭島・小平・東村山・国分寺・国立・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山市
土木技術支援・人材育成センター	技術支援課	
東部公園緑地事務所	副所長　庶務課　管理課　事業推進課　工事課　調整担当課長　動物園整備担当課長　補修担当課長	23区全域
西部公園緑地事務所	副所長　庶務課　管理課　工事課	多摩全域
江東治水事務所	副所長　庶務課　高潮工事課　内部河川工事課　特定施設建設課　水門管理課	

内所管区域

公園緑地部関連施設

- 公園緑地部
  - 直営管理　4施設
  - 指定管理者 94施設
  - 公園等（75）
    - 直営公園（３）
    - 指定管理者（72）
      - 都市部の公園・東部グループ（７）
        アメニス東部地区グループ
        （構成：株式会社日比谷アメニスほか１団体）
      - 都市部の公園・南部グループ（７）
        東京南部パークスグループ
        （構成：公益財団法人東京都公園協会ほか２団体）
      - 都市部の公園・北部グループ（７）
        公益財団法人東京都公園協会
      - 武蔵野の公園グループ（８）
        西武・武蔵野パートナーズ
        （構成：西武造園株式会社ほか３団体）
      - 多摩部の公園グループ（４）
        西武・多摩部の公園パートナーズ
        （構成：西武造園株式会社ほか３団体）
      - 狭山丘陵グループ（５）
        西武・狭山丘陵パートナーズ
        （構成：西武造園株式会社ほか４団体）
      - 多摩丘陵グループ（５）
        公益財団法人東京都公園協会
      - 防災公園グループ（21）
        公益財団法人東京都公園協会
      - 大神山公園
        公益財団法人東京都公園協会
      - 神代植物公園
        公益財団法人東京都公園協会
      - 夢の島公園、夢の島熱帯植物館（２）
        アメニス夢の島グループ
        （構成：株式会社日比谷アメニスほか５団体）
      - 潮風公園、台場公園◎（２）
        東京臨海副都心グループ
        （構成：株式会社東京臨海ホールディングスほか２団体）
      - 横網町公園
        公益財団法人東京都慰霊協会
      - 東京臨海広域防災公園
        西武造園株式会社
  - 庭園（９）
    - 文化財庭園グループ（９）
      指定管理者：公益財団法人東京都公園協会
  - 動物園等（４）
    指定管理者：公益財団法人東京動物園協会
  - 霊園（８）
    指定管理者：公益財団法人東京都公園協会
  - 葬儀所（２）
    - 直営葬儀所（１）
      - 青山葬儀所
        令和３年４月から休止中
    - 指定管理者（１）
      - 瑞江葬儀所
        指定管理者：公益財団法人東京都公園協会

―上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、明治公園◎

― 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、
大島小松川公園、宇喜田公園◎

― 日比谷公園、芝公園、青山公園、林試の森公園、蘆花恒春園、祖師谷公園、
日比谷公園大音楽堂

― 戸山公園、善福寺公園、浮間公園、赤塚公園、石神井公園、大泉中央公園、高井戸公園

― 武蔵野公園、浅間山公園◎、野川公園、狭山・境緑道◎、玉川上水緑道◎、
武蔵国分寺公園、東伏見公園◎、六仙公園◎

― 陵南公園、小宮公園、滝山公園◎、大戸緑地◎

―狭山公園、八国山緑地◎、東大和公園◎、野山北・六道山公園、中藤公園◎

― 長沼公園◎、平山城址公園◎、小山田緑地、小山内裏公園、桜ヶ丘公園

― 東白鬚公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、善福寺川緑地、和田堀公園◎、汐入公園、
城北中央公園、光が丘公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、
武蔵野の森公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、秋留台公園

―浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、
清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園

―恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園、井の頭自然文化園

―青山霊園、谷中霊園、雑司ケ谷霊園、染井霊園、八柱霊園、八王子霊園、多磨霊園、小平霊園

※令和３年４月現在
※アンダーラインのあるものは東部公園緑地事務所所管。
　アンダーラインのないものは西部公園緑地事務所所管（大神山公園は小笠原支庁所管）。
※◎は、管理所のない公園。

建設事務所等の所管区域及び所在地

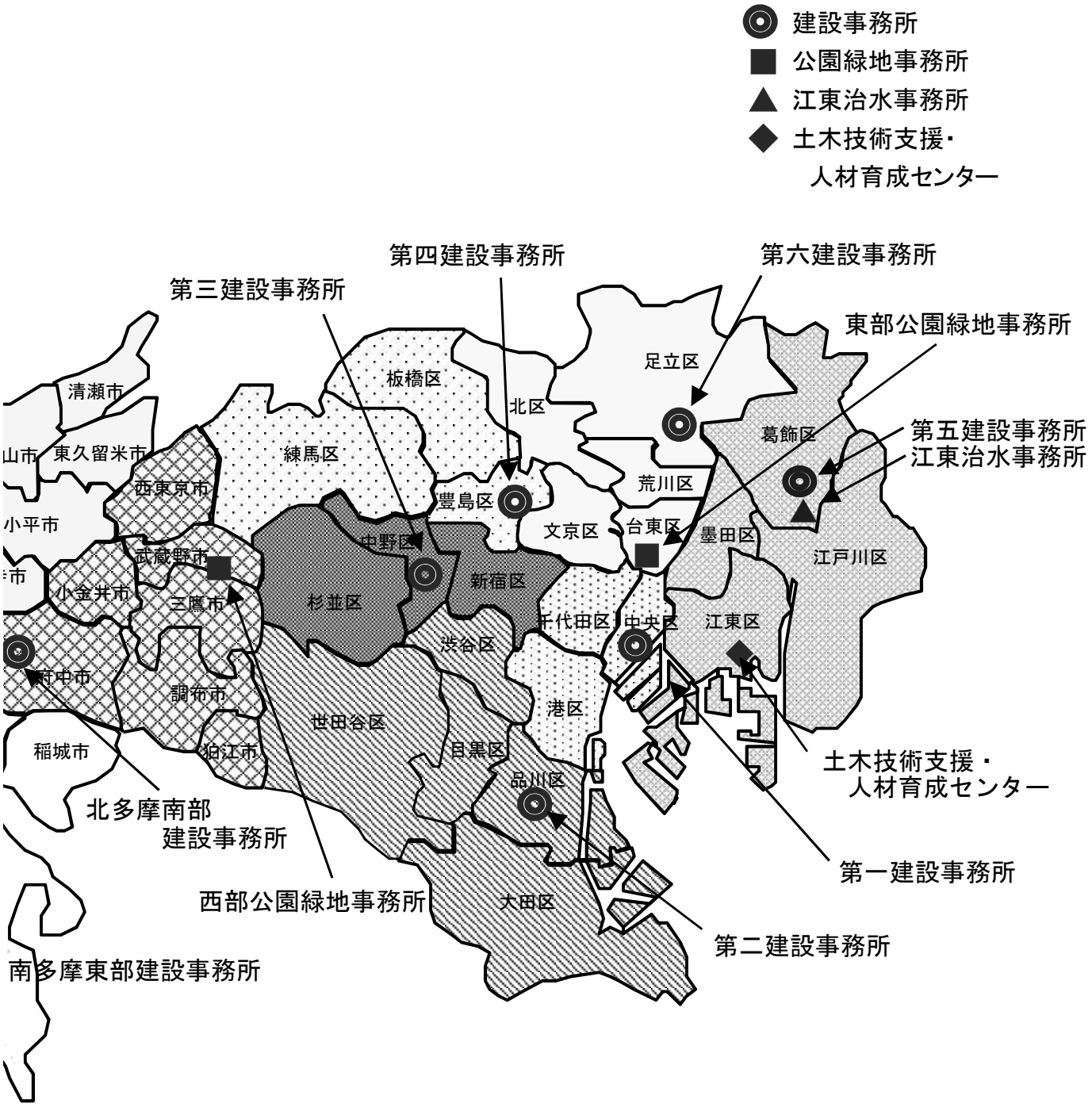

令和３年８月15日現在

道　路

橋梁の長寿命化事業
（厩橋：台東区蔵前二丁目～墨田区本所一丁目）
隅田川に架かる厩橋は、耐震性や耐久性などの向上を図る長寿命化事業を実施した。

道路占用許可の特例
（環状第二号線：新橋・虎ノ門間）
平成26年６月から、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例として、オープンカフェが設置されている。

自転車通行空間整備事業（調布市若葉町　松原通り）
自転車レーンや広い歩道を活用した自転車歩行者道など、地域の道路事情に応じた整備手法により、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めている。

無電柱化事業
（八王子市子安町　野猿街道）
都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。

環状第2号線
令和2年3月に旧築地市場内の暫定迂回道路を切り替え、地上部道路が開通した。2022年度の全線開通を目指し整備を進めている。

放射第5号線、三鷹3・2・2号線
令和元年6月に杉並区下高井戸から三鷹市牟礼までの約3.6kmの区間が4車線で交通開放した。これにより、区部と多摩地域を結ぶ、東京の東西方向の新たな大動脈が形成された。

小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差事業
平成31年3月に事業が完了した。鉄道の地下化により、踏切による交通渋滞及び事故が解消されただけでなく、地上部の有効活用が図られ、沿線まちづくりが進展している。

一般都道神戸山多幸線（神津島村）
令和2年3月に事業が完了した。主要港湾を結ぶ都道がダブルルート化され、地域の防災力が向上するとともに、アクセス性が高まった。

河　川

両国リバーセンター（隅田川　両国地区）
　川沿いの公有地に民間活力を導入したホテル等を有する複合施設や防災船着場、スーパー堤防を一体的に整備し、川とまちとが結びつくような魅力ある水辺空間を創出した。

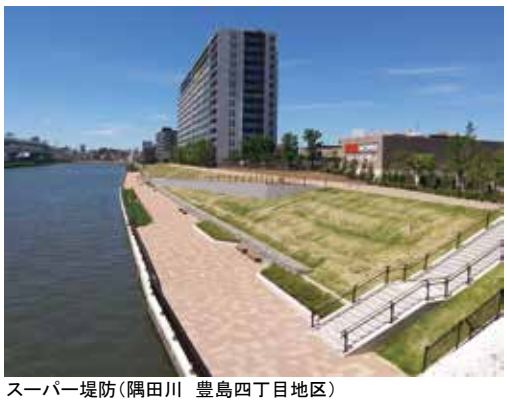

スーパー堤防（隅田川　豊島四丁目地区）
　隅田川では、地震に対する安全性を高めるとともに、親しみやすい水辺空間の創出を図っている。

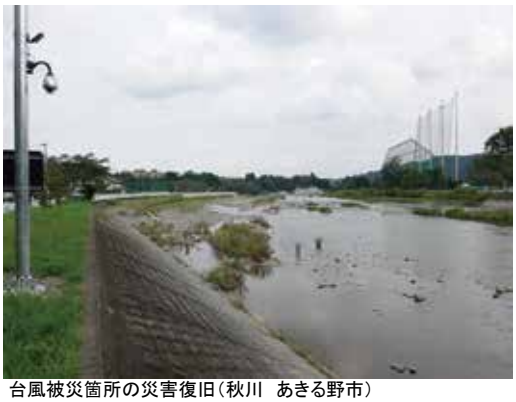

台風被災箇所の災害復旧（秋川　あきる野市）
　令和元年東日本台風により、水害が発生したため、迅速な護岸復旧を行うとともに、住民の避難行動に繋がる水防災情報を発信するため、河川監視カメラの設置を行った。

城北中央公園調節池の整備（石神井川　練馬区羽沢三丁目）
　レベルアップした目標整備水準（区部時間最大75ミリ、多摩時間最大65ミリ）の実現に向け、調節池の整備を行っている。

公　園

高井戸公園　芝生広場（杉並区）
　高井戸公園北地区西側部分が開園した（令和3年6月）。新たに芝生広場、パーゴラ、ベンチ、トイレ等を整備した。

舎人公園　遊具広場「冒険の丘」（足立区）
　大型の複合遊具や、障がいの有無に関わらず誰もが利用できる遊具の他、誰でもトイレやベビー休憩室を備えた遊具広場がオープンした（令和3年6月）。

多摩動物公園　新アジアゾウ舎（日野市）
　新アジアゾウ舎の屋外放飼場が完成した（令和3年3月）。ゾウの生態に合わせた広さや施設を備え、良好な飼育環境の実現を図っている。

玉川上水緑道　園地整備（杉並区）
　希少な植物等の保護にも配慮しつつ休憩や散策が楽しめる園地の整備を行い、開園した（令和3年2月）。

建設局のしごと

◇◇◇◇　未来を創ろう みち・水・緑　◇◇◇◇

首都東京の都市活動や都民生活を支える上で、道路、河川、公園などの都市インフラは、欠かすことのできない重要な役割を担っている。近年、頻発化・激甚化する豪雨災害や切迫する首都直下地震など自然災害に対する防災力の向上、慢性的な交通渋滞の解消など、人や物の流れのスムーズ化、水辺や緑地の整備による快適な環境の創出など、建設局は道路、河川、公園の整備と管理を通して、セーフ シティ、スマート シティ、ダイバーシティの実現に向け、日々取組を進めている。

具体的には、河川の護岸や調節池の整備を加速するとともに、木造住宅密集地域の延焼を遮断する特定整備路線の整備や、道路の無電柱化、発災時に避難場所や救出救助活動拠点になる公園の整備など、高度防災都市づくりを推進している。

また、首都圏三環状道路や都市の骨格を形成する幹線道路など、東京の経済活動を支える道路ネットワークの整備、ボトルネック対策となる連続立体交差事業を進めている。

さらに、都民に親しまれる動物園・水族園管理運営や、道路・河川・公園へのカフェやレストランの導入など、インフラ施設の多面的な活用による新たな魅力づくりに取り組んでいる。

同時に、こうした都市インフラのストック効果を長期間にわたって発揮できるよう予防保全型管理を導入し、施設の長寿命化と維持管理費用の低減、平準化を行うとともに、ＩＣＴ技術等の新技術を活用することで、日常管理や災害時の対応を効率化、高度化させていく。

事業の実施にあたっては、都民や民間事業者の理解と協力、国や区市町村などとの連携が取れるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業効果の早期発現に向けて様々な工夫を図っていく。あわせて、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を克服するためにも、デジタルトランスフォーメーションを梃子として、働き方改革やＩＣＴの活用をはじめとした生産性の向上を推進し、建設業全体の魅力向上に積極的に取り組んでいく。

建設局は、「『未来の東京』戦略」で示した目指すべき「ビジョン」の実現に向け、総力を結集して局事業を強力に推進し、「成長」と「成熟」が両立した明るい未来の東京を切り拓いていく。

目　　次

総　　説

第１　事業のあらまし ……（ 3）
第２　建設局の取り組むべき主な課題と対応 ……（ 3）
第３　組織の概要 ……（ 7）
第４　組織の沿革 ……（ 13）
第５　人員一覧表 ……（ 17）
第６　令和３年度予算 ……（ 18）
第７　令和２年度決算 ……（ 27）

道　　路

Ⅰ　道路の建設

第１　あらまし ……（ 31）
第２　都市の骨格を形成する幹線道路の整備 ……（ 36）
第３　橋梁の整備 ……（ 39）
第４　地域幹線道路の整備 ……（ 40）
第５　山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備 ……（ 40）
第６　都市計画道路の整備 ……（ 41）
第７　道路と鉄道の立体交差化 ……（ 41）
第８　公共交通の充実 ……（ 44）
第９　市町村支援事業 ……（ 45）

Ⅱ　道路の管理

第１　あらまし ……（ 46）
第２　路線の認定等 ……（ 46）
第３　道路の適正管理 ……（ 49）
第４　道路・橋梁の維持補修 ……（ 55）
第５　沿道環境の整備 ……（ 61）
第６　交通安全施設の整備 ……（ 65）
第７　集中的な渋滞対策 ……（ 68）
第８　快適な道路空間の整備 ……（ 69）
第９　都営駐車場の運営及び路外駐車場届出受理事務 ……（ 72）

河　　川

第１　あらまし ……（ 75）
第２　東京の地勢と水系 ……（ 76）
第３　河川管理 ……（ 77）
第４　中小河川の整備 ……（ 79）
第５　低地河川の整備 ……（ 85）
第６　土砂災害対策事業 ……（ 91）
第７　海岸保全事業 ……（ 93）
第８　河川環境の整備 ……（ 93）
第９　河川維持 ……（ 94）
第10　河川防災 ……（ 95）
第11　予防保全型管理 ……（ 95）
第12　公共土木施設災害復旧（国土交通省所管施設） ……（ 96）
第13　水防 ……（ 96）
第14　その他 ……（ 99）

公園・霊園
第１　あらまし …… (104)
第２　都市公園 …… (106)
第３　動物園・水族園 …… (114)
第４　植物園等 …… (117)
第５　文化財の保護 …… (117)
第６　霊園事業 …… (119)
第７　道路緑化・街路樹の充実 …… (123)
第８　都市緑化 …… (125)
第９　緑の保全 …… (126)
第10　その他 …… (127)
用　　地
第１　あらまし …… (131)
第２　用地取得状況 …… (132)
第３　用地取得の手順 …… (137)
第４　補償 …… (137)
第５　土地収用制度 …… (139)
第６　生活再建支援制度 …… (141)
土木技術支援・人材育成センター
第１　土木技術支援・人材育成センターの概要 …… (147)
第２　センターの役割と取組 …… (147)
第３　技術支援 …… (148)
第４　調査・開発 …… (148)
第５　技術情報の蓄積・提供 …… (149)
第６　土木技術情報ライブラリー等 …… (151)
第７　人材育成 …… (152)
総　　務
第１　公有財産の管理 …… (155)
第２　建設工事統計調査等 …… (158)
第３　技術管理 …… (159)
第４　災害対策・感染症対策の取組 …… (161)
第５　広報・広聴活動 …… (164)
資　料　編 …… (167)
索　　引 …… (239)

第１　事業のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（３）
第２　建設局の取り組むべき主な課題と対応・・・　（３）
第３　組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（７）
第４　組織の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(13)
第５　人員一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(17)
第６　令和３年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(18)
第７　令和２年度決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(27)

総　　説

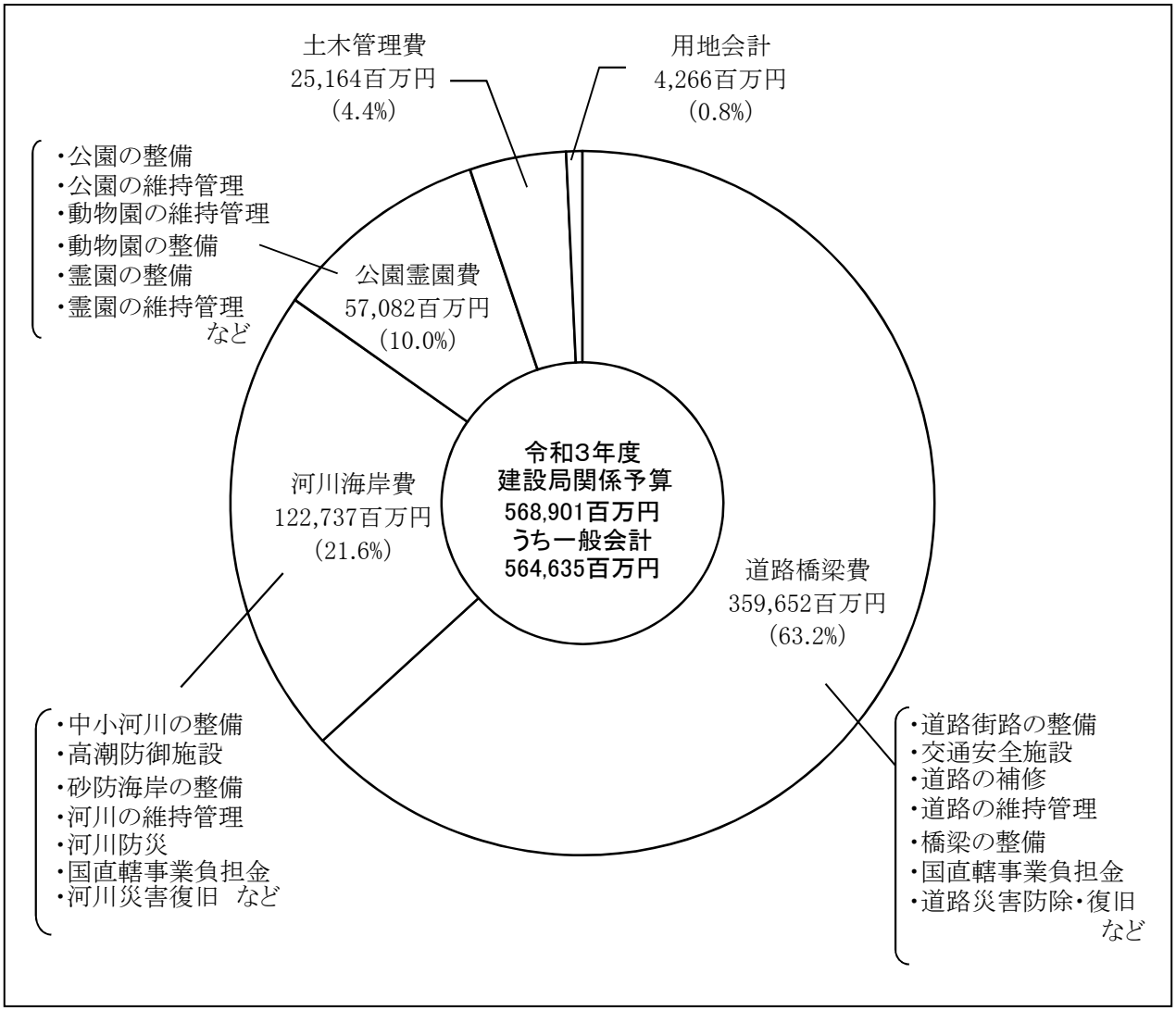

第１　事業のあらまし

道路、河川、公園などの都市基盤は、日々の都市活動、都民生活を支える上で欠かすことのできない極めて重要なものであり、切迫する首都直下地震などから都民の生命と財産を守る大切な役割を担っている。

建設局は、災害に強く、快適で利便性の高い都市を目指し､都市の動脈である幹線道路をはじめ、人に優しい歩行空間、水害から都市を守る河川、潤いや安らぎを創出するとともに防災機能を備えた公園など、都市基盤の整備を推進している。

第２　建設局の取り組むべき主な課題と対応

１　成長と成熟が両立した「未来の東京」を実現するための都市基盤整備

総務部企画計理課

現在、コロナ禍にあって、世界経済の変化や第４次産業革命の進展は、スピードをさらに増し、少子高齢・人口減少社会の進行もより深刻な状況が生じ、さらには、気候変動が人類の持続可能性を危機に晒している。

このため都は、人に着目し、「人が輝く」東京の実現を目指す４つの基本戦略のもとに、2040年代に目指す東京の姿を20の「ビジョン」として描き、その実現に向けた20+1の「2030年に向けた戦略」､戦略推進のための122の｢推進プロジェクト」を示した「『未来の東京』戦略」を策定した。

建設局は、この「『未来の東京』戦略」に掲げられた「推進プロジェクト」を着実に進めることで、３つのシティが進化し、成長と成熟が両立した未来の東京を実現していく。

「『未来の東京』戦略」に位置付けられた、建設局の主な取組は、次のとおりである。

戦略６　ダイバーシティ・共生社会戦略

インクルーシブシティ東京プロジェクト
・インクルーシブな公園の整備・活用

ユニバーサルデザインのまちづくりプロジェクト
・駅､生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化

戦略８　安全・安心なまちづくり戦略

水害から命と暮らしを守るハード整備等の推進
・河川の護岸や調節池等の整備推進
・新たな調節池の事業化
・河川における防災情報の発信・充実
・豪雨対策を強化する流域の追加検討
・水門等にICT･AI等の最先端技術の活用検討

国等と連携した、広域的な対策の展開
・災害時に都民のいのちをまもる公園・緑地の整備推進
・千葉県境における橋梁整備の推進

無電柱化推進プロジェクト
・「無電柱化加速化戦略」に基づき、都道のみならず、区市町村道への支援強化等、都内全域の無電柱化を一層推進

燃え広がらないまちづくり推進プロジェクト
・特定整備路線の整備による延焼遮断帯形成

耐震化徹底プロジェクト
・防潮堤や水門、内部護岸等の耐震、耐水対策を推進

戦略９　都市の機能をさらに高める戦略

人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト
・まちの景観に調和した道路整備
・自転車通行空間の整備
・民間活力を生かした都立公園の整備

首都東京を支えるインフラの維持・更新の高度化
・予防保全型管理や長寿命化の推進
・道路や河川施設の三次元データ化とシステムの構築を推進
・住民協働アプリやAI技術の活用による道路管理

公共交通ネットワークの更なる充実
・多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）

移動の速達性を高めるミッシングリンク解消プロジェクト
・三環状道路の整備推進

誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト
・区部放射・環状道路の整備推進
・多摩南北・東西道路の整備推進
・連続立体交差事業の推進

身近で快適な道路空間形成プロジェクト
・自転車通行空間の整備
・地域幹線道路の整備推進
・交差点改良による渋滞解消の推進

戦略10 スマート東京・TOKYO Data Highway戦略
TOKYO Data Highwayプロジェクト
・水防災情報の発信強化
・インフラ維持管理における住民協働の推進

戦略13 水と緑溢れる東京戦略
緑溢れる東京プロジェクト
・都立公園等の新規拡張整備
・河川・水辺空間の緑化推進

まちづくりの機会を捉えた水辺再生プロジェクト
・かわてらすやオープンカフェ等の民間による水辺利用促進
・舟運の活性化

戦略17 多摩・島しょ振興戦略
多摩・島しょの交通ネットワークの強化
・多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）
・多摩南北・東西道路の整備推進

緑溢れる東京プロジェクト
・都立公園等の新規拡張整備

多摩・島しょの防災力向上
・災害時の代替ルート等となる道路整備の推進
・無電柱化の推進
・土砂災害対策の強化

戦略20 都政の構造改革戦略
都政の構造改革「シン・トセイ＝新たな都政」
・７つのコア・プロジェクトの推進
・防災対策のDX
・都民サービスの利便性向上

２ 「シン・トセイ 都政の構造改革ＱＯＳアップグレード戦略」の策定について

総務部総務課

都は、これまで進めてきた改革を継承・発展させ、様々な制度や仕組みの根本にまで遡った改革へと進化させることで、都政が今後直面する様々な危機や課題に対し、より的確に対応できる組織へと変革する「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略」を策定した。「シン・トセイ」では、都のあらゆる施策を“デジタルファースト”の視点で見直し、「都政のデジタルトランスフォーメーション（DX）」を梃子とし、「都政のクオリティ・オブ・サービス（QOS）」を向上させることで、「都民のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）を高め、都民の誰もが安全・安心で幸せを享受できる社会を実現することを目的としている。

建設局では、「シン・トセイ」において７つのコアプロジェクトに位置付けられている「５つのレス徹底推進プロジェクト」に基づき、ペーパーレス・FAXレス・はんこレス・キャッシュレス・タッチレスを推進し、デジタルを前提とした仕事の仕方への転換を図っていく。また、「ワンストップオンライン手続プロジェクト」に示された主要な行政手続のデジタル化を実現し、都民の利便性向上を図っていく。

そのほか、各局リーディングプロジェクトに掲げる、「防災対策のDX」として、デジタル技術を活用した水防災情報の発信強化、「都民サービスの利便性向上」として公園・動物園等における利便性の向上と新たなサービスの提供等、建設局独自の取組を推進していく。

３ 公の施設における指定管理者制度の活用

総務部総務課

平成15年６月に地方自治法が改正され、これまで公共的な団体にしか委託ができなかった公の施設の管理に、住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的として、民間の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

建設局では、平成16年７月に新規開設した都立小山内裏公園で初めて同制度を導入。18年４月には都立公園、庭園、駐車場、霊園、葬儀所及び動物園等91施設に導入した。以降、施設の追加等を経て、平成27年度には全ての施設の指定期間が満了となったため大規模な再選定を行い、現在100施設が同制度により運営されている。

同制度導入後は、各施設における管理運営状況の確認や指定管理者に対する指導、監督及び評価を適切に行っている。

今後も、公の施設の効用を最大限に発揮するため、指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な管理運営を行っていく。

４　東京都政策連携団体の戦略的活用

総務部総務課

建設局は（公財）東京都道路整備保全公社、（公財）東京都公園協会、（公財）東京動物園協会の３つの政策連携団体を所管している。

各団体はこれまで、道路行政、河川行政の補完、都立の公園、霊園、葬儀所、動物園の管理などの分野で局事業をサポートしてきた。近年、新たな都政課題や都民ニーズが増加しており、膨大な行政需要に応えるためには、都と政策連携団体が強力に連携し、「都庁グループ」としての機能を高める必要がある。そのため、都では「政策連携団体活用戦略」を策定し、各団体が現場で培った技術やノウハウを戦略的に活用していくこととした。

各団体においても、自律的な経営改革を推進することを目的に策定した経営改革プランに基づき、都庁グループの一員としての経営基盤の強化を図っている。

５　公共工事の品質確保に向けた取組

総務部技術管理課

平成17年４月に施行された「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を受け、建設局では平成17年11月に「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議」を設置し、学識経験者の意見を参考として、局事業における公共工事の品質確保の促進に取り組んでいる。

工事発注においては、価格及び品質面で総合的に優れた契約がなされるために、総合評価方式による契約を試行している。総合評価方式には、「施工能力審査型」、「技術実績評価型」、「技術力評価型」、「技術提案型」の４類型があり、工事の規模や技術的課題などに応じて適用している。設計等業務委託の契約では、総合評価方式を導入するとともに、広範で高度な知識が要求される業務などに対してはプロポーザル方式を活用するなど、より品質の高い成果を求めている。

なお、その後の品確法改正の趣旨を踏まえ、適切な工期設定や債務負担行為等を活用した事業の平準化、働き方改革への対応、ICT活用工事等の生産性向上などに取組んでいる。

６　工事施行の適正化推進

総務部技術管理課

公共事業については、公共工事に対する都民の信頼性の確保及び受注者の健全な発達を図ることが重要な課題となっている。

建設局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、工事施行適正化の取組を推進している。

入札時には、監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係や現場の専任性の確保を確認し、工事施工中には、監理技術者等の専任状況及び実質的関与、下請負業者を含む施工体制等の確認を日常的に行うほか期間を定めて各所一斉に施工体制に関する重点点検を行っている。

また、受注者からの工事成績評定に係る苦情申立に関し、厳正かつ公平な視点で調査審議を行い契約担当者等に適切な意見を表明するため、建設局工事等成績評定苦情審査委員会を設置している。

７　環境対策への取組

総務部技術管理課

建設局では、排出ガス対策型建設機械の使用の義務付けなどにより工事現場での環境対策を進めている。建設機械（ディーゼルエンジン仕様）の燃料は規格（JIS）に合った軽油の使用を義務付けた上、燃料の抜取確認を行っている。

また、ディーゼル自動車については、受注者に対し規制に適合している車両の使用及び車検証等写しの現場保管を義務付けている。

各々について違反が確認された場合には工事成績に厳正に反映させるなど取組を強化しており、今後も、不正軽油防止に向けた全庁的な取組と連携して、現場からの環境対策を推進する。

８　技術継承・維持及び職員の能力向上への取組

総務部技術管理課

「現場」を持つ建設局の強みを活かし、永年培われてきた技術力を維持・継承していくことが重要である。

建設局では、平成20年８月に「職員技術の継承と維持向上に向けた検討会」を設置し、具体的な

取組について検討した。

平成21年度からは、組織として技術継承を図ることを目的に「建設技術マイスター制度」の運用を開始し、現在局で活動している213の指導技術者が技術的助言、研修講師等の活動を行っている。今後も引き続き指導技術者の認定を行っていく。

また、土木技術支援・人材育成センターによる技術研修の充実、職場研修テキストを活用した若手技術職員の育成、業務上の経験を論文にまとめ発表する技術業務体験発表会の実施等により、技術力の継承・維持及び職員の能力向上を推進していく。

９　インフラ・ストック効果

総務部企画計理課

ストック効果とは、道路・河川・公園などの都市基盤施設が整備・供用されることで、将来、中長期的に生産性の向上や日々の都民生活の安全性・快適性を高めるなどの効果のことである。

こうしたストック効果を最大限発揮するために、日々インフラの整備と管理を行うとともに、多様な媒体や機会を活用し、一層積極的に情報発信することで、都民の理解と協力を得ながら、東京の都市基盤整備を推進していく。

インフラの整備がもたらす効果
～フロー効果とストック効果～

10　ホームレス対策

総務部企画計理課

令和３年１月の路上生活者概数調査によると、建設局所管施設のホームレス数は、287人である。

建設局は、公共施設の管理者として、都民共有の財産である道路、河川、公園の安全かつ快適な利用を確保する責務を負っている。

従前から、ホームレスに対しては、施設からの退去指導や物件撤去指導、特別清掃によるテントの縮小、所轄警察や地元住民と連携した環境浄化などを積極的に行い、公共施設の利用の適正化に努めてきた。

しかし、公共施設からホームレスの退去を図るだけでは、別の公共施設に移動するだけで、根本的な解決にならない。そのため、東京都は、「自立支援システム※」等の施策を行い、ホームレスの自立を促す取組を行ってきた。その成果もあり、建設局所管施設のホームレス数は着実に減少している。

引き続き、建設局は、平成31年３月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第４次）」に基づき、福祉施策と緊密に連携してホームレスの自立を促しつつ、退去指導等を積極的に展開することにより、建設局所管施設の本来機能の回復を図っていく。

※自立支援システム

ホームレスの社会復帰に向け、ホームレスの心身の健康回復と本人の能力等の総合的評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策

建設局所管施設のホームレス数内訳（令和３年１月）

道　路	146人
河　川	43人
公　園	98人
合　計	287人

（関連ページP. 54、P. 78、P. 128）

11　事業評価委員会

総務部企画計理課

建設局では、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業評価委員会を設置している。具体的には、国土交通省所管補助事業等について、必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から、外部の学識経験者等の意見を踏まえた上で今後の対応方針を決定することにより、効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図っている。

令和３年度委員会付議予定数（建設局分）：19件

第３　組　織　の　概　要

１　本庁各部課の分掌事務

部課名		分掌事務
総務	総務	人事（幹部職員）、議会、広報広聴、情報公開等に関すること。
	企画計理	予算、決算、事務事業の企画・調整、進行管理等に関すること。
	技術管理	事務事業の技術管理等に関すること。
	職員	人事（一般職員）、組織、福利厚生、研修等に関すること。
	用度	契約、物品管理、建設工事統計、公有財産、国有地等の管理・処分に係る連絡調整・指導、公有地の境界確定等に関すること。
用地	管理	貸付金、代替地の取得及び処分等に関すること。
	用地	用地取得の企画・調整、進行管理等に関すること。
	調整	用地取得の指導調査、評価、その他損失補償額の調整、土地の収用等に関すること。
道路管理	管理	路外駐車場の届出の受理、東京都道路整備保全公社、幹線道路の沿道の整備に関する法律の施行等に関すること。
	路政	道路管理の企画調整、路線の認定、有料道路、道路台帳整備等に関すること。
	監察指導	道路の監察、占用、工事調整等に関すること。
	保全	道路・橋梁の維持補修、その他道路占用工事等の技術的調整、指導に関すること。
	安全施設	道路交通安全施設の整備等に関すること。
道路建設	管理	道路・街路・橋梁整備事業の連絡調整等に関すること。
	計画	道路・街路・橋梁・新交通システム等整備事業の企画・調整に関すること。
	鉄道関連事業	鉄道・軌道と交差する道路・街路整備事業及び新交通システム等整備事業の実施に関すること。
	街路	街路の整備に関すること。
	道路橋梁	道路・橋梁の整備に関すること。
三環状道路整備推進	管理	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業の連絡調整等、用地の取得業務に関すること。
	整備推進	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業に係る企画、調整、調査、測量等に関すること。
公園緑地	管理	都立公園事業・霊園事業の連絡調整等、東京都公園協会及び東京動物園協会に関すること。
	計画	都立公園事業・霊園事業等の計画・調整、公共施設・道路の緑化等に関すること。
	公園	都市公園の占用及び使用等、緑地保全地区及び風致地区内の行為規制、霊園事業の企画及び運営等に関すること。
	公園建設	都立公園事業・霊園事業及び都市緑地保全事業の実施、オリンピック・パラリンピック競技大会に係る都立公園における競技会場等の建設・整備に関すること。
河川	管理	河川整備事業に係る連絡調整等に関すること。
	指導調整	河川管理の総合調整、河川の占用、公有水面の管理等に関すること。
	計画	河川・海岸の計画、調整等に関すること。
	改修	河川の改修、高潮防御施設等の整備に関すること。
	防災	河川・海岸保全施設・砂防施設等の維持補修工事、災害復旧工事、海岸保全施設等の工事、河川しゅんせつ、水防等に関すること。

２ 事務所の概要

所名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和３年度主要事業予定
第一建設事務所	中央区明石町２－４ 電話3542-0682 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	千代田区、中央区、港区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（放21、環１、環２、環４、補４、補11）、橋梁整備（高浜橋）、シンボルロード整備（内堀通り、六本木通り）、東京ストリートヒューマン１st（外苑東通り、外堀通り）、遮熱性舗装（晴海通り、六本木通り、赤坂杉並線）、電線共同溝（高輪麻布線、外苑西通り、国道130号、白山通りほか）、交通安全施設（日比谷通り、六本木通りほか）、自転車通行空間整備（永代通り、外堀通り、赤坂杉並線ほか）、道路緑化（靖国通り、新大橋通り、日比谷通りほか）、橋梁長寿命化（鎌倉橋、入船橋、天王洲大橋、日の出橋ほか）、道路施設補修（昭和通り地下自動車道、港共同溝、九段共同溝ほか）、中小河川整備（古川）、防潮堤耐震（日本橋川）、隅田川テラス整備、河川しゅんせつ（区部５河川）、外濠水質改善、河川水面清掃（区部30河川）
第二建設事務所	品川区広町２－１－36 （品川区総合庁舎内） 電話3774-0313 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	〃	道路街路整備（放17、放19、放23、環５の１、環６、補11、補26、補27、補28、補52、補54、補125、補128、補212）、特定整備路線（放２、補26、補28、補29、補52）、橋梁整備（若潮橋、等々力大橋（仮称）、鎌田橋）、道路補修（環八通り、山手通りほか）、遮熱性舗装（六本木通り、方南通りほか）、橋梁補修（上野毛大橋）、橋梁長寿命化（蒲田陸橋、大井陸橋、中之島橋ほか）、電線共同溝整備（環七通り、目黒通り、中原街道、井ノ頭通り、海岸通り）、自転車走行空間（環八通り）、トンネル長寿命化（平和隧道）、道路緑化（山手通りほか）、中小河川整備（仙川、目黒川、谷沢川分水路）、高潮防御施設整備（呑川、内川、海老取川、目黒川）、調節池補修（荏原調節池、船入場調節池）
第三建設事務所	中野区中野４－８－１ （中野区総合庁舎内） 電話3387-5132 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	新宿区、中野区、杉並区	〃	道路街路整備（放５、放24、放25、環３、環４、環５の１、補26、補62、補74、補133）、特定整備路線（補227）、新宿歩行者専用道、橋梁の長寿命化（高円寺陸橋ほか）、橋梁補修（天沼橋ほか）、道路照明のLED化（人見街道ほか）、設備更新（井荻トンネル）、遮熱性舗装（新目白通りほか）、保水性舗装（新宿副都心五号線）、自転車通行空間（新青梅街道）、電線共同溝整備（中杉通り、環七通りほか）、道路補修（青梅街道ほか）、中小河川整備（神田川、妙正寺川、善福寺川、環状七号線地下広域調節池、和田堀公園調節池、下高井戸調節池）

所名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和３年度主要事業予定
第四建設事務所	豊島区南大塚２－36－２ 電話5978-1703 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	豊島区、板橋区、練馬区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主８、主68、特441、放７、放９、放35、放36、環５の１、外環の２、補133、補156、補172、補230、補233）、特定整備路線（補26、補73、補81、補82、補172）、すいすいプラン（特447）、道路補修（目白通りほか）、遮熱性舗装（宮仲公園通り）、橋梁長寿命化(みのわ陸橋)、道路照明のLED化（相生陸橋ほか)、電線共同溝整備（環七通りほか）、自転車通行空間整備(新青梅街道ほか)、板橋四ッ又駐車場設備改修、中小河川整備（石神井川、白子川、城北中央公園調節池、環状七号線地下広域調節池）、河川防災（新河岸川、比丘尼橋下流調節池）、河川環境整備（新河岸川）
第五建設事務所	葛飾区東新小岩１－14－11 電話3692-4574 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	〃	道路街路整備（放32、環３支1.2、補120、補142、補144、補277、特474）、特定整備路線（放32、補142、補143、補144）、交通安全施設（主10、主308、主319、国14、特450）、電線共同溝整備（主307、主308、主315、主318、主319、特449、特461、特471）、橋梁整備（小原橋、東雲橋、夢の島大橋）、長寿命化（奥戸陸橋、総武陸橋、小岩大橋、平井大橋、枕橋、汐浜橋、福島橋、新川大橋、船堀橋、七枝橋、新水戸橋、葛西橋）、道路補修（主10、主54、主307、主308、主315、主318、主319、特449、特450、特461、特463、特474、特477）、河川（中川、新中川、旧江戸川、隅田川、綾瀬川）
第六建設事務所	足立区梅田８－13－24 電話5845-8055 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当） 令和３年９月21日から以下の場所へ移転します。 足立区千住東２-10-10 電話3882-1152 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和44年４月１日	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区	〃	道路街路整備（放８、放10、環４、環５の２、補73、補85、補86、補88、補90、補94、補118、補136、補138、補261)、特定整備路線（補73、補86、補90、補136、補138）、橋梁整備（後楽園北歩道橋、第三護国寺歩道橋、根岸二丁目歩道橋）、交通安全施設（主８、主58、主301、主308、主319、特437、特453）、橋梁の長寿命化（堀切橋、江北橋、扇大橋、両大師橋、熊野前陸橋、尾久橋、大谷田陸橋、新神谷橋、江北陸橋、新荒川大橋）、道路補修（国122、主８、主58、一103、一106、一107、主306、主313、主314、主318、主319、特437、特449、特452、特462、特467）、電線共同溝整備（国122、主58、主306、主307、主313、主318、主319、特437、特455、特458)、中小河川整備（神田川）、高潮防御施設整備（石神井川、毛長川）、緩傾斜型堤防整備（綾瀬川六町地区）、耐震対策（綾瀬川、石神井川）、河川防災（神田川、石神井川、新河岸川）

所名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和３年度主要事業予定
西多摩建設事務所	青梅市東青梅３－20－１ 電話0428-22-7210 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和44年４月１日	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（国411、主５、主７、主31、主45、主45〈多摩川南岸道路〉、主33〈秋川南岸道路〉、一238〈梅ヶ谷トンネル〉、一165、一166、一202、一250〈秋多３・３・９〉、一251、青梅３・４・４、福生３・４・４、福生３・３・30、秋多３・４・６）、交通安全施設（国411、主７、主29、主31、主45、すいすいプラン４箇所）橋梁整備（本宿橋（仮称）、羽村大橋）、中小河川整備（平井川、霞川）、砂防（中曽川、西川、海沢川、本宿第一沢）、急傾斜地（河辺一丁目、長淵一丁目、大久野新井）、河川防災等（秋川、平井川、大丹波川、御岳山）、河川環境（秋川）道路補修（国411ほか）、道路災害防除（一204ほか）、電線共同溝整備（主５、主29ほか）、橋梁補修（上成木橋ほか）、橋梁長寿命化（睦橋、氷川大橋、昭和橋、中福生陸橋、三頭橋ほか）、トンネル予防保全（大麦代トンネル、日原トンネルほか）
南多摩東部建設事務所	町田市中町１－31－12 電話042-720-8622 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和60年10月１日	町田市、多摩市、稲城市	〃	道路整備（主18、主19、主47、主57、一141、一155、一156、一158、一503）、橋梁整備（関戸橋、坂浜橋（仮称）ほか）、街路整備（町田３・３・36）、交通安全施設（主３、主９、主18、主19、主20、主47、すいすいプラン12箇所）、中小河川整備（鶴見川、境川調節池等、三沢川）、砂防海岸整備（連光寺、和田）、河川防災（三沢川、境川）、河川環境整備（大栗川、乞田川）、電線共同溝整備（主18）、道路補修（主3、主9、主18、主19、主41、主47、主56、主57、一140、一156、一158）、橋梁補修（大栗橋ほか）
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町３－19－２ （八王子合同庁舎内） 電話042-643-2604 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和60年10月１日	八王子市、日野市	〃	道路街路整備（主32、主47、一173、八王子３・３・10、八王子３・３・13、八王子３・４・28、日野３・４・３）、橋梁整備（松枝橋、日野橋、東秋川橋）、交通安全施設（主46、一173）、中小河川整備（谷地川、川口川、城山川）、河川防災（浅川、山田川、案内川）、急傾斜地（高尾、高尾２、初沢３－４）、河川環境整備（大栗川）、河川維持、道路補修（主20、主32、主46、主59、一155、一166、一173、一256、一521）、道路災害防除（一166、一516、一521）、橋梁維持（敷島橋、堰場橋ほか）、橋梁の長寿命化（豊田陸橋）、電線共同溝整備（一158）

所名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和３年度主要事業予定
北多摩南部建設事務所	府中市緑町１－27－１ 電話042-330-1802 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和48年４月１日	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主11、一233、三鷹３・２・２、三鷹３・２・６、三鷹３・４・７、三鷹３・４・３、三鷹３・４・11、三鷹３・４・12、武蔵野３・３・６、武蔵野３・４・24、小金井３・４・11、西東京３・２・６、西東京３・３・14、西東京３・４・９、西東京３・４・12、西東京３・４・13、府中３・２・２の２、府中３・４・５、府中３・４・７、調布３・４・２、調布３・４・11、調布３・４・17、調布３・４・18）、橋梁整備（関戸橋）、交通安全施設（一114、すいすいプラン12箇所）、道路補修（主３ほか）、電線共同溝整備（主14東八道路）、街路樹診断（主12武蔵境通りほか）、中小河川整備（野川、石神井川、入間川、野川大沢調節池、石神井川上流第一調節池（仮称））、河川防災（仙川）、河川維持
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町２－15－19 電話042-540-9501 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和48年４月１日	立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	〃	道路街路整備（国分寺３・２・８、小平３・２・８、東村山３・３・８、国分寺３・４・６、東村山３・４・11、東村山３・４・18、東村山３・４・15の１及び２、立川３・２・４）、交通安全施設（主４、主７、一227、すいすいプラン７箇所）、道路補修（主５、一145ほか）、電線共同溝整備（主16ほか）、長寿命化（武蔵国分寺陸橋ほか）、中小河川整備（柳瀬川、空堀川、奈良橋川、黒目川、落合川下谷橋調節池）、河川防災（柳瀬川）、河川維持
土木技術支援・人材育成センター	江東区新砂１－９－15 電話5683-1512 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・技術支援課管理担当）	平成21年４月１日		土木事業の技術支援、人材育成、調査・開発、技術情報蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー	建設事務所等への現場の技術支援、建設局の施策実現に向けた計画的・継続的な調査・開発、技術情報の蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー、技術職員の技術力の維持・向上を図る技術研修及びマイスター制度などによるベテラン職員の持つノウハウを次世代に引継ぐ技術継承
東部公園緑地事務所	台東区上野公園７－47 電話3821-6141 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	２３区全域 武蔵野市、三鷹市、日野市、松戸市の一部等区外管理地	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園葬儀所の整備・管理、史跡名勝等の管理、苗木育成、動物園の管理と施設整備、オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の調整	公園緑地整備（日比谷、青山、戸山、上野、代々木、浮間、赤塚、舎人、城北中央、石神井、高井戸、篠崎、水元、浜離宮、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園ほか）、霊園葬儀所整備（青山、谷中、雑司ケ谷、八柱、瑞江葬儀所ほか）、動物園整備（上野、多摩、井の頭、葛西臨海）、公園用地取得（和田堀、城北中央、篠崎、石神井、祖師谷、清澄、善福寺川緑地ほか）
西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山１－17－59 電話0422-47-0111 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	多摩地域全域	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園の整備・管理、特別緑地保全地区内の都有地の保全、史跡名勝の管理、苗木の育成	公園緑地整備（大戸、東伏見、六仙、滝山、野山北・六道山、中藤、小金井、小宮、神代ほか）、霊園整備（八王子、小平、多磨）、公園用地取得（東伏見、六仙、神代、野山北・六道山、東大和、中藤、滝山、小金井、武蔵野、小山田、大戸ほか）、プレ・パーク事業の実施
江東治水事務所	葛飾区東新小岩１－14－11 電話3692-4832 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和33年５月１日		低地河川の整備、水門・排水機場等の管理及び整備	高潮防御施設整備事業（新中川ほか）、スーパー堤防等整備事業（隅田川ほか）、耐震・耐水対策事業（隅田川・中川・水門等）、江東内部河川整備事業（横十間川ほか）、水門管理事業（水門管理センターほか21施設）

3　総務局所管事務所（建設局関連）の概要

所名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和３年度主要事業予定
大島支庁土木課	大島町元町字オンダシ222-1 電話04992-2-4441 （令和３年５月から仮設庁舎へ移転中） 大島町元町字赤禿90-14 電話04992-2-4441	大正15年７月１日	大島町、利島村、新島村、神津島村	道路・橋梁・砂防・海岸・急傾斜地・地すべり防止施設等の建設及び維持管理	道路整備（一208泉津、一208間伏差木地）、道路補修（一208岡田、一208泉津、利島）、交通安全施設（一208野増、一211十銭畑、一224榎木が沢）、砂防（沢立沢、大清水沢、小清水沢、大金沢、佐久川、滝川沢、差木地沢、神津沢）、海岸整備（和田浜）、河川防災（前浜[利島]、羽伏浦、若郷、間々下浦）ほか
三宅支庁土木港湾課	三宅村伊豆642番地 電話04994-2-1313	昭和18年４月１日	三宅村、御蔵島村	〃	道路整備（一 212、一 223）、交通安全施設（一 212、一 223）、海岸（阿古、横まま、御蔵）、道路補修、道路災害防除、河川補修、緑地保護、砂防（長沢、厚木沢、西川西支川、島内除石工）
八丈支庁土木課	八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1114	大正15年７月１日	八丈町、青ヶ島村	〃	道路整備（一216大賀郷、一215大里、神子尾　一236青ヶ島）、交通安全施設（大賀郷、三根）、災害防除（末吉、青ヶ島）、路面補修（三根他）、砂防（大里一ノ沢）、河川維持（三根）河川防災（鴨川、汐間海岸）
小笠原支庁土木課	小笠原村父島西町 電話04998-2-2123	昭和43年６月26日	小笠原村	道路・橋梁・砂防・地すべり防止施設・都市公園の整備及び維持管理	道路整備（行文線、北進線）、災害防除（長谷、西浦）、交通安全施設（一240 、一241）、砂防（時雨川）、河川防災（大谷川）、都市公園整備（大神山公園）

第4　組織の沿革

年	月日	本庁	月日	本庁行政機関
S21	2.1 7.11 9.2 12.27	建設局 庶務課 都市計画課 公園緑地課 道路課 河川課 敷地工事課 土地課 建築課 住宅課 港湾課 土地課は土地整理課となる 庶務課は総務課となる 整地工事課 土地整理課 } 廃止 区画整理課 土地課 } 設置	2.1 5.14	第一～第五土木出張所 南・北・西部公園緑地出張所 上野恩賜公園動物園 瀝青混合所 土木出張所は建設事務所となる 上野恩賜公園動物園は恩賜上野動物園となる
23	5.1 9.1	整地工事課設置 建築課 住宅課 } 建築局へ分離	11.11 12.1	土木技術研究所復活 第一～第五復興区画整理事務所設置
24	11.9	公園緑地課は公園観光課となる 港湾課は港湾部となる 土地課は財務局へ移管	6.11 11.12	公園緑地出張所は公園緑地事務所となる 中川改修事務所復活
26	6.11	港湾部は港湾局となる		
27	11.1	部課制の採用 総務部 計画部 公園緑地部 道路部 河川部 区画整理部		
31	12.16	計画部は都市計画部となる 技監設置		
32	4.15	道路部廃止 道路管理部 道路建設部 } 設置	4.15	復興区画整理事務所は区画整理事務所となる
33			5.1	中川改修事務所は江東治水事務所となる 駐車場管理事務所設置 多摩動物公園管理事務所設置
35	7.1	都市計画部は首都整備局へ移管	4.1 12.1	特定街路建設事務所設置 特定街路建設事務所廃止 第一～第三特定街路建設事務所設置
36	4.1	道路建設部廃止 道路建設本部 建設部 用地部 } 設置	4.1	第四特定街路建設事務所設置
39	8.1	区画整備部は都市改造部となる	8.1 12.1	北多摩建設事務所設置 第一～第五区画整理事務所は東部・南部・西部・北部区画整理事務所に再編成 市街地改造事務所設置 多摩動物公園管理事務所は多摩動物公園となる 多摩川砂利管理事務所設置 駒沢オリンピック公園事務所設置
40	7.17	道路建設本部 建設部 用地部 道路管理部 } 廃止 総務部は建政部となる 道路監 道路用地部 道路工事部 } 設置	11.1	駐車場管理事務所廃止
41	7.19 12.1	次長設置 主幹 道路管理担当 主幹 技術管理担当 } 設置		

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
43	7.5	次長廃止 道路用地部は用地部となる		
44	7.5	建政部、道路工事部は総務部、道路部となる 主幹（道路計画担当）設置 主幹（道路工事担当）設置 主幹（技術管理担当）は主幹（企画技術管理担当）となる	7.5	第六建設事務所 西多摩建設事務所 南多摩建設事務所設置 瀝青混合所・多摩川砂利管理事務所廃止
	12.11	主幹（江東地区再開発担当）設置		
45	7.16	次長設置 主幹（江東地区再開発担当）廃止		
46	6.17	道路部、都市改造部 廃止 道路管理部、道路建設部、都市防災本部、管理部、再開発部、区画整理部 設置 主幹（道路管理担当）廃止 主幹（道路工事担当）廃止 主幹（道路保全担当）設置	6.17	市街地改造事務所廃止 市街地再開発事務所設置
47	2.16	主幹（葛西沖開発担当）設置	2.16	東部・南部・北部区画整理事務所は、第一・第二・第三区画整理事務所、西部区画整理事務所は市街地再開発事務所、市街地再開発事務所は江東再開発事務所となる
	12.1	主幹（低地防災計画担当）設置	12.1	第三、南多摩、北多摩建設事務所及び第一、第四特定街路建設事務所に次長を設置
48	4.1	主幹（緑化推進担当）設置	4.1	北多摩建設事務所・第三特定街路建設事務所廃止 北多摩南部建設事務所・北多摩北部建設事務所設置 北多摩南部・北部建設事務所に次長を設置
49	7.1	都市防災本部に技監を設置 主幹（葛西沖開発担当）廃止 主幹（局務）設置	7.1	西多摩建設事務所に次長を設置
50	12.1	主幹（局務）廃止 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）設置		
51	8.1	都市防災本部技監廃止 都市防災本部、管理部、再開発部、区画整理部 廃止 企画部、再開発部、区画整理部 設置 主幹（企画技術管理担当）廃止 主幹（低地防災計画担当）廃止 参事設置		
52	7.11	主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）廃止 主幹（緑化推進担当）廃止 主幹（公園管理担当）設置	7.11	江東南部再開発事務所設置
56			4.1	第一・第二・第四特定街路建設事務所廃止 第一・第四特定街路建設事務所の次長を廃止 第一街路整備事務所・第二街路整備事務所設置
57	4.1 8.1	次長廃止 次長設置		

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
59	12.1	企画部廃止	12.1	第三建設事務所の次長を廃止
60	4.1	主幹（事業調整）設置	7.1	駒沢オリンピック公園事務所廃止 西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所の次長を廃止 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所、江東治水事務所に副所長設置 南部・北部・西部公園緑地事務所に副所長設置 南多摩建設事務所、市街地・江東・江東南部再開発事務所廃止 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所設置 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所に副所長設置
	10.1	主幹（事業調整）廃止	10.1 12.1	
61	4.1 5.23	主幹（道路公社設立準備担当）設置 次長廃止	7.1	恩賜上野動物園、多摩動物公園に副園長設置
63	4.1	主幹（道路公社設立準備担当）廃止 主幹（水上バス）設置	4.1	第二～第三区画整理事務所に副所長設置
H元	4.1 7.16	主幹（水上バス）廃止 次長設置	4.1	第一～第二街路整備事務所廃止 第七建設事務所設置 第七建設事務所、第一区画整理事務所に副所長設置

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
2	8.1	職の名称変更 企画担当部長 参事（道路保全担当） 参事（道路計画担当） 参事（公園管理担当）		
3			4.1	道路モノレール建設事務所設置
10			4.1	南部公園緑地事務所・北部公園緑地事務所廃止 東部公園緑地事務所設置
12			4.1	道路モノレール建設事務所廃止 新交通建設事務所設置
13	4.1	区画整理部・再開発部廃止 市街地整備部の設置	4.1	第三区画整理事業所廃止 第一、第二再開発事務所廃止 再開発事務所設置
14	4.1	理事設置 多摩ニュータウン事業部設置	4.1	多摩ニュータウン整備事務所設置
16	4.1	理事（多摩ニュータウン事業担当）廃止 市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部を統合し、都市整備局に移管	4.1	第一・第二区画整理事務所及び再開発事務所は都市整備局へ移管 多摩ニュータウン整備事務所は３級事業所とし都市整備局へ移管
17			4.1	第七建設事務所廃止
18			4.1	土木技術研究所廃止 土木技術センター設置 恩賜上野動物園及び多摩動物公園は指定管理者制度の導入に伴い廃止

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
19			4.1	新交通建設事務所廃止					
20	7.16	三環状道路整備推進担当部長設置							
21	4.1 7.16	三環状道路整備推進担当部長廃止 三環状道路整備推進部設置 情報基盤整備担当部長設置	4.1	土木技術センター廃止 土木技術支援・人材育成センター設置					
22	7.16	参事（道路保全担当）廃止 参事（道路計画担当）廃止 参事（公園管理担当）廃止 道路保全担当部長設置 道路計画担当部長設置 公園管理担当部長設置							
23	4.1	情報基盤整備担当部長廃止							

第５　人員一覧表

令和3年4月1日現在（単位：人）

区分	管理職										一般職員														計
	( )は再任用職員数で内数										( )は再任用職員数で内数														
	事務	技術								小計	事務	技術											技能労務	小計	
		土木	建築	機械	電気	林業	造園	獣医	技術計			土木	建築	機械	電気	ICT	林業	畜産	水産	造園	獣医	技術計			
総務部	9	6		1					7	16	72	18	3	1	1	1						24		96	112
用地部	6									6	60		4									4		64	70
道路管理部	4	10							10	14	36	77	1	1	3							82		118	132
道路建設部	1	14							14	15	21	99										99		120	135
三環状道路整備推進部	2	2							2	4	19 (1)	8	1									9		28 (1)	32 (1)
公園緑地部	9						3		3	12	36	1	3	1				2		31		38		74	86
河川部	3	8							8	11	30	70		2	6							78		108	119
小計	34	40		1			3		44	78	274 (1)	273	12	5	10	1		2		31		334		608 (1)	686 (1)
第一建設事務所	2 (1)	4	1						5	7 (1)	29	78 (3)	1	2	4					2		87 (3)	5 (1)	121 (4)	128 (5)
第二建設事務所	6	4							4	10	63 (3)	97	4	2 (1)	4	1				1		109 (1)	2	174 (4)	184 (4)
第三建設事務所	3 (1)	4			1				5	8 (1)	42 (1)	83 (3)	5	3	4					2 (1)		97 (4)	2	141 (5)	149 (6)
第四建設事務所	6 (2)	4							4	10 (2)	61 (1)	84 (6)	4	2	4					2		96 (6)	2	159 (7)	169 (9)
第五建設事務所	4	3							3	7	39 (3)	75 (4)	1		2					2 (1)		80 (5)	5	124 (8)	131 (8)
第六建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	54 (2)	83 (5)	3		1					2 (1)		89 (6)	3 (1)	146 (9)	153 (10)
西多摩建設事務所	4	5							5	9	38 (4)	90 (4)	1		2 (1)							93 (5)	6 (1)	137 (10)	146 (10)
南多摩東部建設事務所	4 (2)	3							3	7 (2)	28 (1)	60 (3)	2	1	2							65 (3)	3	96 (4)	103 (6)
南多摩西部建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	29 (1)	50 (4)	1		1							52 (4)	2	83 (5)	90 (6)
北多摩南部建設事務所	4 (1)	4							4	8 (1)	36 (3)	64 (4)	1		1					1		67 (4)	2 (1)	105 (8)	113 (9)
北多摩北部建設事務所	3 (2)	4	1						5	8 (2)	44 (1)	62 (3)	3		1							66 (3)	2 (1)	112 (5)	120 (7)
土木技術支援・人材育成センター		2							2	2	4 (1)	21 (1)										21 (1)		25 (2)	27 (2)
東部公園緑地事務所	3	1				1	3		5	8	37 (2)	9 (1)	7	4	8 (1)					31 (1)		59 (3)		96 (5)	104 (5)
西部公園緑地事務所	1	1					2 (1)		3 (1)	4 (1)	20 (1)	5	2	1	1					19 (3)		28 (3)	1	49 (4)	53 (5)
江東治水事務所	1 (1)	4			1				5	6 (1)	8	56 (2)	4	15	19							94 (2)	1 (1)	103 (3)	109 (4)
小計	51 (12)	47	2		2	1	5 (1)		57 (1)	108 (13)	532 (24)	917 (43)	39	30 (1)	54 (2)	1				62 (7)		1,103 (53)	36 (6)	1,671 (83)	1,779 (96)
計	85 (12)	87	2	1	2	1	8 (1)		101 (1)	186 (13)	806 (25)	1,190 (43)	51	35 (1)	64 (2)	2		2		93 (7)		1,437 (53)	36 (6)	2,279 (84)	2,465 (97)

第６　令和３年度予算

１　予算の基本的な考え方

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。また、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動などに鑑みれば、今後の景気動向は不透明な情勢である。

こうした中にあっても、今日の都政には、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化や、安全安心な東京2020大会の開催に向けた準備など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨対策・大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、誰もが安心して暮らし、人がいきいきと輝き活躍する社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

都政がなすべき役割を果たしていくためには、各局が緊密に連携して知恵を絞ることに加え、行政にない発想を活用していくほか、テレワークの推進、行政手続のオンライン化、デジタル技術を活用した業務の効率化など都政の構造改革を進めるとともに創意工夫を凝らしてより一層無駄を無くすなど賢い支出を徹底することが不可欠である。

令和３年度予算は、厳しい財政環境の中にあっても、都民の命を守ることを最優先としながら、東京の経済を支えその先の未来を見据えて都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、将来にわたって成長し続ける都市・東京の実現に向けて戦略的な取組を果敢に進めていく、加えて、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組むとともに、この間、浮き彫りとなった課題に的確に対処していくこと

第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、持続可能な財政運営に努めること

第三に、東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくこと

を基本として編成した。

このような都の予算編成方針のもと、建設局では、次の３つを基本方針とし、以下の４つの視点により、必要となる予算を編成した。

一点目は、東京2020大会とその先を見据え、都市基盤施設の効果的・重点的な整備と、適切な維持管理を通じて、都民の安全と安心を守るとともに、次世代に良好な社会資本を継承すること

二点目は、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けた取組を推進すること

三点目は、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点を持つこと

＜４つの視点＞　【安全安心】・【渋滞対策】・【快適環境】・【施設管理】

２　予算規模

令和３年度の建設局関係予算の総額は5,689億円で、前年度に対して△185億円、△3.2％の減となっており、その会計別の内訳は**第１・１表**のとおりである。

一般会計について、都全体と当局とを比較すると、**第１・２表**のとおり、一般会計全体の予算規模が前年度に比べ1.0％増、当局の予算規模は、△3.2％減であり、一般会計全体に占める当局の割合は、7.6％となっている。

（**資料第１－（２）**、P.172）

第１・１表　建設局関係予算規模（会計別）

区　分	３年度	２年度	比較増減	増減率
	億円	億円	億円	％
一　般　会　計	5,646	5,832	△186	△3.2
用　地　会　計	43	42	1	1.7
合　　計	5,689	5,874	△185	△3.2

第１・２表　建設局関係予算規模（年度別）

区分／年度	一般会計				都全体に占める建設局割合（B/A）
	都全体（A）		建設局（B）		
	予算額	増減率	予算額	増減率	
平成	億円	％	億円	％	％
24	61,490	△ 1.4	4,721	△ 1.7	7.7
25	62,640	1.9	4,768	1.0	7.6
26	66,667	6.4	5,053	6.0	7.6
27	69,520	4.3	5,499	8.8	7.9
28	70,110	0.8	5,860	6.6	8.4
29	69,540	△0.8	5,909	0.8	8.5
30	70,460	1.3	5,965	1.0	8.5
令和元	74,610	5.9	5,753	△3.5	7.7
2	73,540	△ 1.4	5,832	1.4	7.9
3	74,250	1.0	5,646	△3.2	7.6

3　一般会計歳入予算の概要

令和３年度の建設局歳入予算は、所管外財源を含めた特定財源総額で4,913億円となっている。

前年度と比べて特定財源は693億円の増、一般財源は△879億円の減となっている。（**第１・１図**）

第1・1図　一般会計当初予算の推移と財源の構成

（単位：億円、％）

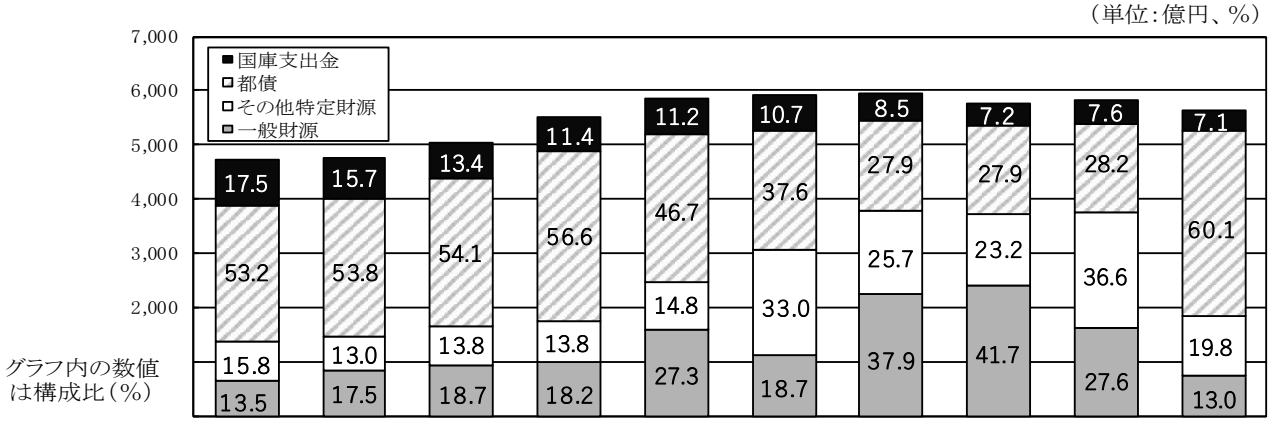

区　　分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国庫支出金	825	749	676	625	656	633	507	414	442	398
都債	2,512	2,564	2,732	3,112	2,735	2,221	1,663	1,607	1,647	3,396
その他特定財源	744	622	696	762	869	1,944	1,542	1,334	2,131	1,119
一般財源	640	833	949	1,000	1,600	1,111	2,253	2,398	1,612	733
計	4,721	4,768	5,053	5,499	5,860	5,909	5,965	5,753	5,832	5,646

(1) 特別交付金

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
1,172,612	1,139,895	32,717

道路交通法の反則行為に関する処理手続の特例によって、国に納付された反則金の収入額を建設局及び警視庁所管の交通安全施設（歩道、道路標識等）の整備の費用に充てるため人口集中地区人口、人身事故発生件数及び改良済道路延長を基準として交付されるものである。

(2) 分担金及負担金

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
10,792,246	9,068,957	1,723,289

鉄道と道路との連続立体交差事業に伴う負担金や中小河川の護岸改修に伴う橋梁架替費用の負担金などであり、その内訳は**第１・３表**のとおりである。

(3) 使用料及手数料

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
28,410,491	27,965,519	444,972

使用料は、道路や河川敷地の占用料、動物園の入園料、公園施設の利用料などであり、手数料は、行政サービスの対価として徴収するもので、その内訳は**第１・４表**のとおりである。

第１・３表　分担金及負担金

区　　分	３　年　度	２　年　度
道路橋梁費関係（連続立体交差事業に伴う負担金ほか）	10,421,636 千円	8,721,127 千円
河川海岸費関係（河川工事に伴う橋梁架替の負担金ほか）	331,924	343,697
公園霊園費関係（法面整備工事に伴う負担金ほか）	38,686	4,133

第１・４表　使用料及手数料

区　　分	３　年　度	２　年　度
道路橋梁費関係（道路占用料ほか）	13,672,796 千円	13,663,269 千円
河川海岸費関係（河川敷地占用料、流水占用料ほか）	3,229,821	3,243,759
公園霊園費関係（動物園入園料、公園・霊園施設使用料ほか）	11,498,362	11,049,103
土木管理費関係（証明閲覧ほか）	9,512	9,388

(4) 国庫支出金

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
39,792,013	44,216,494	△4,424,481

地方財政法等の規定に基づき、国がその事業の経費の一部を負担する国庫負担金並びに国が特定の事業を奨励することを目的として支出する国庫補助金及び国の法定受託事務等に支出される国庫委託金があり、その内訳は**第１・５表**のとおりである。

(5) 財産収入

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
1,071,201	1,403,068	△331,867

都有財産の運用収入及び公共事業の施行に伴う代替地の売払い収入などで、その内訳は**第１・６表**のとおりである。

(6) 寄附金

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
10,000	10,000	0

公益財団法人東京動物園協会からのジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに係る寄附金である。

(7) 繰入金

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
67,054,648	171,911,413	△104,856,765

街路整備事業等の施行に伴う下水道工事負担金や水道工事における道路自費復旧工事の監督事務費などを各公営企業会計から繰り入れるもののほか、社会資本等整備基金や無電柱化推進基金などから財源充当される基金繰入金であり、その内訳は**第１・７表**のとおりである。

第１・５表　国庫支出金

区　　分	３　年　度	２　年　度	負担補助割合
国庫負担金（土木費国庫負担金）	18,431,821 千円	12,732,632 千円	
道路橋梁（街路整備ほか）	16,105,000	11,015,000	1/3・1/2・3/5・0.667
河川海岸（中小河川整備ほか）	2,323,000	1,713,000	1/2・0.667
土木管理（市町村指導監督）	3,821	4,632	10/10
国庫補助金（土木費国庫補助金）	21,346,898	31,470,843	
道路橋梁（街路整備ほか）	17,527,883	25,374,018	1/2・3/5
河川海岸（高潮防御施設ほか）	3,502,043	5,732,065	1/3・1/2・5.5/10・9/10
公園霊園（公園整備ほか）	316,972	364,760	1/3・1/2
国庫委託金（土木費委託金）	13,294	13,019	
河川海岸（水害統計調査）	226	226	10/10
土木管理（建設統計調査）	13,068	12,793	10/10

第１・６表　財 産 収 入

区　　分	３　年　度	２　年　度
河川海岸費関係（地所賃貸料ほか）	15,830 千円	15,645 千円
公園霊園費関係（地所賃貸料）	56	52
土木管理費関係（用地取得に関連する代替地売払ほか）	1,055,315	1,387,371

第１・７表　繰　入　金

区　　分	３　年　度	２　年　度
公営企業会計繰入金	1,129,522 千円	1,025,660 千円
中央卸売市場会計繰入金（同時施行工事負担金ほか）	90,265	90,236
臨海地域開発事業会計繰入金（臨海部開発者負担金）	240,000	150,000
交通事業会計繰入金（非常用発電設備維持管理費負担金）	17,960	17,802
高速電車事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費）	397	397
水道事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費ほか）	253,200	282,182
工業用水道事業会計繰入金（公園水道管切替工事負担金ほか）	32,072	78,536
下水道事業会計繰入金（街路事業に伴う下水道工事負担金ほか）	495,628	406,507
基金繰入金（社会資本等整備基金、無電柱化推進基金ほか）	65,925,126	170,885,753

(8) 諸収入

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
4,734,295	4,459,299	274,996

公共事業の施行に伴う移転資金貸付金などの元利収入、街路整備事業と隣接事業との同時施行に伴う受託事業収入、宝くじ収入などであり、内訳は**第１・８表**のとおりである。

(9) 都債

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
339,620,000	164,653,000	174,967,000

道路、河川、公園など都市基盤の整備にあたり、納税者の世代間の負担の均衡を図り、投資的経費の財政需要に応えていくための計上であり、内訳は**第１・９表**のとおりである。

第１・８表　諸　収　入

区　　分	３　年　度	２　年　度
道路橋梁費関係（街路事業との同時施行工事受託費ほか）	2,024,778 千円	1,593,284 千円
河川海岸費関係（河川工事に伴う橋梁架設工事受託費ほか）	22,363	266,527
公園霊園費関係（宝くじ収入ほか）	2,477,052	2,373,906
土木管理費関係（生活再建資金貸付返済金ほか）	210,102	225,582

第１・９表　都　　債

区　　分	３　年　度	２　年　度
道路橋梁費関係（街路整備、道路補修ほか）	227,545,000 千円	116,487,000 千円
河川海岸費関係（中小河川整備、高潮防御施設ほか）	90,409,000	36,486,000
公園霊園費関係（公園整備、動物園整備ほか）	21,666,000	11,680,000

４　一般会計歳出予算の特徴

(1) 令和３年度予算のポイント

1) 安全安心－安心で暮らしやすい社会の実現

1,838億円（対前年度　156億円増　9.3%増）

①中小河川の豪雨対策　508億円
環状七号線地下広域調節池など

②高潮防御施設等の整備　103億円
毛長川、石神井川など

③河川における防災情報の発信・充実　3億円

④東部低地帯の耐震・耐水対策　319億円
綾瀬川、中川、日本橋水門など

⑤木密・特定整備路線の整備　443億円
補助第29号線など 18路線 31箇所

⑥無電柱化の推進　310億円

⑦道路斜面の安全対策　49億円

⑧土砂災害対策（砂防・急傾斜地等）　77億円

⑨河川防災　御蔵海岸など　9億円

⑩都立公園の防災機能の強化充実　17億円
舎人公園、小宮公園など

2) 渋滞対策－国際競争力と経済活力の強化

1,681億円（対前年度△291億円減 △14.8%減）

①骨格幹線道路の整備　767億円
放射第25号線、小平3・2・8号線など

②首都圏三環状道路の整備　外環　51億円

③地域幹線道路の整備　375億円
補助第230号線、八王子町田線など

④鉄道の連続立体交差事業の推進　373億円
西武新宿線、京王京王線など 6路線7箇所

⑤多摩都市モノレールの整備　3億円

⑥橋梁の整備（新設・架替）　86億円
等々力大橋(仮称)、関戸橋など 13橋

⑦第３次交差点すいすいプラン　27億円
右折レーン設置等の交差点改良 45箇所

3) 快適環境－魅力ある都市づくり

408億円（対前年度　1億円増　0.3%増）

①都立公園の整備　257億円
篠崎公園、六仙公園など

②道路や水辺空間の緑化推進　14億円

③道路のバリアフリー化　6億円

④自転車通行空間の整備　18億円

④東京ストリートヒューマン1st事業　1億円

⑤環境対策型舗装の推進　77億円

⑥道路照明のＬＥＤ化　34億円

4) 施設管理－都市基盤施設の良好な維持管理

758億円（対前年度 19億円増 2.6%増）

①道路･河川･公園の維持管理　537億円

②予防保全型管理 橋梁長寿命化など　221億円

(2) 令和３年度予算による事業効果

1) 小山乞田線（唐木田）完成
2) 大田調布線（国領２期）完成
3) 八王子町田線（木曽東）完成
4) 恋ヶ窪新田三鷹線（連雀通り）完成
5) 環状第４号線（河田町）完成
6) 補助第９０号線完成
7) 補助第３３３号線完成
8) 八蔵橋交差点ほか２か所完成
9) 和田堀公園調節池　取水開始
10) 野川大沢調節池（規模拡大分）取水開始
11) 新小名木川水門、扇橋閘門及び内川排水機場耐震・耐水工事完了
12) 舎人公園　Ｃ地区整備完了
13) 戸山公園　新サービスセンター完成
14) 上野恩賜公園　野球場改修完了
15) 恩賜上野動物園　新表門完成
16) 多摩動物公園　新キリン舎完成
17) 谷中霊園　中央広場整備完了

(3) 令和３年度予算における主要整備指針

1) 区部環状道路完成率　76.4%→76.4%
2) 多摩南北道路完成率　73.8%→73.8%
3) 多摩東西道路完成率　71.4%→71.4%
4) 中小河川護岸整備率　67.9%→68.3%
5) 河川の安全度達成率
　・対策強化流域　62.2%→62.5%
　・一般の流域　79.4%→79.7%
6) 高潮防御施設整備率　92.8%→92.9%
7) １人あたり公園面積　5.76㎡→5.80㎡

(4) 経常経費　793億円

経常経費については、都市基盤施設を良好な状態に保つ維持・修繕・管理等に加え、安全性や景観の向上などに重点をおいた維持管理を行うため、所要の経費を計上した。あわせて、計画的・効果的な維持管理の実施と工事発注の平準化のため、ゼロ都債 40億円を計上した。

(5) 国庫補助事業　800億円

国庫補助事業については、前年度に比べ△9.9%減の 800億円となった。なお、一般会計に占める補助事業の割合は、２年度の15.2%から14.2%へと減少した。（第１・２図）

第１・２図　補助・単独事業別予算比較

年度	補助事業	50%	単独事業	計
				億円
23	1,915	39.9 / 60.1	2,888	4,803
24	1,589	33.7 / 66.3	3,132	4,721
25	1,440	30.2 / 69.8	3,328	4,768
26	1,315	26.0 / 74.0	3,738	5,053
27	1,185	21.5 / 78.5	4,314	5,499
28	1,226	20.9 / 79.1	4,634	5,860
29	1,186	20.1 / 79.9	4,723	5,909
30	956	16.0 / 84.0	5,009	5,965
元	847	14.7 / 85.3	4,906	5,753
2	888	15.2 / 84.8	4,944	5,832
3	800	14.2 / 85.8	4,846	5,646

注）補助事業には公共のほか交付金を含む。

(6) 一般会計歳出予算を目的別（項別）に見ると予算額と構成比は、道路橋梁費 3,596億円 63.7%、河川海岸費 1,227億円 21.7%、公園霊園費 571億円 10.1%、土木管理費 252億円 4.5%の構成となっている。（第１・10表）

第１・10表　目的別（項別）予算

区　分	３年度		２年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
道路橋梁費	3,596	63.7	3,910	67.0	△314	△8.0
河川海岸費	1,227	21.7	1,057	18.1	170	16.1
公園霊園費	571	10.1	599	10.3	△28	△4.7
土木管理費	252	4.5	266	4.6	△14	△5.4
合　計	5,646	100	5,832	100	△186	△3.2

(7) またこれを性質別にみると、予算額と構成比は、投資的経費 4,854億円 86.0%、給与関係費 238億円 4.2%、維持補修費 493億円 8.7%、物件費ほか 61億円 1.1%である。（第１・11表）

第１・11表　性質別予算

区　分	３年度		２年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
投資的経費	4,854	86.0	5,044	86.5	△190	△3.8
給与関係費	238	4.2	239	4.1	△1	△0.5
維持補修費	493	8.7	489	8.4	4	0.9
物件費ほか	61	1.1	60	1.0	1	1.5
合　計	5,646	100	5,832	100	△186	△3.2

5　一般会計歳出予算の概要

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
564,635,000	583,235,000	△18,600,000

（第１・３図）

(1) 道路橋梁費

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
359,652,000	391,030,000	△31,378,000

都知事が管理する道路、橋梁の維持管理費及び新設、改修に要する経費である。

1) 骨格幹線道路の整備　848億円

都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞の緩和を図るため、区部放射・環状、多摩南北方向、区部多摩を結ぶ東西方向の幹線道路を重点的に整備する。

2) 東京外かく環状道路の整備推進　51億円

外環のうち青梅街道インターチェンジ地域の用地取得事務を国から受託し、事業を推進する。（直轄事業負担金含む）

3) 地域幹線道路の整備　736億円

骨格幹線道路を補完し、地域の防災性や交通の定時性を確保するなど、地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。

4) 木密地域・特定整備路線の整備（再掲）　443億円

震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、「燃え広がらないまち」の実現を図る。

5) 第三次みちづくり・まちづくりﾊﾟｰﾄﾅｰ事業　29億円

多摩地域のまちづくりと密接に関連した都道について、市と協力して整備を行い、地域のネットワークの早期完成を図る。

6) 鉄道の連続立体交差事業　373億円

一定区間の鉄道を連続して立体化することにより、交通渋滞の緩和、地域分断の解消を図り、一体的なまちづくりを推進するほか、踏切事故を解消し、安全性を確保する。

7) 多摩都市モノレールの整備　3億円

多摩地域のアクセス利便性や生活利便性の向上を図るため、箱根ケ崎方面延伸の事業化に向けて、インフラ部の整備にかかる現況調査及び基本設計等を実施する。

8) 安全性を重視した道路補修　332億円

安全で円滑な道路交通を確保するため、路面補修や集中豪雨時の緊急安全対策を実施するほか、沿道環境対策や道路照明のLED化などに取り組む。

また、ヒートアイランド対策として、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、路面温度の上昇を抑える遮熱性舗装や保水性舗装を路面補修工事にあわせて実施する。

第1･3図　事業別当初予算の推移

（単位:億円）

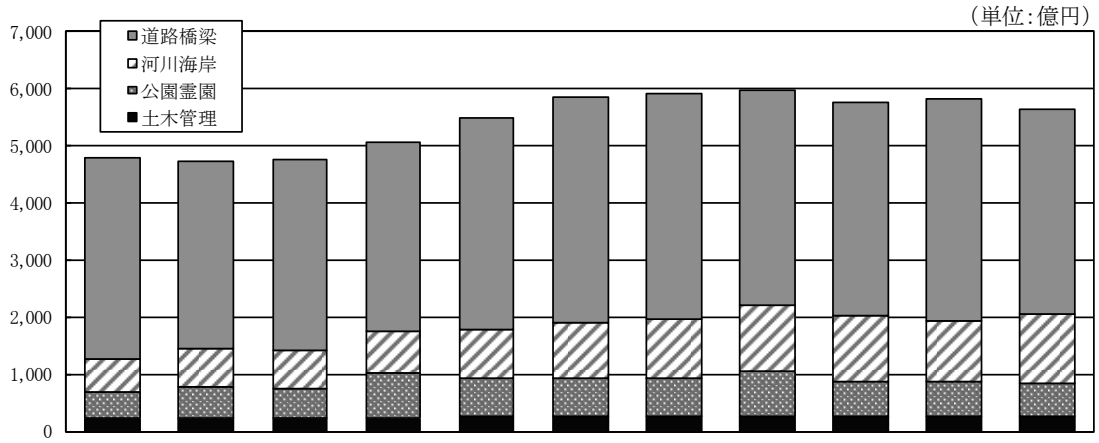

区　分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
道路橋梁	3,527	3,269	3,350	3,305	3,711	3,968	3,957	3,761	3,719	3,910	3,596
河川海岸	603	661	662	738	869	973	1,033	1,146	1,160	1,057	1,227
公園霊園	450	565	523	770	671	658	659	798	599	599	571
土木管理	223	226	233	240	248	261	260	260	275	266	252
計	4,803	4,721	4,768	5,053	5,499	5,860	5,909	5,965	5,753	5,832	5,646

9）街路樹の防災機能強化　3億円

台風等の強風の影響により倒木の恐れのある街路樹を対象に防災診断を実施し、街路樹の更新等を行う。

10）無電柱化の推進　310億円

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、令和３年度に改定した「東京都無電柱化計画」に基づき、都道で防災上重要な位置付けにある第一次緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺等を中心に事業を推進する。島しょ地域では、令和元年台風第15号で被災した箇所等を整備していく。

また、面的に広がりをもった無電柱化を図るため、区市町村が実施する無電柱化事業の補助を行う。

11）交通ボトルネックの解消　27億円
（第３次交差点すいすいプラン）

右折車線のない交差点など、道路交通上の支障となっている箇所を集中的に整備することで渋滞の解消を図る。

12）歩道の整備　35億円

歩行者を交通事故から守り、車椅子利用者や自転車も通行できる安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道が未整備又は歩道幅員２ｍ未満の道路において、歩道の整備を推進する。

13）道路のバリアフリー化　6億円

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などによるバリアフリー化に取り組む。

また、東京2020大会のレガシーとして、特に高齢者や障害者等の移動が徒歩で行われている道路については、都道の整備に加え、区市町村道のバリアフリー化補助を行い、面的なバリアフリー化を推進する。

14）自転車通行空間の整備　18億円

都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するために、整備を推進する。

区　　分	３　年　度	２　年　度
管理費（道路橋梁事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,745,000 千円	2,738,000 千円
道路管理費（都道の認定改廃、道路台帳整備等道路の管理）	581,000	589,000
駐車場管理費（都営駐車場の管理運営等）	564,000	911,000
道路維持費（道路、街灯、交通安全施設、街路樹等の維持）	24,860,000	24,555,000
橋梁維持費（橋梁の塗装、修理等の維持）	4,149,000	4,183,000
道路補修費（路面や道路施設の補修、街路樹等の道路緑化）	33,512,000	32,387,000
交通安全施設費（無電柱化、歩道の整備や交差点の改良などの整備）	40,384,000	38,140,000
道路災害防除費（落石や斜面崩壊など道路災害の防除）	4,941,000	4,806,000
道路整備費（道路法による多摩・島しょ地域などの道路整備）	19,471,000	19,658,000
街路整備費（都市計画法による区部・多摩地域などの街路整備）	189,956,000	222,352,000
橋梁整備費（橋梁の新設・架替、長寿命化等の整備）	25,329,000	24,217,000
小笠原道路整備費（小笠原諸島における道路の整備）	516,000	311,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する道路事業に対する負担金）	12,641,000	15,748,000
道路災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	435,000

(2) 河川海岸費

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
122,737,000	105,732,000	17,005,000

都知事の管理する河川、海岸の維持管理、改修及び施設の新設に要する経費である。

1）中小河川整備の推進　500億円

１時間50ミリの降雨に対応するため、護岸や調節池などの整備を推進する。また、時間50ミリを超える降雨への対応や近年多発している局地的かつ短時間の集中豪雨の増加を踏まえ引き上げた整備水準（区部：時間最大75ミリ、多摩：時間最大65ミリ）に基づき、神田川や境川など６河川で環状七号線地下広域調節池など７施設の整備を推進していく。

加えて、善福寺川上流調節池（仮称）、城北中央公園調節池（二期）の２施設において、基本設計に着手する。

①護岸整備　147億円
②調節池・分水路整備　353億円

2) 高潮防御施設の整備　421億円

東部低地帯を高潮等の被害から守るため、防潮堤、護岸、水門、排水機場などの施設整備を行うとともに、最大級の地震に対しても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するための耐震・耐水対策を推進する。

①高潮防御施設　25億円
②江東内部河川　18億円
③スーパー堤防等　46億円
④東部低地帯耐震・耐水対策　319億円
⑤係留保管施設　1億円
⑥水辺の魅力を活かした東京の顔づくり　12億円

区　分	3　年　度	2　年　度
管理費（河川海岸事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,120,000 千円	2,114,000 千円
河川維持費（堤防護岸、水門、砂防施設、海岸保全等維持管理）	4,815,000	4,756,000
水防費（水防倉庫、水防用車両等の維持管理）	412,000	316,000
河川防災費（在来護岸の局部改良）	6,960,000	5,319,000
河川環境整備費（河川における環境整備）	1,659,000	1,595,000
中小河川整備費（中小河川の護岸や調節池などの整備）	50,224,000	37,018,000
高潮防御施設費（高潮区間の河川整備や耐震・耐水対策など）	42,142,000	38,616,000
砂防海岸整備費（砂防、海岸保全、急傾斜地保全施設等の整備）	7,749,000	8,132,000
小笠原河川整備費（小笠原諸島の河川及び砂防施設の整備）	306,000	214,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する河川事業等に対する負担金）	6,347,000	7,439,000
河川災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	213,000

(3) 公園霊園費

3年度	2年度	比較増△減
千円	千円	千円
57,082,000	59,875,000	△2,793,000

公園、動物園などの施設の管理運営と施設整備に要する経費である。

1) 個性豊かな都立公園の整備　179億円

東京を緑豊かな成熟した都市とするため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、優先整備区域を中心に整備を行い、水と緑の骨格軸を形成していく。

2) 都立公園の防災機能の強化充実　17億円

東日本大震災を踏まえ、災害時の避難場所及び救出・救助活動拠点として、公園施設が確実に機能を発揮できるよう、令和７年度までに、62全ての防災公園で、非常用発電や夜間照明を整備するとともに、情報伝達機能を強化することなどにより、都立公園における防災機能の強化充実を図る。

3) 国際観光拠点としての活用　118億円

江戸の名園を保存・復元するとともに、動物園での行動展示施設への改修を図り、歴史ある公園では賑わいを創出するなど、東京の顔としての公園の魅力を高める。

4) 区部霊園の再生　6億円

都心に立地する区部霊園を、良好な都市の緑地空間と位置づけ、既存ストックを活かし投資効率の高い霊園として再生整備を行い、生み出した墓所を、都民に供給する。

5) 指定管理者制度の活用　179億円

公の施設の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスの提供を図る。

区　分	3　年　度	2　年　度
管理費（公園霊園事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	3,247,000 千円	3,236,000 千円
公園管理費（公園の維持管理）	10,288,000	10,293,000
動物園管理費（動物園の維持管理）	6,508,000	6,328,000
霊園葬儀所管理費（霊園及び葬儀所の維持管理）	2,075,000	2,127,000
公園整備費（公園の造成、既設公園の整備）	28,777,000	32,786,000
動物園整備費（動物園の展示施設の改修、管理施設の整備）	3,828,000	2,895,000
霊園葬儀所整備費（霊園及び葬儀所の改修、管理施設の整備）	2,252,000	2,096,000
小笠原公園整備費（小笠原諸島の都市公園の整備）	107,000	114,000

(4) 土木管理費

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
25,164,000	26,598,000	△1,434,000

生活再建対策、市町村の土木事業に対する補助その他土木事業の管理に要する費用である。

1) 生活再建対策（貸付金・代替地）　16億円

公共事業の施行に伴う建築物の移転、土地の購入等を要する者に対する資金の貸付及び代替地の取得・売払を実施する。

2) 市町村土木補助　56億円

地域交通や生活環境を支える上で欠かすことのできない市町村道事業をはじめ、地域のさらなる緑の創出に向けて公園事業への補助を積極的に行うなど、多摩、島しょ地域のまちづくりを支援する。

このうち、市町村が施行する道路の新設及び拡幅整備における無電柱化に対して、令和３年度より財政支援を強化し、無電柱化を促進する。

区　　分	３　年　度	２　年　度
管理費（一般管理事務及び建設事務所等の人件費、管理事務費）	16,835,000 千円	17,006,000 千円
土木技術支援・人材育成センター費（技術力維持向上、人材育成等）	294,000	344,000
庁舎整備費（建設事務所等の維持・改修）	822,000	1,365,000
土木補助費（市町村の土木事業に対する補助）	5,614,000	5,614,000
生活再建資金貸付費（事業実施に伴う移転者への生活再建対策）	404,000	403,000
代替地購入費（事業実施に伴う移転者への移転先地提供）	1,195,000	1,866,000

６　用地会計予算の概要（財務局所管）

３年度	２年度	比較増△減
千円	千円	千円
4,266,000	4,195,000	71,000

（第１・４図）

(1) 用地会計による用地取得

道路、河川及び公園事業の円滑な推進を図るため、必要となる事業用地を先行取得する経費であり、所管の財務局から執行委任を受けて事業を実施している。

道路事業（定額資金）	200㎡	27億円
河川事業（起債事業）	616㎡	4億円
公園事業（起債事業）	1,988㎡	12億円

(2) 用地会計返還金（一般会計）

用地会計の起債事業で取得した用地は、一般会計において、１年間据置後、２年目から用地会計への返還金を計上し、減債基金に積み立て、10年目に一括償還する。

第1・4図　用地会計予算の推移

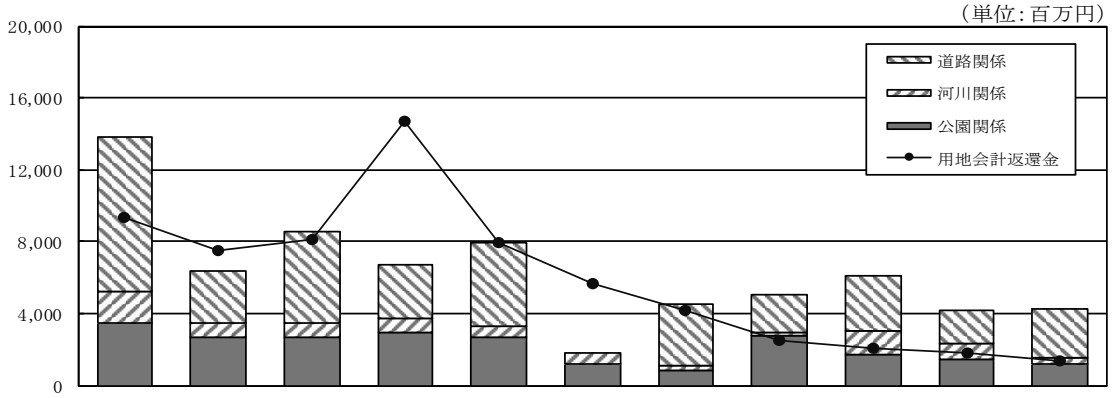

区　分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
道路関係	8,596	2,932	5,093	2,956	4,609	0	3,371	2,125	3,053	1,832	2,724
河川関係	1,771	771	771	771	601	574	244	221	1,276	907	385
公園関係	3,466	2,660	2,660	2,974	2,708	1,227	872	2,736	1,734	1,456	1,157
計	13,833	6,363	8,524	6,701	7,918	1,801	4,487	5,082	6,063	4,195	4,266
用地会計返還金	9,330	7,479	8,101	14,702	7,963	5,664	4,176	2,495	2,039	1,765	1,386

第７　令和２年度決算

１　都の一般会計決算

令和２年度一般会計決算における実質収支は均衡した。これは、都税収入が令和元年度決算対比で９年ぶりの減となる中で、歳出を精査するとともに、基金や都債の活用などにより、所要の財源を確保したことによるものである。財政環境の先行きを見通すことが困難な中にあっても、新型コロナウイルス感染症防止と経済社会活動との両立を図るための施策など、直面する喫緊の課題等に対応していくため、持続可能な財政運営を行っていく。

区　　分	2年度	元年度
	億円	億円
歳　　入	86,886	76,717
歳　　出	84,870	74,446
形式収支	2,016	2,271
翌年度繰越	2,016	868
実質収支	0	1,403

２　土木費の決算

令和２年度は、局の主要事業を重点的に推進し、補助第１３６号線（関原・梅田）の交通開放、白山祝田田町線の自転車レーン整備完了、新川排水機場の耐震・耐水工事完了、高井戸公園の新規開園など、多数の箇所で事業効果の発現を図り、都市基盤整備への取組を着実に前進させた。

（第１・５図）（資料第１－（３）、P. 174）

区　　分	2年度	元年度
	百万円	百万円
予算現額	529,123	523,831
支出済額	427,235	425,855
繰越額	31,563	39,480
不用額	70,325	58,496
執行率	80.7 %	81.3 %
（繰越含む）	(86.7 %)	(88.8 %)

３　主な事業効果発現

(1) 補助第１３６号線（関原・梅田）交通開放
(2) 白山祝田田町線 自転車レーン整備完了
(3) 新川排水機場 耐震・耐水工事完了
(4) スーパー堤防（隅田川 豊島四丁目地区）完成
(5) 官民連携複合拠点施設「両国リバーセンター」（隅田川 両国地区）全面開業
(6) 「月島川水門テラス連絡橋」完成
(7) 高井戸公園 新規開園
(8) 上野恩賜公園（公園口前広場地区）再整備完了
(9) 小石川後楽園「唐門」復元整備完了
(10) 恩賜上野動物園「パンダのもり」公開
(11) 多磨霊園「樹林型合葬埋蔵施設」整備完了

第1･5図　一般会計 土木費 決算の推移

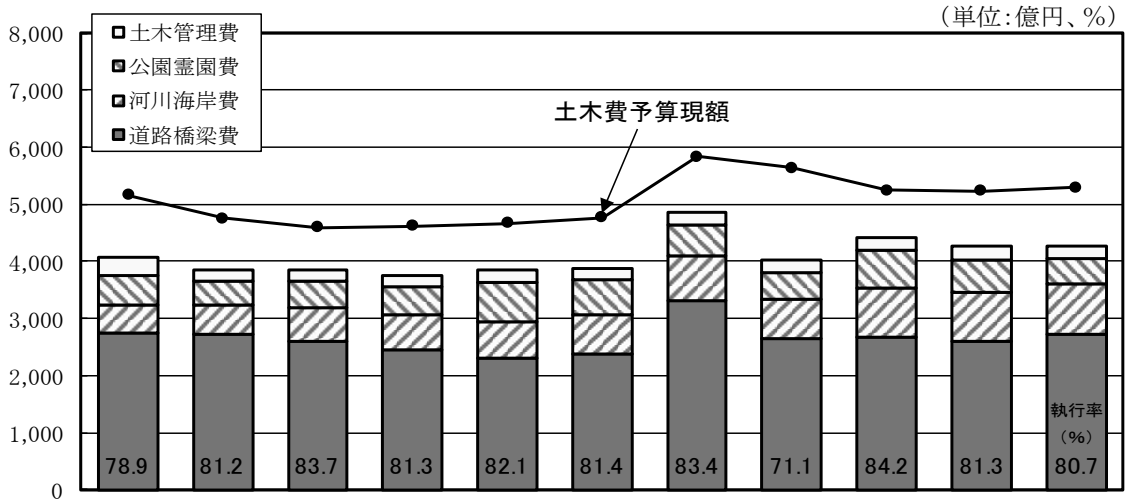

区　分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
道路橋梁費	2,749	2,715	2,607	2,461	2,315	2,379	3,322	2,644	2,669	2,603	2,713
河川海岸費	486	520	589	612	616	697	774	691	861	861	882
公園霊園費	528	414	453	481	697	595	549	457	660	557	454
土木管理費	305	209	198	203	212	208	221	223	225	238	223
計	4,068	3,858	3,847	3,757	3,840	3,879	4,866	4,015	4,415	4,259	4,272
土木費予算現額	5,156	4,754	4,596	4,624	4,674	4,763	5,831	5,645	5,247	5,238	5,291

４　建設局の保有資産

令和２年度末における建設局の資産の合計は、17兆3,776億円で、令和元年度末に対して、2,052億円増加した。これらは、積極的な都市基盤整備の結果、道路、公園等の資産が増加したことによるものである。**（第１・12表）（資料第１－（４）**、P.176）

資産の事業別内訳は、**第１・６図**のとおり、道路事業が14兆9,281億円で、建設局全体の８割以上を占めている。公園事業は、2兆4,059億円である。なお、都民一人あたりの資産は124万円である。これらの資産については、都民の共有財産として引き続き適切に管理を行っていく。

第１・６図　資産の事業別内訳

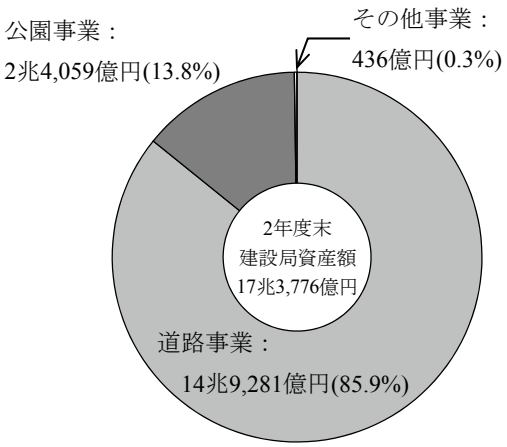

第１・12表　一般会計貸借対照表の概要

区　　分	令和２年度	令和元年度	増減額
資産の部			
流動資産	1,129,011 千円	1,234,699 千円	△ 105,688 千円
固定資産	17,376,473,472	17,171,212,140	205,261,332
行政財産	2,585,899,609	2,594,617,134	△ 8,717,525
普通財産	16,450,543	16,180,203	270,340
重要物品	4,872,230	4,684,489	187,741
インフラ資産	14,107,533,301	13,912,219,907	195,313,394
建設仮勘定	627,567,998	598,557,541	29,010,457
ソフトウェア仮勘定	33,145	0	33,145
投資その他の資産	34,116,646	44,952,866	△ 10,836,220
資産の部合計	17,377,602,483	17,172,446,839	205,155,644
負債の部			
流動負債	99,319,644 千円	117,663,002 千円	△ 18,343,358 千円
固定負債	2,440,692,479	2,382,695,816	57,996,663
負債の部合計	2,540,012,123	2,500,358,818	39,653,305
正味財産の部合計	14,837,590,360 千円	14,672,088,021 千円	165,502,339 千円

Ⅰ　道路の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(31)
　第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・(31)
　第２　都市の骨格を形成する
　　　　幹線道路の整備・・・・・・・・・・・・(36)
　第３　橋梁の整備・・・・・・・・・・・・・・・・(39)
　第４　地域幹線道路の整備・・・・・・・・(40)
　第５　山間・島しょ地域の振興を図る
　　　　道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・(40)
　第６　都市計画道路の整備・・・・・・・・(41)
　第７　道路と鉄道の立体交差化・・・・(41)
　第８　公共交通の充実・・・・・・・・・・・・(44)
　第９　市町村支援事業・・・・・・・・・・・・(45)

Ⅱ　道路の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(46)
　第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・(46)
　第２　路線の認定等・・・・・・・・・・・・・・(46)
　第３　道路の適正管理・・・・・・・・・・・・(49)
　第４　道路・橋梁の維持補修・・・・・・(55)
　第５　沿道環境の整備・・・・・・・・・・・・(61)
　第６　交通安全施設の整備・・・・・・・・(65)
　第７　集中的な渋滞対策・・・・・・・・・・(68)
　第８　快適な道路空間の整備・・・・・・(69)
　第９　都営駐車場の運営及び
　　　　路外駐車場届出受理事務・・・・(72)

道　　路

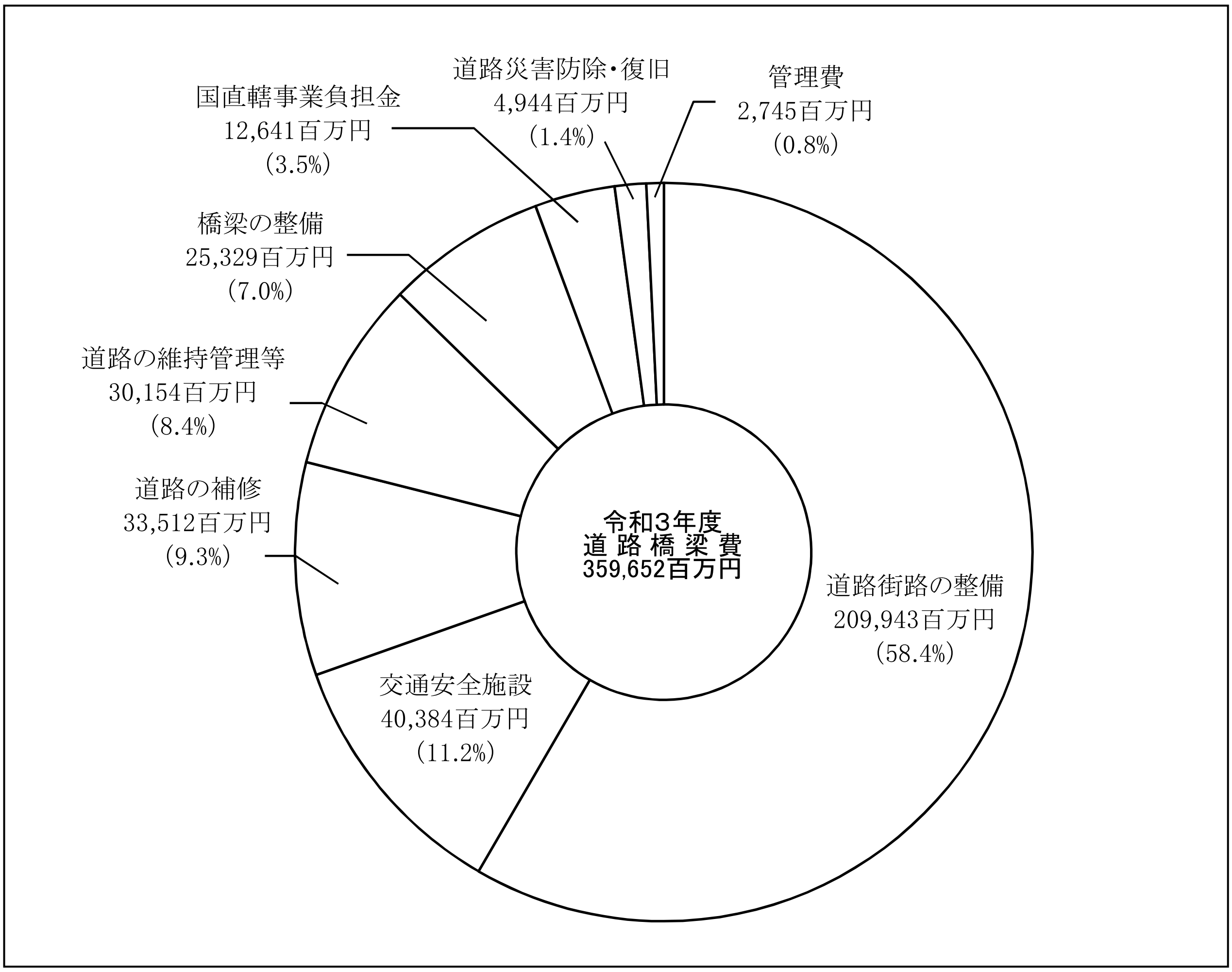

第２・１図　主な道路の現況図

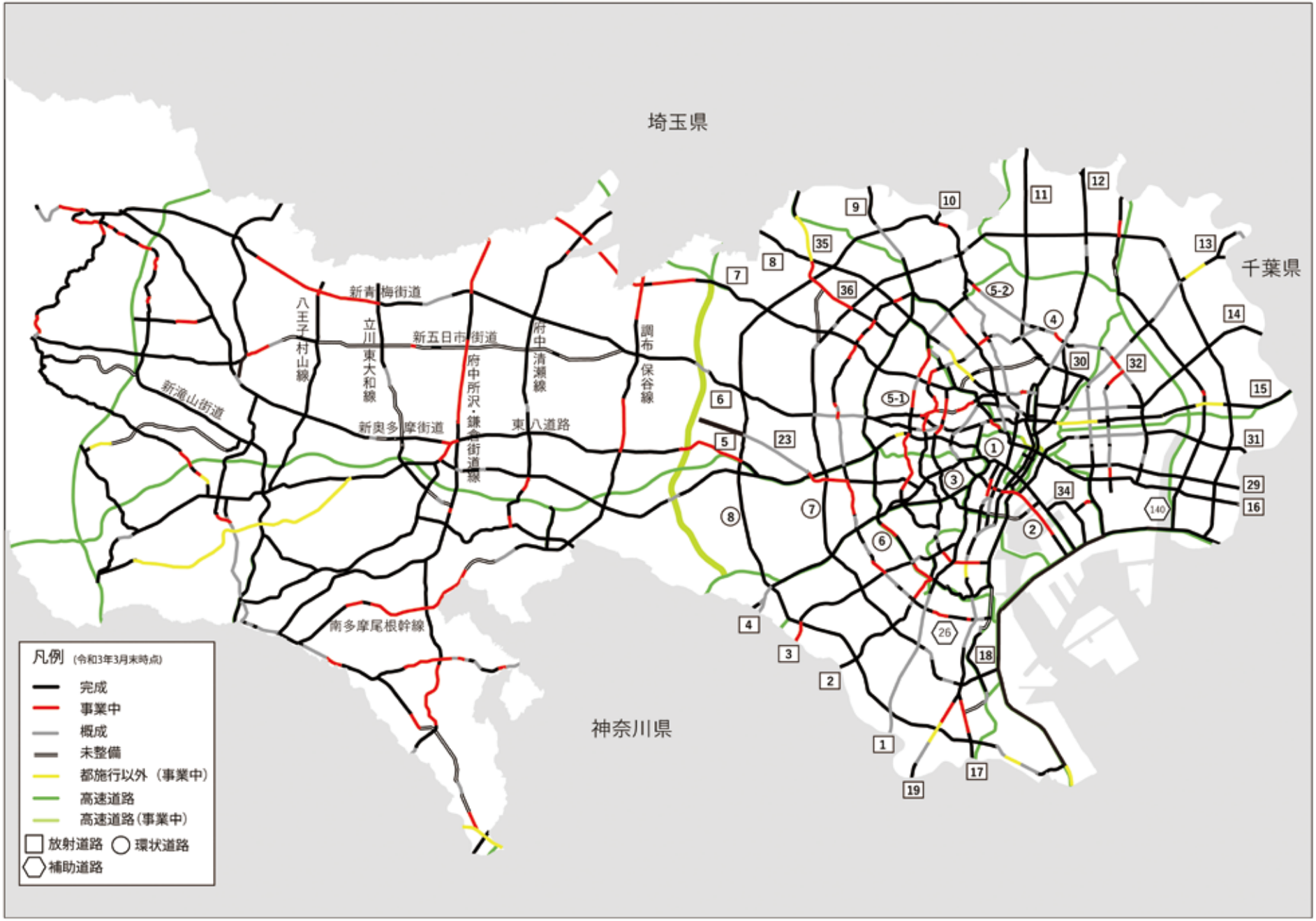

Ⅰ　道路の建設

第１　あらまし

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っている。この役割とは、膨大な交通需要に対応するとともに、災害時の避難・救援路として、また、電気・ガス・上下水道・電話などの施設を収容する空間としての機能である。

東京の道路整備は、交通渋滞の解消により国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で重要である。また、震災時の救援物資輸送や迅速な復旧・復興活動を支え首都機能を守るとともに、延焼遮断帯を形成し、燃え広がらないまちを実現するなど、東京を高度な防災性を備えた都市へ進化させるためにも道路整備は不可欠である。

１　現状と課題

都内には、現在、延長3,212km の都市計画道路が計画されているが、**第２・１表**に示すとおり、令和元年度末時点でその完成率は約64％であり、まだ多くの未着手区間が存在している。なお、区部の完成率は約66％、多摩地域の完成率は約62％となっている。平成27年度全国道路・街路交通情勢調査の混雑時平均旅行速度をみると、**第２・２図**に示すとおり、全国33.0km/hに対して、東京都全域17.7km/h、区部15.8km/h、市郡部（多摩及び島しょ）19.9km/h、と低い速度となっている。

(1) 道路交通の課題

東京の交通渋滞の解消に向け、首都圏三環状道路や都市計画道路の整備に取り組んでいるが、都市の中心部から１時間で移動できるエリアに着目すると、東京は欧米の主要都市の約半分にとどまっており、道路交通環境は大きく後れを取っている。こうした状況は、多大な時間的・経済的損失、産業の高コスト構造を招くとともに、バスなどの都民の重要な足である公共交通の運行のほか、二酸化炭素（CO2）の排出量などに影響を与えている。

また、都内の交通事故（死傷事故）件数全体は近年減少しているが、交通渋滞を回避するための通過交通が生活道路に流入していることなどにより、狭あいな生活道路における事故件数の全体に占める割合が増加している。このほかにも、概成した都市計画道路の中には、車道はあるものの、歩道が十分に整備されていない道路があり、安全に歩行しづらい場所も存在する。

(2) 防災都市の実現に向けた課題

災害時における緊急物資輸送や迅速な救援・救護活動などを支えるため、都内には緊急輸送道路が指定されているが、これらの道路の中には十分な幅員が確保されていない箇所があることに加え、延焼遮断帯や避難路に指定されているにもかかわらず、未着手となっている都市計画道路もある。大規模災害の際には、都県間を含め、発生する大量のごみやがれきの処理なども必要となる。

また、都内には土砂災害危険箇所に沿って道路が存在する場所などがあり、大規模土砂災害などの発生時には、道路の閉塞により孤立する集落の発生が懸念される。

(3) 質の高い生活の実現に向けた課題

成熟都市東京においては、生活の豊かさを実感でき、高齢者や子育て世代など誰もが活動しやすく、快適に暮らせる集約型の地域構造へと再編していくことが求められている。

近年、手軽な交通手段として自転車の利用が拡大し、自転車と歩行者が接触するなど、自転車が関係する交通事故が発生している。また、鉄道駅や公共施設周辺をはじめとした拠点における交通結節機能が十分でないことも課題の一つである。

商店街や観光地、住宅地など様々な地域において、地域の活性化や住みやすいまちを実現するため、地域の特性を生かしたまちづくりが進められている。これらのまちづくりに資する道路整備も期待されている。

第２・１表　都市計画道路の整備状況

（令和２年3月31日現在：出典 都市整備局）

都市計画道路事業			全体計画 路線数	全体計画 延長（km）	完成延長（km）	事業中延長（km）	未着手延長（km）	完成率（%）
合計			1,424	3,212	2,063	302	845	64.2
内訳	区部		762	1,771	1,166	164	440	65.8
	区部の内訳	放射線	36	367	270	29	66	73.7
		環状線	12	251	177	35	38	70.4
		補助線その他	714	1,152	718	99	334	62.3
	多摩		657	1,430	886	138	404	62.0
	島しょ		5	10	10	0	0	100

※　各項目の合計は、小数点以下の端数処理により一致しない場合がある。
※　路線数には、支線数は含まれていない。
※　都市高速道路及び自動車専用道路は含まれていない。

第２・２図　混雑時平均旅行速度

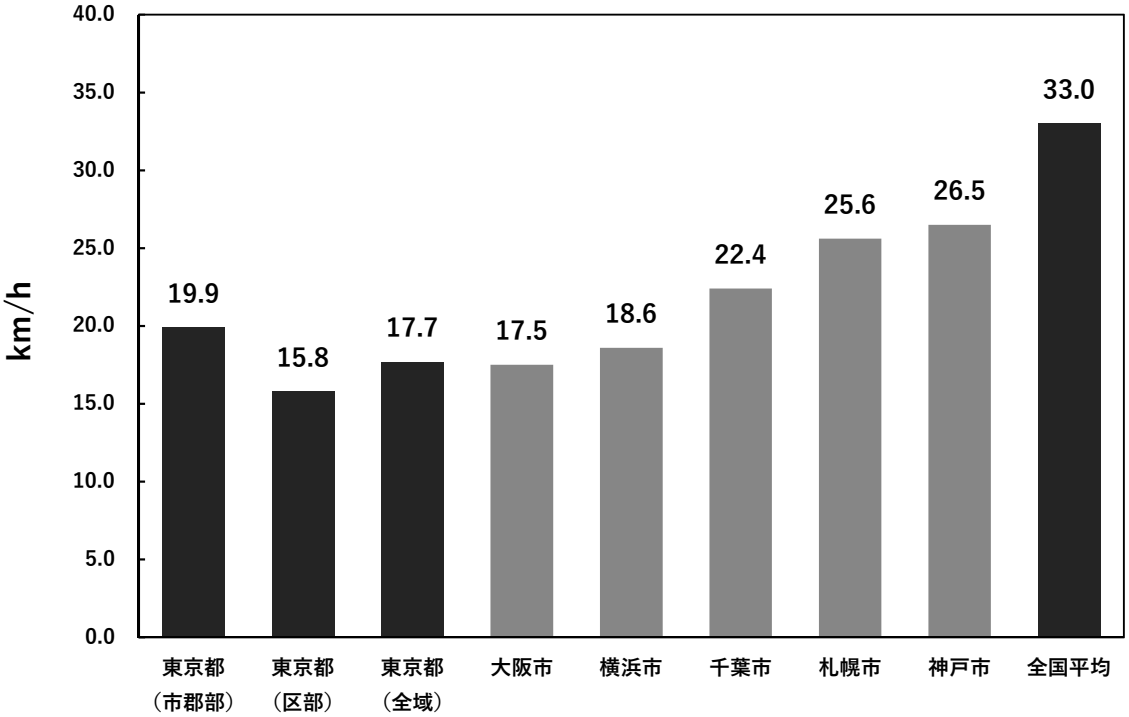

出典：平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査

２　道路関係予算の動向

建設局の道路投資額は、昭和60年代からの好調な経済成長の下、**第２・３図**のとおり平成４年までは高い伸び率で推移してきた。一方、近年の道路投資額は3,000億円程度で推移している。日本の社会、経済の中枢を担う東京の道路整備は事業効果が極めて高く、その便益が全国へ及ぶものであり、ますます激化する国際間競争に打ち勝つためにも、財源を集中的に投入し、整備を一層加速していかなければならない。今後は、より一層効率的な執行に努めるとともに、道路整備に必要な財源確保について国へ働きかけていく。

第２・３図　道路投資額の推移

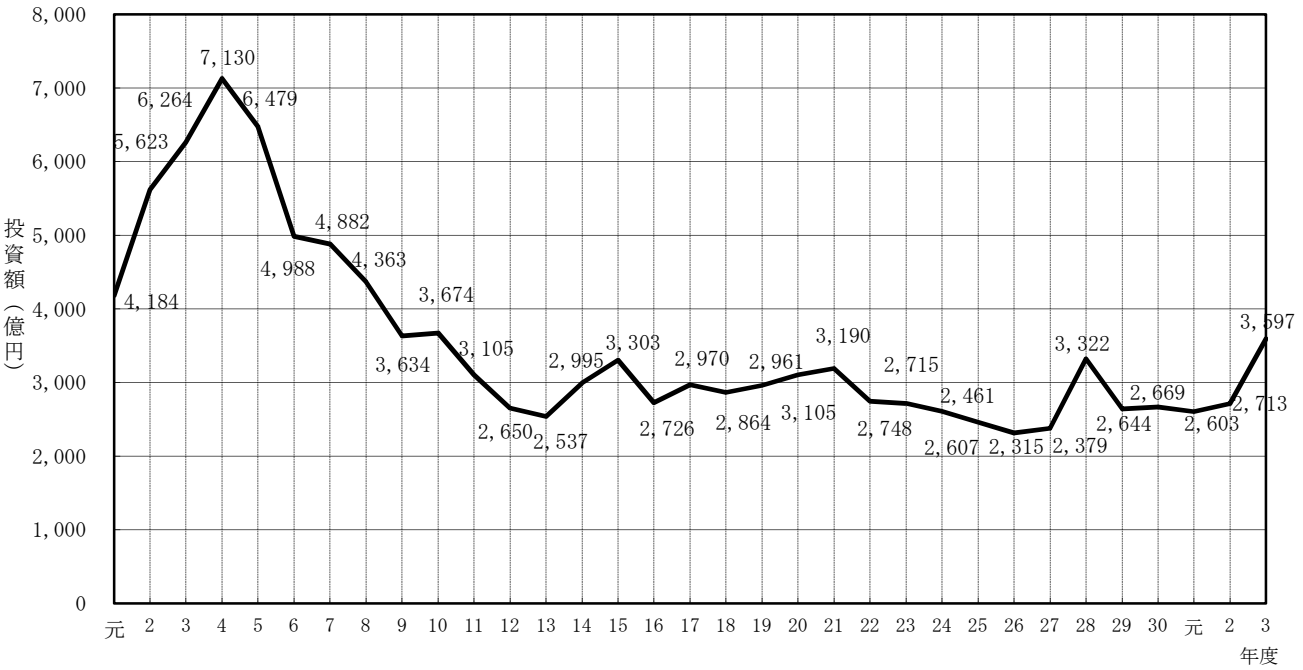

第２・４図　地域別道路投資額指数の推移

第２・２表　年度別地域別投資額

（単位：百万円）

年度／地域	昭和62年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
区　部	(73) 134,489 〈100〉	(67) 142,626 〈106〉	(68) 143,616 〈107〉	(66) 128,856 〈96〉	(68) 123,032 〈91〉	(71) 115,020 〈86〉	(71) 113,268 〈84〉	(81) 200,434 〈149〉	(77) 142,127 〈106〉	(76) 141,878 〈105〉	(74) 135,780 〈101〉	(75) 147,098 〈109〉	(73) 201,081 〈150〉
多　摩	(23) 42,912 〈100〉	(31) 66,200 〈154〉	(31) 64,643 〈151〉	(33) 63,902 〈149〉	(31) 55,776 〈130〉	(28) 44,771 〈104〉	(28) 44,588 〈104〉	(18) 43,400 〈101〉	(22) 41,092 〈96〉	(23) 43,202 〈101〉	(25) 46,451 〈108〉	(24) 48,059 〈112〉	(26) 73,191 〈171〉
島しょ	(4) 6,528 〈100〉	(2) 3,319 〈51〉	(1) 3,239 〈50〉	(1) 2,301 〈35〉	(1) 2,155 〈33〉	(1) 2,515 〈39〉	(1) 2,302 〈35〉	(1) 2,005 〈31〉	(1) 2,469 〈38〉	(1) 1,795 〈27〉	(1) 2,766 〈42〉	(1) 2,484 〈38〉	(1) 4,108 〈63〉
合　計	(100) 183,929 〈100〉	(100) 212,145 〈115〉	(100) 211,498 〈115〉	(100) 195,059 〈106〉	(100) 180,963 〈98〉	(100) 162,306 〈88〉	(100) 160,158 〈87〉	(100) 245,839 〈134〉	(100) 185,688 〈101〉	(100) 186,875 〈102〉	(100) 184,997 〈101〉	(100) 197,641 〈107〉	(100) 278,380 〈151〉

（注）１．上段（　　）は各年度、区分構成比であり、下段〈　　〉は昭和62年度を100とした指数である。
２．道路投資額は、道路建設部所管事業から、直轄事業負担金を除き交通安全施設費、用地会計等を加えた額。
３．令和２年度までは決算額、令和３年度は当初予算額。
４．鉄道連続立体交差基金は除く。

第２・３表　道路事業当初予算額

（単位：百万円）

事　業　名	令和３年度 予算額		構成比	令和２年度 予算額		構成比	差引増△減
都市骨格幹線道路の整備	87,528	(2,724)	31.4%	118,918	(1,832)	38.8%	△31,390
都市計画道路	87,197	(2,724)	31.3%	118,620	(1,832)	38.7%	△31,423
都市計画道路外	331		0.1%	298		0.1%	33
地域幹線道路の整備	73,582		26.5%	85,180		27.8%	△11,624
都市計画道路	72,309		26.0%	83,708		27.3%	△11,425
都市計画道路外	1,273		0.5%	1,472		0.5%	△199
地域振興道路の整備	6,010		2.2%	4,659		1.5%	1,352
都市計画道路	0		0.0%	0		0.0%	0
都市計画道路外	6,010		2.2%	4,659		1.5%	1,352
橋梁の整備	8,608		3.1%	7,513		2.5%	1,095
鉄道の連続立体交差化	37,288		13.4%	25,604		8.4%	11,684
無電柱化の推進	4,337		1.6%	5,787		1.9%	△1,425
流域貯留浸透事業	613		0.2%	344		0.1%	269
その他	60,414		21.6%	58,505		19.0%	1,909
計	278,380	(2,724)	100.0%	306,510	(1,832)	100.0%	△28,130

（注）　（　　）は用地会計等で内書きである。

３　今後の対応方針

東京の道路整備は、交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性の高い都市を実現する上で重要な役割を担っている。

一方、東日本大震災では、救援活動や救援物資輸送を支えるなど、改めて道路ネットワークの重要性が明らかになった。

また、首都直下地震の切迫性等を踏まえると、都民の生命と東京の都市機能を守るため、東京の弱点である木密地域の改善を一段と加速しなければならない。

今後とも、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図るため、以下の方針に基づき、道路施策を実施していく。

- ○　首都圏の道路交通の円滑化を図り、日本全体の社会・経済活動を支える三環状道路を整備すると同時に、そのアクセス道路も重点的に整備する
- ○　都市の骨格となる道路ネットワークを形成するため、区部の放射・環状方向、多摩の南北方向や区部と多摩を東西方向に結ぶ骨格幹線道路について、つながっていない区間（ミッシングリンク）や橋梁等を重点的に整備する
- ○　市街地では、地域の防災性の向上や円滑な交通を確保するなど地域生活を支える基幹的な幹線道路を、山間・島しょでは、生活基盤を強化し産業の振興を図る道路を整備する
- ○　道路交通の円滑化と安全性の向上を図るため、交差点の整備・交通安全施設の整備、道路と鉄道の立体交差化などを進める
- ○　震災時の救援・支援活動や復興支援を支える交通・物流ネットワークの強化に資する道路整備を進めていく
- ○　震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）において、延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる防災上効果の高い特定整備路線の整備を進めていく

第２　都市の骨格を形成する幹線道路の整備

道路建設部計画課
三環状道路整備推進部
整備推進課

１　幹線道路網の整備

(1) 概要

東京の道路ネットワークは、区部においては放射・環状型、多摩地域においてはおおむね東西と南北の格子状に構成されている。

区部の放射線については、古来の諸街道に沿った国道が戦前から整備されており、戦後もこれらを中心として整備の拡充が図られている。また、環状線については、放射線に比べ整備が遅れているが、都心への通過交通の分散を図るため、現在、重点的に整備を進めている。

多摩地域については、東西方向の路線である甲州街道や、新青梅街道、五日市街道など、旧街道を中心に整備を進めてきたが、地域の均衡ある発展を目指し、現在、南北方向の路線についても、積極的に整備を進めている。

令和３年度の骨格幹線道路の整備の総事業費は約848億円で、施工する箇所は、環状第４号線、小平３・２・８号線などである。

(2) 快適で環境にやさしいみちづくり

道路における環境配慮への社会的関心が高まる中、東京都では主要な幹線道路の整備にあたり、環境影響評価条例に基づき、通過交通による大気汚染や騒音・振動の軽減、安全で快適な歩行空間や緑豊かなうるおいある都市空間の創出など、沿道環境に配慮した道路整備を進めている。これまで施行している主な箇所は、区部では、放射第５号線や、放射第35号線など、多摩地域では、調布保谷線や、府中所沢線などである。その中で、調布保谷線の環境施設帯については、住民参加型によるみちづくりに取り組み、緑道や、副道などの整備を行った。

２　三環状道路の整備

(1) 概要

首都圏三環状道路とは、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の総称である。首都圏三環状道路は、東京の最大の弱点である交通渋滞の解消のみならず、都市機能の向上や都市環境の改善を図るため、早期整備が不可欠である。令和３年８月現在の整備率は、約82％である。

(2) 首都圏中央連絡自動車道

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、都心から40～60km圏を環状に連絡する延長約300kmの道路である。本道路は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの中核都市を連絡することにより、都心に集中する業務機能を適切に分散させ、地域開発を促進するなど、首都圏のさらなる発展に対して重要な役割を担う道路である。

平成26年６月に高尾山IC～神奈川県境までの約2.3kmが開通し、東京都区間約24.6kmが全線開通した。平成29年２月には茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの６つの高速道路が圏央道で結ばれた。圏央道全体の整備率は、令和３年８月現在で約90％となっており、早期全線開通に向けて、引き続き、国・関係県市と協力していく。

(3) 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）

東京外かく環状道路（外環道）は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。都心部の慢性的な渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに快適で利便性の高い都市を実現する上で必要不可欠な道路である。平成30年６月に千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの４つの高速道路が外環道で結ばれた。外環道の整備率は、令和３年８月現在で約58％となっている。

関越道～東名高速間（延長：16.2km）については、平成19年４月に高架構造から大深度地下構造への都市計画変更が行われ、平成21年５月に整備計画決定、事業化された。平成24年４月には関越道～中央道間はNEXCO東日本が、中央道～東名高速間はNEXCO中日本が事業許可を受け、国とともに事業主体として決定した。

平成29年２月には東名JCTから、平成31年１月には大泉JCTから本線シールドマシンが発進した。現在、本線シールドトンネル及びJCT・ICからのランプ（連絡路）のシールドトンネルなどの整備が進められている。また、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルを地下でつなぐ地中拡幅部の検討が進められている。

都は、事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進め、コスト縮減を図りながら、早期に開通することを国など事業者に求めている。引き続き、国から受託した大泉JCT及び青梅街道ICの用地取得において、測量や用地折衝を進めるなど、積極的に支援していく。

なお、令和２年10月に調布市で陥没・空洞事故が発生し、外環のシールドトンネルの施工が原因とされた。都は国など事業者に対して、住民の不安払拭に向け、緩んだ地盤の補修、補償等を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応、再発防止対策を確実に実施することを求めている。

第２・５図　三環状道路ネットワーク図

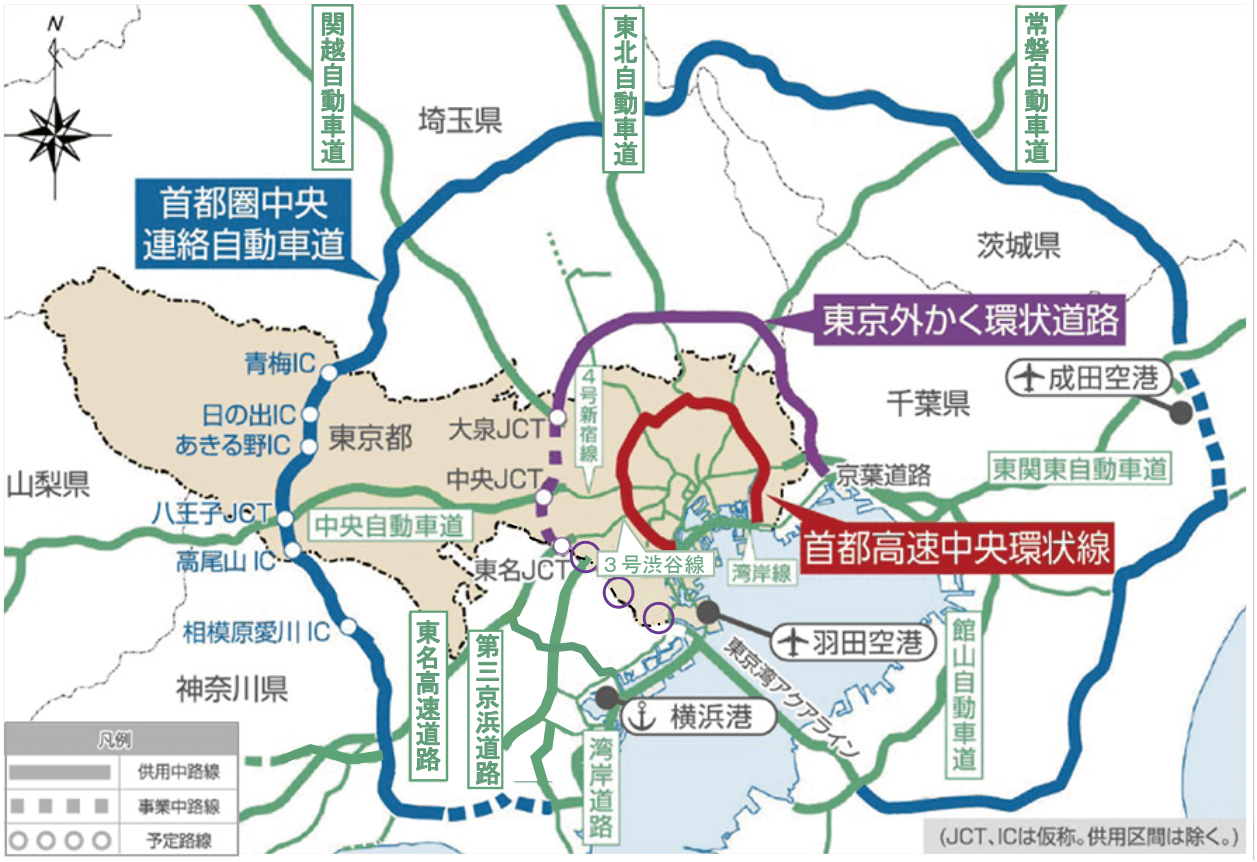

第２・６図　外環（関越道～東名高速間）平面図

(4) 首都高速中央環状線

首都高速中央環状線は、都心から半径約８kmに位置する総延長約47kmの環状道路である。都心環状線を通過する交通の迂回・分散を図り、都心に集中する交通によって生じる慢性的な渋滞を緩和し、高速道路ネットワークの利用効率を向上させる。さらに、円滑な交通の流れを確保することで沿道環境の改善が図られるなど、都市再生に資する重要な路線である。

中央環状新宿線は、目黒区青葉台から板橋区熊野町に至る延長約11kmの路線であり、高速３号渋谷線、高速４号新宿線、高速５号池袋線と連絡する。高速４号新宿線から高速５号池袋線間が平成19年12月、高速３号渋谷線から高速４号新宿線間が平成22年３月に開通となった。

中央環状品川線は、品川区八潮から目黒区青葉台に至る延長約9.4kmの路線であり、全長の約９割の区間を地下式とし、目黒川及び環状第６号線を導入空間としている。高速湾岸線と中央環状新宿線を結び、高速３号渋谷線と連絡する。

本路線は、都施行の街路事業と首都高速道路株式会社施行の有料道路事業との共同事業として整備を行い、平成27年３月に開通となった。

この開通により、中央環状線が全線開通するとともに、首都圏三環状道路で最初のリングが完成した。

また、山手トンネル（高速湾岸線から高速５号池袋線間）の延長は約18.2kmであり、道路トンネルとしては日本一の長さである。

３　都市高速道路網の整備

(1) 概要

都市内の交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的として、都市高速道路である首都高速道路を整備している。現在、東京線では201.9kmを供用している。**（第２・７図）**

(2) 晴海線

晴海線は、江東区有明から中央区晴海に至る延長約2.7kmの路線である。現在都心環状線を利用している晴海地区等の交通、及び、今後臨海副都心地域などで発生する交通を高速湾岸線に直結させ、周辺の交通状況を改善するとともに、湾岸線を介した羽田空港や川崎・横浜・千葉などの湾岸施設とのアクセス機能強化を図る。

このうち、有明～豊洲間(1.5km)が平成21年２月、豊洲～晴海区間(1.2km)は平成30年３月に開通となった。

第２・７図　都市高速道路ネットワーク図

(3) 日本橋区間地下化

日本橋川の上空の首都高速都心環状線（神田橋JCTから江戸橋JCT間）は、都心部の渋滞解消のために、1964年の東京オリンピックの前に建設され、1963年の開通から半世紀以上が経過している。

この区間は、1日あたり約10万台の自動車が走行する過酷な使用状況にあり、構造物の損傷が激しく、長期的な安全性を確保するため、構造物の更新が必要となっている。

一方、日本橋川周辺では、多くの再開発計画が立ち上がり、国家戦略特区の都市再生プロジェクトに位置付けられるなど、新しいまちづくりが始まろうとしている。

首都高速道路株式会社では、都心環状線の交通機能を確保しつつ、まちづくりと連携しながら、この区間の地下化に向けて整備を進めている。

(4) 関連街路

首都高速道路の建設に合わせ、関連街路の整備を実施している。

中央環状新宿線の関連街路として環状第６号線（渋谷区松濤から豊島区要町に至る延長8.8km区間）を整備し、平成26年12月に完成した。

また、日本橋区間地下化の関連事業として補助第96号線（中央区日本橋本石町二丁目から中央区八重洲一丁目に至る延長270m区間）について、拡幅事業を進めている。

第３　橋梁の整備

道路建設部道路橋梁課

１　概　　要

橋梁の整備事業は、老朽橋の架け替えによる耐震性・耐荷力の向上や、交通上のボトルネックを解消するとともに、災害発生時における避難・輸送ルートの機能を確保するなど、道路ネットワークの強化を図るものである。

令和３年度の橋梁整備の総事業費は約86億円で区部・多摩の13箇所の橋梁について新設・架け替え事業を実施している。施工中の主な橋梁は、等々力大橋（仮称）、関戸橋、日野橋などである。

２　多摩川の橋梁整備

多摩川を横断する道路は、多摩地区の市街化進展や生活圏の拡大に伴い、橋梁周辺で慢性的な渋滞をきたしていた。

特に、多摩川中流部では、昭和55年当時、一般道路橋が５橋（12車線）しかなく、橋梁の平均間隔は約４km（多摩川全域の平均設置間隔の約２倍）となっており、ボトルネックによる渋滞が慢性化していた。現在までに着実に整備を進めた結果、令和２年度末の多摩川中流部の橋梁整備状況は、直轄国道を含め９橋（34車線）、平均橋梁間隔は約2.3kmと交通容量が約３倍となった。このため、整備前と比べ大幅な交通渋滞の解消が図られたところである。

今後も多摩川の橋梁整備では、老朽化した関戸橋や日野橋の架け替えや円滑な交通流を確保するための橋梁の新設・架け替えを進めていく。

第４　地域幹線道路の整備

道路建設部計画課

地域幹線道路は、市街地において骨格幹線道路と一体となって東京の道路網を形成し、地域の防災性や円滑な交通を確保するなど、地域生活を支える基幹的な道路として整備するものである。

令和３年度の地域幹線道路の整備の総事業費は約736億円で、施工する箇所は、補助第230号線、調布３・４・17号線などである。

第５　山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備

道路建設部道路橋梁課

山間・島しょ地域の交通は、人の移動や物資の輸送のほとんどが道路を利用しており、生活及び産業・経済・文化などの活動・振興に重要な基盤施設となっている。

とりわけ、主要道路である都道は、地域住民の日常生活を支え、自然災害等緊急時に対応できる安全な道路を確保する必要がある。

そのため、大型車のすれ違いが困難な道路の拡幅整備、バイパス道路整備、歩道整備、線形改良、法面防護などの道路整備を行い、安全で円滑な交通を確保する。

令和３年度の山間・島しょ地域の道路整備の総事業費は約60億円で、施工する主な箇所は、大久野青梅線梅ヶ谷トンネル（日の出町、青梅市）、大島循環線（大島町）、三宅循環線（三宅村）、神湊八重根港線（八丈町）、沖港北港線（小笠原村）などである。

第６　都市計画道路の整備

道路建設部街路課

１　概　　要

都市計画道路は、「『未来の東京』戦略」の実現を目指し、**第２・１表**（P.32）に示すように全体で302kmを事業中である。

令和３年度は総額約1,524億円で、前年度事業費と比べ、約443億円減になっている。

令和２年度は補助第128号線桜等の３路線約1.7kmを交通開放した。令和３年度は環状第４号線等の７路線約4.0kmで交通開放を予定している。

区部においては、都心に流入する交通を分散し渋滞解消を図るため、放射第25号線や環状第４号線など放射・環状道路の整備を重点的に進めている。

多摩地域においては、調布保谷線など多摩南北主要５路線や新青梅街道線など多摩東西主要４路線をはじめとする骨格幹線道路の整備を重点的に推進している。令和３年３月末において、多摩南北主要５路線は、計画延長79.8kmに対し整備済延長63.6km、整備率80％、多摩東西主要４路線は、計画延長96.8kmに対し整備済延長67.3km、整備率70％となっている。引き続き、早期完成を目指し整備を推進していく。

２　木密地域・特定整備路線の整備

木造住宅密集地域（木密地域）は、老朽化した木造住宅や狭あいな道路が多いことなどから、防災上の課題を抱えており、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年度東京都防災会議）においても、地震火災など大きな被害が想定されている。

東京都では、震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）約6,500haを、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指し、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）28区間、約25kmの整備を推進している。

特定整備路線は、平成23年３月の東日本大震災を踏まえ、平成24年１月に立ち上げた「木密地域不燃化10年プロジェクト」において、路線選定を行い、平成26年度末までに全区間の事業に着手している。令和２年度は、補助第136号線（関原・梅田）の約1.1kmを特定整備路線として初めて交通開放した。

全体計画としては、令和３年３月に策定された「『未来の東京』戦略」に基づき、「2025年度（令和７年度）までの全線整備」を目標に現在整備を進めている。

引き続き、関係権利者の生活再建に十分配慮し、理解と協力を得ながら用地を取得していくとともに、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施するなど、地域の防災性を向上させる特定整備路線の整備を着実に推進していく。

第７　道路と鉄道の立体交差化

道路建設部鉄道関連事業課・計画課

１　概　　要

都民生活を支える快適な交通体系を確立するためには道路ネットワークの形成が不可欠であるが、現状は不十分であり、既成市街地内では、依然として慢性的な交通渋滞などが生じている。特に、都内に残る約1,050箇所の踏切は、円滑な道路交通を著しく阻害しており、安全で効率的な都市活動の妨げとなっている。

この問題を解決するため、東京都では、重点的に対策を実施すべき箇所を抽出し、道路と鉄道との立体交差化を推進している。

道路と鉄道との平面交差を立体化する方法には、道路をオーバー又はアンダーにする道路立体と鉄道を高架化又は地下化する鉄道立体がある。

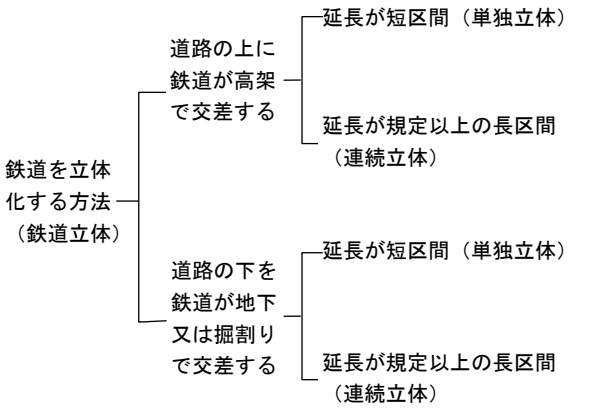

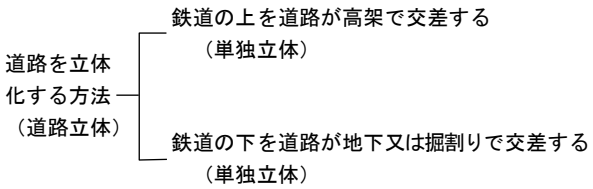

２　連続立体交差事業

道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで多くの踏切を除却し、既設及び新設交差道路との立体交差を一挙に実現する事業であり、東京都が事業主体となり、地元区市及び鉄道事業者と相互に連携して進めている。施行方法、費用負担等は「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱（平成19年８月）」により定められている。

この事業の意義は次のとおりである。

(1) 数多くの踏切を同時に除却することで、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故を解消することができる。また、道路ネットワークの形成が促進される。

(2) 従来、鉄道により分断されていた沿線市街地の一体化を図ることができ、併せて市街地再開発事業や土地区画整理事業等を行うことにより、都市の再生、活性化に強いインパクトを与える。

(3) 新たに生み出される高架下等の空間を周辺の土地利用計画に合わせて、自転車駐輪場や公園等の多目的な形で利用できる。

(4) 鉄道事業者にとっても、鉄道輸送の安全性の向上、踏切経費の節減、輸送力の増強等に寄与する。

なお、この事業は市街地の中で施行する大規模事業であるため、実施にあたっては、地域住民との合意形成をはかるとともに、環境対策などを行うことで理解と協力を得ながら進めていく必要がある。

これまで、平成31年３月に事業を完了した小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）など39事業で395箇所の踏切を除却している（**第２・８図**、P. 43）。今後は、令和12年度までに累計452箇所の踏切を除却することを目標としている。

令和３年度の事業費は約373億円で、京王京王線、西武新宿線、京成押上線、ＪＲ埼京線、京浜急行本線の５路線６箇所で施行中である。

また、新規事業として、西武新宿線、東武東上本線、ＪＲ南武線、東急大井町線の４路線５箇所について、事業化に向けた検討を進めているところである（**第２・４表**、P43）。

３　単独立体交差事業

道路建設部街路課・道路橋梁課・計画課

道路を単独で立体化、あるいは鉄道を比較的短い区間で立体化する事業である。令和３年度の事業費は約48億円で、現在、環状第４号線（港南・高輪）、補助第26号線（豊町）、町田３・３・36号線など８箇所で施行中である。（**第２・８図**、P. 43）

第２・８図　道路と鉄道の立体交差事業

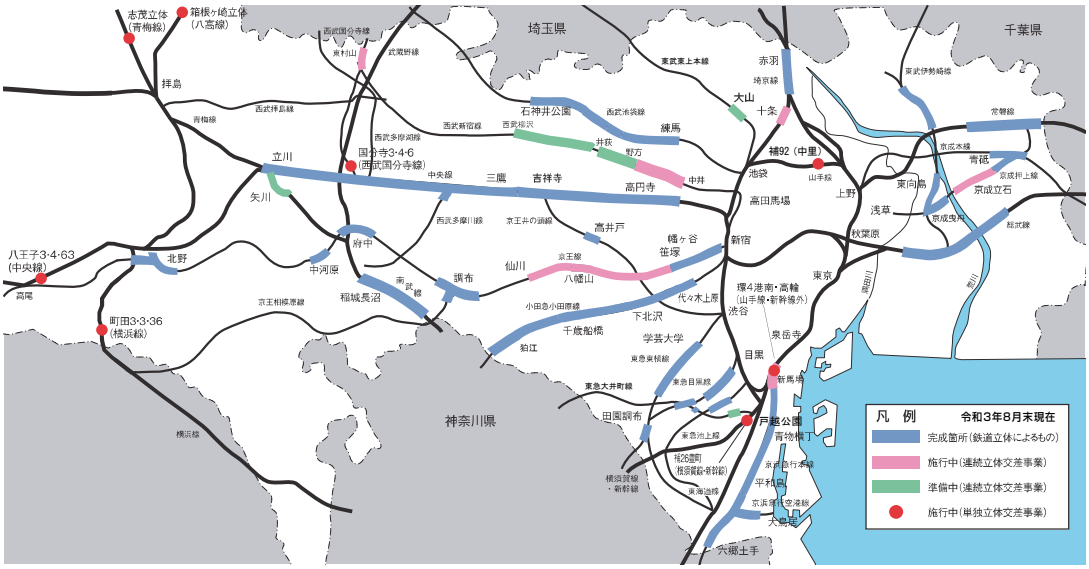

第２・４表　連続立体交差事業　事業箇所

施行中箇所

路線名	区間	延長 km	交差方式	交差する主な都市計画道路	踏切除却数	施行年度（事業認可期間）
京成押上線	四ツ木駅～青砥駅間	2.2	高架	補140、補274	11	H14～R4
西武新宿線	中井駅～野方駅間	2.4	地下	補220、補26	7	H25～R8
西武新宿線・国分寺線・西武園線	東村山駅付近	4.5	高架	東村山3・3・8、東村山3・4・10	5	H25～R6
京王京王線	笹塚駅～仙川駅間	7.2	高架	放23、補154、補128、補133、補215 補216、補217	25	H25～R4
JR埼京線	十条駅付近	1.5	高架	補85	6	R元～R12
京浜急行本線	泉岳寺駅～新馬場駅間	1.7	高架	補149	3	R2～R11

準備中箇所

路線名	区間	予定延長 km	交差する主な都市計画道路	予定踏切除却数	備考
西武新宿線	野方駅～井荻駅間	3.1	補227、補133、補215	13	－
西武新宿線	井荻駅～西武柳沢駅間	5.1	補229、補132、外環の2、補135、補230	19	－
東武東上本線	大山駅付近	1.6	補26	8	R元.12.20都市計画決定
JR南武線	矢川駅～立川駅間	3.0	国立3・3・15、国立3・4・5ほか	14	－
東急大井町線	戸越公園駅付近	0.9	補29	6	－

第８　公共交通の充実

道路建設部鉄道関連事業課・計画課

１　概　　要

新交通システム及び都市モノレールは道路を立体的に利用した専用軌道上を走行する、バスと鉄道の中間程度の輸送力を持つ新しいタイプの交通機関である。インフラ部（支柱、桁、駅舎等の主要構造物）は道路の一部として建設局が整備し、インフラ外部（車両、電気設備等）は運営主体の第三セクターが整備した。

また、副都心線(地下鉄13号線)は、道路特定財源の使途拡大のため、道路交通の円滑化に資する地下鉄整備に道路特定財源を導入することになったため、都道である環状第５の１号線（明治通り）の直下に建設するインフラ部（駅部の壁、床、柱、階段等構造物、一般部のトンネル躯体）を街路事業として整備した路線である。

２　日暮里・舎人ライナーの整備

日暮里・舎人ライナーは、区部北東部の交通利便性の向上、道路混雑の緩和や沿線の地域開発の促進などを目的に、荒川区日暮里駅から足立区舎人地区まで約10㎞の区間に導入した新交通システムである。

本路線は、昭和60年の運輸政策審議会答申を受け、平成８年８月都市計画決定、平成９年10月工事施行認可、同年11月都市計画事業認可を取得、同年12月インフラ部の工事に着手して、平成20年３月開業した。

３　ゆりかもめの整備

ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）は、臨海部の開発及び発展に寄与する交通基盤を強化するため、新橋～豊洲間の約15㎞（うち建設局施工約８㎞）に導入した新交通システムである。

竹芝～有明間は、平成元年３月都市計画決定、平成２年４月工事施行認可、事業認可を取得、同年６月工事に着手した。また、新橋～竹芝間は、平成２年７月都市計画決定、平成３年６月工事施行認可、事業認可を取得、平成４年８月工事に着手した。平成７年11月新橋～有明間が開業し、平成13年３月新橋本駅、さらに平成14年11月汐留駅が開業した。

また、有明～豊洲間は、平成11年３月都市計画決定、同年11月事業認可、同年12月施行認可を取得、工事に着手して、平成18年３月開業した。

４　多摩都市モノレールの整備

多摩都市モノレールは、多摩における南北方向の公共交通を充実させ、併せて多摩の自立性を高めるために、多摩センター～上北台間の約16㎞に導入した跨座式の都市モノレールである。

平成元年９月多摩センター～上北台間で都市計画決定をし、Ⅰ期区間（立川北～上北台間）は、平成２年６月工事施行認可、同年７月事業認可（立川～桜街道間）を取得、同年11月工事に着手して、平成10年11月開業した。

また、Ⅱ期区間（多摩センター～立川北間）は、平成３年９月工事施行認可及び事業認可を取得、同年11月工事に着手して、平成12年１月全線開業した。

なお、令和２年度より、多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、事業化に向けて、インフラ部の整備にかかる現況調査及び基本設計等に着手した。

５　副都心線（地下鉄13号線）の整備

副都心線（地下鉄13号線）は、明治通りなどの交通渋滞の緩和及び池袋、新宿、渋谷の３副都心の連携強化を図るために整備された、池袋と渋谷を結ぶ延長8.9㎞の地下鉄である。

昭和60年及び平成12年の運輸政策審議会答申を受け、池袋以西で、東武東上線及び西武池袋線と相互乗り入れを行い、渋谷では東急東横線と相互乗り入れを行う路線として計画された。

平成13年５月都市計画決定、同年６月鉄道事業として工事に着手した。また、平成15年度からは、道路特定財源を導入し、都道直下部の延長7.9㎞を街路事業として整備することになり、平成15年10月事業認可を取得し、引き続き工事を行い、平成20年６月開業した。

第９　市町村支援事業

道路建設部管理課・道路橋梁課

１　みちづくり・まちづくりパートナー事業

多摩地域の都市計画道路については「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）平成28年３月」に基づき整備を進めているが、本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的としている。

平成11年度からの「みちづくり・まちづくりパートナー事業」に続き、平成21年度から平成28年度まで実施してきた「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」により、これまでに、17路線、約5.4kmが完成している。本事業は地域にとって効果が大きいことから、地元市の要望も踏まえ、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を平成29年度から10か年で実施することとし、11市18路線（新規10路線、継続８路線）を整備する。

２　市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支えるとともに、日常における地域交通や電気・上下水道などのライフラインの収容スペースとして、また、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、国道、都道に比べ整備は遅れている。

都は、市町村に対する補助事業を通じて、市町村への財政的、技術的支援を行いながら、市町村道整備とまちづくりの促進を図っている。このうち、市町村が施行する道路の新設及び拡幅整備における無電柱化に対して、令和３年度より財政支援を強化し、無電柱化を促進する。

令和３年度は、予算約50億円（道路事業関係）を確保している。

Ⅱ　道路の管理

第１　あらまし

道路は、社会・経済活動において、単に人々の移動や生活物資の輸送、上下水道等のライフラインの収容のためだけではなく、快適でやすらぎのある歩行空間や高度情報化社会に対応する情報インフラの収容空間、災害時の緊急避難路としても期待されている。このため、道路管理の目的は、道路を常時良好な状態に維持することにより、安全、円滑な交通を確保することを基本としつつ、道路の利活用の調整にも及んでいる。

現在、都の管理している道路は、指定区間外の国道を含め、延長2,245km、面積41.8km^2（令和２年４月１日現在)、これを11建設事務所と４支庁が所管し、道路管理部がその指導調整にあたっている。

近年、都市活動の長時間化、余暇活動の活発化、高齢者の増加をはじめとする社会・経済状況の変化に応じて、道路管理に関する都民の要望も極めて多様化しており、最近では自転車利用ニーズの高まりも見られる。

道路における自動車交通量の増大は、交通渋滞の発生、排気ガスによる大気汚染の悪化、騒音や振動など沿道環境の悪化、そして、交通事故の多発を招き、都民生活を脅かしている。さらに最近では、夏季の舗装温度の上昇が指摘されている。また、高度成長期に整備された道路施設が、今後集中して更新時期を迎えることから、一時期に膨大な補修・更新費用が必要となることも重要な課題の一つとなっている。

そこで、交通渋滞の解消や、安全性の確保のため、交差点における右折車線の設置やバスベイの設置、歩道の新設・拡幅などの事業を推進している。また、無電柱化や道路施設のバリアフリー化により、快適な歩行空間と災害に強いまちを目指している。さらに、遮熱性舗装、保水性舗装、透水性舗装、低騒音舗装及び二層式低騒音舗装、わかりやすい標識、自転車通行空間の整備など、人にも、そして環境にもやさしい道路の整備にも努めている。また、道路施設については予防保全型管理を推進し、道路の安全・安心を確保するとともに、設置当初からメンテナンスしやすい施設を検討していくことにより、効果的・効率的な新たな道路管理を目指している。

平成23年の東日本大震災では、救援物資の輸送や災害時の復旧活動における道路が果たす役割の重要性が再認識された。緊急輸送道路など、災害時における道路機能を確保するため、橋梁、トンネルの適切な補強・補修、電線類を地中化する無電柱化、山岳道路の斜面対策工事等の取組を今後も積極的に進めていく。

第２　路線の認定等

道路管理部路政課

１　道路の種類

道路法上の道路は、次の４種である（道路法第３条）。

①　高速自動車国道
②　一般国道
③　都道府県道
④　市町村道

このほか、地方自治法第281条及び第283条の規定により、道路法上の市町村道として取り扱われる特別区の管理する特別区道がある。

このうち、都が管理する道路は②の一般国道のうち法定受託事務として管理する、都の区域に係る指定区間外国道（道路法第13条第１項）と③の都道である。都道については、認定手続きにより次のように分類されている。

ア　一般都道（道路法第７条該当）
イ　特例都道（道路法第89条該当）

現在、都内にある国道、都道、区市町村道の延長及び面積は、**資料第２－（１）**（P. 188）、**（２）**（P. 190）のとおりである。

２　都道の認定

(1)　一般都道

地方的な幹線道路網を構成し、かつ道路法第７条の都道府県道の認定基準に該当する道路で都の区域内に存する部分につき、都知事が議会の議決を経て認定する。

(2)　特例都道

道路法第89条により都の特別区の存する区域内だ

けに認められた都道で、地方的な幹線道路網を構成するが、道路法第７条の都道府県道の認定基準によらず、都知事が関係特別区長の意見を聞き、都議会の議決を経て認定する。

なお、都道のうち、国土交通大臣が道路法第56条の規定により、主要な道路として指定した道路を主要地方道という。

３　道路区域の決定、変更及び供用開始

道路区域の決定は、道路法の適用範囲を特定するものであり、道路管理者は、路線が認定されると遅滞なく区域を決定し、公示する（道路法第18条）。区域が決定され供用開始がなされるまでの間は、当該区域内の土地については道路管理者が権原を取得すると、私権の制限、占用の許可、監督処分等の一定の道路法の規定が準用される（道路法第91条）。

また、道路を拡幅したり、在来の道路に替えて新道を築造した場合には、新たに新道部分を道路区域に編入するため、あるいは旧道部分を在来の道路区域から除外するため、区域の変更（区域決定と同様の効果がある。）が必要となる。

道路区域の決定後は、土地の権原が取得され、工事によって実態を備えた道路について、道路管理者は供用を開始し、公示する。

４　道路台帳の整備

道路台帳は、道路管理を円滑に遂行するため道路の区域の境界線、道路の施設の現況、占用物件等道路管理の基礎的事項を総括して把握し、広く道路管理行政の資料として活用できるよう整備している。道路台帳は、道路法第28条により、その調製、保管及び閲覧が道路管理者に義務付けられている。また、都民サービスの一環として道路台帳の写しの交付を行っている。都の道路台帳は、次の図書を基本とし、都道及び一般国道（指定区間外）についてその整備を図っている。

① 「道路台帳平面図」（道路の現況、道路の区域の境界線及び道路の延長、面積等の把握図）

② 「地下埋設物台帳平面図」（主な占用物件の位置等の把握図）

③ 「道路敷地構成図」（道路敷地、道路区域の境界点の座標値等を把握した財産台帳的図面）

道路台帳の整備率は、「道路台帳平面図」と「地下埋設物台帳平面図」が100％であるが、「道路敷地構成図」は約80％（令和２年４月１日現在）にとどまっていることから、早期整備を図る必要がある。

「道路敷地構成図」は、道路区域と、道路を構成する敷地を把握することを主な目的としている。道路区域の調査にあたっては、現地に境界杭を設置し座標化することで、道路区域の明確化を行っている。

昭和49年度から整備を開始したが、完了まで今後長期間を要するため、平成16年度からは優先的に整備を行う地域、路線を選定するなど、効率的な整備を進めている。（第２・５表）

さらには、平成19年度より本格的に道路台帳の電子化を図っている。

第２・５表　道路台帳整備の状況（令和２年４月１日現在）

区別 / 地域		東京都管理道路延長 km	道路台帳					
			道路台帳平面図		道路敷地構成図		地下埋設物台帳平面図	
			整備延長 km	整備率 %	整備延長 km	整備率 %	整備延長 km	整備率 %
全　域		2,245	2,245	100.0	1,795	80.0	2,245	100.0
内訳	区部	895	895	100.0	754	84.2	895	100.0
	多摩部	1,104	1,104	100.0	882	79.9	1,104	100.0
	島しょ	247	247	100.0	159	64.6	247	100.0

（四捨五入のため、計が合わない場合がある。）

５　区市町村への移管

都市計画道路の整備等に伴い、幹線道路から地域内道路へと性格の変化した都道の区間については、道路管理の役割分担の観点から、区市町村へ移管する。

６　有料道路の管理

首都高速道路（都に存する区間）は、都道であるが、道路整備特別措置法に基づき、本来都が有している道路管理権限の一部を首都高速道路㈱が代行し、通行料金を徴収する有料道路である。

都は、都知事が路線の認定をした後これらの道路の本来道路管理者として、区域決定（公示のみ）、供用開始等を行うとともに料金等の事業計画の決定に関与する。

７　通称道路名の普及

東京都は、過去３回、都民をはじめとする道路利用者に分かりやすく親しみやすい名称を設定し、都内交通の利便を図ることとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てるため、都内の国道及び都道を対象とした171路線に通称道路名を設定している。

設定の目的と主な通称名は以下のとおりである。

［第１回］昭和37年及び38年

オリンピック東京大会を機に設定

（山手通り・青山通り・甲州街道・青梅街道）

［第２回］昭和59年

マイタウン構想の一環として設定

（六本木通り・環八通り・大島一周道路）

［第３回］平成26年

前回から約30年が経過し、新設、延伸等による道路状況の変化に応じて設定

（有明通り・新滝山街道・日野バイパス）

これらの通称道路名が道路を利用する全ての人に親しまれるとともに、広く浸透するよう、パンフレットの配布や案内標識の設置等により継続的に通称道路名の普及を図っていく。

通称道路名の一覧表は**資料第２－（３）**（P. 216）のとおりである。

第３　道路の適正管理

１　道路の監察

道路管理部監察指導課

(1) 監察パトロール

道路管理者は、道路を常に良好な状態に保つように維持、修繕に努めるばかりでなく、円滑かつ安全な交通を確保するため、積極的に阻害要因の排除及び予防に努める責務を負っている(道路法第42条)。

このため、各建設事務所では、毎日、監察パトロールを行い、道路の不適正な利用の早期発見、道路構造の保全及び交通機能の確保等に努めている。

1) 路線パトロール

道路を路線ごとに定期的に巡回し、主として次の事項の監察を実施するとともに、その是正指導等を行っている。また、改善後も不適正な利用が繰り返されないよう、継続的な巡回を行っている。

① 道路を許可なく、又は許可条件に違反して占用しているもの

② 道路をみだりに損傷もしくは汚損し、又は道路に土石等の物件を放置しているもの

③ 道路工事及び電気、ガス、上下水道等の道路占用工事

④ 路面、側溝、防護柵、街路灯、街路樹、道路標識等道路及び道路附属物の損傷又はその誘因となるもの

⑤ 道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれのある道路沿いの土地、竹木及び工作物又は建築工事等

⑥ 車両制限令に違反する車両

2) 合同パトロール

路線パトロールのほか、従前から所轄警察署や区市町村等と取り組んでいる合同パトロール(春、秋の交通安全運動、道路ふれあい月間及び年末混雑時等)がある。また、近年では町内会、自治会、商店街等と協力して、地域ぐるみで道路及び交通環境の改善に努める合同パトロールも実施している。

なお、令和２年度の道路監察の実績は**第２・６表**のとおりである。

(2) 道路適正使用の指導

道路の不法占用・不適正使用を監察パトロール等で発見した場合は、すみやかに撤去又は改築等の改善を行うよう指導・警告を行っている。

特に歩道上の立看板、置看板、放置自転車、商品置場等については、道路の有効幅員を狭め、歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあるので、関係機関と十分な連絡をとり、効果的に対応している。

なお、道路の上空に設置されている突出看板については、設置状態や所有者の実態調査を毎年度実施し、占用申請の促進及び基準に適合しない突出看板への是正指導を行う等、適正化に努めている。その結果、平成14年度に約50%であった突出看板の許可率が、令和２年度には約80.8%まで向上した。引き続き是正指導等を行い、許可率の維持に努めていく。

第２・６表　道路監察結果（令和２年度）

監察パトロール実施状況

内容／区分		回数(回)	時間(時間)	延長(km)	合同パト（内書） 警察署	合同パト（内書） その他
平常時	日常	5,024	12,920	193,683	94	134
	夜間	28	136	1,453	0	0
異常時		14	39	1,101	0	0

内容／区分		発見件数 パトロール	発見件数 その他	処理件数 緊急処理	処理件数 その他
道路の損傷関係	道路	416	106	23	285
	附属物	478	89	103	430

監察事項	取締り件数	措置状況 行政指導 口頭	行政指導 文書	行政指導 是正件数	監督処分 措置命令	監督処分 是正件数	その他の措置 件数
不法占用	3,269	707	225	2,091	0	0	2,337
禁止行為	24,463	1,338	10,794	2,510	0	0	12,331
沿道区域	136	21	7	25	0	0	108
車限令	16	0	11	2	0	0	5

放置自転車対策	警告台数	6,797
	撤去台数	2,687
	処理件数	9,484
	撤去回数	665

道路上工事の監察

区分＼内容	監察箇所数	指摘箇所数	指摘件数	指摘内容					措置状況				
				掘削	路面覆工	保安施設	復旧	その他	現場指導	呼出指導	始末書	警告書	措置命令
管理者工事	13	7	9	0	0	7	0	2	6	1	0	0	0
承認工事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＮＴＴ東日本	2	2	2	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0
水道局	45	37	47	5	0	23	1	18	27	13	2	0	0
下水道局	9	8	9	0	0	5	0	4	8	0	0	0	0
東京メトロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京電力	17	9	14	0	1	8	1	4	6	2	0	0	1
東京ガス	16	18	21	2	0	14	0	5	18	0	0	0	0
区市町村	2	2	2	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0
その他	22	30	31	0	0	12	0	19	29	2	0	0	0
計	128	113	135	7	1	71	3	53	98	18	2	0	1

２　道路の占用

道路管理部監察指導課

(1) 占用一般

道路は、本来一般交通の用に供することを目的とするが、特定の場合には、物件の設置を許可することができることとされており、この特別使用を道路の占用という（道路法第32条）。

道路の占用の主なものは、電気、ガス、上下水道、電話、地下鉄等、公衆の用に供する施設のための管路、柱類及び鉄道等である。

道路の占用は、道路の二次的な機能であるが、公益施設については、道路の本来的機能を阻害しない範囲において容認するとともに、公共性を欠く占用については、極力これを抑制する等道路本来の目的との調整を図ることが必要とされる。

また、都の区域内に存する国道及び区市町村道との事務処理の整合性を図るため、各道路管理者間の密接な連絡と許可基準、事務処理の統一に留意している。

道路の占用に際しては、東京都道路占用料等徴収条例に基づいて道路占用料を徴収している。

なお、令和２年度の道路占用料徴収状況は、**第２・７表**のとおりである。

突出看板の許可率等については、**第２・８表**（P. 51）のとおりである。

第２・７表　令和２年度道路占用料徴収状況

種別		件数	金額
一般占用（鉄道関係含む）		－	千円 5,016,278
東京ガス関係		2,493,229m	1,400,790
東京電力関係			
内訳	電柱	15,127本	3,481,275
	管路類	8,849,131m	
	その他	11,970個	
ＮＴＴグループ関係			
内訳	電柱	15,823本	3,712,064
	管路類	20,092,960m	
	その他	1,579個	
過年度分		－	3,264
合計		－	13,613,671

第２・８表　突出看板の許可率等

（令和３年３月現在）

看板総数	(a+b)	23,142個
基準適合個数	(a)	21,475個
基準不適合個数	(b)	1,667個
許可個数	(c)	17,356個
許可率	(c/a)	80.8%

(2) 鉄道等の占用

1) 鉄道事業法及び道路法による鉄道工事

道路に鉄道を敷設する場合は、鉄道事業法第61条第１項ただし書により事業者が国土交通大臣の許可を得た後に、道路法第32条に基づく道路管理者の占用許可を受けて道路に敷設することができるとされている。

鉄道の敷設は、工事規模が大きく、他の埋設物との調整に日時を必要とし、また、工期も比較的長期にわたることが通例であるので、都においては、道路管理上の見地から、占用許可にあたって必要な条件を付し、工事から派生する障害等を最小限に止めるよう努めている。

2) 軌道法による軌道工事

軌道は、道路の効用を補充し路上の交通を補助緩和するために、軌道法第２条の規定により、特別な事由がある場合を除き道路に敷設することとされている。

(3) 道路占用許可の特例

道路の占用は、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合に許可できるが（無余地性の原則）、都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法、歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可の特例により、まちのにぎわい創出や道路利用者の利便増進に資する施設の設置を許可することができる。

これらの特例を活用し、都道においては新虎通り（新橋・虎ノ門間）、行幸通り及び新宿副都心四号線においてオープンカフェの設置やイベント施設の設置が行われ、まちのにぎわいに寄与している。

３　路上工事等の調整

道路管理部監察指導課

路上で行われる工事は大別して、道路管理者が行う道路補修等の工事と都市生活に不可欠な電気・ガス・通信・上下水道等ライフラインの敷設や補修工事など、占用企業者が行う占用工事の二種類がある。

これらの工事を計画段階から調整し、道路の不経済な掘り返し防止や円滑な交通の確保並びに事故防止を図るため、建設局、国土交通省東京国道事務所、警視庁、東京消防庁、占用企業者等で「東京都道路工事調整協議会」を設置している。

この協議会のもと「道路工事調整会議」を適宜開催し、工事の場所、時期、工法等について調整を図っている。令和３年度の道路工事調整状況は**資料第２－（７）**(P.226)のとおりである。

以下は、現在の主な取組である。

(1)　路上工事に伴う車線規制時間の抑制について

第四次『東京都内の路上工事対策五箇年計画（平成25～29年度）』に基づき、区部の路上工事（国道・都道）に伴う車線規制時間を道路管理者と各企業者が協力し、抑制などに取り組んできた。その結果、毎年度目標（80万時間以下）を達成することができた。（**第２・９表、**P52）

平成30年度からは第五次『東京都内の路上工事対策五箇年計画（2018～2022年度）』を策定し、更なる工事需要の増加が見込まれることから、引き続き区部の路上工事に伴う車線規制時間を毎年度80万時間以下とすることを目標とし、占用企業者と一体となって路上工事対策に取り組んでいる。

(2)　路上工事施工時期の平準化について

路上工事の施工時期については、年度末の工事集中の分散化を図るために、年度当初における早期発注・早期着工等による年間を通した平準化を促進する。（**第２・９図、**P.52）

(3)　交通繁忙期の路上工事の抑制について

年末年始、年度末のほか、ゴールデンウィーク・旧盆期などについても渋滞予測に基づき路上工事を抑制する。

(4)　掘削禁止について

路上工事により道路舗装が行われた箇所は、工事完了後の一定期間について道路掘削を禁止する。

(5)　工事情報の提供について

路上工事に対する理解促進を図るため、工事看板の改善やインターネットによる工事情報の提供を積極的にすすめる。

(6)　路上工事対策「行動計画」について

国道・都道管理者が協力して、道路利用者や沿道居住者の視点から路上工事の問題点を抽出し、路上工事対策五箇年計画の具体的な実施計画として、「行動計画」を策定した。現在、各区等にも働きかけを行い、従来の国道・都道に加えて、区道等とも連携した路上工事対策の取組をすすめている。

第２・９表　区部　国道・都道における路上工事に伴う車線規制時間

（単位：時間）

年 度	14	19	24	26	27	28	29	30	元	2
車線規制時間	1,053,735	806,931	724,005	753,714	776,484	782,298	761,715	798,957	896,886	746,919

※　令和元年度は、主に東京2020大会に向けた関連工事等が当初想定以上に増加

第２・９図　区部　国道・都道における路上工事に伴う車線規制時間（月別・年度別）

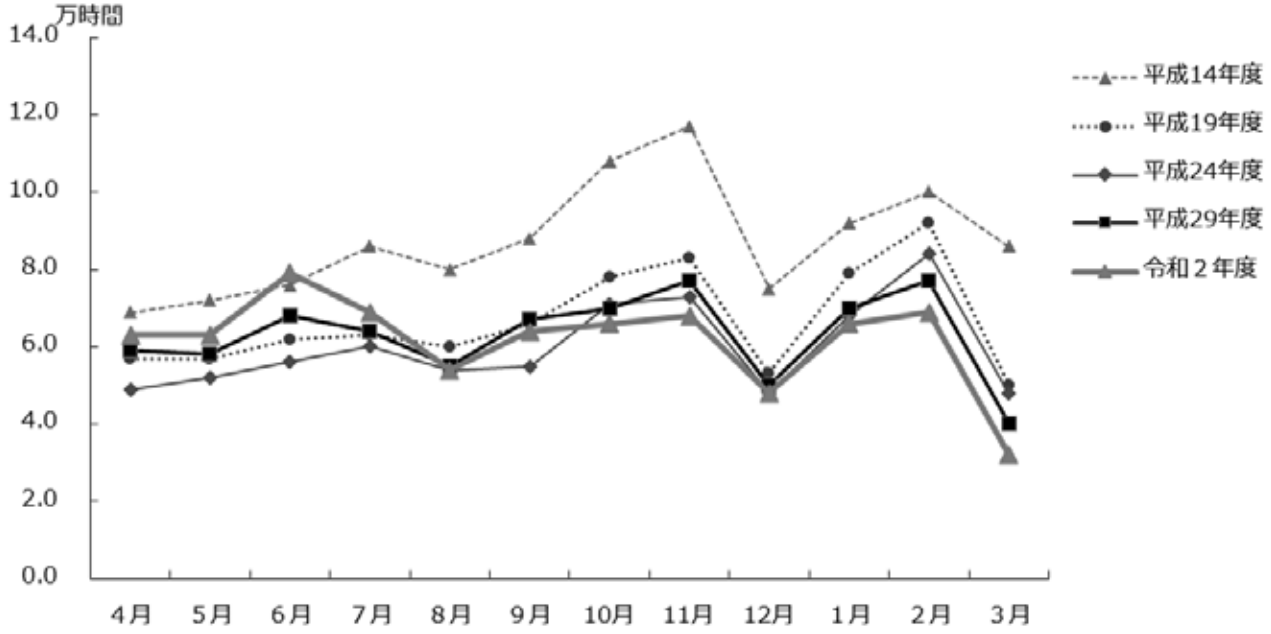

４　車両の制限（特殊車両の通行）

道路管理部路政課

道路構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両諸元の最高限度は、政令で定めることとされている。［道路法第47条］

(1) 車両の最高限度（一般的制限値）

［車両制限令第３条］

車両は、すべて実車状態（人が乗車し、貨物が積載された状態）が制限の対象となる。

1）幅　　2.5m

2）重量

・総重量　　20 t

（重さ指定道路については25 t）

・軸　重　　10 t

・隣り合う車軸に係る軸重の合計

軸距が1.8m未満　　18 t

軸距が1.8m以上　　20 t

・輪荷重　　5 t

3)高さ　　3.8m

（高さ指定道路については4.1m）

4)長さ　　12m

5)最小回転半径

車両の最外側のわだちについて12m

このほか、道路交通法及び道路運送車両の保安基準においても制限を設けている。

(2) 最高限度を超える車両の通行

［道路法第47条の２］

車両構造が特殊であったり、積載貨物が分割できないなどの理由で、上記(1)車両の最高限度のうち一つでも値を超えた車両が道路を通行する場合には、特殊車両通行許可が必要となる。

現在、東京都では特殊車両通行許可の申請は窓口への持参もしくは郵送で受け付けているが、オンライン申請受付の導入について検討を進めている。

なお、通行許可及び他の道路管理者からの協議処理件数は**第２・10表**のとおりである。

(3) 制限の見直し

1)重さ指定道路

平成５年11月の車両制限令の改正により、高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路においては、通行する車両の総重量の最高限度を25 t まで引き上げることとし、規制が緩和された。この指定道路においては、車両の通行の許可の手続等を定める省令第１条に規定する値以下で、その他の基準が一般制限値以下の「新規格車」については、通行許可なしに通行できることとなっている。

2)高さ指定道路

平成16年４月に、車高規制の見直しが行われ、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路（高さ指定道路）については、通行する車両の高さの最高限度が3.8mから4.1mに引き上げられた。

(4) すべての車両に適用される制限

1）一般的制限値を超えない車両であっても、トンネル、橋、高架等の道路の保全のため、道路管理者が重量や高さについての制限を設け、制限標識を設置している場合、その制限を超える車両の通行には通行許可が必要となる。

2）一般的制限値を超えない車両であっても、狭小幅員の道路において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路管理者が通行可能な車両の幅について制限を設け、制限標識を設置している場合、その制限を超える車両の通行には通行認定が必要となる。

第２・10表　特殊車両の通行許可申請及び他の道路管理者からの協議件数の推移

（東京都処理分）

年　度	申請件数（件）	申請台数（台）	手数料収入（千円）
28年度	5,756	21,322	9,891
29年度	4,814	21,058	8,822
30年度	4,770	19,774	8,453
元年度	3,691	16,227	6,727
２年度	2,190	10,062	3,430

年　度	協議件数（件）
28年度	27,402
29年度	35,324
30年度	29,171
元年度	32,719
２年度	33,644

５　東京ふれあいロード・プログラム

道路管理部路政課

地域住民などの団体と東京都が協働して、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を行うことにより、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目的とする制度（いわゆるアドプトシステム）である。

参加団体は、町内会、商店会、学校、企業など

の団体であり、東京都と協定を結び、東京ふれあいロード･プログラム認定団体として道路の美化活動を継続的に実施している。

この制度は、平成15年度から本格実施し、令和３年６月１日現在155団体となっており、今後も積極的な事業展開を図っていく。

６　都道におけるホームレス対策

道路管理部監察指導課

都道におけるホームレスの現状は、年２回実施する概数調査において、令和３年１月現在146人である。

道路法では、人に対する直接強制を想定していないため、道路不法占拠者本人の身体に対する強制退去権限はない。そのため監察パトロールのなかで、道路上に起居することは通行の支障になることを伝えて、自主退去を促すなどの措置を講じている。

引き続き、関係各局・警視庁・関係区市町村等と連携し、道路の本来機能である「一般の自由な交通」を確保するため、道路の不適正使用の是正に努めていく。

７　普及活動（「夢のみち」事業）

道路管理部監察指導課

「夢のみち」事業とは、都民が、道とふれあい、道に親しみをもち、道が日々の生活に身近な施設であることを実感してもらうために、毎年テーマを定め、様々な行事を実施するものである。

昭和62年度から平成21年度まで、「道の日」行事として実施してきたが、平成22年度から「夢のみち」事業に衣替えし、（公財）東京都道路整備保全公社主催、東京都建設局共催で実施している。

第４　道路・橋梁の維持補修

道路管理部保全課

１　道路の維持事業

安全で円滑な交通の確保と沿道環境を保全するため、都では、道路などの維持補修、改善及び健全度調査等を実施している。（第２・11表）

第２・11表　道路維持費

事項（施設）	令和３年度予算 規模	令和３年度予算 金額
		千円
路面	40,411,539 ㎡	12,769,633
街灯	175,388 灯	2,873,517
交通安全施設		519,018
街路樹等	372,500 本	5,934,569
充実路線	249,175 本	3,322,630
その他の路線	123,325 本	2,611,939
道路施設等		2,746,849
排水場	42 カ所	167,275
台貫所	8 カ所	6,214
共同溝	10 カ所	242,928
地下道	84 カ所	1,227,613
道路情報板	79 基	55,688
副都心広場等	90,143 ㎡	577,832
飯田橋せせらぎ		4,560
汐留地区		104,389
相生町交差点		46,293
丸の内地区		49,500
上野地下歩道		214,398
横断歩道橋昇降装置	18 台	50,159
公共施設の適正管理		8,844
工事費計		24,852,430
事務費		7,570
合計		24,860,000

(1) 路面の維持

道路維持管理の基本となる日常点検（道路巡回点検）は、原則として巡回点検車もしくは徒歩によって定期的に行っている。この点検において、道路の状況が危険と判断された場合は、緊急処置を実施した後、必要に応じて応急修理を行っている。

さらに、道路の日常管理として、小規模な路面のクラック、段差、轍等を補修する維持工事を行うとともに、降雨時に備え、排水管、側溝、集水ます等の補修やしゅんせつなど道路排水施設の機能維持に努めている。

また、積雪時は、あらかじめ態勢を確保し、直営や委託による除雪作業を行うとともに、路面の凍結による交通事故を防止するため、凍結防止剤の散布を行うなど、交通の安全確保に努めている。

道路の陥没防止対策については、毎年、埋設物の多い路線等を対象として路面下空洞調査を実施し、空洞を発見した場合は復旧工事を行い、陥没の発生防止に努めている。

(2) 道路附属物の維持

道路附属物である道路照明、防護柵、道路標識、街路樹、道路反射鏡、視線誘導標等の維持を行っている。

このうち道路照明、道路標識、擁壁などの道路施設については、定期的に点検を行い、点検結果に基づいて補修や補強を実施している。

また、街路樹、植樹帯等については、豊かな緑により快適な環境を確保するため、欠樹の補植、剪定、施肥、病害虫の防除、低木の手入れ等を実施している。

(3) 立体施設の維持

道路の立体施設としては、トンネルを始めとして幹線道路の立体交差、高架道路、地下自動車道、横断歩道橋、地下歩行者道、新宿副都心広場等がある。これらには、それぞれ排水施設、換気装置、道路用昇降設備や照明施設などの電気、機械設備が設置されており、本体施設とともにこれら設備の維持管理を行っている。

また、アンダーパス部等では排水ポンプ等の排水施設を設置し、通行車両と歩行者の安全を確保している。さらに安全性を高めるため、冠水発生時の情報提供システムとして、路面冠水警報装置を設置し、通行車両に注意を促している。

(4) 維持管理体制

開庁時における道路維持管理の基本となる巡回点検は、従前、各建設事務所の管理工区に所属する巡回点検班が直営で実施してきた。しかし、団塊世代職員の大量退職に伴い、平成19年度より一部の巡回点検について民間委託を導入している。

休日や夜間の閉庁時については、「都道管理連絡室」で24時間の情報連絡体制を確保している。

また、平成11年度からは国土交通省等の道路関係機関と協力して、道路に関する苦情・相談の窓口集約化と、適切かつ迅速な対応を行うため「道の相談室」を設置し、都民サービスの向上に努めている。

道の相談室　年度別相談件数

（単位：件）

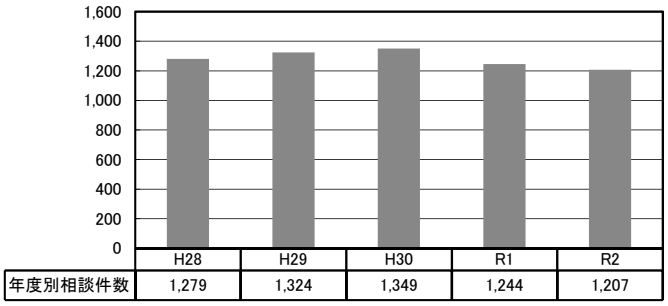

令和２年度相談対象施設別内訳（%）

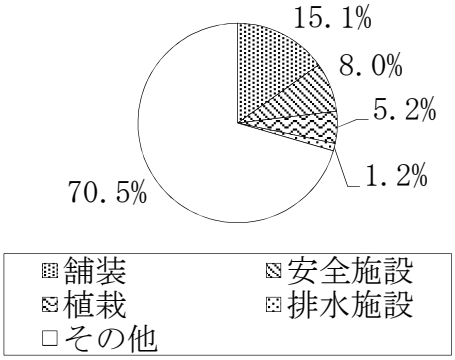

令和２年度相談内容別内訳（%）

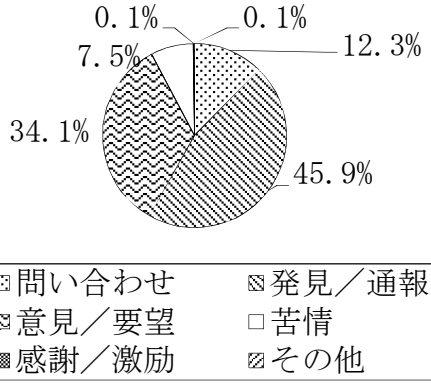

台風、豪雨、降雪などの異常気象時には、注意報や警報の発表と同時に、道路冠水や斜面崩壊などの水害に対応するため「東京都水防計画」に基づく水防態勢を、また積雪による交通障害の除去やスリップ防止に対しては「東京都建設局雪害対策要領」に基づく雪害態勢を確立し、情報収集活動や、通行止めなどの交通規制や除雪活動を実施して事故防止に努めている。

(5) 道路占用工事に関する技術審査

道路は一般交通の用に供する他、都民生活に不可欠な電気、通信、上下水道、ガス等のライフラインや地下鉄等が道路占用している。

これら道路占用物件の設置及び維持管理のための工事は、幹線道路の現道交通への障害はもとより、輻輳する他の占用物件、沿道環境、将来の道路管理などへの影響について十分配慮する必要がある。

このため、道路占用工事における設計、施工方法等に関して構造、工事方法、埋戻材料等の基準に適合しているかなどの技術審査を行っている。

近年、様々な再開発事業が活発化し、地下鉄とビル連絡通路工事、地下鉄のバリアフリー対応によるエレベーター設置工事、都市再生特別地区等の再開発事業に伴う開発関連の技術審査件数が増加傾向にある。

２　道路の補修事業

道路を常に良好な状態に保ち、かつ沿道環境の保全を図るため路面補修、道路施設の整備を行うものである。（第２・12表、P.57）

(1) 路面補修

本事業は、日々の維持管理では補えない大きな規模で、平坦性の低下した舗装の修繕と交通量の増大に対応するための舗装改良を行うものである。

路面性状調査や道路交通振動実態調査を実施し、調査結果及び沿道状況を踏まえ、補修が必要な箇所の選定や優先順位づけを行い、計画的に路面補修を実施することで、道路利用者の安全、快適性を確保するとともに、沿道環境の保全を図っている。

路面補修にあたっては、「車道の舗装体系」に基づき、住民要望や地域特性に配慮して、求められる性能等に応じた舗装を適用し、きめ細かく実施している。

環境に配慮した舗装として、道路交通騒音対策の必要な箇所では低騒音舗装や二層式低騒音舗装を敷設しており、ヒートアイランド対策が必要な箇所（センターコアエリアを中心とした重点エリア）では路面温度上昇抑制機能のある遮熱性舗装、保水性舗装を敷設している。

また、歩道舗装については、雨水の流出を抑制する透水性舗装により水溜まりや水はねを防止するなどの効果もあることから、車道の路面補修等にあわせて実施することにより相乗効果を高めている。

(2) 遮熱性舗装・保水性舗装

ヒートアイランド対策の一つとして、センターコアエリアを中心とした重点エリアで、路面補修

の時期にあわせて、遮熱性舗装と保水性舗装を敷設しており、令和２年度までに約157km実施している。

遮熱性舗装は、遮熱材を路面に塗布した舗装で、太陽光の一部（赤外線）を反射することで舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する効果がある。

保水性舗装は、その内部の保水材に雨等の水分を蓄えることができる舗装で、晴天時にその水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制する効果がある。

(3) 道路施設整備

道路擁壁、排水場、台貫所、共同溝、地下道、道路用昇降設備等、道路の一般構造物保全のため、道路施設定期点検調査等に基づく改修を実施している。トンネル照明の改修にあたっては、ＬＥＤ照明を導入し、維持管理の効率化とコスト縮減を図っている。

また、防災対策として、トンネル内でラジオ放送を聴取可能にし、非常災害時に公共放送による迅速・適切な防災情報を提供するためのラジオ再放送設備を設置している。さらに、豪雨・降雪に備えた山岳道路やアンダーパスへの遠隔監視の導入など、維持管理の高度化により都市インフラの安全性を更に高めている。

(4) トンネル予防保全計画

損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行うことで、全てのトンネルを供用期間中更新することなく健全な状態に保つことを目標とする「トンネル予防保全計画」（以下、「旧計画」という。）を平成27年度に策定し、計画的な対策等を行うことで、更新時期や工事費用の平準化と総事業費の縮減を図り、予防保全型管理への転換を進めてきた。

令和３年３月には、旧計画におけるこれまでの取組状況や最新の点検結果を踏まえ、より一層、予防保全型管理を推進するため、「第二次トンネル予防保全計画」を策定した。

本計画では令和２年度から令和６年度までの５年間で44トンネルに着手する。

具体的な取り組みとしては、点検や調査結果からトンネルの工法別に優先順位を設定しており、そのうち山岳トンネルでは、覆工コンクリートの安定性を確保する対策を行う。

また、開削トンネルでは、鉄筋の腐食防止やコンクリート壁面の耐久性の向上を図る対策を行う。

令和２年度末までに９箇所のトンネルの対策が完了している。

３　道路災害防除事業

山岳道路斜面の崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、道路災害防除事業を実施している。（第２・12表）

(1) 山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備

多摩地域山岳部や島しょ部等の道路は、地域の生活や産業経済を支えるとともに、災害時の避難や救援活動の生命線となる極めて重要な道路であるが、急峻な地形と脆弱な地質の地域でもあるため、台風・集中豪雨・地震等により落石や斜面崩壊等の土砂災害が度々発生している。ひとたび災害が発生した場合、被災時の通行止めにより日常生活に支障を来たし、さらには地域の経済的損失や人的被害を招く恐れもある。

このような災害を未然に防止するため、定期的に実施する斜面の調査、点検結果を斜面台帳に反映させるなどして斜面管理を行ってきている。

また、点検結果をもとに、危険度の高い斜面から順次、落石防止網や落石防護柵、法枠等の防災対策工事を実施している。

さらに、斜面の安定を図るために設置してきたグラウンドアンカーについて、経年による変状を確認していることから、平成26年度より基礎調査を開始し、平成30年度以降、優先度の高い箇所から順次、対策工事を進めている。今後も計画的かつ効果的な点検、対策を継続的に行うことで山岳道路の安全確保に取り組んでいく。

第２・12表　道路補修事業等計画

事　業　名	令和３年度予算	
	規　　模	金　　額
		千円
道路補修事業		33,512,000
路面補修	1,206,881 ㎡	20,545,003
センターコアエリアを中心とした重点エリア内での夏の暑さ対策	215,330 ㎡	5,528,045
沿道環境整備		286,485
道路施設整備（トンネル除く）		10,639,926
トンネル予防保全計画の推進		1,206,900
道路緑化の推進		833,686
道路災害防除事業		
防災対策工事	66 カ所	4,941,000
合　　計		38,453,000

４　橋梁の維持補修

東京都が管理する橋梁（横断歩道橋・人道橋を含む）は、令和３年４月１日現在、**第２・13表**(P59)で示すとおり1,919橋である。

都では、これらの橋梁を利用者に安全に安心して利用して頂くため、維持補修、改善及び健全度調査を実施している。

橋梁の維持補修には、日常的に維持修繕を行う橋梁維持事業と令和３年３月に策定した「橋梁予防保全計画」に基づき、計画的に耐久性や耐震性の向上や定期点検に基づく補修を行う橋梁整備事業がある。（**第２・14表、第２・15表**、P.59）

また、（公財）東京都道路整備保全公社は、区市町村の橋梁管理支援事業を平成22年度から行っている。

(1) 橋梁維持事業

橋梁を安全に管理し、整備した機能を適切に維持していくために、鋼部材の腐食防止を目的とした塗替え塗装や劣化したコンクリート部材の剥落防止対策などを実施している。

また、大型車両などの輪荷重により損傷が発生しやすい橋面舗装や伸縮装置の補修を重点的に行っている。

(2) 長寿命化事業

国の重要文化財に指定された清洲橋、永代橋、勝鬨橋に代表される著名な橋梁については、貴重な遺産として将来に残していかなければならない。

また、これらと併せ、架替え時に多額の費用と周辺への多大な影響が予測される長大橋、跨線・跨道橋、主要な幹線道路に架かる橋梁などについて、最新の技術により、架替えを行うことなく対策後、100年以上延命させる。

対策にあたっては、新たに性能設計を導入し、対象の橋梁を現行の基準に適合した構造物に改善し、安全・安心な橋梁を都民などの利用者に提供していく。

令和２度末までに48橋の長寿命化工事が完了した。

(3) 橋梁点検と定期点検に基づく補修事業

橋梁については、日常的な巡回点検、地震や大雨等の際に行う異常時点検及び定期点検を行っている。

東京都では、全国に先駆けて主要橋梁の定期点検を昭和46年に開始した。昭和62年からは、点検対象を管理する全ての橋梁に拡大して５年に一度の定期点検を行っている。これにより橋梁の損傷状況を的確に把握し、進行が早い損傷は軽微なうちに対策を講じるなど、点検結果に基づき適切な補修･補強工事を行うことで橋梁の寿命を延ばし、都民の安全・安心を確保している。

第九次定期健全度調査は、令和元年度までに一般橋が完了した。引き続き、令和２年度、３年度にかけて横断歩道橋･人道橋の調査を行っている。

(4) 横断歩道橋の撤去

横断歩道橋は、交通安全対策上の緊急措置として昭和40年代に集中的に整備したが、当時とは周辺環境や利用状況が変化してきている。

このため、利用者が少なく、近傍に横断歩道が設置されている等の要件が整い、地元等の合意が得られた横断歩道橋、いわゆる「役割を終えた歩道橋」について、平成10年度から順次撤去してきており、良好な歩行者空間の確保や都市景観の再生などを図っている。

平成20年７月に「横断歩道橋の取扱いについての基本方針」を改定し、役割を終えた歩道橋の撤去を進めるとともに、必要な歩道橋は今後も適切に維持管理を行っていく。

(5) 橋梁のライトアップ整備

隅田川を軸とした橋梁で夜間照明を整備し、水辺のにぎわいを創出する。駒形橋、厩橋、蔵前橋、永代橋の４橋は令和元年度に点灯を開始した。

令和２年８月には、白鬚橋、吾妻橋、清洲橋、佃大橋、勝鬨橋、築地大橋（街路整備事業）の６橋で点灯を開始し、平成の時代からライトアップを行っている新大橋、中央大橋の２橋を含めた、12橋でライトアップを実施している。

※新型コロナウイルス感染症対策の取組としてのライトアップの実施状況はP162（１）各施設の運営の表を参照

第２・13表　橋梁現況表

（令和３年４月１日現在）

橋種		規模			橋令別現況		
		橋数	橋長	橋面積	15年未満	15～25年未満	25年以上
一般橋梁	一般道路	橋 1,225	m 80,138	㎡ 1,245,510	橋 80	橋 139	橋 1,006
横断歩道橋		585	36,851	75,591	13	26	546
人道橋		109	2,989	9,505	0	15	94
合計		1,919	119,978	1,330,606	93	180	1,646

第２・14表　橋梁維持費

区分＼年度	令和３年度予算	
	規模	金額
	㎡	千円
橋梁修理	1,421,243	1,811,514
維持塗装	3,873,734	2,332,341
電気防蝕		3,358
工事費計		4,147,213
事務費		1,787
合計		4,149,000

第２・15表　橋梁整備費

区分＼年度	令和３年度予算	
	規模	金額
	橋	千円
橋梁の長寿命化	64	12,373,900
橋梁補修	59	4,347,100
合計	123 （事業間重複0橋）	16,721,000

(6)「かちどき 橋の資料館」

勝鬨橋建設の歴史や開閉する仕組み、跳開する雄姿の映像のほか、東京都の多くの著名橋についても紹介する「かちどき 橋の資料館」（中央区築地六丁目20番11号）を平成17年５月に開館した。

５　予防保全型管理の推進

東京都の道路施設は、1964年大会を契機とした高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、施設の高齢化が進み、一斉に更新や補修を必要とする時期を迎える。全てを一時期に更新や補修を実施することは、限られた財源の中で多大な経費を必要とすることや工事の集中による交通渋滞の発生など都民生活にも大きな影響を与えることも懸念される。

このため、一層のコスト縮減に努めるとともに、道路施設の長寿命化を図るなど効率的・効果的な管理によって、更新時期の平準化、総事業費の縮減、及び都民への影響の軽減に取り組むことが必要となった。そこで、これまでに行った各種道路施設の点検結果などを基に、計画的な補修補強等を実施する予防保全型管理への転換を図っている。

(1) 橋梁における取組

令和３年３月に「橋梁予防保全計画」を策定し、著名橋や幹線道路の橋梁など主要橋梁を対象に長寿命化事業を実施中である。

(2) トンネルにおける取組

令和３年３月に、旧計画におけるこれまでの取組状況や最新の点検結果を踏まえ、より一層、予防保全型管理を推進するため、「第二次トンネル予防保全計画」を策定し、第二予防保全対策を実施中である。

なお、多摩地域における狭小な断面のトンネルにおいて、大型車両（バス等）の円滑な通行を確保するため、断面拡幅等の検討を進めている。

第２・16表　緊急輸送道路

緊急輸送道路種別	対象路線
第一次緊急輸送道路	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
第二次緊急輸送道路	一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
第三次緊急輸送道路	その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

６　地震への備えについて

地震災害では、道路に多大な被害が生じるおそれがあるため、復旧に時間を要し、緊急時における救援物資の輸送ルート確保の遅れや輸送時間の増加を招き、支援復旧活動に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、大地震などの緊急時に備え、救助や医療・消防活動、ライフラインの応急復旧や救援物資の輸送等を円滑に行うため、優先的にガレキなど道路の障害物を除去し（道路啓開）、いち早く緊急時の道路の通行を確保している。

（１）緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、**第２・16表**に示すように、第一次から第三次まで設定されている。

（２）道路障害物の除去

阪神淡路大震災を契機に、建設業団体等と資機材や労力の提供等に関する具体的な項目を定めて協定を結び、約500社の地元協力業者により、早期に都道の障害物除去作業を行う体制を整えている。

第５　沿道環境の整備

１　概　　要

道路管理部管理課

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されている。

こうした状況を踏まえ、東京都環境基本条例（平成６年制定）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例、平成12年制定）及び東京都環境基本計画（平成28年改定）等に基づき、国等関係機関と一体となって、都をあげて総合的な施策を実施している。

平成７年９月には、自動車交通騒音対策等のさらなる充実を図るため、国等関係機関と東京都道路沿道環境対策検討会（事務局：環境局）を設置した。平成９年３月に優先的対策道路区間を選定し、平成10年２月にはその区間での総合対策を策定するとともに、平成12年及び平成16年に新たに道路区間を追加するなど、その推進に取り組んでいる。

こうした中、道路管理者としては、道路交通騒音に対して、昭和55年10月に施行された「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（以下「沿道法」という。）に基づき、沿道対策の着実な実施に努めている。

２　沿道対策

道路管理部管理課

沿道法に基づき、環状七号線、環状八号線、笹目通り、目白通り、中原街道、日光街道、川越街道が沿道整備道路に指定され、沿道環境の整備がなされている。

沿道整備道路の指定要件は、幹線道路網を構成する道路のうち①道路交通騒音が夜間65デシベル、または昼間70デシベルを超えること、②日交通量１万台超過、③相当数の住居が集合していることなどである。

なお、沿道整備道路の指定状況は、**第２・16表**(P.62)のとおりである。

(1) 沿道地区計画の策定

沿道整備道路の指定後、地元区が沿道住民の意見を聴取のうえ沿道地区計画を策定する。

この計画には、①沿道の整備に関する方針、②建築物等に関する必要な制限等が定められる。更に、防音構造化を促進するため、区によって「防音構造に関する条例」が制定される。

この結果、都市計画の面から沿道にふさわしいまちづくりが誘導されることとなる。

沿道地区計画の策定状況は**第２・16表**(P.62)のとおりである。

(2) 沿道整備促進のための施策

沿道法では、沿道整備促進施策として、次のような助成策等が定められている。

① 土地の買入れ資金の貸付
② 緩衝建築物の建築費等の一部負担
③ 防音工事助成

環状七号線、環状八号線、笹目通り及び中原街道におけるこれらの事業の実績は、**第２・17表**(P.63)のとおりである。

(3) 沿道法の改正

国は、平成７年７月の国道43号訴訟最高裁判決を踏まえ、平成８年５月24日に沿道法を改正し、同年11月10日に施行した。

主な改正点は、次のとおりである。

① 従前の沿道整備計画を沿道地区計画に改め、(ｱ)区域及び整備の方針と(ｲ)沿道地区整備計画、を同時又は段階的に((ｱ)が先行）決定することが可能となった。
② 道路管理者と公安委員会が共同して道路交通騒音減少計画を策定することとなった。
③ 土地の買い入れに関する資金の貸付対象を区市町村の指定する公益法人（沿道整備推進機構）にまで拡大した。
④ 緩衝建築物の建築費等に要する費用の一部負担の負担要件が緩和された。
⑤ 老朽化等により防音工事が著しく困難な住宅の移転等に対する助成制度が新設された。
⑥ 区市町村による沿道整備権利移転等促進計画の策定ができることとなった。

この改正を受けて、平成９年８月に都は関係要綱を改正するとともに、平成10年４月に東京都公安委員会と協議して、環状七号線及び環状八号線の道路交通騒音減少計画を策定した。今後も沿道法を活用して、沿道環境の整備を進めていく。

第２・16表　沿道整備道路指定状況一覧表

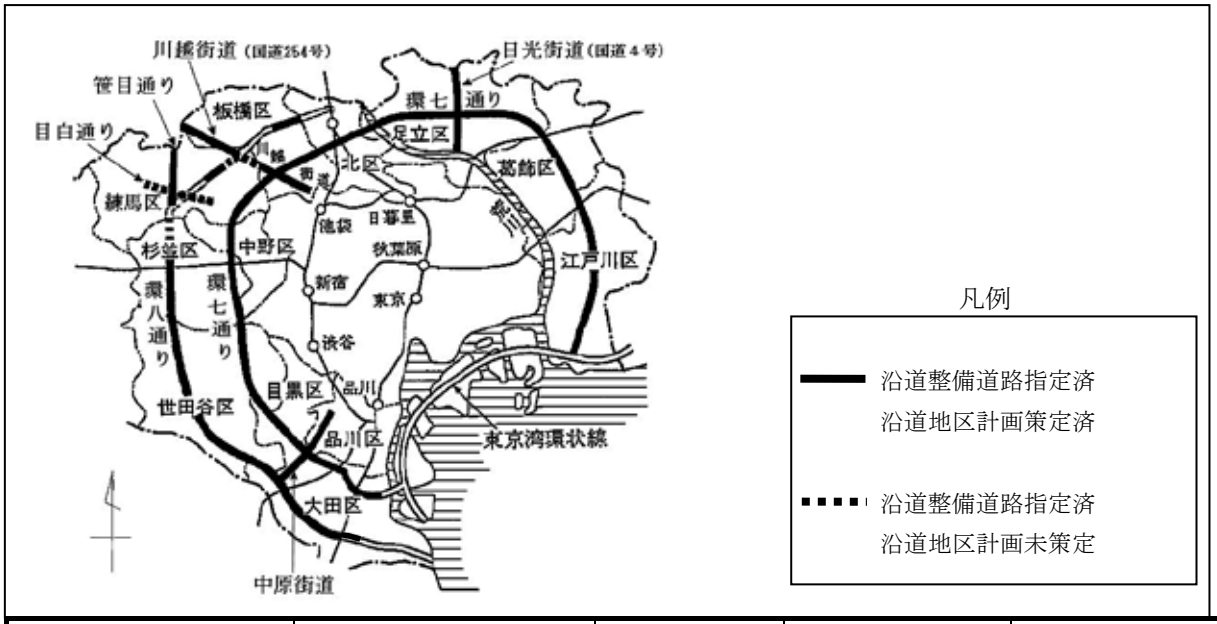

路線名	区間	延長（km）	沿道整備道路の指定年月日	沿道地区計画決定年月日
環状七号線	大田区大森本町二丁目～ 江戸川区臨海町五丁目	55.5	昭和58.11.17 昭和59. 8. 4 昭和62.12.28 平成2. 3.20	昭和60. 6. 3～ 平成9.11.20 （358.7ha）
環状八号線	練馬区北町六丁目～ 練馬区早宮二丁目	0.4	昭和58.11.17	昭和59.11.19～ 平成15. 1.31 （154.2ha）
	練馬区春日町二丁目	0.4	昭和61. 3.26	
	練馬区錦二丁目～ 練馬区北町六丁目	1.2	平成12. 3.10	注1
	板橋区相生町	0.7	平成元. 9.19	
	板橋区志村三丁目～ 板橋区小豆沢四丁目	1.7	平成5. 7.20	
	杉並区（全線）	6.5	平成6. 9.30	注2
	世田谷区（全線）	10.7	平成13. 3.15	
	大田区蒲田四丁目～ 大田区田園調布二丁目	7.0	平成12. 3.10	
笹目通り	練馬区南田中四丁目～ 練馬区旭町一丁目	3.7	平成14. 3. 8	平成15.11.14 （21.6ha）
目白通り	練馬区中村北二丁目～ 練馬区大泉町五丁目	4.9	平成15.11.25	注1
中原街道	品川区平塚二丁目～ 品川区旗の台五丁目	2.4	平成17. 4. 7	平成18.12.20 （9.6ha）
	大田区南千束一丁目～ 大田区南雪谷二丁目	2.6	平成17. 4. 7	平成20. 5. 1 （10.4ha）
一般国道４号 （日光街道）	足立区梅田一丁目～ 足立区西保木間四丁目	5.1	昭和59. 8. 4	昭和62. 1.23～ 平成元. 3.20 （29.8ha）
一般国道254号 （川越街道）	板橋区中丸町～ 板橋区桜川三丁目	4.1	平成8. 9.18	平成9.11.20～ 平成23.12.13 （35.8ha）
	板橋区赤塚新町一丁目～ 板橋区成増二丁目	2.4	平成12. 3.10	
	練馬区錦一丁目～田柄二丁目 練馬区旭町三丁目	2.2		注1
計	（7路線）	111.5		（620.1ha）

注１）沿道地区計画の決定はされていない。

注２）早稲田通り以北は沿道地区計画の決定はされていない。

第２・17表　沿道整備促進施策実績一覧

（単位：千円）

施策名	件数・金額等	施策の概要
土地買入れ資金貸付	13件 買入れ面積　3,845.87㎡ 国貸付金　2,929,000 都貸付金　731,000 （昭和61～令和２年度累計）	区市町村（沿道整備推進機構を含む。）が沿道地区計画区域内の土地のうち、一定の条件（200㎡以上など）にあったものを買い入れる場合の貸付金
緩衝建築物の建築費等の一部負担	566棟 負担金　5,040,476 （昭和60～令和２年度累計）	沿道地区計画区域内の土地のうち、沿道整備道路に面して建てられる一定の条件を満たす建築物の建築費等に対する一部負担金
防音構造化の推進（防音工事助成）	10,284戸 助成金　10,547,128 （昭和60～令和２年度累計）	沿道地区整備計画区域内のうち「防音構造に関する条例」の適用区域において、当該条例施行以前から建っている住宅で、夜間65デシベル以上又は昼間70デシベル以上の道路交通騒音のある居室を有するものに対する防音工事助成金

３　道路構造対策

道路管理部保全課

沿道環境の保全のためには、沿道対策の他に、

① 自動車単体の対策である発生源対策

② 人流や物流の対策である交通量対策

③ 環状道路の整備などの交通流対策

④ 低騒音舗装の敷設などの道路構造対策

などがあり、関係機関が協力して総合的に実施していく必要がある。

このうち、既設道路の構造対策については、以下のとおり推進することとしている。

1）低騒音舗装の実施

路面騒音を抑える必要がある箇所には、低騒音舗装を整備しており、特に路面騒音を抑える必要がある「優先的対策道路（環状七号線、環状八号線など）」には、二層式低騒音舗装を実施し、更なる路面騒音の抑制を図っている。

2）遮音壁の整備

幹線道路の陸橋部等に設置した遮音壁を騒音低減効果の高い新型遮音壁に更新している。

3）環境緑地帯及び植樹帯の整備

（公園緑地部所管）

植樹帯の整備等を行う道路緑化事業を着実に推進するとともに、環境緑地帯の整備を行っている。

４　交差点付近の大気浄化対策

道路管理部管理課

多層構造の交差点周辺では、自動車排出ガスにより大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質の濃度が局地的に高くなることがある。

このため、濃度の測定値が高い板橋区大和町交差点及び大田区松原橋交差点に、国等と連携して土壌による大気浄化設備を実験的に整備し、大気改善効果等について検証を実施した。いずれも実験は完了し、その後も大和町交差点では運転を継続している。また、同交差点では大気の拡散を促進するため、交差点の角地の一部の建物を撤去し、オープンスペースとして整備した。平成17年度１年間にわたりその効果測定を行った結果、冬季のNO_X（窒素酸化物）濃度の改善が認められた。

目黒区大坂橋交差点では、種々の大気浄化技術を検証するために、公募実験を行った。８者の参加を得て、電気集塵と機械式脱硝方式、土壌による浄化方式、光触媒やミストを用いた浄化方式による実験設備が設けられた。当初実験は平成15年３月から１年間の予定であったが、その後追加公募を実施したほか一部の実験は延長して平成17年10月まで実施した。現在、都が一部の大気浄化施設の譲渡を受けて運転を継続している。

５　東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会

道路管理部路政課

東京大気汚染訴訟は、東京在住・在勤の気管支ぜん息・慢性気管支炎・肺気腫患者等が、国、東京都、（旧）首都高速道路公団、自動車メーカー７社を被告として、平成８年７月26日（第一次）～平成18年12月27日（第六次）にわたり、健康被害に対する損害賠償請求と自動車排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の排出差止めを求めて提起した訴訟である。

東京大気汚染訴訟は、平成19年６月の高裁の和解勧告を踏まえ、平成19年８月８日に①医療費助成制度の創設、②国、旧公団、都による環境対策の実施、③メーカー７社による解決金12億円の支払い、④連絡会の設置を内容とする和解が成立している。

この和解条項に基づき「東京都医療費助成制度に関する連絡会」及び「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」の二つの連絡会が設置されており、建設局は後者の「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」に関係している。

また、都は、連絡会の効率的な運営に資するため、平成19年９月７日に知事本局を事務局とする「東京大気汚染訴訟の和解条項の実施に係る庁内連絡会議」を設置し、平成26年度からは環境局が事務局となり、庁内調整を図っている。

「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」は、和解条項に掲げる道路環境対策に関することについて意見交換を行うこととなっており、平成20年８月に第１回を開催以降、毎年開催されている。

（参　考）

和解条項内の建設局の所管内容は、以下の通り。

① 沿道の道路環境対策
② 踏切対策（都市整備局との共管）
③ 路上工事の縮減等の推進

第６　交通安全施設の整備

道路管理部安全施設課

１　概　　要

都内には､約497万台の自動車が保有されており、また、交通の要衝として多くの車両が通過している。これらの活動は、都民の生活を豊かなものにする反面、交通渋滞による沿道環境の悪化や交通事故の発生など、都民の生活を脅かしている。

都では、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和46年より「東京都交通安全計画」を作成しており、現行の第11次計画（令和３～令和７年度の５か年）では、令和７年度までに交通事故死者数を110人以下とすることを目標としている。都内における令和２年度の死者数は155人であり、この内訳を年齢別でみると、65才以上の高齢者が約４割を占めており、状態別では、歩行中と自転車乗車中を合わせると約７割近くを占めている。こうした状況を踏まえ、交通事故対策の取組を進めることで､更なる交通事故の防止を目指し、交通安全施設の一層の整備拡充を進める必要がある。

一方、国においても、昭和41年から「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」により、交通安全施設等の整備を推進している。平成15年度からは「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき「社会資本整備重点計画」（令和３～令和７年度の５か年）に即して、特定交通安全施設等整備事業の取組を進めている。都においても、同計画と歩調を合わせ、交通安全施設等の整備に鋭意努めている。

２　歩道の整備

(1) 歩道・自転車歩行者道の整備

歩行者の安全を確保し、交通事故を防ぐため、歩道の設置及び既設歩道の拡幅を行っている。

高齢者や障害者を含むすべての利用者が安全かつ快適に通行できるように、幅員の広い歩道の整備に努めている。（**第２・18表、第２・19表**）

また、踏切内の歩道が狭隘な箇所については、前後の歩道に合わせて、踏切道の拡幅を行っている。

第２・18表　歩道の整備率

（令和３年４月１日現在）

都管理道路延長	歩道整備必要延長	歩道整備延長	歩道整備率
約2,245km	約1,880km	約1,507km	80%

第２・19表　歩道の整備

事　業　名	令和３年度	
	規　模	金 額(千円)
歩道の整備	2.8km	3,549,456

(2) 地下歩道の整備

新宿歩行者専用道は、新宿副都心地区における地下歩道のネットワークを構築し、歩行者のアクセス向上と快適な歩行空間の確保を目的として計画され、第１号線の全区間と第２号線のⅠ期区間及びⅡ期区間を供用している。

令和３年度は、新宿警察署前付近から新宿駅西口までのⅢ期区間について、関係機関との協議を進めながら、引き続き、１工区（新宿警察署前付近～新都心歩道橋付近）の工事を実施していく。

３　福祉のまちづくりの推進

平成７年３月、東京都は「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年３月に改正した。

改正条例は、ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を目指すものである。このため、道路の整備にあたり､高齢者や障害者を含むすべての歩行者が、安全かつ快適に歩行・移動ができるような視点で整備を進めている。

(1) 歩道のバリアフリー化

高齢者や障害者を含めた誰もが安全で円滑に移動できる環境を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善等､歩道のバリアフリー化を行っている。また、視覚障害者の安全な歩行を確保するため、視覚障害者がよく利用する施設と駅やバス停留所とを結ぶ歩道、視覚障害者の利用が多い道路における横断歩道の直前、バス停留所等に視覚障害者誘導用ブロックを設置している。令和３年度の事業費は、**第２・20表**（P.66）のとおりである。

(2) 都道のバリアフリー化

これまで、高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活で利用する主要な施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ都道（特定道路・想定特定道路）のバリアフリー化を、区市町村の整備計画と整合を図りながら重点的に進め、平成27年度までに対象延長327kmの整備を完了した。

現在は、平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」において180kmの優先整備路線を定め、東京2020大会に向けた競技会場や観光施設周辺等における都道のバリアフリー化に引き続き、これまで対象としてきた駅や官公庁、福祉施設などを結ぶ道路に加え、文化施設やスポーツ施設などの周辺も対象とし、更なる都道のバリアフリー化を推進している。令和２年度末現在、約135kmの整備が完了している。

※特定道路：多数の高齢者や障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの

※想定特定道路：将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路

(3) 道路の面的なバリアフリー化

競技会場周辺等においては、令和元年度まで、国や区市等と連携し、国道・都道・区市道等の面的なバリアフリー化を推進してきた。

現在は、道路のバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして次世代に引き継ぐため、主要な駅と公共施設、福祉施設などを結ぶ特定道路において、都道のバリアフリー化を進めるとともに、令和２年度に創設した補助制度により区市等への財政支援を実施するなど、面的なバリアフリー化をさらに推進していく。

(4) 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化

障害者や高齢者をはじめとする全ての道路利用者が使いやすい道路となるよう、障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業路線で試験的にバリアフリー化整備に取り組んでいる。

(5) 立体横断施設のバリアフリー化

道路交通上、バリアフリー化が必要不可欠な立体横断施設については、傾斜路や機械式昇降装置を設置するなど、高齢者や障害者に配慮した立体横断施設の整備に取り組んでいく。

第２・20表　福祉のまちづくり

事　業　名	令和３年度	
	規　模	金額(千円)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,324箇所	612,000

４　わかりやすい道路案内標識の設置

道路案内標識は、都内道路網における交通の円滑化を図るため、道路利用者に対し、必要な情報を提供する重要な施設である。

平成７年度から「東京みちしるべ計画」として、また、平成13年度からは「新 東京みちしるべ計画」により整備を推進してきた。

また、平成28年１月に「東京みちしるべ2020」を策定し、東京2020大会に向け、外国人旅行者を含め全ての人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現を目指して、これまでの整備に加え、道路案内標識の英語併記化やピクトグラム、路線番号などを活用した整備を推進し、完了した。（第２・21表）（P.67）

さらに、高速道路の路線番号を新たに追加することにより、表示情報の一層の充実を図っている。

令和３年度の事業費は、約0.6億円で、107枚を整備する予定である。この他、産業労働局より歩行者用観光案内標識の設置を執行受任しており、令和３年度は147基を更新する予定である。

５　種々の交通安全施設の整備

(1) 中央帯の設置

車両の円滑な運行を確保し、対向車との衝突事故を防止するため、道路の中央部に車線を分離する施設を設ける。

(2) 視距、路肩及び車道の改良

カーブが急で見通しの悪い道路の突角部をカットし、視距の改良を行う。山地部で転落事故の発生する恐れのある区間について、路肩の拡幅を行う。道路曲線部において、車両の車線逸脱を防止するために、道路横断勾配の修正やすべり止め舗装により、車道改良を行う。

(3) 道路照明の設置

道路照明は、夜間における交通安全を確保するための重要な施設である。道路照明の整備を効果的に行うため、道路の交通量や周辺の環境に応じて平均路面輝度とその均斉度(明るさのばらつき)を設定し、確保するよう実施している。また、歩行者の安全と円滑な移動を確保するため地域や街

路の特性を踏まえたデザインの採用や、環境に配慮した道路照明を設置する。

(4) 防護柵の設置

歩行者の横断歩道以外の場所などでの車道へのみだりな横断の抑止と車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の破損を最小限に止めるため、防護柵を設置する。

(5) その他

その他の安全施設としては、交通の円滑と安全を図る区画線、夜間の運転者の視線誘導を行うための視線誘導標、見通しの悪い交差点等での事故を防止する道路反射鏡の設置がある。

令和３年度の事業費は**第２・22表**、**第２・23表**のとおりである。

第２・21表　「東京みちしるべ2020」

年度 / 区分	第一期	第二期	第三期				
	平成７～12	13～26	27	28	29	30	令和元
設置基数(枚)	4,428	7,243	1,642	1,905	1,915	2,277	2,776
事業費(億円)	40.6	39.7	7.8	9.1	7.4	9.4	12.3

※第一期は「東京みちしるべ計画」、第二期は「新　東京みちしるべ計画」、第三期は「東京みちしるべ2020」の整備枚数である。

第２・22表　種々の交通安全施設の整備

事　業　名	令　和　３　年　度	
	規　模	金　額(千円)
中央帯の設置	1.2km	325,200
視距改良	1箇所	91,000
車道改良	2.3km	227,600
道路照明の設置	110基	137,838
防護柵の設置	5.8km	701,950
区画線の設置	60km	54,000
視線誘導標	599本	9,990
道路反射鏡	25本	7,900

６　市町村施行の交通安全施設の補助

市町村が施行する交通安全施設の整備促進を図るため、昭和43年度から補助金を交付している。

これは、都道など幹線道路と市町村道など地域道路との均衡ある交通安全対策の確保を図るもので、歩道、歩車道段差の改良、歩道勾配の改良、歩車共存道路、自転車道、自転車駐車場、防護柵及び道路照明の整備を補助対象としている。

令和３年度の補助事業費は、約3.5億円である。

第２・23表　交通安全施設費等

（単位：百万円）

科目・事項	令和３年度予算	令和２年度予算	差引増△減
交通安全施設	13,072	14,466	△1,394
歩道整備	5,953	7,043	△1,090
交差点改良	2,948	4,077	△1,129
中央帯等	828	762	66
附属物整備	1,530	977	553
自転車通行空間	1,813	1,607	206
無電柱化の推進	26,673	23,126	3,547
電線共同溝	26,673	23,126	3,547
道路景観の整備	639	548	91
シンボルロード整備	503	518	△15
道路の修景	0	30	△30
東京ストリートヒューマン１st事業	136	0	136
計	40,384	38,140	2,244

※ 歩道整備　：歩道、自転車歩行者道、道路のバリアフリー化、地下歩道、立体横断施設の改良、踏切道の整備
交差点改良　：すいすいプラン、交差点改良
中央帯等　：中央帯、車両停車帯、視距改良、路肩改良、登坂車線、車道改良、区画線
附属物整備　：視覚障害者誘導用ブロック、道路案内標識、道路照明、防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、その他附属物整備
無電柱化の推進：電線共同溝

第７　集中的な渋滞対策

道路管理部安全施設課

都内の交通渋滞は、都民生活や企業活動に著しい時間的・経済的損失を生じさせることから、渋滞対策への取組が求められている。

１　第３次交差点すいすいプランなどの交差点改良

本事業は、道路幅員の狭い片側一車線の道路において、交差点直近の用地を取得し右折車線等を整備することで、右折待ち車両による交通渋滞を緩和することを目的としている。

これまで、多摩地域を中心に平成６年度から平成26年度まで２次にわたる「交差点すいすいプラン」を162交差点で策定し、110交差点が完成又は一部完成した。

しかし、いまだ交通渋滞が発生していることから平成27年３月に「第３次交差点すいすいプラン」を新たに策定し、平成27年度からの10箇年で継続箇所も含め76交差点の整備に取り組んでいる。

また、交差点の隅切や歩道の張り出し等の安全対策としての交差点改良についても、引き続き行っている。

なお、令和３年度は、第３次交差点すいすいプランとして45か所で事業を予定しており、事業費は約26.8億円である。令和３年度末で５交差点が完成又は一部完成する予定である。（**第２・24表**）

また、交差点改良について８か所予定しており、事業費は約2.7億円である。

第２・24表　第３次交差点すいすいプラン

（令和３年４月１日現在）

区分	令和３年度			
	事業予定箇所	予算額（百万円）	完成予定箇所	一部完成予定箇所
区部	2	151	1	0
多摩	43	2,531	3	1
合計	45	2,682	4	1

２　ITS等を活用した集中的な渋滞対策

本事業は、東京都（政策企画局、都民安全推進本部、環境局、都市整備局、建設局）、警視庁及び東京国道事務所と連携し、既存の道路空間を活用し即効性のある渋滞対策として、都内主要渋滞箇所（※）を対象に、ITS技術も活用して交通流の円滑化を図るものであり、これまで「ハイパースムーズ東京」（平成28～令和２年度）として赤系カラー舗装の補修等を実施してきた。

令和３年度は、足立区内の川の手通りで右折レーンを延伸する等の実施を予定している。

※主要渋滞箇所

首都圏ボトルネック対策協議会が、渋滞関係データから、渋滞が多発している箇所や特定日に混雑している箇所を抽出し、国民や民間事業者、道路管理者から意見聴取を実施した上で特定した箇所である。

３　車両停車帯（バスベイ）の整備

路線バス専用の停車帯がない幹線道路では、停留所にバスが停車することで交通渋滞が発生する。

そこで、公共施設等の周辺でバス利用者が多く、渋滞解消と事故防止が見込まれる停留所で道路交通の円滑化と安全性の向上を図るため、車両停車帯（バスベイ）を整備していく。

第８　快適な道路空間の整備

道路管理部安全施設課

１　無電柱化の推進

都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に、昭和61年度から７期にわたり無電柱化推進のための計画を策定し、整備を進めてきた。現在は、主に電線共同溝方式により、既存道路の無電柱化と道路の新設・拡幅に合わせた無電柱化を推進している。

より一層の推進に向けて、平成29年６月には、基本理念や都及び関係事業者の責務などを定める「東京都無電柱化推進条例」を都道府県で初めて制定し、併せて同年９月には道路法第37条第１項の規定により都道全線において電柱の新設を禁止した。

また、平成30年３月には条例第７条に基づき、今後10年間の都が進める無電柱化について基本的な方針や目標、施策を定めた「東京都無電柱化計画」を策定した。

これまでの整備により、センター・コア・エリア内の整備を概ね完了させるとともに、令和２年度末現在、都道の整備対象延長2,328kmのうち、1,021kmを地中化し、地中化率は44%である。

一定の進捗は図られてはいるが、近年、激甚化する自然災害に備えるためにも、更なる無電柱化の推進が必要である。そこで、都道、臨港道路、区市町村道などにおいて、島しょ地域も含め、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、令和３年２月に、都道のスピードアップなど７つの戦略からなる「無電柱化加速化戦略」を策定した。

さらに、令和３年６月には、この戦略を踏まえ、条例等に基づく計画として、「東京都無電柱化計画」を改定した。本計画は、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を明示するとともに、無電柱化の着実な推進に向け、今後５か年で整備する箇所や延長を整備計画として示している。

今後は、「東京都無電柱化計画（改定）」に基づき、整備目標の達成に向け、これまでの年間当たりの整備規模を倍増し、区部及び多摩地域において都道（既存道路）の無電柱化の大幅なペースアップを図っていく。また、島しょ地域の都道においては、島しょ地域ならではの簡易な整備手法などを確立させ、無電柱化の普及・拡大を図り、着実に整備を進めていく。

無電柱化事業の実施にあたっては、都の施行に加え、（公財）東京都道路整備保全公社を積極的に活用するとともに、電線管理者が所有する既存ストック（管路やマンホール等の施設）を活用した整備規模を拡大することで、事業推進を図っていく。

面的な無電柱化の実現に向け、都道だけでなく、区市町村道の無電柱化を促進していくことも重要である。

平成20年度より区市町村への補助制度を創設し、工事費等の財政支援とともに、電線共同溝実物大モデルを活用した実践的な研修等の技術支援も行っている。

また、平成29年度から新たに「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して工事費等を全額補助するなど、財政支援を拡充してきた。この度、事業の認定期限を令和５年度末まで３か年延長させ、さらに多くの区市町村がこの制度を活用できるよう支援強化を行っている。

さらに、令和元年度からは頻発する自然災害への備えとして、「防災に寄与する路線(防災緊急パッケージ)」の補助率を拡充した。令和３年度からはこれまでの工事費に加え、設計費等についても補助対象（補助率１／２）とし、区市町村に対する財政支援を強化することで、区市町村道の無電柱化の一層の促進を図っていく。

令和３年度は、都道において、延長41kmの地中化を予定しており、事業費は約298億円である。（**第２・25表**）

第２・25表　無電柱化の推進（新設・拡幅道路を含む）

（単位：百万円）

区　　分	令和２年度末現在			令和３年度予算	
	整備対象	整備済	地中化率※	延長	金額
区　　部	1,288km	803km	62%	23km	21,768
多摩	1,040km	218km	21%	17km	7,757
島しょ	―	(1km)	―	1km	305
計	2,328km	1,021km	44%	41km	29,830

※　整備対象延長に対する、電線共同溝が整備された延長の比率

２　自転車通行空間の整備

自転車は、通勤・通学や買物など、都民生活の場面で使われる身近で重要な交通手段であり、健康増進や環境意識の高まりなどを背景に、その利用ニーズが増加している。昨今のコロナ禍において、自転車は「密閉、密集、密接」の３密を避ける新しい日常に対応する有効な交通手段として注目され、宅配デリバリーサービスなど自転車が利用される機会は一層拡大している。

一方、都内の全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合は約４割に達し、全国平均と比べて高い状況になっている。

このため、自転車の利用ニーズの高まりなど、近年の状況変化に対応し、自転車利用環境の更なる充実を図るため、前計画に続く新たな計画として「東京都自転車通行空間整備推進計画」を策定した。

本計画では、都内各地で誰もが安心して移動できる自転車通行空間の確保を目指し、2040年代に向けた自転車通行空間の将来像（自転車ネットワーク）を新たに提示するとともに、今後10年間で優先的に整備する区間について取りまとめた。今後はこの計画に基づき自転車通行空間の確保に取り組んでいく。

（第２・26表）

第２･26表
「東京都自転車通行空間整備推進計画」等に基づく自転車通行空間の整備

（施設延長）

	令和２年度まで	令和３年度（予定）
自転車道	15km	0.3km
普通自転車専用通行帯（自転車レーン）	111km	16.2km
車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）	８km	5.0km
自転車歩行者道（構造的分離）	50km	0.4km
自転車歩行者道（視覚的分離）	92km	2.7km
水道敷や河川敷等を利用した自転車歩行者道	44km	－
合　　計	320km	24.6km

○車道を活用した整備形態

自転車道

普通自転車専用通行帯
（自転車レーン）

車道混在
（自転車ナビマーク・ナビライン）

○歩道を活用した整備形態

自転車歩行者道
（構造的分離）

自転車歩行者道
（視覚的分離）

３　道路の景観整備

⑴　東京ストリートヒューマン１st事業

多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間の創出を図るため、シンボルロード整備事業を改定し、新たな事業名「東京ストリートヒューマン1st」のもと、令和３年１月に事業計画を策定した。本計画では、19路線27か所約18kmを選定し、令和３年度から10ヵ年で沿道の街並みと調和した歩道の景観整備に取り組むものである。

事業の内容は、歩道舗装・道路照明・横断抑止柵についてまちの景観と調和した整備を行うものである。

令和３年度事業費は**第２・27表**のとおりである。

⑵ シンボルロード整備

シンボルロード整備事業は、都心や東京の核となる地域で、多くの歩行者が利用する路線等（20路線、総延長約82km）※を選定し、個性豊かで魅力的な道路を整備するものである。

事業の内容は、地域の状況に応じて、歩道のカラー舗装化、デザイン化された街路灯や柵の設置など一体的な整備を行うものである。

令和３年度事業費は**第２・27表**のとおりである。

※　一部の区間については、整備内容や整備路線を再検討し、東京ストリートヒューマン1st事業のもと整備を行う。

⑶　道路の修景

道路の修景事業は、地域を代表する道路についてその特性を活かし、地域の人々と協力しながら、整備するものである。

事業の内容は、地域の状況に応じて、歩道のカラー舗装化や道路の緑化、デザイン化された街路灯の整備等を行うものであり、このような道づくりを通してコミュニティの形成を図るとともに、より安全で快適な道路空間を創出する。

第２・27表　道路の景観整備

事　業　名	令　和　３　年　度	
	規　模	金　額
東京ストリートヒューマン１st事業	１箇所	千円 135,500
シンボルロード整備	３箇所	千円 502,500

第９　都営駐車場の運営及び路外駐車場届出受理事務

道路管理部管理課

１　都営駐車場

(1) 都営駐車場の運営

都営駐車場は、路上駐車対策に寄与する重要な交通施設である。（第２・28表）

都は、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、昭和30年代に八重洲駐車場、昭和通りの地下駐車場４場、三田駐車場及び中野駐車場を設置し（三田と中野は平成20年度末閉場）、また、平成14年度に板橋四ツ又駐車場を設置した。

管理運営については、(財)東京都駐車場公社(現（公財）東京都道路整備保全公社）に委託し、平成７年度に受託者の自主性を発揮できるよう利用料金制を導入、平成18年度からは指定管理者制度を導入するなど、施設の有効活用の工夫を図ってきた。

また、板橋四ツ又駐車場は、平成23年度から指定管理者制度を導入している。

(2) 指定管理者制度

平成15年６月の地方自治法改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、都営駐車場においても平成18年４月、八重洲駐車場、昭和通りの地下駐車場４場、三田駐車場及び中野駐車場に、効率的かつ効果的な管理運営や利用者サービスの向上を目指して、指定管理者制度を導入した。

令和３年４月現在、（公財）東京都道路整備保全公社が指定管理者として管理運営を行っている。(第２・29表)

また、指定管理者の管理運営状況については、外部委員による評価委員会の意見を踏まえ評価を決定し、結果を公表している。

２　路外駐車場届出受理事務

駐車場法(昭和32年５月16日法律第106号)では、不特定多数の者が利用可能で、駐車の用に供する面積が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、出入口や車路等の構造及び設備は駐車場法施行令の技術的基準によることとしており、また、都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する者に、その位置や構造等の届出を義務付けている。

路外駐車場の届出受理に係る事務については、区部については各区が、市部は各市が、町村部は都が、それぞれ実施している。

第２・28表　都が設置する路外駐車場及び道路附属物駐車場の概要

（令和３年４月１日現在）

場名	所在地	収容台数	構造	時間制料金(30分)
八重洲	中央区京橋一丁目地先道路内	265台	地下２層・自走式	250円
日本橋	中央区日本橋二丁目地先道路内	190台	地下１層・自走式	200円
宝町	中央区京橋一丁目地先道路内	190台	地下１層・自走式	200円
新京橋	中央区銀座一丁目地先道路内	220台	地下１層・自走式	200円
東銀座	中央区銀座七丁目地先道路内	180台	地下１層・自走式	250円
板橋四ツ又	板橋区板橋二丁目地先道路内	200台	地下２層・自走式	180円

注）１　八重洲駐車場は大規模改修のため、令和２年２月19日より閉鎖

２　板橋四ツ又駐車場は道路附属物駐車場

第２・29表　各駐車場の指定管理者と指定期間

場名	指定管理者	指定期間	選定方法
八重洲・日本橋・宝町・新京橋・東銀座	(公財)東京都道路整備保全公社	R3.4.1～R8.3.31（５年間）	特命
板橋四ツ又	(公財)東京都道路整備保全公社	R3.4.1～R8.3.31（５年間）	特命

第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(75)
第２　東京の地勢と水系・・・・・・・・・・・・・・　(76)
第３　河川管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(77)
第４　中小河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・　(79)
第５　低地河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・　(85)
第６　土砂災害対策事業・・・・・・・・・・・・・・　(91)
第７　海岸保全事業・・・・・・・・・・・・・・・・・　(93)
第８　河川環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・　(93)
第９　河川維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(94)
第10　河川防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(95)
第11　予防保全型管理・・・・・・・・・・・・・・・・　(95)
第12　公共土木施設災害復旧
　　（国土交通省所管施設）・・・・・・・・・・　(96)
第13　水防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(96)
第14　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(99)

河　　川

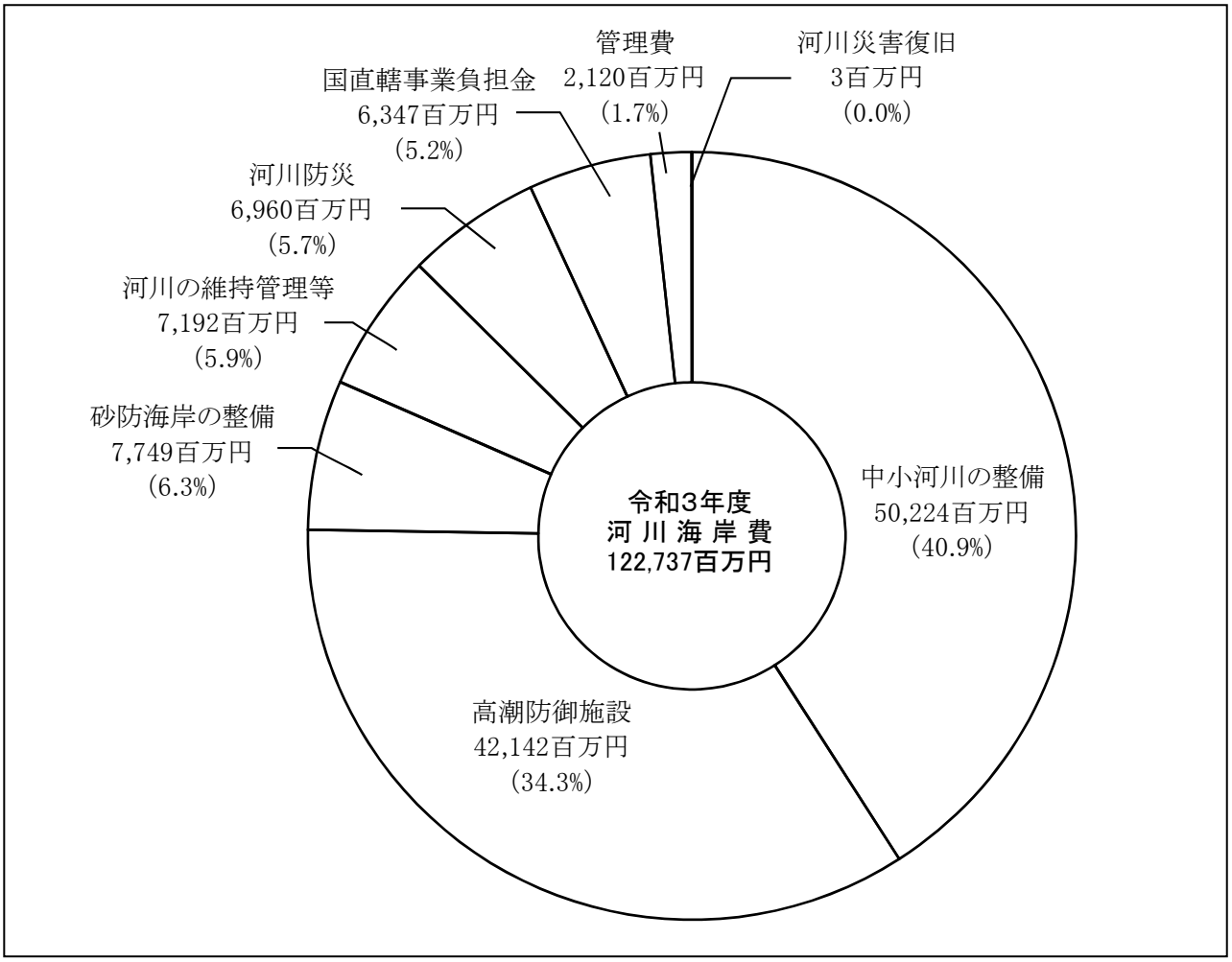

第３・１図　中 小 河 川 改 修 計 画 図

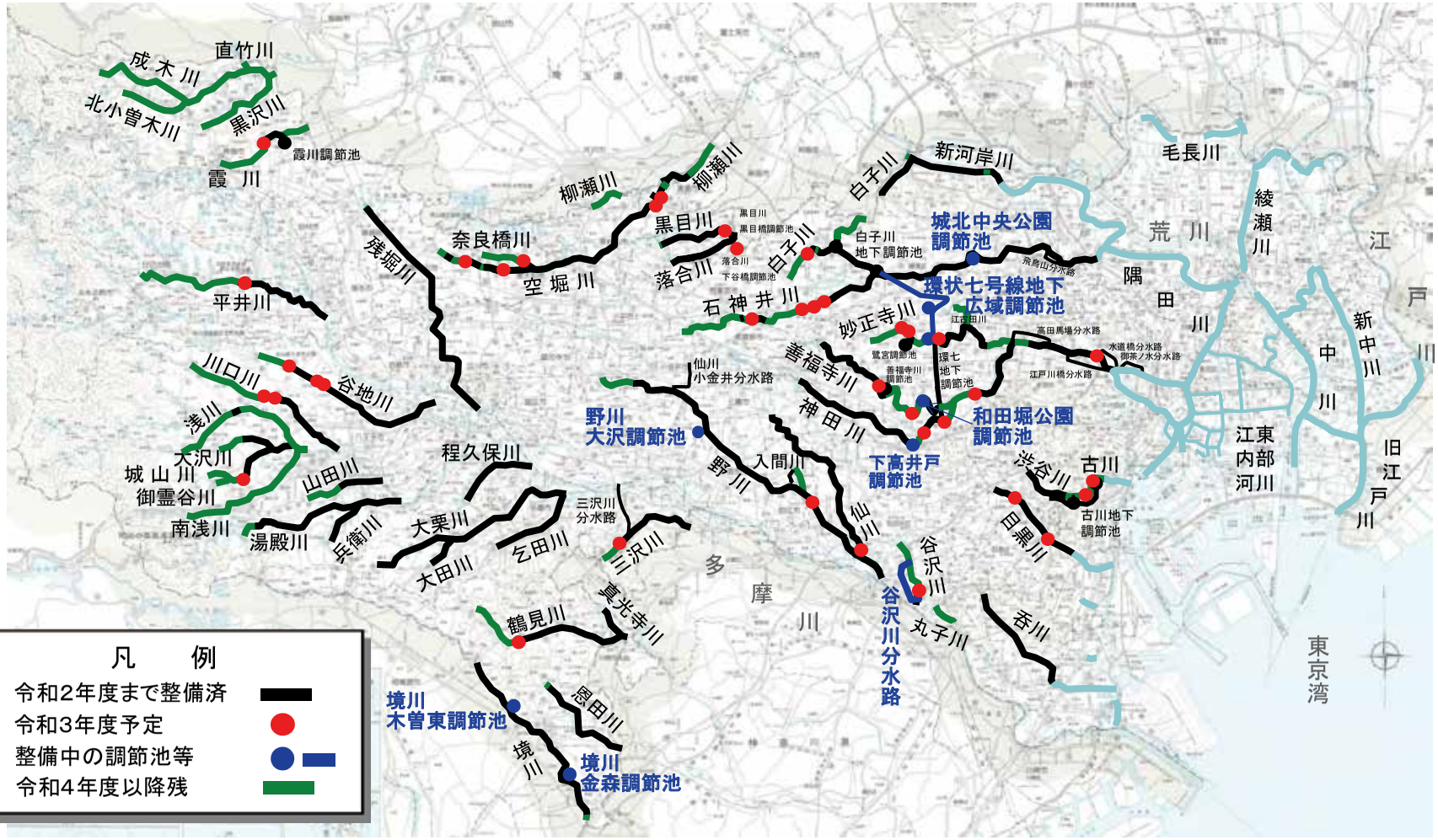

第１　あ　ら　ま　し

１　概　　要

河川事業は、洪水・高潮による水害や土砂災害から都民の命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目的とし、安全で安心かつ活力のある都市の創出に資するものである。

区部の台地や多摩地域の中小河川では、河川の氾濫による水害を防止するため、護岸や調節池等の整備とともに、流域における貯留浸透事業の促進など、総合的な治水対策を推進している。

東部低地帯の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、防潮堤や水門等の整備や耐震・耐水対策を進めている。また、隅田川などの主要河川においては、スーパー堤防等の整備を進め、耐震性の向上とともに、水辺環境の向上を図っている。

多摩地域や島しょを中心に、豪雨による土砂災害や、火山噴火による災害から都民の命を守るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策を実施している。また、高潮・波浪等による海岸の侵食を防止し、国土を保全するため、主に島しょで海岸保全施設の整備を進めている。

さらに、河川は密集した市街地の中で人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであるため、多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した護岸の整備を行うなど、人々が集い、憩える水辺環境の創出に努めている。

また、防災・減災対策の強化を図るため、土砂災害警戒区域等の指定や河川監視カメラの増設等水防災情報の発信強化といったソフト対策に取り組んでいる。

２　課　　題

中小河川においては、時間50ミリを超える降雨の増加傾向等を踏まえ、目標整備水準を区部時間最大75ミリ降雨、多摩時間最大65ミリ降雨（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げた「中小河川における都の整備方針」（平成24年11月）に基づき、これまでの護岸整備に加え、新たな調節池等の整備を進めている。令和２年度末の河川の安全度達成率は対策強化流域では62％、一般の流域では79％となっている。激甚化・頻発化する豪雨から都民の命と暮らしを守るためには、ハード・ソフト両面の対策を一層強化していく必要がある。

東部低地帯の河川においては、護岸や防潮堤の整備など高潮防御施設や江東内部河川の整備を積極的に進めるとともに、水門や堤防等の耐震、耐水対策を着実に実施してきた。近年、都内では、平成29年台風第21号において、38年ぶりに高潮警報が発表されたことに続き、令和元年東日本台風においても、高潮警報が発表されている。また、首都直下地震が30年以内に70％の確率で起こる可能性がある。こうした状況を踏まえ、東部低地帯における河川整備の一層の推進が重要である。

また、越中島川や神田川下流部などの低地河川には放置船舶があり、河川管理や事業推進等の支障となっている。

土砂災害対策においては、施設整備等のハード対策を危険度や保全対象を考慮して、優先度の高い箇所から順次実施しているが、都内には土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が約15,000箇所あり、全ての箇所でハード対策を実施するには、多大な時間と費用を要する。このため、地域住民への情報提供や警戒避難体制の確立など、ソフト対策の充実が重要となっている。

海岸保全においては、侵食に対応する施設整備に加えて、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の推進が必要である。

また、これまで首都東京の更なる魅力向上を図るため、人々が集い、親しめる河川空間の創出に努めてきた。今後も親水性の向上を図るとともに、地域や民間と連携し、水辺のにぎわいを創出していくことが重要である。

３　今後の対応方針

中小河川においては、護岸整備等に加え、新たな目標整備水準の達成に向け、調節池等の整備を進めていく。さらに、河川監視カメラの増設や公開数拡大、動画配信などリアルタイムでよりわかりやすい水防災情報の発信強化を進めていく。

東部低地帯の河川においては、今後想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とした「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月）に基づき、約86キロの堤防と全22施設の水門等の耐震・耐水対策を実施するとともに、次期整備計画を策定し、切れ目のない

整備を推進していく。

土砂災害対策においては、「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策を推進する。平成29年度に土砂災害危険箇所の調査が完了し、令和元年９月に土砂災害警戒区域等の指定が都内全域で完了した。今後は、区市町村における防災体制の早期整備を促していくとともに、土砂災害警戒区域等の更新のため、おおむね５年ごとに行う二巡目の基礎調査にも取り組んでいく。砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所等の施設の重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。急傾斜地については、急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

海岸事業においては、侵食を防止する人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め、良好な海岸環境を創出していく。

河川空間の利用においては、「新たな水辺整備のあり方検討会」（平成26年２月）の提言等を踏まえ、恒常的なにぎわいの創出に向けて、浅草や両国などのエリアで重点的ににぎわいを誘導している。また、築地地区では、まちづくりに合わせてスーパー堤防等を一体的に整備することで、水辺を活用した憩いやにぎわい空間を創出する。さらに、テラスの連続化や夜間照明の設置などにより水辺の動線を強化する。併せて、成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段の活用を図るため、舟運の活性化に取り組み、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを進めていく。

第２　東京の地勢と水系

河川部計画課

１　概　　要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。また、太平洋上には、伊豆諸島や小笠原諸島の島々が点在している。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の５つに大別される。

２　多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240km²で山梨県、東京都及び神奈川県の１都２県にまたがる一級河川である。

３　鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235km²の一級河川である。

４　荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区志茂で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940km²の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

５　利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840km²の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながら東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は987km²の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、

東京湾に注いでいる。流域面積は200km²の一級河川である。

６　その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島を流れる八ツ瀬川などの二級河川がある。

このうち、城南地区を流れる河川の上流部など一部の区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

第３　河　川　管　理

河川部指導調整課

１　概　　要

わが国の河川行政は、明治29年の河川法（旧法）の公布により、はじめて近代的行政として歩み始めた。旧法制定後の社会経済の著しい進展や新憲法制定などの法制度の変革を受け、昭和39年、旧法が全面改正され、新しい河川法が制定された。新法は、治水のほか利水も目的に加え、区間主義河川管理制度に代えて水系主義河川管理制度を導入したことから、水系を一貫した管理体系に基づく治水事業の計画的な推進及び産業の発展や人口の増加等に伴う様々な需要を満たすための広域的な見地からの水利用・開発が図られることになった。

新法施行後も改正を重ね、近年においては、高規格堤防特別区域の指定（平成３年）、河川区域の特例としての河川立体区域制度と相手方が特定できない場合の監督処分の手続の創設（平成７年）、法目的に「河川環境の整備と保全」の追加、地域の意向を反映した河川整備計画制度の導入及び異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置（平成９年）、流水占用料等徴収事務を自治事務とする等の地方分権への対応措置（平成11年）、一級河川の直轄区間においても市町村長に河川工事等を認める規定、政令市への河川管理権限の付与等の規定を創設（平成12年）、また、平成25年６月の改正では、自発的に河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するため、河川協力団体制度が創設された。

河川の管理は、洪水、高潮等による災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために総合的な管理を行わなければならない。

つまり、河川管理とは、河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為及び河川区域の指定、河川占用の許可、河川に影響をおよぼす行為の制限、費用負担命令、公用負担等の行政処分であって、公共用物としての河川の保全及び改良並びにその利用の確保増進とこれに付随して行われる一切の行為を指す。

河川行政の基本的要点は、次のとおりである。

２　河川の分類

河川法では、公共の水流及び水面としての河川を一級河川、二級河川、準用河川に区分して規定する。一級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、社会資本整備審議会及び都道府県知事の意見を聞いたうえ、国土交通大臣が指定したものをいう。二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係市町村長の意見を聞いたうえ、都道府県知事が指定したものをいう。

東京都内の河川には、４水系92の一級河川と都知事が管理する15の二級河川がある。（**資料第３－（１）**、P.230）

なお、一級河川及び二級河川以外の河川で、区市町村長が指定したものについては、原則として二級河川に関する規定を準用して河川管理が行われるため、準用河川といわれる。

３　河川管理者

河川の管理は、一級河川については国土交通大臣、二級河川は当該都道府県を統括する都道府県知事が管理することとなっているが、一級河川の一部の区間においては、政令により国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事が行っている（この区間を「指定区間」という。）。

更に、特別区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川のうち、隅田川や地下調節池などの治水対策上重要な河川や河川管理施設は都知事が管理するが、神田川や江東内部河川などは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区長が維持管理している。
（**資料第３－（２）**、P.232）

４　普通河川等の管理

河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面を普通河川という。

普通河川や濠、池等のように、河川法等の特別法の適用を受けない公有水面については、大部分が国有であったが、都道府県又は市町村が条例を定めて管理を行うことができるとされていた（地方分権一括法による改正前の地方自治法第２条及び14条）。

普通河川は、地方分権推進計画により、平成12年４月１日から平成17年３月31日までの５年間で、一部を除いて国から区市町村に譲与された。譲与により、普通河川の機能管理、財産管理とも区市町村の自治事務となった。各区市町村では、公共物管理条例等を制定して普通河川を管理している。

５　河川区域内の占用

河川区域内の土地は、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は、原則として認めるべきものではない。

しかし、公園のように一般公衆の河川敷の利用を増進する施設や、道路や鉄道の橋梁のように公共性、公益性のある事業等、占用の主体や施設が適切なものについては許可している。主な占用施設としては、道路・鉄道の橋梁、電気、ガス、水道、下水道、電気通信施設等がある。

また、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する流水の占用は、その目的を達成するのに必要な限度において許可されている。代表的形態として、かんがい用、工業用、発電用等がある。

東京都知事は、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例に基づいて土地占用料、流水占用料等を徴収している。なお、河川流水占用料等の処理件数及び収入実績は、**第３・１表**のとおりである。

第３・１表　河川流水占用料等処理件数及び収入実績

（単位：件、千円）

区分		土地水面占・使用料	水利使用
28年度	件数	12,875	17
	金額	2,860,689	80,335
29年度	件数	13,431	16
	金額	2,731,096	76,553
30年度	件数	13,981	15
	金額	2,819,924	73,194
令和元年度	件数	13,788	16
	金額	2,828,361	75,028
２年度	件数	13,724	16
	金額	3,084,771	75,599

６　特例占用制度の活用

平成23年４月に河川敷地占用許可準則が改正され、地域との合意形成が図られ、河川管理者が指定する区域に限り、民間事業者によるイベント施設、船着場、オープンカフェなどの河川敷地利用が可能となった。

都では、平成25年10月に隅田川においてオープンカフェが開店したのを皮切りに、令和３年４月現在、隅田川（都管理）、渋谷川（区管理）等、７河川13か所において「都市・地域再生等利用区域」を指定し、河川空間を活用したにぎわいの創出を進めている。更なるにぎわい創出に向け、国・関係区市町村と連携しながら、水辺の魅力向上に努めていく。

７　河川敷地の適正管理

河川敷地等の不法占用や不法投棄等の不法行為を防止して、河川を適正に管理するために、河川監察を行っている。

河川監察に際しては、重点的、効率的に巡視、監視業務を行い、不法占用等の早期発見と是正指導に努めている。

また、河川管理上重大な支障がある場合については、監督処分から行政代執行までの法的措置を視野に入れて適正化を図っていく。

８　河川におけるホームレス対策

都管理河川におけるホームレス概数は43人（令和３年１月現在調査）で、そのうち約９割の39人が隅田川に起居している。

ホームレスによるテントや仮小屋の設置やごみの投棄等により、河川の衛生環境の確保や水辺空間のにぎわい創出に支障をきたすとともに、洪水、高潮等の災害時にホームレス等の人命の危険性があるため、ホームレス地域生活移行支援事業（平成19年度末で事業終了）や自立支援システム等の福祉施策との連携により適正化を図ってきた。

令和３年度は、引き続き自立支援システム等の福祉施策を活用し、適正化を図っていく。

適正化に際しては、定期巡回、特別清掃、24時間警備を通じ、所轄警察署や特別区と連携により指導警告を強化し、河川の衛生環境を確保しつつ、ホームレスの定着防止を図る。

適正化後は、水辺のにぎわい創出事業との連携により新規流入の防止を図っていく。

９　不法係留船舶対策

不法係留船舶は、流水阻害のほか、ゴミの不法投棄、周辺での違法駐車、景観阻害など、水辺の生活環境に問題を引き起こしており、また船舶による経済活動や災害時の救援活動の支障にもなっている。

このことから、都では、河川法による従来の河川管理に加え、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を制定し、「東京都船舶の係留保管適正化計画」を策定することで、不法係留船対策を推進している。

具体的には、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」により、船舶所有者等に係留保管場所の確保を求めるとともに、都が係留保管施設の整備を図りながら、移動措置や罰則が可能となる適正化区域等を指定することで、適正化と再発防止を図ることとした。また、「東京都船舶の係留保管適正化計画」では適正化を計画的に展開するために係留保管施設の整備及び不法係留船舶防止の方針等を示している。

平成15年１月の条例施行以降は、新中川、新河岸川、旧江戸川、新芝川、綾瀬川、中川、海老取川、築地川、亀島川、竪川、呑川、小名木川を適正化区域等に指定し、適正化に取り組んできた。

平成25年６月には、築地川において、度重なる警告にもかかわらず自主移動されずに残されていた６隻の船舶について、強制移動を実施し、延べ約90隻あった築地川の不法係留船舶の適正化を完了した。

こうした取組の結果、条例施行時には1,000隻以上あった不法係留船舶数は全体で８割以上減少するなど大きな成果を上げている。

第４　中小河川の整備

河川部計画課・改修課・防災課

１　概　　要

(1) 基本的な進め方

隅田川以西の区部山の手には、神田川、渋谷川・古川、多摩地域には、野川、空堀川などが流れており、これらは中小河川と呼ばれている。

都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、１時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として、川幅を広げるなどの河道整備を基本とし、それらに長時間を要する箇所においては、調節池等の整備を組み合わせるなどにより、早期の安全性向上を図ってきた。

さらに、目標整備水準を大きく超える豪雨に伴う浸水被害の発生等を受け、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」（平成24年11月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年６月）を策定し、地域の降雨特性を踏まえ、区部の台地を流れる河川は時間最大75ミリ、多摩地域を流れる河川は時間最大65ミリ（いずれも年超過確率1/20で等しい）に目標整備水準を引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っていくこととした。整備にあたっては、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処することを基本としている。

(2) 整備状況

河道整備は、令和２年度までに、全体で219.5kmの護岸整備が完了しており、事業進捗状況は護岸整備率68％となっている。

また、神田川・環状七号線地下調節池、金山調節池（柳瀬川）など28箇所の調節池と、江戸川橋分水路（神田川）など8箇所の分水路が完成している。令和２年度末時点の河川の安全度達成率について、時間最大75/65ミリ降雨への対策を行う対策強化流域では62％、一般の流域では79％となっている。（**第３・２表、第３・３表**（P.80）、**第３・４表**（P.81））

令和２年度は、善福寺川、石神井川、空堀川等で延長約0.8kmの護岸整備を実施した。令和３年度は事業費約552億円をもって、妙正寺川、善福寺川、谷地川、城山川等で延長1.4kmの護岸整備を実施するとともに、新たな整備水準に対応するため、平成28年度以降順次工事に着手してきた環状七号線地下広域調節池や境川金森調節池などの整備を着実に進めていく。（**第３・５表**、P.81）

事業実施にあたっては、より一層の事業の重点化やコスト縮減に積極的に取り組むと共に事業効果の早期発現を図る。

第３・２表　中小河川整備進捗状況

全体計画	令和２年度迄実績			令和３年度当初予算				令和4年度以降
	規模［km］	整備率［%］	河川の安全度達成率［%］	規模［km］	金額［億円］	整備率［%］	河川の安全度達成率［%］	規模［km］
都全体 46 河川 324 km	219.5	68	62 79	1.4 ［220.9］	552	68	63 80	103.1
区部 14 河川 107 km	81.3	76	—	0.7 ［82.0］	432	77	—	25.0
多摩地域 36 河川 217 km	138.2	64	—	0.7 ［138.9］	120	64	—	78.1

注）1　河川数は区部、多摩地域で４河川が重複している。
2　金額には中小河川整備費のほか河川防災費、用地会計分を含む。
3　［　］内の数値は、当該年度までの累計である。
4　整備率は護岸の整備率を示す。
5　河川の安全度達成率とは、河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標であり、上段は対策強化流域（75/65㎜対応）、下段は一般の流域（50㎜対応）の値を示す。
なお、対策強化流域の値は、神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川、呑川、野川、白子川、谷沢川・丸子川、境川の９流域を集計している。柳瀬川流域については、河川整備計画改定後、対策強化流域の値に含むこととする。
6　規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。
7　金額は、都全体、区部及び多摩地域の当初予算をそれぞれ四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。
8　多摩地域の当初予算額には一部島しょ分が含まれる。

第３・３表　主な中小河川の整備状況

河川名 整備延長 km	令和２年度迄実績			令和３年度当初予算				令和4年度以降	令和３年度の主な整備内容
	規模［km］	整備率［%］	河川の安全度達成率［%］	規模［km］	金額［百万円］	整備率［%］	河川の安全度達成率［%］	規模［km］	
神田川 20.6	18.0	87	52	0.04 〔18.1〕	21,771	88	52	2.5	護岸整備 調節池整備
善福寺川 10.5	6.3	60	40	0.14 〔6.5〕	2,522	62	40	4.0	護岸整備 調節池整備
妙正寺川 9.9	4.3	43	49	0.28 〔 4.6〕	1,305	46	51	5.3	護岸整備
石神井川 24.5	18.5	76	69	0.12 〔18.6〕	8,136	76	70	5.9	護岸整備 調節池整備
白子川 8.6	4.3	50	55	0.02 〔 4.4〕	681	51	55	4.2	護岸整備
野川 18.8	16.1	86	81	0.00 〔16.1〕	387	86	82	2.7	河床整備 調節池整備
空堀川 14.0	12.6	90	73	0.10 〔12.7〕	1,017	91	74	1.3	護岸整備 河床整備
鶴見川 9.6	7.3	76	94	0.06 〔 7.3〕	348	76	95	2.3	護岸整備

注）１　〔 〕の数値は、当該年度までの累計である。
２　規模（km）は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため単純合計があわない場合がある。

第３・４表　調節池・分水路の整備状況

区　分	完　　成	整 備 中
調　節　池	12河川 28か所	５河川 ７か所
分　水　路	５河川 ８か所	１河川 １か所

第３・５表　整備中調節池等の概要

河川名	施　設　名　称	貯留量 （㎥）	着手 年度	稼働時期 （予定）	令和３年度 の主な実施内容
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	Ｒ３年度稼働 （予定）	本体工事
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	Ｒ６年度稼働 （予定）	本体工事
環状七号線地下広域調節池 （石神井川区間）		681,000	H28	Ｒ７年度稼働 （予定）	本体工事
石神井川	城北中央公園 調節池（一期）	90,000	H28	Ｒ７年度稼働(一期) （予定）	本体工事
野川	野川大沢調節池 （規模拡大）	68,000	H28	Ｒ３年度稼働 （予定）	本体工事
境川	境川金森調節池	151,000	H29	Ｒ７年度稼働 （予定）	本体工事
	境川木曽東調節池	49,000	H29	Ｒ７年度稼働 （予定）	本体工事
谷沢川	谷沢川分水路	50㎥/s （分水流量）	H30	Ｒ６年度稼働 （予定）	本体工事

２　主な整備中の調節池等

(1) 環状七号線地下広域調節池の整備

環状七号線地下広域調節池は、１時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設であり、都道環七通りと目白通りの地下空間を活用し、既設の神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を新たなトンネルで連結する大規模なトンネル式の地下調節池である。神田川、石神井川及び白子川の流域間で、貯留容量の相互融通が可能となり時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮する。平成28年度から整備に着手し、令和７年度の稼働を目指している。（第３・６表）（第３・２図）

第３・６表　環状七号線地下広域調節池
（石神井川区間）

施　工　箇　所		中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内
施設概要	貯　留　量	約681,000ｍ³
	トンネル延長	約5.4km
	トンネル内径	12.5m（土被り約32m～40m）
	地　上　施　設	取水施設、排水施設、管理棟

第３・２図　環状七号線地下広域調節池のイメージ

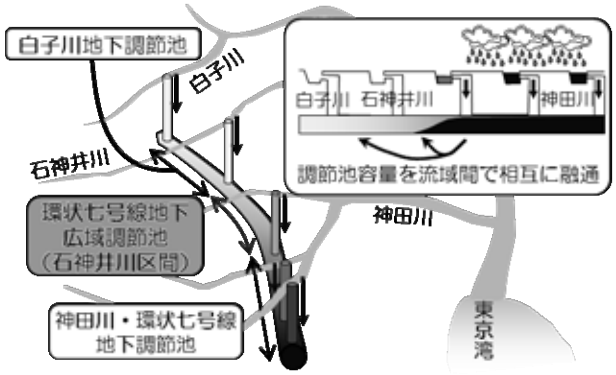

(2) 城北中央公園調節池の整備

城北中央公園調節池は、都立城北中央公園を活用した地下式の調節池で、１時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設である。本調節池は、二期に分割して施行予定であり、第一期工事は、平成28年度から整備に着手し、令和７年度の稼働を目指している。（**第３・７表**）

また、令和３年度より第二期工事を事業化し、基本設計等に着手する予定である。

第３・７表　城北中央公園調節池

施工箇所		板橋区小茂根五丁目地内から練馬区羽沢三丁目地内
施設概要	貯留量	約250,000㎥（一期：90,000㎥）
	敷地面積	約2.0ha
	上部施設	都立城北中央公園

(3) 境川金森調節池の整備

境川金森調節池は、町田市の西田スポーツ広場を活用した地下式の調節池で、１時間あたり65ミリの降雨に対応するための施設である。平成29年度から整備に着手し、令和７年度の稼働を目指している。（**第３・８表**）

第３・８表　境川金森調節池

施工箇所		町田市金森地内
施設概要	貯留量	約151,000㎥
	敷地面積	約1.7ha
	上部施設	町田市西田スポーツ広場

(4) 谷沢川分水路の整備

谷沢川分水路は、谷沢川上流部で本川及び下水道雨水幹線の雨水を最大50㎥/s取水し、最下流部で放流するトンネル形式の分水路で、1時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設である。平成30年度から整備に着手し、令和６年度の稼働を目指している。（**第３・９表**）

第３・９表　谷沢川分水路

施工箇所		世田谷区玉堤二丁目地内から同区玉川台一丁目地内
施設概要	最大流量	50㎥/s
	トンネル延長	約3.2km
	トンネル内径	5.5m

３　中小河川の新たな整備水準達成に向けた取組

(1) 調節池の整備

令和３年３月に策定した「『未来の東京』戦略」に基づき、令和７年度までに現在整備中の７施設を稼働させ、都内全域の調節池貯留量を256万㎥（令和２年度末）から約1.4倍の約360万㎥へと拡大する。

令和３年度は、神田川など５河川において、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をつなぐ環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池、境川金森調節池などの新たな目標整備水準達成に向けた調節池の工事を着実に進めていく。（**第３・２図**、P.81）

さらに、「『未来の東京』戦略」では、令和12年度までに約150万㎥の調節池を事業化することを目標として掲げている。現在、平成30年西日本豪雨などを踏まえて実施した「防災事業の緊急総点検」を受けて検討を開始した８河川に柳瀬川や奈良橋川を加えた10河川において、新たな調節池の事業化に向けた検討を行っている。

令和３年度は、石神井川と善福寺川において新たな調節池を事業化し、基本設計等に着手する。

また、環七地下広域調節池の延伸について、将来の地下河川化を含め、検討していく。

(2) 柳瀬川流域における取組

都は、平成26年に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、甚大な浸水被害が発生している地域を対策強化流域に位置づけ、レベルアップした目標整備水準による護岸や調節池の整備を進めている。令和３年４月には、令和元年東日本台風など過去の浸水被害状況や降雨状況、流域特性、河川整備等の対策状況を踏まえ、既存の対策強化流域（９流域）に加え、柳瀬川流域を対策強化流域に追加した。（**第３・３図**、P.83）

今後は、河川整備計画を改定し、柳瀬川と奈良

橋川において新たな調節池等の事業化に向けた検討を行っていく。

４　都市型水害対策

(1) 概要

近年、東京では短時間かつ局地的に、時間50ミリを超える集中豪雨がたびたび発生し、浸水被害も多発している。一方、都内では、地下空間や土地の高度利用などがますます進行し、浸水に対する危険度はさらに増大している。

都は、こうした被害の軽減を目的に、河川整備に加え、流域対策などのハード対策と、浸水予想区域図の作成・公表などのソフト対策を実施している。（**第３・４図**）

(2) 流域対策の推進

公園、学校、集合住宅への雨水貯留浸透施設の設置や、住宅等への各戸貯留施設の設置、道路における透水性舗装や浸透マスの設置など、流域対策を積極的に推進していく。

(3) 浸水予想区域図・洪水ハザードマップ

平成27年５月の水防法改正を踏まえ、外力を東海豪雨から想定し得る最大規模の降雨に見直し、浸水予想（想定）区域図の改定を行い、令和２年度までに全14区域の改定・公表を完了した。（**第３・５図**、P. 84）

「洪水ハザードマップ」は、区市町村が「浸水予想区域図」を基にして、避難路や避難場所等を記載したものである。令和３年３月現在、「洪水ハザードマップ」は、23区26市２町で作成・公表済みである。

第３・３図　対策強化流域の位置

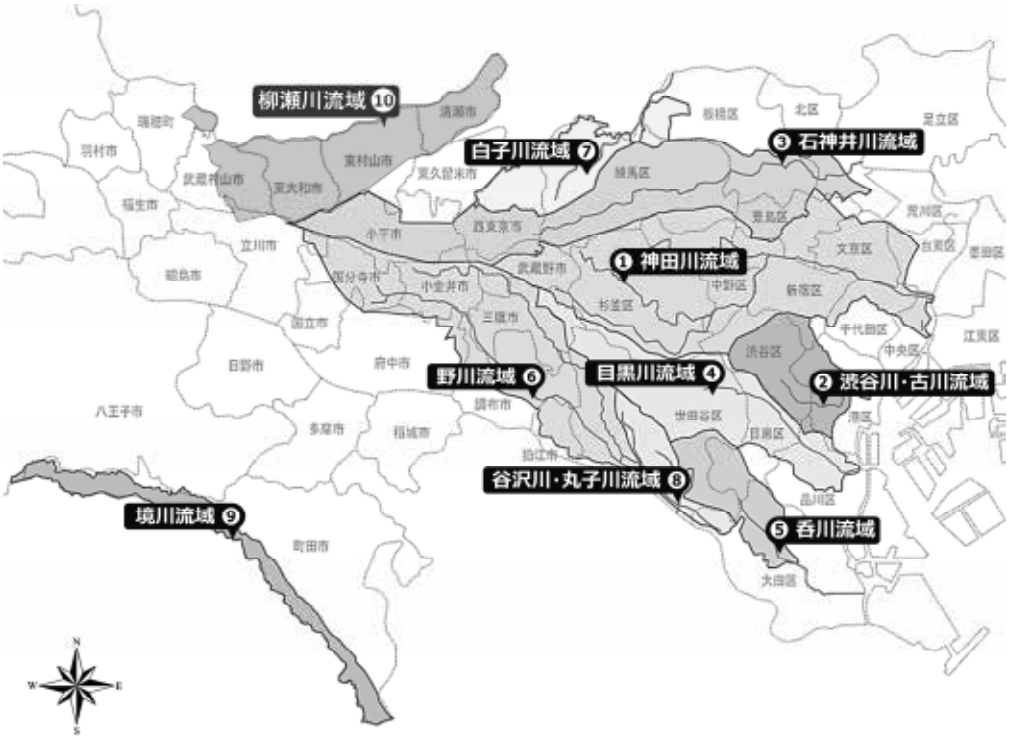

第３・４図　都市型水害対策の体系と主な対策

〈施策の体系〉

- ハード対策
  - 河川の整備
  - 下水道の整備
  - 流域対策の推進
  - 整備水準のステップアップと河川・下水道の連携
- ソフト対策
  - 洪水情報の提供
  - 浸水予想区域図の作成・公表
  - 洪水ハザードマップの作成・公表
  - 避難・防災体制の整備・確立
  - 広報・啓発

第３・５図　浸水予想区域図　公表状況

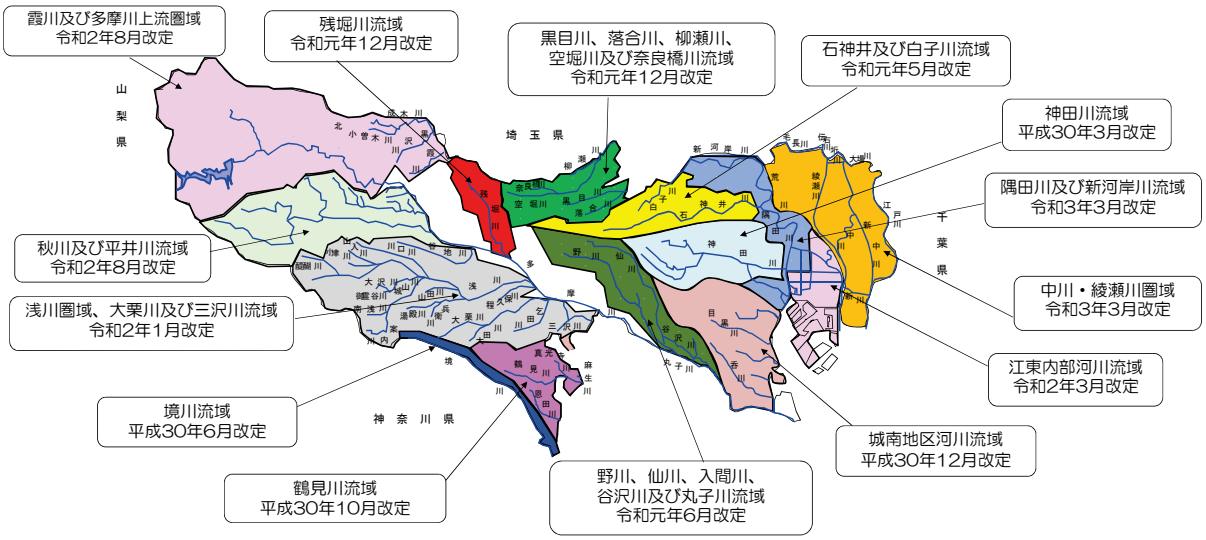

(4) 特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法は、市街化の進展により、河川の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない河川を「特定都市河川」に指定し、総合的に浸水被害対策を進めていくものであり、平成17年に鶴見川、平成26年に境川が指定された。

令和３年５月、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が公布された。本改正のポイントとしては、特定都市河川指定要件の見直し、雨水貯留施設の設置促進、浸水被害防止区域制度の創設等である。

第５　低地河川の整備

河川部計画課・改修課・指導調整課

１　概　　要

東部低地帯は軟弱な地盤で構成されているうえ、明治期以降、工業地帯として発展し、地下水等のくみ上げが盛んに行われた。その結果、地盤沈下が発生し、満潮位より低い、いわゆるゼロメートル地帯が拡大され、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて脆弱な地域となっている。このため、都は、高潮や地震に対処できるよう河川施設整備を進めている。（**第３・10表**、P. 86）

２　高潮防御施設の整備

昭和32年、既往最大（大正６年台風）の高潮に対処できるように江東三角地帯を囲む外郭堤防修築事業に着手した。しかし、昭和34年９月に名古屋地方に最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮（Ａ．Ｐ．＋5.1m）に対処できるように計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備している。

令和３年度は、事業費約25億円をもって、毛長川の護岸約0.1km等の整備を実施する予定である。

３　江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東三角地帯は、地盤が低く、内部を河川が縦横に走っているため、これまで多くの水害に見舞われてきた。さらに、護岸は地盤沈下に伴って度重なる嵩上げを行ってきており、大地震に対して脆弱な状態となっていた。そこで、この地域を大地震に伴う地域内の護岸損壊による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業を実施することとした。（**第３・６図**、P.86）

この事業は、江東三角地帯をおおむね東西に二分し、地盤が著しく低い東側地域の河川は、平常水位を低下させ一定に保つ水位低下方式により整備し、地盤が比較的高く舟航などの河川利用が多い西側地域の河川は、耐震護岸方式により整備するものである。

東側地域河川については、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P.±０m）を、さらに平成５年３月に第二次水位低下（A.P.－1.0m）を実施し、その後河道整備を行っている。平成22年度には約40年をかけた旧中川の整備が完了した。

令和２年度は、横十間川の護岸約0.2km等の整備を行った。

令和３年度は、事業費約18億円をもって、横十間川等の河道約0.7km、北十間川等の護岸整備等を実施する予定である。

４　スーパー堤防等の整備

東部低地帯の主要５河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）については、大地震に対する安全性をより高め、地域環境の向上を図るため、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

スーパー堤防等の整備にあたっては、背後地の再開発事業や民間開発等との一体的な事業により、用地の確保と合わせ、開発と整合のとれた水辺空間の整備を図っている。

昭和62年度からは、親しみやすい水辺環境を早期に都民に提供するため、堤防の前面部で先行してテラスを整備し、開放している。

令和２年度は、新たに２地区のスーパー堤防が概成した。

令和３年度は、事業費約46億円をもって、スーパー堤防９地区及びテラス約0.1kmの整備を行う予定である。

５　河川施設の耐震・耐水対策

平成７年の阪神・淡路大震災を契機に行った堤防・水門及び排水機場の耐震点検に基づき、河川施設の耐震強化を順次実施していくこととし、外郭３河川の防潮堤・水門等を優先しながら、耐震対策を実施してきた。

平成24年12月には、東日本大震災の発生を踏まえ、「最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止する」ことを目標とする「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、10ヵ年（平成24年度～令和３年度）で約86kmの堤防の耐震対策と全22施設の水門･排水機場等の耐震･耐水対策を進めている。

また、令和３年度には、現行計画に引き続く次期整備計画を策定し、切れ目のない整備を推進していく。

令和２年度は、中川、綾瀬川、呑川等で防潮堤及び護岸の耐震対策約5.4kmを実施した。また、新川排水機場の耐震・耐水対策が完了した。

令和３年度は、事業費約330億円をもって、綾瀬川、中川、新中川等で防潮堤及び護岸約9.0kmの耐震対策を予定している。また、日本橋水門等12施設の耐震・耐水対策を進める予定である。（**第３・７図**、P.87）

第３・10表　低地河川の整備

事　業　別	全体計画規模	令和２年度迄実績		令和３年度予算			令和４年度以降
		規　模	整備率	規模	金額	整備率	規模
高潮防御	防潮堤･護岸　168km	km 159.7	% 95	km 0.1 〔159.8〕	億円 25	% 95	km 8.2
江東内部	（西側河川） 耐震護岸　23.1km	19.1	83	0.0 〔19.1〕	6	83	4.0
	（東側河川） 河道整備　27.2km	20.5	75	0.7 〔21.2〕	13	78	6.0
スーパー堤防等	スーパー堤防　28.0km	18.0	64	0.2 〔18.2〕	24	65	9.8
	テラス整備　47.5km	46.6	98	0.1 〔46.7〕	22	98	0.8
東部低地帯の耐震・耐水対策	堤防耐震強化　85.8km	57.3 (64.1)	67 (75)	9.0 〔66.3〕	252	77	19.5
	水門等耐震・耐水対策 22施設	10 (22)	45 (100)	6 〔16〕	78	73	6施設

注）１　整備率は〔　〕内の当該年度までの累計規模による。

２　耐震・耐水対策の規模は、当該年度に完了する規模または全体計画規模に対して事業が完了する規模の割合を示す。
また、( )内の数字は当該年度迄に事業化した規模または全体計画規模に対する事業化した規模の割合である。

３　高潮防御の予算金額は、河川調査費等を含む金額である。

第３・６図　江東内部河川整備箇所図

■江東内部河川整備計画概念図

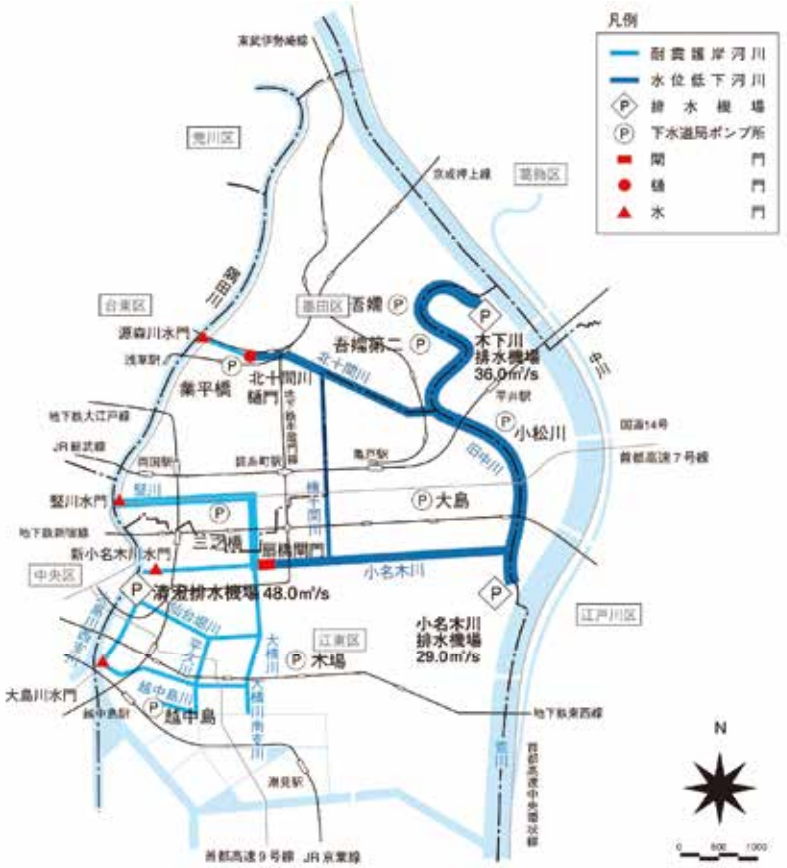

第３・７図　東部低地帯の河川施設整備計画図

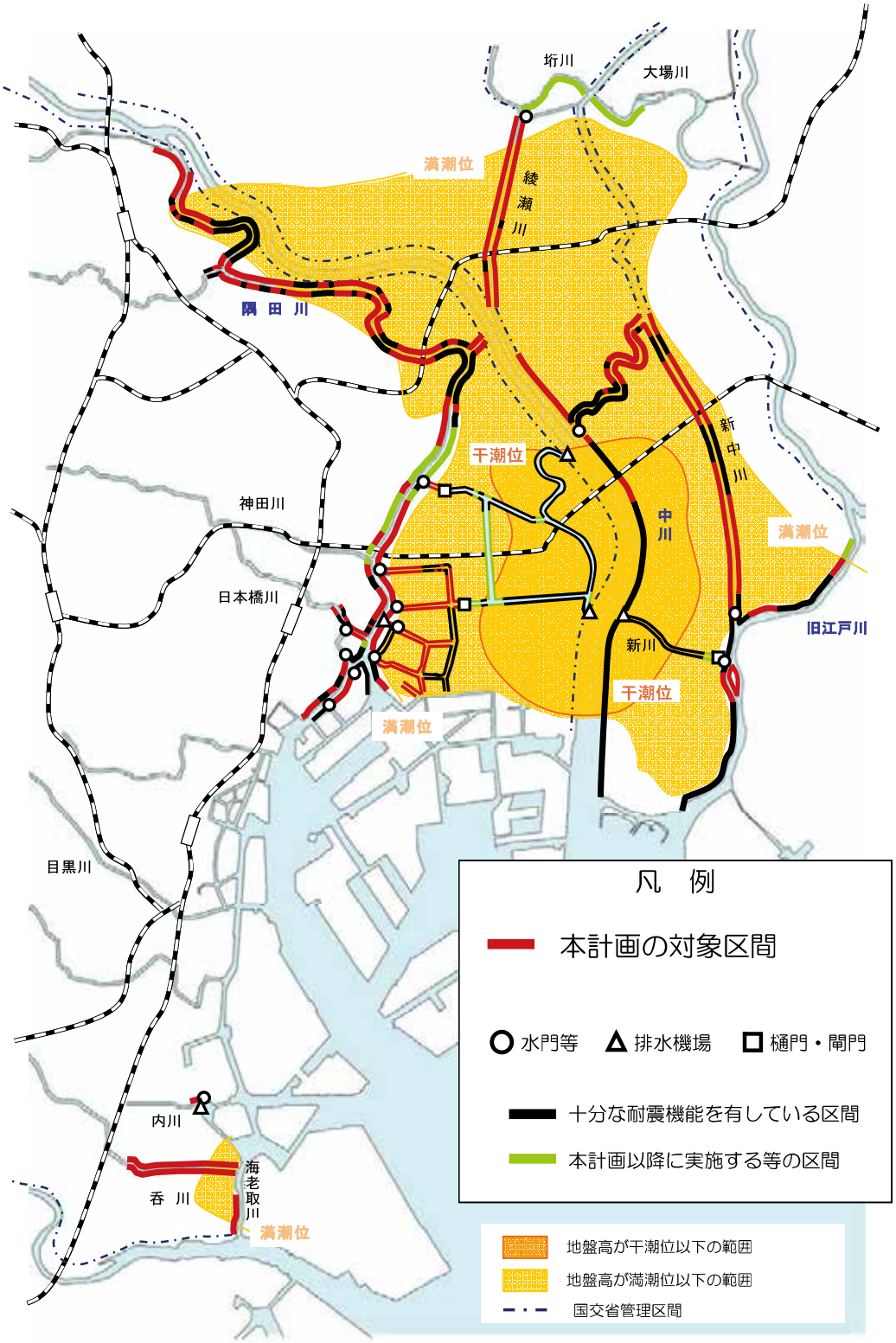

第３・８図　快適で人々が楽しめる水辺空間の創出事例

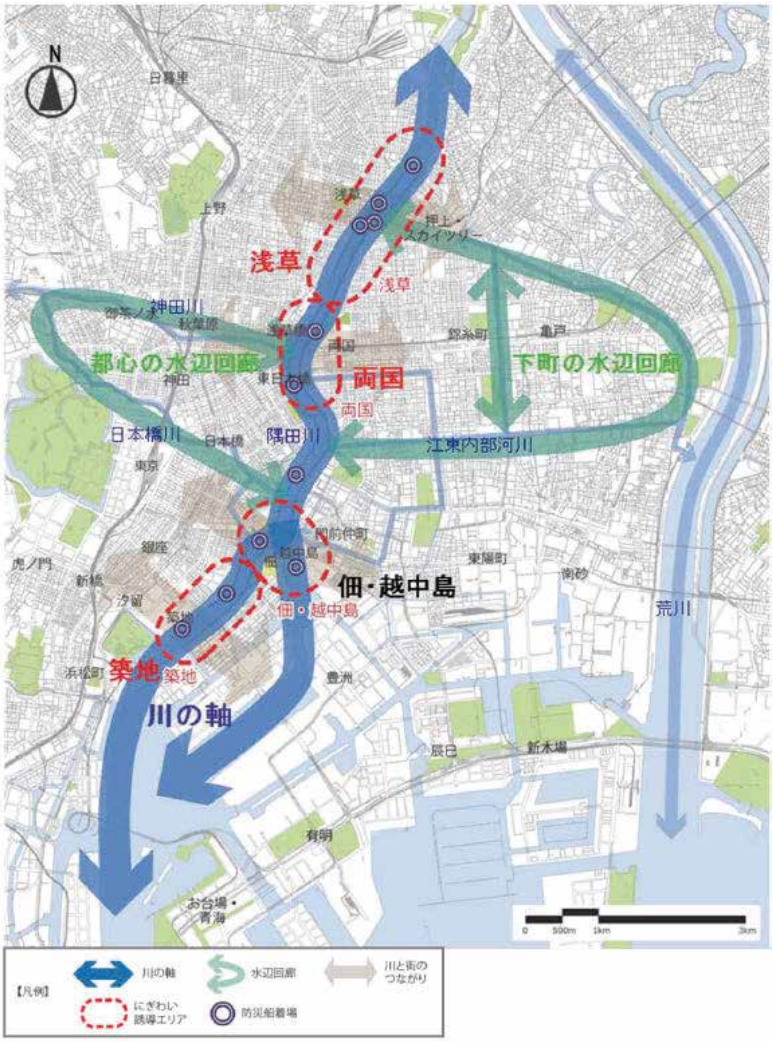

「浅草エリア」

《 浅草と東京スカイツリー®を結ぶ水辺のにぎわいづくり 》

北十間川プロムナード

河川・道路・公園・鉄道高架下が一体となったにぎわい空間の創出

親水テラスと高架下店舗（北十間川）

公園と一体となった水辺空間整備

「両国エリア」

《 歴史・文化が息づく東京の顔づくり 》

両国リバーセンター

公有地を活用した民間開発と連携し、川とまちがつながる水辺空間を創出

両国リバーセンター

両国防災船着場

「水辺の動線」の強化

《 水辺と街の連続性や回遊性を向上させる隅田川テラスの整備 》

橋梁からのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明設備など

テラスの連続化（月島川水門部）

テラスの夜間照明（隅田川）

６　水辺空間のにぎわい創出に向けた取組

かつて東京の河川は、盛んな舟運や人々の船遊びなど、生活に密着したにぎわいと活気のある場であった。戦後、隅田川等では都市化の進展による水質の悪化や高潮からまちを守る防潮堤の整備により人々が川から遠ざかる時期があったが、近年は水質改善やスーパー堤防、テラスの整備により再び人々が川に親しめる環境が整ってきた。

隅田川においては、テラスの連続化や修景、バリアフリー化を行い、人々が川に近づきやすくする整備を進めるとともに、テラスギャラリーの設置等を行ってきた。

小名木川では、江戸時代に開削され「塩の道」として舟運に利用された歴史を踏まえ、石積み風の護岸や柳の植栽など江戸情緒を感じられる整備を進めている。

平成23年には、河川敷地占用許可準則が改正され、民間事業者の占用が可能となったことから、これまでの取組に加え、河川利用を一層促進できるよう規制緩和を進めている。平成25年10月には、都内初となる民間事業者による河川敷地を活用したオープンカフェが隅田公園内に開店した。また、民間事業者の誘導を促進するため、河川敷地に川床を設置する「かわてらす」の設置を推進しており、令和３年５月時点で５店舗が運営している。現在、有識者、国、関係区を交えた「新たな水辺整備のあり方検討会」（平成26年２月）の提言等を踏まえ、橋梁から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備など、隅田川を中心とした水辺の動線強化を行っている。

浅草エリアでは、北十間川において、東京都の護岸耐震工事に合わせて、墨田区が川沿いのテラス修景整備を、鉄道事業者が高架下店舗の整備を行い、令和２年６月に供用開始し、まちづくりと一体となった水辺空間が新たに生まれた。また、両国エリアではスーパー堤防と合わせて整備した官民連携複合拠点施設「両国リバーセンター」が、令和２年11月に全面開業した。

これらの「にぎわい誘導エリア」におけるプロジェクトの展開等により、人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間を創出している。（**第３・８図**、P. 88）

また、水辺の魅力向上に資する取組の一つとして、平成29年度に隅田川サポーター制度を創設し、現在29団体がサポーターとして認定されている。サポーターは、ハッシュタグ「#隅田川でつながりたい」を用いたSNSによる情報発信や、サポーター同士の交流を積極的に図り共同イベントを開催するなど、隅田川を盛り上げていく活動を実施している。

７　防災船着場の整備と活用

災害時に寸断された陸上交通網を補完し、国や港湾区域の船着場と合わせて緊急輸送網の一層の充実をはかるため、平成11年に「防災船着場整備計画」を策定し、東日本大震災を踏まえて平成28年１月に改定を行っている。この計画に基づき、都・国・区での役割分担のもと、道路、鉄道との結節点や避難場所の隣接地等に、令和２年度末までに78箇所の防災船着場を整備してきた。（**第３・11表**、P. 90）

また、防災船着場の平素からの習熟訓練を兼ねるとともに、水辺のにぎわいを創出するため、越中島防災船着場、明石町防災船着場、桜橋防災船着場、両国防災船着場、浜町防災船着場及び箱崎町防災船着場を、平常時に一般船舶が利用できるよう開放している。また、令和２年８月から、新たに整備した両国防災船着場（小型船舶用）を一般開放した。

平成28年９月からは、両国防災船着場の夜間開放を開始し、平成29年４月からは、少人数船舶の利用料金を導入するなど、防災船着場の利用しやすい環境整備を進めている。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた舟運事業者の支援として、令和２年８月31日から令和４年３月31日まで利用料金の割引を実施中。割引後の利用料金は１回あたり300円～2,500円で、営業船舶やプレジャーボートが利用している。）

８　舟運の活性化

成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段のひとつとして、「東京の総合的な交通政策のあり方検討会」（平成26年５月）や「東京都と国土交通省の連絡協議会」（平成27年８月）などにおいて、舟運活性化に関する検討が行われ、これを受けて、平成28年度から民間事業者による定期航路化を促進するため、都市整備局、港湾局と連携し、舟運活性化の社会実験を開始した。

社会実験の実施にあたっては、民間のノウハウを活用するために選定した「舟運活性化パートナー」と連携して、運航社会実験とそれに併せた船着場周辺のにぎわい創出やＰＲなどの各種取組を進めている。

第３・11表　防災船着場の整備

（単位：箇所、百万円）

整備主体		全体計画規模	令和２年度迄実績		令和３年度当初予算			令和４年度以降
			規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
都管理河川	都	箇所 26	箇所 25	% 96	箇所 0 〔25〕	84	% 96	箇所 1
	区	44	34	77	0 〔34〕	0	77	10
その他		24	19	79	－ 〔19〕	－	79	5
計		94	78	83	0 〔78〕	84	83	16

注１：〔　〕内の数値は、当該年度までの累計である。整備率は累計で規模による。
注２：その他には、直轄河川及び民間整備箇所を含む。

第６　土砂災害対策事業

河川部計画課・防災課

１　概　　要

土砂災害のハード対策としては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の３事業を実施している。（第３・12表、P.92）

一方、ソフト対策としては、土砂災害に対する危険性の周知や警戒避難体制の整備等を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域等に指定している。

これらのハード対策とソフト対策を連携して避難所や要配慮者利用施設の安全確保を図るため、区市町村等と協力して事業を推進している。

２　砂防事業

砂防事業とは、大雨等により発生する土石流等の土砂災害を防止することを目的として実施する事業である。根拠法である砂防法の歴史は古く、明治29年制定の河川法に引き続き、明治30年に制定された。

東京都では、砂防法に基づき、多摩地域と島しょ地域において砂防事業を実施している。事業内容は、土石流災害のおそれのある渓流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工などの砂防施設を整備することである。

多摩地域では、山地や丘陵地の渓流周辺まで宅地化が進み、土石流災害のおそれのある渓流が多数存在している。

島しょ地域では、急峻な山腹を流下する渓流の出口が貴重な平地となっており、人家等が集中している。また、伊豆諸島は火山地域であり、火山灰による泥流や溶岩流の危険性もある。

砂防事業は、時間と費用を要することから、『人命の保護』を最優先にという観点に立ち、保全対象の重要度や災害発生の危険度等を考慮して計画的に事業を実施している。

令和３年８月現在、172渓流（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち117渓流が概成している。

令和２年度は、西川（奥多摩町）、差木地沢（大島町）等36渓流で、えん堤工等を実施した。

令和３年度は、喜代沢（青梅市）、差木地沢（大島町）等54渓流で、約47億円の事業費をもって、えん堤工等を実施する予定である。

このうち、伊豆大島については、平成25年10月の台風26号により伊豆大島の元町地区に大きな被害をもたらした大金沢において、応急対策、短期対策、中長期対策の３つに区分し、対策を段階的に実施することとしている。平成28年度には神達地区上部の導流堤や斜面対策などの短期対策が完了した。平成29年度からは、通常の砂防事業として、大金沢の中長期対策を実施している。

また、三宅島については、平成12年６月から始まった三宅島火山噴火対策として、平成12～14年度に災害関連緊急砂防事業、平成13～17年度に火山砂防激甚災害対策特別緊急事業、平成17～21年度に災害復旧事業として整備を行い、砂防堰堤57基、流路4.7㎞が完成し、三宅島火山災害関連事業としての当面の整備目標を概ね達成した。平成22年度からは、通常の砂防事業として事業を実施している。

３　急傾斜地崩壊対策事業

東京都では、昭和30年代後半から台地や山間の急傾斜地（がけ地）周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害が生じるおそれのある地域が拡大している。

このような災害から国民の生命・財産を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）が施行され、東京都では昭和49年から、自然斜面で土地所有者等が急傾斜地崩壊対策を実施することが困難又は不適当と認められる場合に区市町村からの要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を行っている。

傾斜角度30度以上、がけ高５ｍ以上の急傾斜地において、保全人家等を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

令和３年８月現在、68地区（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち52地区が概成している。

令和２年度は、八王子市高尾地区等の13地区で、崩壊土砂捕捉工等を実施した。

令和３年度は、八王子市高尾地区等の16地区で、約30億円の事業費をもって、法枠工等を実施する予定である。

４　地すべり対策事業

地すべりとは、山地や丘陵の斜面において、地下水等に起因して地盤がすべる現象をいう。

地すべり対策は、古くは砂防法の中で行われてきたが、昭和33年に「地すべり等防止法」が施行され現在に至っている。

地すべりが発生するおそれのある箇所は、空中写真の判読や現地踏査等により特定することができ、特に危険度が高い箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

令和３年８月現在、13地区が概成している。

５　ソフト・ハードの連携した土砂災害対策

土砂災害から都民の生命を守ることを最優先に、土砂災害に対する警戒避難体制を確立していくため、土砂災害防止法（平成13年４月１日施行）に基づき、危険箇所の地形や土地利用などを把握する基礎調査を都内全域で進め、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定している。

基礎調査については、平成29年度に完了し、速やかに土砂災害の危険性を住民に周知するため、調査結果の公表を平成30年度に完了した。また、平成30年７月の西日本豪雨の教訓等を踏まえ、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定について、令和元年９月に都内全域の指定が完了した。引き続き、おおむね５年ごとに行う二巡目の基礎調査を都内全域で進めていく。

なお、令和３年８月末時点で、15,493箇所の土砂災害警戒区域と、13,646箇所の土砂災害特別警戒区域を指定している。

また、避難の目安となる「土砂災害警戒情報」については、気象庁と共同発表しており、平成20年２月１日から運用を行っている。平成29年5月には、運用開始以降の降雨事例や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の基準を最適なものに見直し、新たな基準で運用を開始している。併せて、区市町村が整備する土砂災害ハザードマップの作成支援などにも取り組んでいる。

第３・12表　　砂防関係施設の整備状況

（金額：百万円）

事業別	重点箇所数	令和元年度迄実績	令和２年度決算		令和３年度当初予算		令和４年度以降規模残
	規模	規模	規模	金額	規模	金額	
砂防事業	172渓流	116渓流	36渓流 〈1〉	2,748	54渓流 〈1〉	4,650	54渓流
急傾斜地崩壊対策事業	68地区	52地区	13地区 〈0〉	1,755	16地区 〈2〉	2,996	14地区
地すべり対策事業	13地区	13地区	0地区	7	0地区	50	0地区
海岸保全施設整備事業	19.4km	19.1km	0.1km	199	0.1km	359	0.1km
計				4,709		8,055	

注）１　重点箇所数は、これまでに事業完了した箇所に現在実施中の事業箇所を加えた数である。
なお、重点箇所数については、土砂災害警戒区域等の指定後に、区市町村による区域内の避難所の移転などの状況変化により変動するものである。

２　実績は、概成数を示すものであり、必要に応じて事業を再開する場合は再開後に実績から除き、再開事業が完了した際に改めて実績に加える。

３　規模の〈 〉書き数字は当該年度の概成（予定）数（内書き）である。

４　海岸保全施設整備事業の規模は護岸、人工リーフなどの合計延長である。

第７　海岸保全事業

河川部計画課・防災課

東京都の海岸は東京湾、伊豆諸島及び小笠原諸島にあり、その延長は約765km、全国総延長の約２％に相当する。

このうち、現在、建設局では、昭和31年に施行された海岸法に基づき、国直轄の沖ノ鳥島を除く26箇所延長約46kmを海岸保全区域に指定し、事業を実施してきている。

建設局所管の海岸保全区域は、伊豆諸島の25箇所と、東京湾内の葛西海岸１箇所である。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、外洋に位置し台風や冬季の季節風等による厳しい波浪条件下にあるため、海岸線の侵食・後退が進行している。これらの島々では、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいることから、海岸保全事業に対する要望が強い。

このような状況のもと、海岸侵食から国土を保全し、人家、公的施設の安全性を確保するため、海岸保全事業を実施してきている。

なお、平成26年の海岸法改正により、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとなった。これにともない、都は平成16年度に策定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を平成29年４月に改定した。一方、平成16年度に策定した「東京湾沿岸海岸保全基本計画」は、平成28年度に「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」を策定し、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を見直している。

また、津波対策としては、東日本大震災後の国の中央防災会議等における想定地震・津波の見直し等を踏まえた、発生頻度の高い津波の想定高に基づき、対策の検討を実施している。

令和２年度は、三宅島の横まま海岸で護岸工12m等を実施した。

令和３年度は、事業費約４億円をもって、引き続き三宅島等で護岸工159mを実施する予定である。

第８　河川環境の整備

１　概　　要

河川部計画課

近年、河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生息環境の創出など、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修にあわせて、自然を活かした川づくりや河川の緑化、ウォーキング等しやすい河川沿いの通路等の整備、水辺の景観形成など、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、河川のしゅんせつや水質浄化施設の設置、下水道高度処理水や地下鉄等からの湧水の導水など、水質の改善、水量の確保も行っている。

さらに、再生可能エネルギーの活用を目的とし、河川の水位差に着目した小水力発電導入にも取り組んでいる。

２　河川のしゅんせつ

河川部防災課

東部低地帯の感潮河川では、河川水が滞留しやすいことから汚濁物質も長時間滞留し、沈殿堆積により悪臭発生の原因となっている。さらに、底泥の堆積は、治水上も影響を及ぼす場合がある。

これらの対策として、河川のしゅんせつを行い水質汚濁の一因となっている底泥を除去し、河川水質の浄化を図るとともに河積の確保等に取り組んでいる。

令和３年度の事業費は、約6.5億円、隅田川等の河川で、約8.7万m^3のしゅんせつを実施する予定である。

３　うるおいのある水辺の創出

河川部計画課・改修課・防災課

(1) 河川緑化の推進

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくるという目標に向けて、堤防法面や護岸、管理用通路などの緑化を推進することにより、うるおいのある水辺空間を創出する。

令和３年度は、乞田川、大栗川、中川の３河川で緑化を実施する予定である。

(2) 水辺の景観形成

神田川及び日本橋川の、多くの観光客や人々が集まる場所において、無機質なコンクリート護岸等を修景し、良好な水辺の景観形成を図っている。

４　河川等の水質改善・水量確保

河川部計画課・防災課

(1) 外濠の水質改善

夏季にアオコや臭気が発生する外濠では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、平成29年度から令和元年度まで底泥のしゅんせつを行い、令和２年度は、アオコを除去するための暫定対策と効果検証を行った。令和３年度は令和２年度の効果検証結果を踏まえ、アオコを除去するための暫定対策を行う。

(2) 河川浄化施設

石神井川や呑川における水流発生装置の設置等、河川の水質改善に資する取組を区と連携して進めている。

(3) 平常水量の確保

渋谷川・古川、目黒川、呑川の城南三河川や神田川、善福寺川では下水道高度処理水を、野川や立会川等においては、地下構造物からの湧き水を導水し、水質改善や平常水量の確保を図っている。

(4) 他河川からの導水

隅田川の水質浄化を図るため、昭和39年から利根導水路を通して利根川の水を新河岸川、隅田川に導入している。

５　野川自然再生

河川部計画課・防災課

野川の第一・第二調節池では、地域と都とが『自然再生協議会』を組織し、昭和30年代にかつてあった田んぼや池等の多様な生き物の生息空間の再生に取り組み、人々が自然と触れ合える場を創出している。これまでに策定した第一次及び第二次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼ、河床等の整備を進め、多様な自然環境の再生を図っている。

６　再生可能エネルギー

河川部計画課・防災課

扇橋閘門及び北十間川樋門の耐震・耐水工事に合わせ、導水施設の一部に発電施設を付加し、小水力発電を行うことで、省エネルギーの推進を図っている。

令和３年度は、北十間川樋門において小水力発電設備の設置工事を実施する予定である。

第９　河　川　維　持

河川部防災課

１　概　　要

河川の維持とは、河道及び河川管理施設を良好な状態に保持する行為であり、護岸、水門等を安全かつ適切に維持管理するため、令和３年度は事業費約48億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

護岸の老朽化、河床の低下等により生じた変状箇所についての補修工事を行っている。また、河川敷地内の除草、清掃、転落防止柵等安全施設の維持修繕を行っている。

３　水門及び排水機場等

東京の低地帯を高潮による水害から守るため、水門13箇所、排水機場５箇所、閘門１箇所及び樋門２箇所の運転操作、点検及び修繕等の維持管理を行っている。上記施設のうち、河川法第99条により、水門３箇所、排水機場２箇所、樋門１箇所の運転操作及び日常点検を地元区に委託している。

また、平成22年度末に完成した水門管理システムによって、施設の監視・制御を水門管理センターで一元的に行っている。

４　砂防、海岸

砂防関係施設や海岸保全施設を良好な状態に保つため、護岸や流路等の変状個所についての補修工事を行っている。

５　調節池

洪水の一部を貯留し、水害を軽減するため、区部では８箇所のオープン式調節池と、10箇所の地下式調節池、多摩部では８箇所のオープン式調節池と、２箇所の地下式調節池を維持管理している。

６　分水路

洪水の一部を分流し、水害を軽減するため、区部では５箇所、多摩部では３箇所の分水路を維持管理している。

７　防災船着場

隅田川等で、17箇所の防災船着場を維持管理している。

８　河川における水質異常事故対応

都が管理する河川において油流出及び魚浮上等の水質異常事故が発生した場合、その被害拡大を

防止する対応を実施している。

９　河川水面清掃

河川環境の保全のため、清掃船舶が航行できる30河川・延長約109kmを対象に、浮遊するゴミなどの除去を行っている。

10　河川管理施設の点検

平成25年12月の河川法及び河川法施行令の一部改正により、河川管理施設等を年に一回以上点検することが義務付けられた。それを受けて点検要領を改定し、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「同点検結果評価要領」に基づき、河川管理施設等を年に一回点検している。その点検結果を踏まえて計画的に補修を実施していくことで、より効率的かつ効果的な維持管理に取り組んでいる。

第10　河　川　防　災

河川部防災課

１　概　　要

本事業は、災害の発生を未然に防ぐため、崩壊のおそれのある既設護岸の局部的な改良などを行うものである。

具体的には、老朽化した護岸や、河床の低下により根入れ不足となった護岸の補修工事等を実施する。また、東部低地帯の治水上重要な水門及び排水機場等の設備の機器の更新等を行っている。

なお、令和３年度は事業費約70億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

老朽化した護岸や河床の低下等が生じた箇所において、変状箇所の補修工事等を実施している。

３　水門及び排水機場等

水門・排水機場等において、劣化が進行する前に機器の更新等を実施している。

４　砂防・海岸

多摩地域、島しょ地域の砂防関係施設及び海岸保全施設の補強工事を実施している。

５　令和元年東日本台風により被災した多摩河川における強化対策

令和元年東日本台風では、多摩地域の総雨量が650mmに達するなど記録的な大雨となり、都管理河川では、南浅川など７河川で溢水するとともに、秋川など４河川10箇所で護岸の崩壊が発生した。

これらの河川において、令和２年度までに水位上昇の要因となる狭隘箇所や河道内の堰など構造物の状況を把握するための調査を実施した。今後は調査結果を踏まえ、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸強化を実施していく。

令和３年度は、浅川、秋川、平井川、南浅川の４河川11箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

第11　予防保全型管理

河川部防災課

１　概　　要

河川施設等の多くは整備後長期間が経過しており、経年による劣化が生じている。既存施設に大規模な変状や劣化が進行する前に、予防保全的に補修を行うことで、施設の機能を確保しつつ、今後発生する補修費用を低減・平準化していくこととしている。

２　地下調節池・分水路

大規模構造物で治水上重要な施設の地下調節池・分水路は、再構築が困難であり、確実に長寿命化を図る必要がある。平成28年３月に地下調節池・分水路（土木）の予防保全計画、平成30年３月に地下調節池（設備）の予防保全計画を策定しており、予防保全型管理の対策に取り組んでいる。

令和３年度は、荏原調節池、飛鳥山分水路等５施設で土木補修工事を、荏原調節池、比丘尼橋下流調節池等７施設で設備補修工事を実施する予定である。

３　砂防施設

多くの施設が完成から50年以上が経過しており、劣化による変状等が確認されている。平成30年7月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和３年度は、大丹波川等９箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

４　急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設

昭和30年代・40年代より施設整備がされ、経年

劣化による変状等が確認されている。

平成30年12月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和３年度は、御岳山地区等８箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

５　海岸保全施設

昭和30年代より施設整備がされ、経年劣化や台風などによる波浪の影響により、一部施設に変状が確認されている。平成30年７月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和３年度は、汐間海岸等４箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

６　堤防・護岸等

堤防・護岸等の予防保全型管理の導入を図るため、東部低地帯の都管理８河川において健全度調査を実施し、予防保全計画の策定に向けた検討等を実施中である。さらに、多摩河川や区管理河川への予防保全型管理の導入に向け、検討を行っていく予定である。

第12　公共土木施設災害復旧（国土交通省所管施設）

河川部防災課

災害復旧事業とは、台風や地震などの異常天然現象によって、公共土木施設が被害を受けた場合に地方公共団体がこれを復旧する事業をいう。

しかし、被災した公共土木施設の復旧には、多額な費用を要するため、一地方公共団体の財政能力を超えるものとなることから、国が特別の財政負担を行い、早期復旧を目指すこととしている。

被害を受けた地方公共団体は、国に対し、国庫負担申請を行い、被災した現地において査定を受け、復旧金額の決定をする。河川部では、都が所管する河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設の被災状況を総括して国へ申請しており、併せて区市町村の災害についても申請及び指導等を行っている。

平成25年度に申請した大島町の道路施設災害復旧事業については、平成29年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

令和３年度は、令和元年台風第15号及び第19号における災害復旧事業で申請した秋川の災害復旧を含む都災４件と区市町村災14件の再調査、残事業調査及び成功認定を実施する。

第13　水　　防

河川部防災課

１　概　　要

水防活動は、洪水、高潮や津波から都民の生命、財産を守るため、都及び区市町村（水防管理団体）等の関係機関が行う活動であり、河川改修と並び水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

都及び区市町村等の関係機関の役割は水防法により定められており、区市町村は管内における河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を行う責任を有する。都は、①洪水予報、水防警報等の発表　②雨量、河川水位の監視　③河川水位、気象情報の伝達　④水防管理団体への水防資器材の供与　⑤水防管理団体への技術的支援等を行っている。

２　東京都水防計画

水防業務の調整及び円滑な実施を図るため、水防法第７条により毎年４月に開催する東京都水防協議会（会長は都知事）に諮問した上で、決定し公表している。

３　東京都水防本部

気象庁の大雨・洪水警報の発表等に伴い、建設局長を本部長とする水防本部を河川部内に設置するほか、各建設事務所も警戒配備態勢をとっている。令和２年は、64回の水防態勢をとり、そのうち10回は水防本部を設置した。（**第３・13表**、P. 98）

４　東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

平成27年９月の関東・東北豪雨や平成28年８月の北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により甚大な被害が発生したこと受け、平成29年５月に水防法等の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定された。

都は、この法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（会長は建設局長）を設置し、減災のための目標等を定め、平成30年６月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するため、都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について取りまとめた「取組方針」を策定し、減災のための取組を推進している。

令和３年５月には、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けた取組事項について協

議し、共有を行った。

５　水防倉庫と水防資器材

主要な河川沿いなど59箇所に水防倉庫を設置し、水防管理団体が備蓄している水防資器材の不足等にも備えている。

都内には、これら水防倉庫（他局及び水防管理団体所管も含む469箇所）に、土のう約100万袋、スコップ約３万丁、ツルハシ約６千５百丁などの資器材を備蓄している。

６　水防災総合情報システム

水防時の情報連絡を迅速かつ正確に行うことが出来るよう、平成３年度から水防災総合情報システムを導入しており、令和３年６月より再構築した新システムが稼働している。

このシステムにより、建設局が管理する雨量計（100箇所）・水位計（118箇所）及び区市管理の雨量計（47箇所）・水位計（57箇所）のデータを１分ごとに計測しているほか、水門・排水機場等の情報収集や、河川監視カメラによる映像監視を行っており、監視カメラの設置拡大に向けて取り組んでいる。

水防災総合情報システムに取り込んだ雨量計・水位計などのデータ、河川監視カメラの静止画（５分間隔）、洪水予報等の氾濫危険情報などを24時間リアルタイムにホームページ上で広く都民に情報提供するとともに、監視カメラのYouTubeによる動画配信を開始している。また、ツイッターを利用して水防情報についても発信している。

更に、GPS機能を活用したスマートデバイス化や英語、中国語、韓国語を加えたホームページの多言語化により情報発信の向上を行っている。

東京都水防災総合情報システム
ﾊﾟｿｺﾝ:https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html
ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ:https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html
携帯電話 :https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/i/tsim0201g.html
東京都水防チャンネル
URL:https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ
東京都水防ツイッター
ｱｶｳﾝﾄ:@tokyo_suibo（東京都水防）
URL:https://twitter.com/tokyo_suibo

７　洪水予報等

洪水時の自主避難の判断や、関係区市による円滑な水防活動及び避難情報発令の判断に活用してもらうため、防災情報を発表している。

洪水予報は、気象庁の予測雨量に基づいて河川水位の変動を予測し、河川が溢れる恐れのある場合に気象庁と共同で発表する防災情報である。神田川、芝川・新芝川（埼玉県と共同）、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川の９河川で運用を行っている。

また、水位周知河川では、実況の河川水位が氾濫危険水位に達したときに、相当する警戒レベルを追記して、その旨を発表しており、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川、石神井川、善福寺川、呑川、谷沢川、丸子川の９河川で運用を行っている。

８　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村長が避難指示を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断に資するため、都と気象庁が共同で、相当する警戒レベルを追記して発表する防災情報である。

都では平成20年２月から運用を始めており、令和元年は、10月の台風第19号の際など、計５回の発表を行った。

９　防災情報提供

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、浸水が想定される区域を図示し、随時公表を進めている。また、平成27年５月に水防法が改正されたことを受け、想定し得る最大規模の降雨による神田川流域の浸水予想区域図を平成30年３月に改正・公表し、令和３年３月までに全14流域で、改正・公表が完了した。

このほか、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を作成し、平成30年３月にホームページで公表をした。

令和２年度には、水防法に基づき、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民の皆様にお知らせする基準となる「高潮特別警戒水位」を令和２年度より東京都水防計画に定めた。

また、平成30年度より、洪水予報河川・水位周知河川の氾濫危険情報について、令和２年度より、土砂災害警戒情報、高潮氾濫発生情報（令和３年５月に高潮氾濫危険情報から名称変更）について、首長や区市町村防災担当部署等へ直接メールにて伝達するホットメールの仕組みを構築している。

１０　防災対策ＤＸ

風水害が激甚化する中、避難行動に繋がる水防災情報をより分かりやすく・迅速に・きめ細かに都民へ発信するため、河川監視カメラの設置拡大とともに、リアリティのある水防災情報の提供に向けて、令和２年度より水防災情報の発信強化やICT、AI等を活用した水門操作支援の検討を開始した。

令和２年度は、令和元年東日本台風で溢水した河川を中心に、新たに13か所で河川監視カメラの設置・公開をした。また、情報発信ルートの強化に向け、河川監視カメラによる取得データ・画像を多面的に活用していく取組の一つとして、昨年の９月より放送事業者への映像提供を試行的に開始した。

令和３年度は、これまで公開してきた38か所のカメラ映像に加え、新たに40か所を追加で公開していく予定である。さらに、設置・公開されたカメラ映像は、これまでの静止画に加えて、YouTubeを活用し動画の配信を６月から開始した。

ICT、AI等を活用した水門操作支援の検討については、都民の生命財産を守るため、水門開閉操作時の的確・迅速な判断を支援することを目的に、取組を進めている。

令和２年度においては、水位等の観測値を学習用データとしてAIモデルを構築し、水位変動予測の基礎検討を行った。

令和３年度では、誤差要因を分析し、予測精度の向上を図るほか、水位等の観測値をリアルタイムで取り込んだ試験運用などの詳細検討を行っている。

第３・13表　令和２年　都の水防活動と降雨量の一覧表

通算	水防本部設置日	種　別	23区東	23区西	多摩北	多摩西	多摩南	伊豆北	伊豆南	小笠原	水防態勢	時間最大雨量		総雨量	
第１回	4月13日	集中豪雨	●	●				●			警戒配備態勢	今井	18 ㎜	保谷庁舎	30 ㎜
第２回	4月18日	集中豪雨	○	●	●	○	●	○			警戒配備態勢	片倉	29 ㎜	片倉	110 ㎜
第３回	6月 6日	集中豪雨		○	●	○	●				警戒配備態勢	下川戸橋	69 ㎜	中里	77 ㎜
第４回	7月22日	集中豪雨	○	●	○	○	○				警戒配備態勢	内川	30 ㎜	内川	45 ㎜
第５回	7月22日	集中豪雨		●	●	○	○				警戒配備態勢	鷺宮	63 ㎜	鷺宮	68 ㎜
第６回	8月12日	集中豪雨	○	●	●	○	●				警戒配備態勢	滝山	57 ㎜	滝山	74 ㎜
第７回	8月13日	集中豪雨	○	●	○		○				警戒配備態勢	赤塚土木	61 ㎜	赤塚土木	66 ㎜
第８回	8月23日	集中豪雨	○	●							警戒配備態勢	上目黒	64 ㎜	上目黒	64 ㎜
第９回	9月 5日	集中豪雨		○	○	●	●				警戒配備態勢	数馬	72 ㎜	数馬	246 ㎜
第10回	9月 7日	集中豪雨※									警戒配備態勢	蓬莱橋	32 ㎜	蓬莱橋	41 ㎜

注：・●は大雨・洪水警報、○は大雨・洪水注意報
※境川の神奈川県区間に水防警報が発令されたことによる水防本部設置
・令和２年台風第14号通過時の水防態勢は、島しょ部のみでの気象警報だったため、連絡態勢（10月８日から12日まで）。

第14　そ　の　他

河川部計画課・管理課

１　河川整備計画

豊かでうるおいのある質の高い都民生活や、良好な環境を求める住民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成９年の河川法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、地域の意見等も反映した計画制度（河川整備基本方針・河川整備計画の策定）が取り入れられた。

計画への住民意見を反映させるため、関係機関での閲覧・意見箱設置、ホームページでの意見募集のほか、流域連絡会に情報提供し、意見を聴取している。

平成11年度より順次河川整備計画等の策定を進め、令和３年８月現在で29圏域中26圏域（96河川）について策定が完了している。

２　流域連絡会の開催

都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して、地域に活きた親しめる川づくりを進めるため、流域の住民や市民団体、区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行う場として流域連絡会を開催している。

意見交換の主な内容は、以下のとおりである。

①　河川に係る計画・工事・管理等

②　河川環境と歴史・文化

③　流域自治体の行政のうち河川に係るもの

現在、江東内部河川、平井川、野川など13の流域連絡会を設置している。

３　水上バス「東京水辺ライン」の運航

都民に水辺に広く親しむ機会を提供するため、建設局が所有する３隻の船舶を用いて(公財)東京都公園協会が隅田川、荒川、臨海部を中心に水上バス「東京水辺ライン」を運航している。

水上バスは発災時には防災船として医療物資や緊急物資、帰宅困難者の輸送等の役割を担うことになるため、定期的に防災訓練を実施するなど都民の安全・安心の確保に努めつつ、観光スポットでもある両国や浅草、葛西臨海公園をはじめとした防災船着場等を結んで運航しており、気軽に水辺に親しめる交通手段として定着し、多くの方々に利用されている。

４　都民との協働・連携による維持管理

個々の河川の特徴に応じたきめ細かい維持管理を行うため、都民との協働・連携を進めている。

例として、柳瀬川の金山調節池で行政と市民ボランティアが協働して維持管理を実施している「金山調節池ワークショップ」、隅田川で沿川の町会や学校と連携してテラスの花壇整備や清掃活動を実施している「花守さん事業」等がある。

５　普及活動（河川愛護月間関連行事）

河川愛護月間は、身近な自然環境である河川への市民の関心の高まりに応えるため、良好な河川環境の保全・再生などの推進や、国民の河川愛護意識の醸成を目的とし、昭和49年に、国土交通省（旧建設省）が広報活動の一環として制定したものである。

都では、東京の川への親しみや愛着を持っていただくため、河川愛護月間の７月を中心に、川を歩こう、施設見学会、河川の清掃活動等、パネル展示、かわフェスタ、フォトコンテスト、シンポジウム等の各種行事を例年実施している。

６　河川水辺の国勢調査

適正な河川環境の整備及び管理を推進するため、定期的・継続的・統一的な河川環境に関する基礎情報を収集することを目的とした調査を、東京都では平成７年度より行っている。

令和３年度には、隅田川外32河川で河川環境基図作成調査、多摩川外12河川で魚類調査、鶴見川外２河川で河川環境基図作成調査を実施する。

【MEMO】

第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(104)
第２　都市公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(106)
第３　動物園・水族園・・・・・・・・・・・・・・・・・　(114)
第４　植物園等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(117)
第５　文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(117)
第６　霊園事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(119)
第７　道路緑化・街路樹の充実・・・・・・・　(123)
第８　都市緑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(125)
第９　緑の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(126)
第10　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(127)

公園・霊園

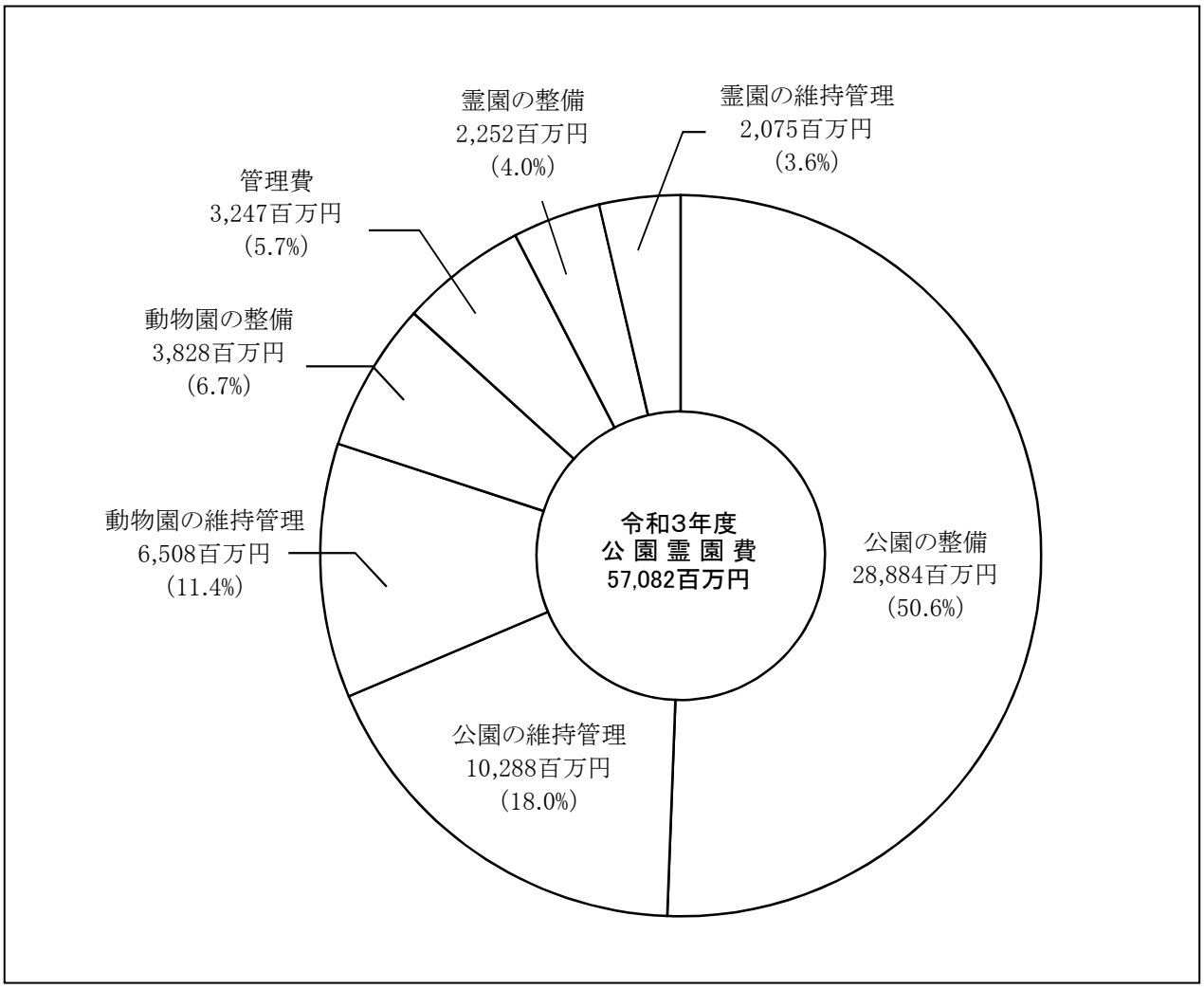

第４・１図　東京都立公園・庭園　配置図（R3．６．１　現在）　※番号は開園順

［公園］

① 上野恩賜公園
② 芝公園
③ 日比谷公園
④ 井の頭恩賜公園
⑥ 台場公園
⑦ 横網町公園
⑧ 猿江恩賜公園
⑩ 狭山公園
⑪ 蘆花恒春園
⑯ 小金井公園
⑰ 戸山公園
⑲ 砧公園
⑳ 城北中央公園
㉑ 神代植物公園
㉒ 多摩動物公園
㉓ 石神井公園
㉔ 善福寺公園
㉕ 善福寺川緑地
㉖ 和田堀公園
㉗ 武蔵野公園
㉘ 明治公園
㉙ 駒沢オリンピック公園
㉚ 水元公園
㉛ 東綾瀬公園
㉜ 浮間公園
㉝ 篠崎公園
㉞ 代々木公園
㉟ 陵南公園
㊱ 青山公園
㊲ 浅間山公園
㊳ 潮風公園
㊴ 赤塚公園
㊵ 祖師谷公園
㊶ 夢の島公園
㊸ 東大和公園
㊹ 狭山・境緑道
㊺ 亀戸中央公園
㊻ 野川公園
㊼ 平山城址公園
㊽ 長沼公園
㊾ 大神山公園
㊿ 舎人公園
(51) 玉川上水緑道
(52) 光が丘公園
(53) 桜ヶ丘公園
(54) 中川公園
(55) 東白鬚公園
(56) 小宮公園
(57) 滝山公園
(58) 東大和南公園
(59) 東村山中央公園
(60) 野山北・六道山公園
(61) 秋留台公園
(62) 林試の森公園
(63) 葛西臨海公園
(64) 武蔵野中央公園
(65) 大泉中央公園
(66) 小山田緑地
(67) 八国山緑地
(68) 府中の森公園
(69) 木場公園
(70) 尾久の原公園
(71) 大島小松川公園
(72) 武蔵野の森公園
(74) 宇喜田公園
(75) 武蔵国分寺公園
(76) 小山内裏公園
(77) 汐入公園
(78) 六仙公園
(79) 東京臨海広域防災公園
(80) 大戸緑地
(81) 東伏見公園
(82) 中藤公園
(83) 高井戸公園

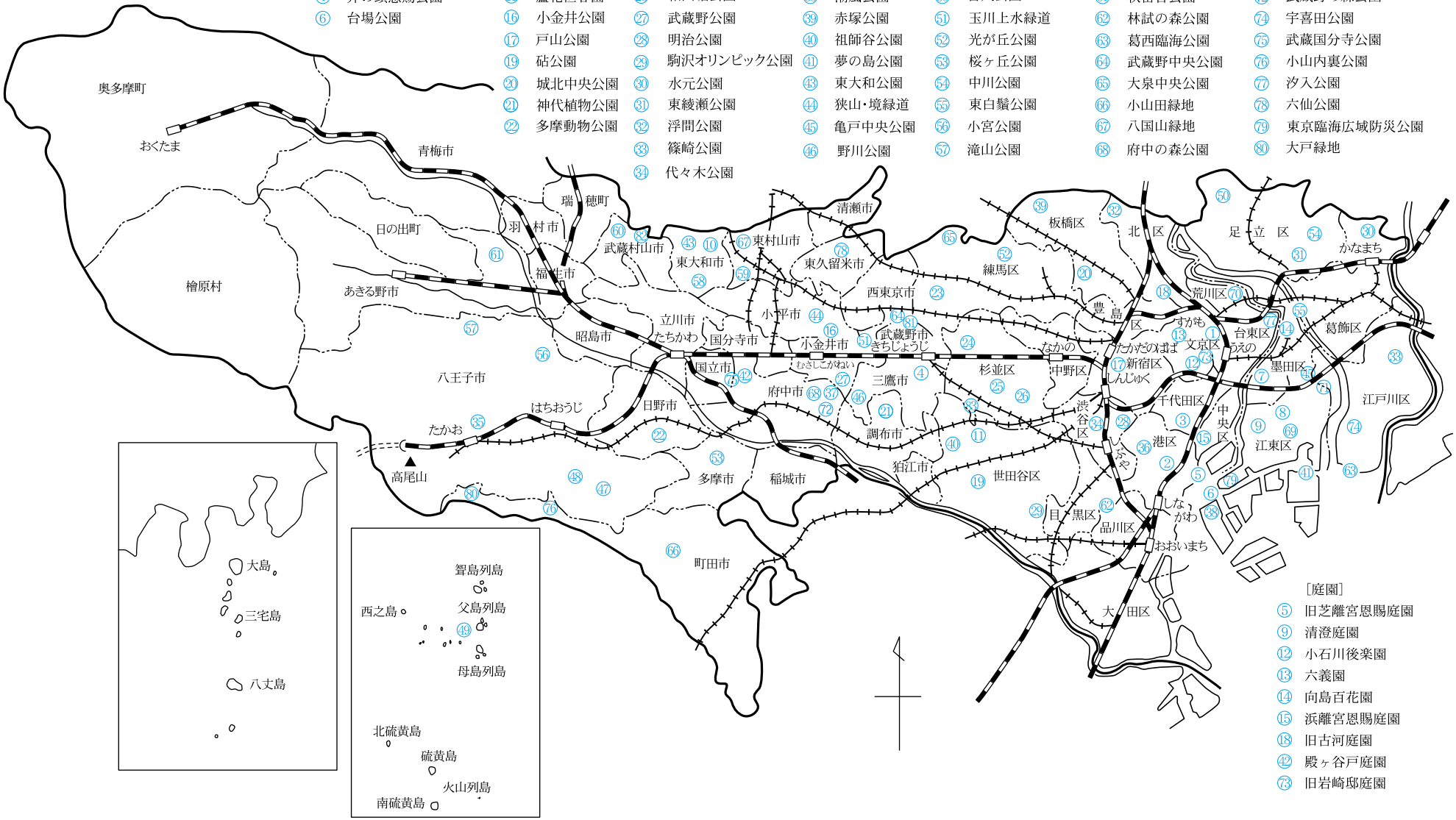

［庭園］

⑤ 旧芝離宮恩賜庭園
⑨ 清澄庭園
⑫ 小石川後楽園
⑬ 六義園
⑭ 向島百花園
⑮ 浜離宮恩賜庭園
⑱ 旧古河庭園
㊷ 殿ヶ谷戸庭園
(73) 旧岩崎邸庭園

第4・2図　防災公園（拠点となる公園）配置図　（R3.6.1現在）

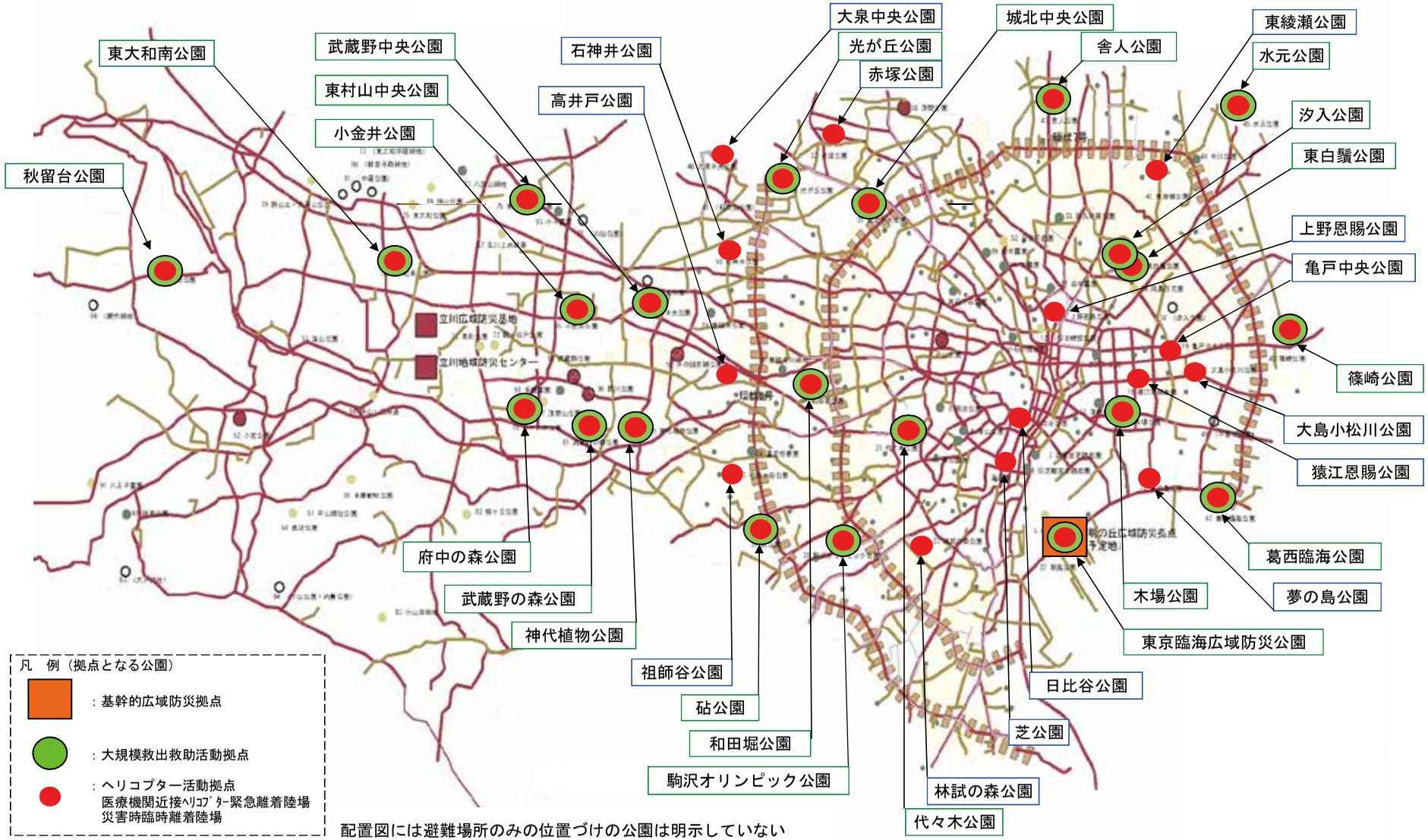

配置図には避難場所のみの位置づけの公園は明示していない

東京都地域防災計画上の位置づけ

第１　あ　ら　ま　し

東京都の公園緑地施策は、環境、文化、産業、まちづくりなど多様な側面を持つ。建設局では、都市公園、地域制緑地（風致地区など）、霊園、街路樹を所管している。都市公園の中には所管事項として、一般的な開放型の公園の他、文化財庭園や、公園施設としての植物園、動物園、水族園、公会堂が、また霊園行政の一環として葬儀所、火葬場が包含される。

これらの公園・緑地は、都民にやすらぎ・レクリエーションの場を提供し、都市に季節感などの潤いや風格を与えるだけでなく、地球温暖化対策や、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息地の保全などによる都市環境の改善に加えて、発災時の救援部隊の活動拠点や避難場所となるなど防災空間の確保による安心・安全な都民生活の実現などに重要な役割を果たし、成熟都市東京にとって必要不可欠な存在である。（**第４・２図**、P103）

１　現在までの取組と課題

(1) 東京の緑の減少と都市公園の果たしてきた役割

欧米の主要都市では、長い歴史の中で緑の多くが公園として豊かに確保されてきており、その景観は都市に風格を与えるとともに、重要な観光資源にもなっている。一方、かつて武家屋敷や寺社などにより、緑あふれる都市であった江戸東京であるが、公園制度が発足する一方で、民有地の緑は減少の一途をたどり、特に、高度経済成長期の人口流入に始まる市街地の拡大に伴い、昭和49年から平成15年までの約30年間で、農地や樹林地を中心に約１万haの緑が失われた。

このように緑が減少する中、これまでに都内全体で8,000haを超える公園が開園し、東京の風格や環境、都民生活へのうるおいに大きく貢献している。

このうち都立公園（都市公園）については、令和３年６月１日現在、2,043.7ha（83公園）となっており、昭和50年当時の658ha（46公園）と比べて約３倍に増加した。また、令和３年４月１日現在の区市町村立公園や国民公園なども含めた東京都全体の公園面積は約8,039ha、一人当たりの公園面積は5.76㎡となっている。（**第４・３図**）

しかし、これらは他都市や諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、身近な自然の減少に加え、近年の地球環境問題の顕在化やヒートアイランド現象の進行、安全・安心なまちづくりの必要性等を背景として、都市公園をはじめとする公園緑地施策の重要性はますます高まっている。失われた緑の再生と風格ある都市づくりに向け、今日的な視点のもと、公園緑地の整備・保全・管理の重要性を強く再認識しながら、都民協働による取組や民間活力等を活かしつつ、公園緑地施策を更に力強く進めていく必要がある。

第４・３図　公園面積の推移

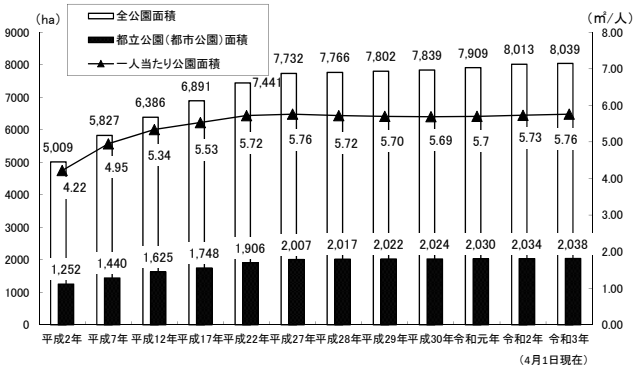

(2) 公園緑地に関する全体計画等について

令和３年３月に策定された「『未来の東京』戦略」では、「水と緑溢れる東京戦略」のなかで、国際競争力を高め、風格ある緑豊かな都市東京を形成するため、高井戸公園や六仙公園等の都立公園の整備を推進し、2030年度までに新規開園130haを実現することを政策目標とした。

また、「都市の機能をさらに高める戦略」として、公園のバリアフリー化や施設更新により誰もが利用しやすい公園づくりを行い、2030年度までに10公園で整備を完了させるほか、民間活力を導入して都立公園のにぎわいを創出するため、2030年度までに10公園で多面的な活用を進めるなど、公園、動植物園、霊園の機能を強化していくこととした。

さらに、「安全・安心なまちづくり戦略」の一環として、震災時における避難者の安全確保や救援部隊の初動活動支援のため、防災計画等に位置づけのある62の都立公園全てで非常用発電設備等の防災関連施設整備により都立公園の防災機能強化を図るとともに、水害時の対応のため、篠崎公園では隣接する市街地とのつながりを考慮して広場の高台化避難動線の確保を図ることとしている。

現在、目標達成に向け、着実な事業の推進に取り組んでいる。

都立霊園については、平成14年12月の東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を受け、平成15年度より青山霊園、平成20年度より谷中霊園において、霊園と公園の共存を目指した霊園再生事業を進めている。また、平成24年５月の答申「染井霊園再生のあり方について」に基づき、染井霊園においても霊園再生事業実施に取り組んでいる。さらに、令和３年３月には、東京都公園審議会から「雑司ケ谷霊園再生のあり方について」答申を受け、再生計画の策定を進めている。郊外の霊園においては、平成20年２月の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申を受け、新たな形式の墓地として樹林墓地、樹木墓地、小型芝生墓地の整備、供給を進めている。

２　パークマネジメントの推進

公園緑地部計画課

(1) パークマネジメントマスタープランの策定

経営的視点・利用者の視点に立ち、より質の高い公園サービスを提供する「パークマネジメント」へ転換すべきという東京都公園審議会答申（平成15年６月）を踏まえて、「パークマネジメントマスタープラン」（平成16年８月）を策定した。

策定から10年経過したため、平成26年度「パークマネジメントマスタープラン」～「世界一の都市・東京」の公園を創るパークマネジメント～として改定を行った。

改定マスタープランでは、全体を継承しつつ、社会状況の変化などを踏まえ、４つの基本理念、10の目標、目標実現のための10のプロジェクトを定めた。（**第４・４図**）

改定後も推進方針として、P（計画）、D（実行）、C（評価）、A（施策の見直し）サイクル（＝マネジメントサイクル）により、より良い公園づくりに向け、継続的な改善や目標の見直しを行うこととしている。

(2) 公園別マネジメントプランの策定

平成16年度のマスタープラン策定を受け、平成18年度には公園別マネジメントプランを策定した。また、平成26年度のマネジメントマスタープランの改定を受け、平成27年に順次、公園別マネジメントプランを改定した。

公園別マネジメントプランでは、マスタープランにおける新たな東京の公園づくりの理念や目標、各公園の基本理念や時代の要請、これまでのマネジメントプランに基づく取組の成果などを踏まえ、10年間を見据えた目標を設定し、その実現に向けた計画・整備・管理に係る基本的な取り組み方針を定めている。

(3) パークマネジメントの推進のための取組

パークマネジメントの推進にあたり、マスタープランでは、計画内容について達成状況の把握、及び利用者による公園の評価に取り組むことを位置付け、プロジェクトの指標を設け目標値の設定を行っている。

令和元年度には、公園ごとに利用者の満足度等を調査し、達成度合いを検証した。

第４・４図　パークマネジメントマスタープランの基本理念とプロジェクト

基本理念	目標の実現に向けたプロジェクト
都市の魅力を高める公園	国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト
高度防災都市を支える公園	防災公園機能強化プロジェクト 都立公園の安全・快適プロジェクト
生命を育む環境を次世代に継承する公園	水と緑の骨格軸形成プロジェクト 都立公園の生物多様性向上プロジェクト 自然とのふれあいプロジェクト
豊かな生活の核となる公園	都立公園の魅力向上プロジェクト パートナーシップ推進プロジェクト

第２　都　　市　　公　　園

１　概　　要

公園は制度上、営造物公園と地域制公園に分けられる。さらに営造物公園は都市公園法に基づき設置･管理される都市公園とその他の公園に分けられる（**第４・５図**）。建設局では、都市公園のうち、おおむね10ha以上の大規模公園や文化財庭園などについて設置･管理し、面積10ha未満の公園などは主に区市町村が設置･管理している。

東京都立公園条例では、１人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上としているが、地価の高さなどから特に市街地における公園用地の確保は難しく、令和３年４月１日現在１人当たりの都市公園面積は4.29㎡、国民公園等のその他公園を含めても１人当たりの公園面積は5.76㎡である。

また、単純な比較はできないが、外国の諸都市と比べても、まだまだ公園が不足しているため、公園・緑地の拡大を進めている。

（**第４・６図**）（**資料第４－（１）**、P.235）（**資料第４－（２）**、P.236）

第４・５図　公園の分類

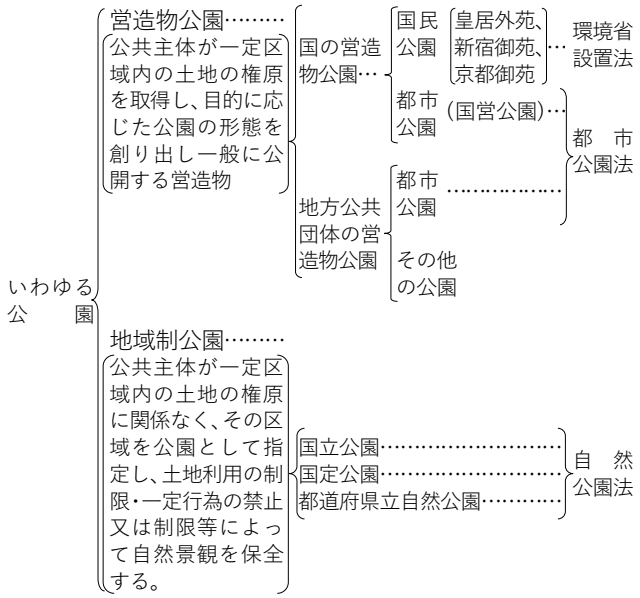

第４・６図　東京都23区の一人当たりの公園面積（R3.4.1現在）

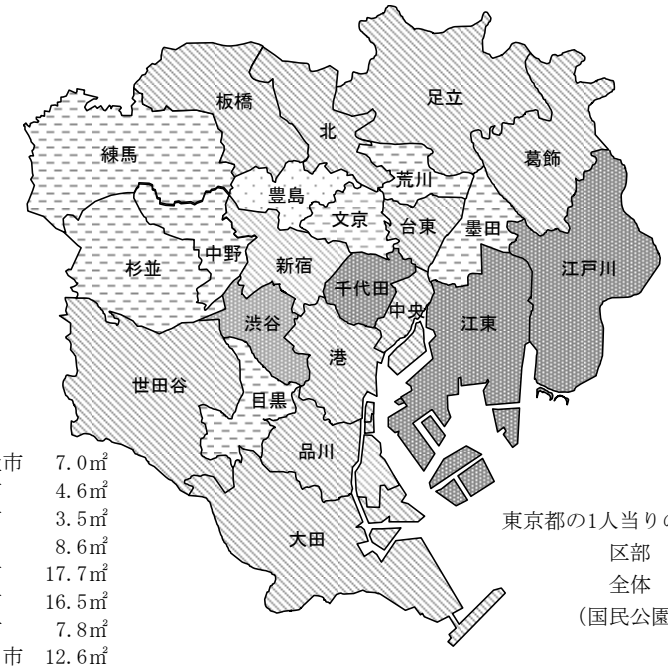

［参考］
都市1人当たりの公園面積
（日本）（R2.3.31）

札幌市	12.7㎡	名古屋市	7.0㎡
仙台市	15.3㎡	京都市	4.6㎡
さいたま市	5.1㎡	大阪市	3.5㎡
千葉市	9.9㎡	堺市	8.6㎡
横浜市	5.0㎡	神戸市	17.7㎡
川崎市	3.8㎡	岡山市	16.5㎡
相模原市	4.9㎡	広島市	7.8㎡
新潟市	10.6㎡	北九州市	12.6㎡
静岡市	6.4㎡	福岡市	8.8㎡
浜松市	8.5㎡	熊本市	9.8㎡

（外国）

ニューヨーク（アメリカ）	18.6㎡
パリ（フランス）	11.6㎡
ベルリン（ドイツ）	27.9㎡
ロンドン（イギリス）	26.9㎡
ウィーン（オーストリア）	21.7㎡
ソウル（韓国）	11.3㎡

（国土交通省調べ）

東京都の1人当りの公園面積（R3.4.1現在）
区部　4.37㎡
全体　5.76㎡
（国民公園等の面積を含む）

1人当り	6㎡以上
〃	3～6㎡未満
〃	1～3㎡未満
〃	1㎡未満

（国民公園等の面積を含む）

２　都市計画公園・緑地の整備状況

令和２年４月現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約11,405haのうち、供用されているのは49％に過ぎず、51％にあたる約5,780haが未供用となっている（**第４・１表**、P.108）。

計画的な事業執行のため平成18年３月に策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」については、平成23年12月と令和２年７月の２回にわたり改定され、令和11年度までに優先的に事業を進める「優先整備区域」を設定し、効果的・効率的な公園整備を進めている。（**第４・２表**、**第４・７図**）

第４・２表
「重点公園・緑地」「優先整備区域」

事業主体	「重点公園・緑地」選定公園緑地数	「優先整備区域」設定面積
東京都	44か所	282ha
特別区	60か所	49ha
市・町	60か所	198ha
全　体	164か所	530ha

第４・７図　公園関係整備費当初予算推移

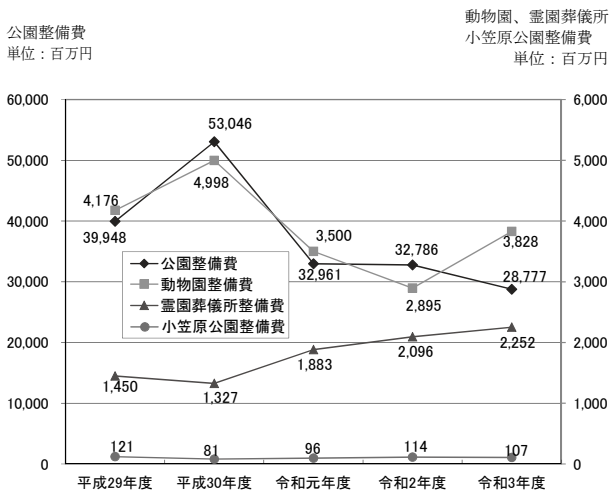

第4・1表　都市計画公園・緑地・広場・墓園総括表（東京都全体）

令和2年4月1日現在

東京都	総人口	1,398.3	万人	(A)

都市計画区域内人口	1,395.4	万人	(A')

種別	計画決定		供用		未供用	当該都市計画に係る都市公園等の面積	供用率	一人当たり面積（総人口）		一人当たり面積（都市計画区域内人口）	
	箇所数	面積（B）	箇所数	面積（C）	面積（B－C）		（C／B）	計画（B／A）	供用（C／A）	計画（B／A'）	供用（C／A'）
	箇所	ha	箇所	ha	ha	ha	%	㎡／人	㎡／人	㎡／人	㎡／人
公園	2,310	5,708.26	2,115	4,091.75	1,616.51	4,483.04	72	4.08	2.93	4.09	2.93
住区基幹公園	2,115	1,299.14	1,940	1,050.82	248.32	1,095.79	81	0.93	0.75	0.93	0.75
街区公園	1,796	466.16	1,661	404.42	61.74	421.36	87	0.33	0.29	0.33	0.29
近隣公園	282	616.13	244	457.71	158.42	480.23	74	0.44	0.33	0.44	0.33
地区公園	37	216.85	35	188.69	28.16	194.19	87	0.16	0.13	0.16	0.14
都市基幹公園	111	2,129.85	104	1,466.17	663.68	1,487.18	69	1.52	1.05	1.53	1.05
総合公園	78	1,705.33	72	1,191.10	514.23	1,207.41	70	1.22	0.85	1.22	0.85
運動公園	33	424.52	32	275.07	149.45	279.77	65	0.30	0.20	0.30	0.20
風致公園	25	417.67	21	219.40	198.27	227.30	53	0.30	0.16	0.30	0.16
特殊公園	47	512.20	38	400.64	111.86	411.52	78	0.37	0.29	0.37	0.29
広域公園	12	1,349.10	12	954.72	394.38	1,261.25	71	0.96	0.68	0.97	0.68
緑地	263	5,242.69	212	1,096.63	4,146.06	1,120.79	21	3.75	0.78	3.76	0.79
公園緑地計	2,573	10,950.95	2,327	5,188.38	5,762.57	5,603.83	47	7.83	3.71	7.85	3.72
広場	1	25.70	1	25.60	0.10	26.42	100	0.02	0.02	0.02	0.02
墓園	9	428.76	9	410.95	17.81	418.43	96	0.31	0.29	0.31	0.29
都市施設計	2,583	11,405.41	2,337	5624.93	5,780.48	6,048.68	49	8.16	4.02	8.17	4.03

３　公園整備事業

公園緑地部公園建設課・計画課

(1) ２つの柱～一般公園造成と既設公園の改修

都立公園の整備事業は、水と緑の骨格軸を形成し緑の拠点となる都市公園の新規造成を実施し開園面積を着実にふやしていく「一般公園造成」と、防災機能の強化充実など社会の要請を踏まえた既開園地の改修を行う「既設公園の整備」を柱として進めている。

このほかに「世界をおもてなし」する文化財庭園の整備などを実施する。

令和３年度の予算額は約288億円（先行取得用地費の後年度負担である用地会計返還金を除く予算額は約276億円）となっている。

(2) 一般公園造成～開園拡大に向けて

①　一般公園造成

新規に公園を整備する「一般公園造成」の令和３年度予算は約191億円（用地会計返還金を除く額は約179億円）である。

このうち、新規開園に直接つながる構築（整備工事）は、高井戸公園や六仙公園など18公園において実施する。

将来の整備・開園につながる用地取得については和田堀公園、城北中央公園、篠崎公園、神代植物公園、東伏見公園、六仙公園など22公園において行う。

②　練馬城址公園の整備

練馬城址公園の整備計画について、令和２年６月に東京都公園審議会に諮問し、令和３年４月に答申を得た。これを受け、令和３年６月に事業認可を取得するとともに、同年７月に土地所有者と施行協定を締結し、既存施設の撤去及び新規整備の設計を進めている。

(3) 既設公園の整備

令和３年度は以下の事項等について約86億円かけて実施する。

①　都立公園の防災機能の強化充実

公園の防災性を更に高めるため、芝公園などで防災公園の整備を進めている。

具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための夜間照明の充実、非常用発電設備やソーラーパネル等による停電時の電源確保など防災公園整備に関わる計画、設計、工事を実施するとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るため、震災時利用計画を作成する。

②　その他の既設公園整備

都立公園の再生の取組として、都立日比谷公園再生整備計画に基づき、令和３年度は基本設計に着手する。

そのほか、老朽化した池の護岸改修やスポーツ施設の改修、サービスセンターの改修、公園橋の改修等を実施する。

(4) 「世界をおもてなし」する庭園の再生

都立庭園の歴史的文化遺産としての価値を高めるとともに、国際観光拠点として一層の活用を図るため、令和３年度は、浜離宮恩賜庭園の石積修復や園地改修工事、旧芝離宮恩賜庭園の園地改修工事など、江戸時代等の名園の保存・修復等の整備を事業費約10億円かけて実施する。

(5) 東京2020大会に向けた取組

東京2020大会開催に向けて、アーチェリー競技施設、カヌー競技施設が令和元年中に完成している。また、競技会場や練習会場等となる都立公園では、アスリートに最高の競技環境を提供するとともに、世界から東京を訪れる観客には安全で快適な場を提供するため、各会場までのアクセス経路のバリアフリー化や多言語対応のサイン整備を令和２年６月までに完了した。

今後は、その他都立公園においても、バリアフリー対策の充実等を図っていく。

４　小笠原公園整備事業

令和３年度は、小笠原諸島振興開発事業として、大神山公園の施設整備（園地整備・急傾斜地整備）を事業費約１億円かけて行う。

５　有料公園および有料施設

公園緑地部公園課

公園には、江戸時代や明治時代に造られ、現在文化財に指定されている庭園や、特別の利用のために造られた動物園や植物公園がある。

庭園は貴重な文化遺産であり、公園として一般に開放するとともにその姿を完全に保存し後世に伝える役割がある。また、動物園や植物公園は、利用者の知識の向上に寄与する設備を設置している。

そのため、利用者は、一般の公園に比べて特別な利益を享受していることから、受益者負担の考えに基づき入場料を徴収している。

このうち、庭園と植物公園については、都民に広く開放するため、昭和47年４月１日に入場料を無料化したが、利用者の増大による維持管理レベルの低下、文化的価値の再認識、自然環境保全の視点の変化などにより、昭和54年４月１日から再度有料化した。

第４・３表　有料公園等の利用状況

	利用者数（人）		入園料収入額（円）	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
浜離宮恩賜庭園	621,366	146,525	138,333,580	32,194,510
旧芝離宮恩賜庭園	135,621	40,412	12,213,280	3,810,650
清澄庭園	245,662	91,193	23,239,950	8,659,690
小石川後楽園	309,248	96,385	64,063,250	19,315,160
六義園	618,746	181,583	117,195,240	33,120,720
向島百花園	110,156	41,077	7,647,800	3,211,900
旧古河庭園	313,876	105,220	30,768,980	10,727,540
旧岩崎邸庭園	152,379	39,901	36,130,960	10,503,760
殿ヶ谷戸庭園	111,662	50,105	7,677,280	4,554,420
小計	2,618,716	792,401	437,270,320	126,098,350
恩賜上野動物園	3,479,990	525,999	1,162,868,665	153,618,340
多摩動物公園	871,022	422,752	235,320,898	130,524,420
葛西臨海水族園	1,268,703	336,135	383,557,624	135,078,850
井の頭自然文化園	780,012	381,250	137,303,019	70,842,370
夢の島熱帯植物館	74,819	36,076	10,223,240	5,840,490
神代植物公園	646,139	310,890	147,380,800	71,308,400
小計	7,120,685	2,013,102	2,076,654,246	567,212,870
計	9,739,401	2,805,503	2,513,924,566	693,311,220

※９庭園については、平成17年度から、利用料金制の導入により、入場料収入額は指定管理者の収入となっている。
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休園した期間があった（p162参照）。

第４・４表　有料施設の利用状況

	箇所数		利用件数		収入額（円）	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
野球場	48面	48面	72,745	48,353	89,744,750	59,772,650
競技場	19面	19面	1,301	944	16,789,600	11,881,275
テニスコート	153面	153面	439,942	278,280	513,700,925	322,931,225
弓道場	3か所	3か所	47,718	24,601	10,396,120	5,277,720
サッカー場	4面	4面	5,764	4,114	13,141,800	9,454,050
集会場	17か所	17か所	3,323	970	16,528,100	4,625,100
陳列場	3か所	3か所	113	36	386,300	126,400
大音楽堂	1か所	1か所	294	88	21,799,840	16,561,990
小音楽堂	1か所	1か所	48	28	480,075	310,800
野外ステージ	4か所	4か所	794	345	9,649,850	6,541,200
公会堂	1か所	1か所	0	0	0	0
計			572,042	357,759	692,617,360	437,482,410

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用中止措置を行った期間があった（p162参照）。

令和元年度・令和２年度の有料公園等の利用状況は、**第４・３表**（P. 110）のとおりである。

有料公園等における入場料は、施設利用者に提供するサービスの対価であることから、その維持管理の経費に充当するため都の収入としている。ただし、庭園においては、平成17年度から経済的なインセンティブにより指定管理者（当時は管理受託者）の自主的な経営努力を促し、施設の利用の向上を図ることを目的とした利用料金制を導入しており、入場料は指定管理者の収入となっている。

また、野球場や競技場などのスポーツ施設や集会場などでも、受益者負担の考えに基づき施設使用料を徴収している。

令和元年度・令和２年度の有料施設の利用状況は、**第４・４表**（P. 110）のとおりであり、この使用料は施設の維持管理のための経費にあてられている。

なお、有料公園等の入場料は小学生未満の者や都内在住・在学の中学生等であれば無料となる。

有料公園等における一層の利用促進及び活性化を図るため、平成15年４月１日から浜離宮恩賜庭園及び神代植物公園、同年７月19日から恩賜上野動物園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園、平成16年７月１日から六義園及び葛西臨海水族園で１年間入場が可能な年間パスポートの試行販売を行い、平成17年度からは、小石川後楽園、旧芝離宮恩賜庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、旧岩崎邸庭園の７庭園、平成18年度には夢の島熱帯植物館を新たに加えて、すべての有料公園等において、年間を通じていつでも購入できる年間パスポートの本格販売を開始した。

現在、コロナ禍における「新しい日常」の定着及びデジタルトランスフォーメーションの推進を目指し、都立公園内各施設におけるキャッシュレス化に取り組んでいる。

令和２年度までに、すべての有料公園等において入場料の支払いにキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード）を導入した。

また、スポーツ施設の使用料についても、令和３年10月にキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード）を導入予定である。

有料公園等のうち、庭園の休園日については12月29日から１月１日まで（ただし、向島百花園は12月29日から１月３日まで。）となっている。

また、動物園・植物公園等の休園日については、12月29日から１月１日まで（ただし、夢の島熱帯植物館は12月29日から１月３日まで。）と毎週月曜日又は水曜日（祝日又は都民の日にあたる場合はその翌日）となっている。

運動施設については、12月31日から１月３日を除き、通年利用が可能となっている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年２月から令和３年６月までの間、有料公園等の臨時休園及び運動施設の利用中止措置を行った期間があった（P. 162参照）。

平成４年９月から野球・テニス等の運動施設について、スポーツ施設予約管理システムによる受付を開始した。これにより、電話、公園管理所にある利用者用端末機、パソコンでの利用申込みが可能となり、遠隔地からの利用がしやすくなったため、各施設とも広域から利用者を集めている。また、平成17年６月からは、携帯電話での受付、平成28年１月からは、スマートフォン版ホームページの公開を開始した。

なお、現在、利用者登録手続のオンライン化やセキュリティの向上などを進めるため、システムの再構築に取り組んでいる。

６　ドッグラン

公園緑地部公園課

ノーリードで犬を自由に遊ばせたいという要望に応えるとともに、犬の放し飼い対策として、ドッグランを設置している。

ドッグラン設置後は飼い主のマナー向上や犬のしつけ教室など、普及啓発の場として活用している。

ドッグランの設置にあたっては、①設置可能な場所②駐車場の確保③ボランティア団体等の協力④近隣住民の理解、を条件としている。

（第４・５表）

第４・５表
ドッグラン施設設置公園及び開設年月

公園名	開設年月	設置規模（㎡）
駒沢オリンピック公園	平14.12	1,200
神代植物公園	平14.12	1,500×2面
小金井公園	平17.6	3,180
舎人公園	平17.6	1,970
城北中央公園	平17.6	2,000
小山内裏公園	平18.6	2,636
代々木公園	平19.4	3,626
蘆花恒春園	平19.5	1,450
水元公園	平19.5	3,500
篠崎公園	平21.4	1,595
木場公園	平21.5	2,040
桜ヶ丘公園	平26.4	2,000

平成14年から、犬を連れた来園者が自由に利用できる広場として管理していたが、平成19年度に厚生労働省からの依頼を受け、ドッグランの利用者は公園管理所で利用登録を行うこととした。毎年更新手続きを行うものとし、令和２年度は12公園で約37,000人が利用登録を行っている。

また、ドッグラン設置公園以外でも犬連れ利用のマナー向上の取組を行っている。

７　上野恩賜公園の再生整備

公園緑地部公園建設課

上野恩賜公園を「文化の森」として再生していくことを目的として、学識経験者や公園内の文化施設管理者等を構成員とする検討会を設置し、検討結果を受けて、平成21年９月に「上野恩賜公園再生基本計画」を策定した。

本計画に基づき、順次再整備を進め、平成24年５月には、「文化の森」の中核となり、多様な文化イベントを開催できる広場として、オープンカフェや新しい噴水を備えた「竹の台広場」が完成した。また、平成28年３月には、袴腰エリアに上野恩賜公園の歴史性を感じられる壁泉を、平成29年５月に不忍池エリアに眺望を楽しめる散策路等を、平成30年３月に恩賜上野動物園の魅力を高める動物園正門前広場を整備した。令和２年12月には、公園口前広場を整備し、上野恩賜公園の再生整備が完了した。

８　多様な生物が生息する都立公園づくり

公園緑地部計画課

市街化が進む東京において、都立公園は生物の主要な生息・生育空間であり、エコロジカルネットワークの中核・拠点でもある。

都立公園31公園を、地域生態系の拠点と位置付け重点的に環境整備を行い、整備後も生物種のモニタリング等を継続することで順応的管理を実現し、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。令和２年度末までに、16公園で保全管理計画を策定し、９公園で整備工事を実施し、７公園でモニタリング調査を実施した。

令和３年度には、４公園で保全利用計画の策定を、２公園で環境整備工事を進める。

また、上記31公園以外の公園でも、神代植物公園多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園全体で多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。

９　都立公園の多面的な活用

公園緑地部計画課・公園課

社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園がポテンシャルを発揮し、新たなニーズに対応していくため、民間のアイディアを取り入れた多面的な活用を推進している。

平成29年５月の東京都公園審議会答申「都立公園の多面的な活用の推進方策について」及び先行

事例である駒沢オリンピック公園での取組を踏まえ、木場公園において事業者を公募、令和２年８月に新たな飲食店をオープンし、都立公園の新たな魅力を創出してきた。また、浮間公園において飲食施設を設置・運営する事業者を公募、令和３年４月に決定した。今後、平成30年度及び令和元年度に実施したマーケットサウンディング調査の結果等を踏まえ、都立公園における多面的な活用の取組を更に推進していく。

また、明治公園及び代々木公園において、民間のノウハウと資金を活かす都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を都としてはじめて活用し、公園の整備・管理運営を行う事業者の公募を令和３年３月に開始した。

１０　都立公園への保育所等の設置

公園緑地部公園課

平成27年度の国家戦略特別区域法改正により、都市公園への保育所等の社会福祉施設の設置が解除され、令和３年４月までに８公園において保育所が開所した。

なお、平成29年６月に都市公園法が改正され、特区認定を受けずに、保育所等の社会福祉施設の設置が可能となった。

引き続き、地元自治体による保育所等の設置に協力していく。

１１　ガイドサービスシステム

公園緑地部計画課

汎用端末を活用した都立庭園・動物園の情報提供を行うため、平成28年度よりスマートフォン及びスマートデバイス用ガイドサービスシステムの稼働を開始した。浜離宮恩賜庭園、六義園、恩賜上野動物園及び葛西臨海水族園にて運用しており、都立公園散策アプリ「Tokyo Parks Navi」をダウンロードすることで、園内ガイドスポット等の情報を得ることができる。システムは多言語対応しており、訪日外国人も利用可能である。

１２　日比谷公園再生整備

公園緑地部計画課

日比谷公園では平成29年10月より外部有識者を交えた日比谷公園グランドデザイン検討会で検討を進め、平成30年12月に日比谷公園の将来像とそれを実現するための方向性を示す『日比谷公園グランドデザイン～５つの提言～』を公表した。本提言をふまえ、令和元年10月に東京都公園審議会に都立日比谷公園再生整備計画について諮問し、専門部会を設置して検討を進め、令和３年３月に答申を得て、再生整備計画を策定した。これを受け、今年度より基本設計に着手する。

第３　動物園・水族園

公園緑地部計画課

１　概　　要

動物園・水族園は、憩いや安らぎの場を提供するだけでなく、多様な野生動物の行動や生態、生息環境を伝え、その保全に取り組む必要性を認識する場でもある。

東京都は平成23年９月に都立動物園・水族園の目指す姿とそれを実現するための取組の方向を示す「都立動物園マスタープラン」を公表。このプランに基づき、野生動物の保全に貢献し、人々と野生動物の架け橋となり、賑わいを創出するための様々な取組を行ってきた。同マスタープランが、令和２年度に計画期間が終了することから、社会環境の変化や新たな課題に適切に対応し、持続可能な社会の実現を目指す方向性と取組を示すため、令和２年11月に「第２次都立動物園マスタープラン」を新たに策定した。（計画期間：令和３年度から令和12年度まで）

平成18年４月から、都立動物園・水族園では指定管理者制度を導入し、動物園の管理運営を、（公財）東京動物園協会へ委ねており、平成28年度からは第２期目の指定管理期間が始まっている。

(1) 恩賜上野動物園

恩賜上野動物園は明治15年３月、農商務省所管の博物館付属施設として、日本で最初の動物園として開園した。同19年宮内省所管となり、大正13年に皇太子殿下（後の昭和天皇）のご成婚を記念して、東京市に下賜された。現在の敷地面積は約14ha、飼育動物は約330種約2,900点（令和３年５月31日現在）を数える。恩賜上野動物園は都立動物園であると同時に、日本を代表する動物園としての役割も果たしてきた。

希少野生動物の保護繁殖では、令和２年10月31日に開園以来初のアジアゾウの繁殖に成功し、令和２年12月より一般公開を開始している。また、令和３年３月にはジャイアントパンダの交尾行動を確認し、令和３年６月には仔２頭の出産があった。

国の特別天然記念物であるライチョウについて、環境省の保護増殖事業に協力し、平成27年６月から乗鞍岳に生息する野生個体の卵を飼育下に導入し、孵化、育雛に取り組み、平成30年３月には一般公開も開始した。さらに、令和元年度から開始された中央アルプス駒ヶ岳におけるライチョウ保護増殖事業の一環として、令和２年度は飼育下で得られた卵を中央アルプスに生息する野生個体に抱卵・孵化させ、野生個体数の回復を目指す取組を行った。令和３年７月には、日本で初めて人工授精による飼育下繁殖に成功した。

令和元年11月より、老朽化のためモノレールの運行を休止し、シャトルバスを導入している。

令和２年２月には東園無料休憩所がリニューアルされ、９月には西園に新たなジャイアントパンダ舎として、パンダのふるさとである四川省の風景をイメージした「パンダのもり」を公開した。

(2) 多摩動物公園

戦後、恩賜上野動物園に次ぐ第二の動物園構想がもちあがり、昭和33年５月に多摩動物公園が開園した。当初約28haだった敷地面積は、現在は約60haに拡張している。

多摩動物公園は「無柵放養式展示」を日本で最初に大規模に取り入れた。昭和39年にオープンしたライオン園「ライオンバス」は、世界に先駆けて完成したサファリ形式展示として高い人気を誇り、平成26年には運行50周年を迎え、累計乗車数2,000万人を達成した。飼育動物は、哺乳類から昆虫類まで含め約300種約18,000点（令和３年５月31日現在）を数える。

令和２年度の希少野生動物の保護繁殖では、チーター、キリン、オランウータン、レッサーパンダ等、様々な種において繁殖に成功した。平成28年６月から、オーストラリア タスマニア州の「セイブ・ザ・タスマニアデビル・プログラム」に参加し、タスマニアデビルのアジアで唯一の展示を行っている。

令和３年７月には、平成28年より改修工事のため展示休止していたライオン園が再整備され、一般公開され、「ライオンバス」も新たに運行再開している。また、新アジアゾウ舎は、令和３年８月より観覧通路の利用を開始している。

(3) 井の頭自然文化園

昭和17年５月、井の頭自然文化園は、武蔵野の緑豊かな井の頭恩賜公園内に開設された。敷地面積は約11.6haあり、園内は動物の飼育展示施設のほか、資料館、彫刻園などが併設されており、多様な教育の場を提供している。長い間園の人気者であったアジアゾウの「はな子」は国内のアジアゾウ最年長記録を更新したが、平成28年５月26日に69歳で死亡した。展示は日本産の動物を中心と

し、飼育動物は約170種約3,200点（令和３年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、環境省の保護増殖事業に協力して、特別天然記念物ツシマヤマネコの繁殖を目指し取組を続けており、令和元年11月には新たに２頭のツシマヤマネコを受け入れた。さらに、令和２年４月には、「種の保存法」に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているアマミトゲネズミの飼育を新たに開始した。

園内の「いきもの広場」では、さまざまな野生の生き物が集まりやすい環境を整備し、子どもたちに、身近な生き物を観察し、体験できる機会を提供している。彫刻園では定期的に企画展を開催し、保有文化資料の積極的な活用を行っている。

(4) 葛西臨海水族園

葛西臨海水族園は、恩賜上野動物園の開園100周年記念事業として計画され、平成元年10月、葛西臨海公園内に開園した。楽しみながら海の自然への認識、水族についての科学的認識が養われる「海と人間の交流」の場を基本理念として、世界初のマグロ類の群泳展示を行うほか、世界各地の多様な水生生物を展示しており、飼育動物は魚類・鳥類など約930種約28,000点（令和３年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、オウサマペンギン、メンダコの孵化など、多くの生物について繁殖に成功している。公益社団法人日本動物園水族館協会は、初めて繁殖に成功した園館に「繁殖賞」を授与しており、葛西臨海水族園は、国内の水族館で最も多く受賞している。令和元年７月に孵化したウィーディシードラゴンの育成に成功したことで、令和３年３月に「初繁殖認定証（従来の繁殖賞の後継制度）」を授与された。

平成27年度には移動水族館車事業を開始し、特別支援学校や福祉施設等を訪問し、障害や病気などのため来園が難しい方々に水族園の生き物と触れ合う機会を提供している。

また、開園から30年以上が経過し、社会状況の変化や施設の老朽化が著しいことから、これからも多くの方々に親しまれる都立水族園として持続的に発展していくためのあり方について、専門的見地から検討するため、「葛西臨海水族園のあり方検討会」が設置された。平成30年10月に検討会から報告書が示され、これに基づき、平成31年１月に「葛西臨海水族園の更新に向けた基本構想」を策定した。基本構想では、「海と接する機会を創出し、海と人とのつながりを通して海への理解を深める水族園」とする新たな理念等を定め、その達成に向けて、持続可能性を重視した取組を行う必要があるとした。さらに、基本構想の実現に向け、新たな水族園に求められる施設要件等を専門的見地から検討するため、「葛西臨海水族園事業計画検討会」を設置した。令和２年３月に検討会から報告書が示され、これに基づき、令和２年10月に「葛西臨海水族園の更新に向けた事業計画」を公表した。事業計画においては、新たな水族園の展示のねらいや施設規模のほか、既存施設とは別に建築する建物に水族園機能を移すこと、整備と維持管理にPFI－BTO手法、水族園の根幹業務は指定管理者制度を活用し、両制度を併用することとした。PFI－BTO手法で事業を進めるにあたり、令和３年秋にその指針となる実施方針を公表するなど、契約に向け手続きを順次行っていく。なお、既存施設の利活用については、新施設整備の取組と並行して検討している。

２　野生動物の保全

都立動物園・水族園では希少な野生動物の保護繁殖（生息域外保全）に積極的に取り組み、生息地の保全活動（生息域内保全）にも貢献している。

これまで、平成元年度に策定した「ズーストック計画」に基づき、種の保存のため、対象とする動物50種について、計画的な収集と飼育、繁殖を推進してきた。平成30年10月に、都立動物園・水族園を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第２次ズーストック計画」を策定し、対象種を124種に増やし、種の保存、環境教育の場としての更なる機能強化を図っている。

平成18年４月には、都立動物園・水族園における調査研究機能を強化し、野生動物の保全活動を効果的に進めていくため、（公財）東京動物園協会が多摩動物公園内に野生生物保全センターを設置した。動物園・水族園内における飼育、繁殖による種の保存に加え、外部の研究者や保全活動に取り組む地域の人々などと連携した生息域内保全にも取り組んでいる。

昭和28年に佐渡で保護されたトキを恩賜上野動物園で飼育したことをきっかけに、昭和43年に、恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園の３園でトキ保護実行委員会を組織し、現在まで継続した技術的支援を行っている。平成19年12

月からは、環境省のトキ保護増殖事業に協力し、佐渡トキ保護センターから２ペアを受入れ、繁殖にも取り組み、平成20年以降毎年、佐渡トキ保護センターへ繁殖したトキを搬出している。

絶滅が心配される東京産アカハライモリは、生息域外保全だけでなく、生息地において、繁殖に必要な水辺環境の整備やモニタリング調査などの、生息域内保全も展開し、繁殖地の環境維持に貢献している。また、地元小学校等との連携プログラムを実施するなどの教育普及活動にも取り組んでいる。

小笠原諸島の固有種の生息域外保全を目的として、アカガシラカラスバトの飼育に平成13年から、カタマイマイ、アナカタマイマイの飼育に平成30年から取り組んでいる。いずれの種も繁殖に成功し、生息域外保全活動に貢献している。

また、希少種の保護増殖を目的とした「種の保存法」に基づく「希少種保全動植物園等」の認定を令和２年度に葛西臨海水族園と井の頭自然文化園が環境省より受けている。(恩賜上野動物園、多摩動物公園は申請中)

３　教育普及事業の充実

都立動物園・水族園は、多様な野生動物の生態や生息地の環境を伝え、来園者の興味や関心を呼び起こし、野生動物の保全活動の理解者と担い手を育むことを目指している。

動物園における小動物とのふれあいや水族園でのタッチプールなど、広く一般に向けたものから、講演会やフィールドプログラムなど専門性の高いものまで、幅広い教育プログラムを来園者に提供してきた。学校団体向けのプログラムや学校関係者向けのセミナーも開催するなど、学校教育との連携にも力を入れている。

また、都民等との協働事業の充実、環境への配慮の取組なども進めている。

４園の連携のさらなる強化と、教育機能の充実を目的に、（公財）東京動物園協会は平成31年４月に教育普及センターを設置した。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため休園が続いたが、学習の場を継続的に維持するため、オンラインでのコンテンツ展開や各種プログラムの開催など、より進化した普及活動を進めている。

また、都立動物園・水族園発行の普及啓発書籍等を電子書籍化し、デジタルライブラリーとしてホームページ上に公開し、情報発信を強化した。

４　都立動物園・水族園の魅力向上

都立動物園・水族園４園の魅力向上と活性化を図り、より多くの方に来園を呼びかけるため、平成22年度から「Visit Zooキャンペーン（現Visit Zoo事業）」を展開している。季節を意識したイベントや様々なメディアを活用した広告宣伝等、観光資源としての動物園・水族園の活性化を図っていく。

各園の令和２年度における魅力向上に向けた取組として、各園ともオンラインを活用したイベントを多数実施した。恩賜上野動物園は世界ゾウの日記念イベントにおいて飼育員目線でみたゾウの動画を公開し、葛西臨海水族園では開園記念イベントをYouTubeライブで配信するなど、新たな魅力創出を図った。また、新たな環境学習の方法として、高画質のVR（バーチャルリアリティ）映像による園内バーチャルツアーや、生き物について楽しく学べる動画から構成されたウェブコンテンツ「東京Zoovie Maps & Tours」を公開した。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止の取組として、令和２年６月から恩賜上野動物園と葛西臨海水族園で、令和３年６月からは多摩動物公園と井の頭自然文化園でも事前予約システムを導入し、園内の混雑緩和を図っている。７月には上記予約システムに、入場券をオンラインで購入できる決済機能を追加し、入園に際してのキャッシュレス化、ペーパーレス化、タッチレス化を図った。また、令和３年６月から恩賜上野動物園では、５ＧとAIカメラを活用した混雑マップの提供を開始し、混雑が予想されるエリアを確認できるようにした。

インバウンド対応としては、サービススタッフの英会話講習会や、外国人来園者対応のため、タブレット端末による通訳サービス導入を行った。さらに恩賜上野動物園では、訪日外国人対応として、「Tokyo Zoo Welcome Center」を設置し、常に英語・中国語による案内が可能になった。

平成24年度から、障害をもつ子どもたちとその家族を休園日や閉園後の動物園・水族園に招待する「ドリームナイト（デイ）・アット・ザ・ズー＆アクアリウム」を開催している。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、オンラインで動物動画や解説、クイズ等を実施した。

第４　植物園等

公園緑地部計画課

植物園は、植物を楽しみながら学べる場であるとともに、展示植物の調査・研究、希少種の保護などの種の保存、自然の仕組みや人との係わり等の教育・普及を行っている。

(1) 神代植物公園

神代植物公園は、武蔵野の面影を残す調布市深大寺元町に昭和36年10月開園（神代緑地としては昭和32年４月に開園）した面積約49万㎡の植物公園である。園内には約4,800種10万本の植物が集められており、景色を楽しみながら植物に関する知識を得られるよう配慮されている。

また、新型コロナの影響により閉園が続く中、新たな試みとして、パソコンやスマホを利用してオンライン上で神代植物園のバラをバーチャルで体験できる「オンラインばら園」を開始した。空中映像でバラ園の全体を確認できるほか、通路においては３６０°バラが観察でき、バラ園の区画品種毎に配置されているアイコンマークをクリックすると、該当品種の解説と画像が表示されるものである。

令和３年６月末には世界最大の花として知られるショクダイオオコンニャクが令和元年度に続き開花した。ショクダイオオコンニャクは開花させるのが非常に難しく、栽培技術の確立が図られた。

ツバキやハナショウブ及びサクラソウなど江戸園芸品種の保存継承や、企画展などによる江戸園芸文化の普及啓発にも力を入れている。特にサクラソウは、江戸時代に作出された品種を含む、現在知られている約300品種のうち、293品種を収集・保全し、ほぼ完全なコレクションとなっている。平成30年６月には「神代植物公園サクラソウ品種コレクション」として、公的植物園では初めて、日本植物園協会が「野生種、栽培種に関わらず、日本で栽培されている文化財、遺伝子資源として貴重な植物を守り後世に伝えていく」ことを目的に認定制度を創設したナショナルコレクションに認定された。

平成27年には、チリ国立ビーニャ・デル・マル植物園との間で技術協力に関する協定を締結し、植物の交換、知識や技術の交流により、両植物園の友好関係を推進している。令和３年度には、神代植物公園からチリ国立ビーニャ・デル・マル植物園へサクラの種子とハナショウブの根について検疫の手続を行い、手続完了後、輸出に取り掛かるものとしている。

都内絶滅危惧植物の保全拠点、植物多様性保全に関する普及拠点として平成24年に開設した植物多様性センターでは、絶滅危惧植物の生育調査や無菌培養などによる保護増殖に取組んでいる。

植物多様性センターには、植物の魅力を紹介する「武蔵野ゾーン」、「奥多摩ゾーン」、「伊豆諸島ゾーン」の３つの見本園が整備されており、東京都の多様な植物環境を間近に観察できるようにしている。

(2) 夢の島熱帯植物館

都民が楽しみながら熱帯・亜熱帯の植物に親しみ、学ぶ場所として、昭和63年11月夢の島公園内に開館した。

隣接する清掃工場の廃熱を利用した大温室は、面積約1,500㎡、最高28メートルの高さを持ち、３つのドーム毎に、「木生シダと水辺の植物」「ヤシと人里の植物」「オウギバショウと小笠原の植物」の景観に分けられており、約1,000種類の植物を展示している。企画展示室等では、熱帯の植物に関する知識・情報を提供し、イベントホール及び前庭の芝生広場では季節ごとに変わる展示、イベントなどを行っている。

築32年を経過した大温室の大規模改修に先立ち映像ホールや企画展示室（旧情報ギャラリー）及びイベントホールの改修工事を行った。

また、新型コロナの影響により閉園が続く中、新たな試みとして、夢の島バーチャル植物館を立ち上げた。自宅に居ながら、パソコンやスマホを利用してオンライン上で３Dビュー+バーチャル映像で実際に館内を歩くように植物を３６０°自由に観察し楽しむことができるものである。

第５　文化財の保護

公園緑地部管理課・公園建設課

建設局所管の公園や霊園の中には、**第４・６表**（P.118）の文化財の一覧のとおり、文化財保護法や東京都文化財保護条例に基づく特別史跡や特別名勝、史跡、名勝、旧跡等に指定されている多くの文化財がある。

このうち、浜離宮恩賜庭園をはじめとする都立庭園は、いずれも我が国を代表する名園であり、東京の風格ある街並みの形成に寄与するとともに、江戸の伝統文化を伝える東京の観光資源にも

なっている。維持管理を通じて培われた庭園技術の継承を図りながら、保存・復元に取り組んでおり、平成16年度から有識者の監修のもと「保存管理計画」を策定し、修復等を行っている。平成28年度には社会情勢の変化や文化庁の施策等を踏まえ、既定計画を改定し、「保存活用計画（共通編）」「保存活用計画（旧浜離宮庭園）」として策定した。平成29年度には小石川後楽園、平成30年度には旧芝離宮庭園、六義園、令和元年度には旧古河庭園の「保存活用計画」を策定した。引き続き庭園の「保存活用計画」の策定に取り組んでいる。

国の特別史跡・特別名勝に指定されている小石川後楽園では、平成30年度から唐門の復元工事に着手し、令和２年11月に復元工事を完了した。

また、特別名勝・特別史跡の浜離宮恩賜庭園では、大泉水周りの「茶屋群」など建物等の復元・修復を平成22年度から進め、松の御茶屋、燕の御茶屋、鷹の御茶屋の復元工事を平成29年度までに完了した。平成30年度からは外周石積修復等の工事を実施している。

また、各庭園では、多言語のパンフレットや庭園解説掲示等により、文化財の理解促進を図っている。

第４・６表　建設局所管の公園霊園内文化財一覧表

種目		文化財名称	指定年月日	公園名	管理者
国指定文化財	重要文化財	旧寛永寺五重塔	明治44年４月17日	上野恩賜公園（動物園）	東京都
	重要文化財	旧岩崎家住宅	昭和36年12月28日	旧岩崎邸庭園	東京都
	特別史跡・特別名勝	小石川後楽園	昭和27年３月29日	小石川後楽園	東京都
	特別名勝・特別史跡	旧浜離宮庭園	昭和27年11月22日	浜離宮恩賜庭園	東京都
	特別名勝	六義園	昭和28年３月31日	六義園	東京都
	名勝及び史跡	向島百花園	昭和53年10月13日	向島百花園	東京都
	名勝	旧芝離宮庭園	昭和54年６月25日	旧芝離宮恩賜庭園	東京都
	名勝	旧古河氏庭園	平成18年１月26日	旧古河庭園	東京都
	史跡	品川台場（第三、第六）	大正15年10月20日	台場公園	東京都
	史跡	滝山城跡	昭和26年６月９日	滝山公園	東京都
	史跡	玉川上水	平成15年８月27日	玉川上水緑道	東京都
	天然記念物	三宝寺池沼沢植物群落	昭和10年12月24日	石神井公園	東京都
	史跡	深大寺城跡	平成19年７月26日	神代植物公園	東京都
	名勝	殿ヶ谷戸庭園（随宜園）	平成23年９月21日	殿ヶ谷戸庭園	東京都
都指定文化財	名勝	清澄庭園	昭和54年３月31日	清澄庭園	東京都
	史跡	徳冨蘆花旧宅	昭和61年３月10日	蘆花恒春園	東京都
	史跡	茂呂遺跡	昭和44年３月27日	城北中央公園	東京都
	史跡	芝丸山古墳	昭和54年３月31日	芝公園ほか	東京都、民有地
	史跡	大宮遺跡	昭和54年３月31日	和田掘公園	東京都
	史跡	井の頭池遺跡群	昭和54年３月31日	井の頭恩賜公園	国、東京都、大盛寺
	史跡	小花作助の墓	平成２年３月22日	谷中霊園	個人
	史跡	天王寺五重塔跡	昭和54年３月31日	谷中霊園	東京都
	史跡	石神井城跡	平成23年６月９日	石神井公園	東京都
	旧跡	大久保利通墓	昭和15年２月	青山霊園	個人
	旧跡	菊池容齋墓	昭和18年12月	谷中霊園	個人
	旧跡	大原重徳墓	昭和15年２月	谷中霊園	個人
	旧跡	ラファエル・ケーベルの墓	昭和29年11月３日	雑司ケ谷霊園	個人
	旧跡	徳丸ケ原	大正９年３月	赤塚公園	
	旧跡	井の頭池（神田上水水源地）	大正14年５月	井の頭恩賜公園	東京都
	有形文化財	木造四方四面仏坐像	昭和39年11月21日	東京国立博物館（寄託中）	東京都
	有形文化財	旧日比谷公園事務所（東京都公園資料館）	平成２年３月22日	日比谷公園	東京都
	天然記念物	水元のオニバス	昭和59年３月22日	水元公園	東京都

※文化財名称は、都市公園名と一致しない場合がある。

第６　霊　　園　　事　　業

公園緑地部公園課

東京都は、昭和18年、都制施行にあたり東京市の霊園事業を引き継ぎ現在に至っている。

都立霊園は、現在８か所（青山、谷中、雑司ケ谷、染井、八柱、八王子、多磨、小平）あり、総面積約 416万㎡、使用者は約29万５千人で、約139万体が埋葬されている。

区部の青山、谷中、雑司ケ谷、染井の４霊園は、いずれも明治７年開設という長い歴史を有している。区部霊園では、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、平成16年度から再整備の取組を行っている。

東京都が経営する霊園及び葬儀所の現況は、**第４・７表**のとおりである。

２　霊　　園

(1) 墓所供給の流れ

東京都の霊園は、使用者を公募により募集している。昭和62年度に八王子霊園の新規貸付を終了して以降は、八柱、八王子、多磨、小平の郊外４霊園において返還墓所の再貸付を行っている。都民の墓所需要は高く、また、墓所に関する意識も多様化しており、返還や無縁墓所の整理にとどまらず、新形式墓地の整備や施設変更制度の導入等により、安定的な墓所供給に取り組んでいる。また、青山、谷中、雑司ケ谷、染井の区部４霊園においては、平成14年度の東京都公園審議会答申を受け、霊園再生を進めるために、順次墓所の再貸付を行っている。

(2) 課題解決への取組

東京都では、都市への人口集中、核家族化、老年人口の増加等による墓地需要の逼迫に対処するため、昭和61年６月、知事の諮問機関として「東京都霊園問題調査会」が設置された。この調査会は、①墓地行政と公営墓地の制度・経営のあり方、②今後の墓地計画のあり方等について検討し、昭和63年３月に答申を得た。この答申を受けて、昭和63年８月、建設局長の諮問機関として「東京都新霊園等構想委員会」を設置した。この委員会においては、①整備計画基本方針、②新形式墓地・納骨堂、③既存霊園の活用等について検討し、平成２年４月に答申を得た。この答申を受けて供給したのが、壁型埋蔵施設及び長期収蔵施設である。

さらに、霊園行政を取り巻く新たな課題を解決するため、平成６年３月、知事の諮問機関として「東京都霊園管理問題等検討委員会」が設置された。この委員会においては、①都立霊園の役割、②都立霊園、葬儀所等の適正な使用料及び管理料、③既存霊園の整備及び活用などについて検討し、平成９年３月に答申を得た。

この答申を受け、単身者や子どものいない夫婦でも将来不安なく利用でき、生前にも申し込むことができる新しい形式の合葬埋蔵施設を八柱、多磨、小平の３霊園に整備した。

第４・７表　都立霊園・葬儀所の現況

（令和３年４月１日現在）

区分		開設	総面積	使用者数
霊園	青山	明７年	263,564㎡	15,001人
	雑司ケ谷	明７年	106,110㎡	13,060人
	谷中	明７年	102,537㎡	7,434人
	染井	明７年	67,911㎡	3,946人
	多磨	大12年	1,280,237㎡	76,028人（うち、みたま堂 5,466人）
	八柱	昭10年	1,046,468㎡	84,691人
	小平	昭23年	653,545㎡	61,026人
	八王子	昭46年	644,305㎡	33,942人
計			4,164,677㎡	295,178人

区分		開設	面積	保管可能数
多磨霊園みたま堂 長期収蔵施設		平５年	3,518㎡	21,840体
雑司ケ谷崇祖堂 短期収蔵施設		昭13年	1,958㎡	15,644体
一時収蔵施設	多磨霊園みたま堂	平５年	596㎡	7,500体
	八柱霊園納骨堂	昭12年	187㎡	2,843体
	雑司ケ谷崇祖堂	昭13年	229㎡	2,880体
葬儀所	区分	開設	敷地面積	建物面積
	青山	令和３年４月から休止中		
	瑞江	昭13年	37,572㎡	4,325㎡

(3) 区部霊園再生の動き

区部４霊園については、将来の公園化を目指し、青山、谷中霊園は昭和35年８月以降、雑司ケ谷、染井霊園は昭和37年６月以降、空き墓所の再貸付を停止してきた。返還や無縁墓所の整理によって約15,000㎡の空き墓所が確保できたが、全面公園化は極めて長期間を要する事業であり、平成14年５月東京都公園審議会に「区部霊園の管理について」諮問をし、平成14年12月に答申を受けた。

答申では、区部霊園を130年の歴史に育まれた自然資源、歴史的人文資源、都民共有の財産ととらえ、都はこれらを活用し、広く都民が利用できるような「霊園」と「公園」が共存する空間として再生すべきと提言された。さらにリーディングプロジェクトとして青山霊園を取り上げ、将来像を実現するための方策として、墓所移転や返還促進、財源確保のための墓所貸付などが提案された。これを受け、平成15年度から青山霊園の再貸付を開始するとともに、平成16年度から本格的に再生事業に着手し、墓所の移転、立体埋蔵施設や広場等の整備を進めている。

立体埋蔵施設は、一般墓所の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の利点を併せ持った新しい形式の墓所で、再生事業に伴う墓所移転先として使用するほか、新規貸付も行った。

また、平成17年５月には、東京都公園審議会から「谷中霊園再生のあり方について」答申を受け、平成19年度に再貸付を開始し、平成20年度から再生事業に着手した。

染井霊園においては、平成24年５月に、東京都公園審議会から「染井霊園再生のあり方について」答申を受け「さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生のテーマとし、平成29年度から再生事業を開始し、令和元年度より一般埋蔵施設の再貸付を開始し、令和３年度より立体埋蔵施設の新規貸付を開始した。

雑司ケ谷霊園においては、令和３年３月に、東京都公園審議会から「雑司ケ谷霊園再生のあり方について」答申を受け「地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する」を再生のテーマとし、再生計画の策定を進めている。

(4) 新たな墓所供給と管理の推進

都は、東京都公園審議会の答申を受けて様々な施策を推進してきたが、都民の墓所需要は依然として高く、墓所のあり方への要望が多様化するなど霊園行政をめぐる環境は更に変化してきている。そこで、都民の墓地に対する多様な需要に応えるべく、平成19年３月、「都立霊園における新たな墓地の供給と管理について」東京都公園審議会に諮問を行った。

平成20年２月の答申では、墓所の供給については、都民の墓所需要に応えるため、当面、集合墓地の供給を中心に取り組んでいくことや、死後は安らかに自然に還りたいという思いに応えられる新たな墓所である樹林墓地や樹木墓地の供給、統一した景観や植栽にも配慮した小区画墓地の供給などが提言された。また、墓所の管理については、無縁墓所の整理をより一層促進するとともに、合葬式墓地において、柔軟な募集枠の設定を行うことなどが提言された。

これを受け、無縁墓所の整理や自主返還により生じた空き区画を再貸付することにより、一般墓所の貸付数を増加させている。また、小平霊園において、平成24年度から令和２年度に樹林型合葬埋蔵施設の貸付を行い、平成26年度から樹木型合葬埋蔵施設の貸付を行っている。さらに、平成26年度から平成30年度に小区画墓地として小型芝生埋蔵施設の貸付を行った。多磨霊園においては、令和３年度から樹林型合葬埋蔵施設の新規募集を開始した。

霊園の使用状況及び公募状況は、**第４・８表**、**第４・９表**(P. 121)、**第４・10表**(P. 121)のとおりである。

第４・８表　都立霊園の使用状況（短期収蔵施設・一時収蔵施設を除く）

（各年度４月１日現在）

区分＼年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
使用者数（人）	263,563	266,491	267,439	270,080	272,739	275,904	277,819	281,149	283,956	285,632	287,445
使用可能埋蔵施設面積（㎡）	1,785,891	1,785,667	1,785,285	1,784,417	1,785,435	1,784,446	1,784,196	1,784,089	1,783,827	1,783,498	1,778,076
埋葬者数（体）	1,218,659	1,242,074	1,256,502	1,269,883	1,284,876	1,299,908	1,315,145	1,345,496	1,346,896	1,362,484	1,376,328

※　使用可能埋蔵施設面積は、長期収蔵施設・合葬式墓地・立体式墓地を含まない

第４・９表　霊園使用者の募集受付状況

（合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設を除く）

（単位：箇所、件）

区分	一般埋蔵施設																	
	多磨霊園			八柱霊園			小平霊園			青山霊園			谷中霊園			染井霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
H28	380	1,093	2.9	300	1,739	5.8	70	487	7.0	50	652	13.0	60	795	13.3	－	－	－
H29	390	871	2.2	310	1,627	5.2	77	474	6.2	50	728	14.6	60	774	12.9	－	－	－
H30	380	739	1.9	310	1,390	4.5	70	444	6.3	50	714	14.3	60	760	12.7	－	－	－
R元	402	622	1.5	335	1,153	3.4	80	492	6.2	50	720	14.4	60	605	10.1	30	230	7.7
R2	374	555	1.5	333	969	2.9	85	463	5.4	54	701	13.0	67	551	8.2	36	286	7.9

区分	立体埋蔵施設			長期収蔵施設		
	谷中霊園			多磨霊園・みたま堂		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
H28	110	665	6.0	30	968	32.3
H29	80	633	7.9	40	1,119	28.0
H30	70	544	7.8	40	1,046	26.2
R元	－	－	－	35	1,052	30.1
R2	－	－	－	40	1,009	25.2

区分	芝生埋蔵施設												小型芝生埋蔵施設		
	多磨霊園			八柱霊園			小平霊園			八王子霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
H28	9	38	4.2	20	179	9.0	20	49	2.5	80	362	4.5	100	451	4.5
H29	10	32	3.2	20	179	9.0	20	81	4.1	90	358	4.0	100	414	4.1
H30	10	38	3.8	20	184	9.2	20	65	3.3	90	333	3.7	100	397	4.0
R元	－	－	－	20	209	10.5	30	112	3.7	90	311	3.5	－	－	－
R2	－	－	－	24	203	8.5	17	95	5.6	95	295	3.1	－	－	－

第４・10表　合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設使用者の募集受付状況

（単位：体数）

区分	合葬埋蔵施設						樹林型合葬埋蔵施設			樹木型合葬埋蔵施設		
	八柱霊園			小平霊園			小平霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
H28	2,000	2,142	1.1	200	4,828	24.1	1,600	16,034	10	300	521	1.7
H29	2,000	1,843	0.9	200	4,806	24	1,600	14,969	9.4	300	521	1.7
H30	1,400	1,547	1.1	800	6,546	8.2	1,600	12,640	7.9	300	458	1.5
R元	2,000	1,689	0.8	800	7,861	9.8	719	11,302	15.7	400	478	1.2
R2	2,000	1,376	0.7	800	8,012	10.0	719	10,337	14.4	400	449	1.1

３　納　骨　堂

都立の納骨堂には、雑司ケ谷霊園崇祖堂、八柱霊園納骨堂、多磨霊園みたま堂がある。

墓所や納骨堂を探している方のための一時収蔵施設（使用期間１年、更新可）は、この３か所のいずれの納骨堂にも設置しており、30～50％程度の利用状況である。

また、雑司ケ谷霊園崇祖堂には、昭和13年建設の短期収蔵施設がある。この施設では、遺骨を５年間預かり、更新することもでき、約97％の利用状況である。

多磨霊園みたま堂は、墓所として長期間使用するための長期収蔵施設（２・４・６体用、使用期間30年、更新可）であり、約98%の利用状況である。また、一時収蔵施設も併設されている。この施設は、墓地の立体化、集約化を図るために建設され、平成５年度から供給を開始、一時貸付休止を挟み、平成19年度から貸付を再開した。

（文中の利用状況は令和3年4月1日現在）

４　葬　儀　所

都立の葬儀所は、青山葬儀所と、火葬施設としての瑞江葬儀所の２か所がある。

青山葬儀所は、格式ある大規模斎場として都民に親しまれ、主として会葬者が多い葬儀等に利用されていた。昭和49年の建設から45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、令和３年４月１日から施設の使用を休止している。現在、新たな施設のあり方を検討している。

瑞江葬儀所は、昭和13年、東京市における唯一の公営火葬場として開設して以来、清潔な施設と低廉な料金で、都民の利用に応えてきた。令和２年度の火葬件数は、約6,900件であった。

現在の施設は、昭和48年に改築工事を行い、昭和49年に工事竣工、昭和50年２月より操業を開始した。その際、燃料を重油から都市ガスに切り替えたほか、周辺地域が宅地化したことから、公害を防止し環境に配慮した施設とした。また、昭和57年度から順次火葬炉を更新し、昭和61年度に全て完了した。加えて、近年は、平成11年にお別れホール、平成15年に控室を改修するなど、施設の維持更新に努めている。火葬炉設備の老朽化等に伴い、施設の建替えを行うため、設計を進めている。

平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、震災犠牲者の火葬を受け入れた。

また、令和２年３月からは新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を受け入れ、令和２年度の火葬件数は425件となった。

多磨霊園みたま堂

青山葬儀所（令和３年４月から休止中）

瑞江葬儀所

第７　道路緑化・街路樹の充実

公園緑地部計画課

１　概　　要

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全、安全で円滑な交通への寄与など様々な役割がある。

これらの道路の緑の役割が最大限に発揮できるよう、都民との協働や国・区市町村との連携を図りながら、道路緑化の推進に努めていく。

２　グリーンロード・ネットワークの形成・充実

平成19年６月、「緑の東京10年プロジェクト基本方針」が公表された。本方針では、緑あふれる東京の再生を目指し、新設道路での植栽に加え、既存道路での街路樹間への植栽等による「街路樹の充実」事業により平成27年度末までに街路樹を約48万本（平成17年度末）から倍の100万本に増やし、緑の拠点などをつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を掲げた。また、平成23年12月の「2020年の東京」に基づき、「グリーンロード・ネットワークの充実」に向け、新たな植栽を行うとともに、植栽された街路樹や既存の緑を含め管理・育成の充実を図り、緑豊かな街路樹を実感できる「魅せる街路樹」づくりを行ってきた（**第４・８図**）。これらの取組により、平成27年度末には、都内街路樹100万本を達成したところである。今後とも、美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して行っていく。

第４・８図　街路樹の充実　実施箇所図

外堀通り（赤坂見附）
中木：トキワマンサク

立川昭島線
中木：ホウキモモ

外堀通り（四谷）
中木：トキワマンサク

３　東京2020大会に向けた取組と今後の取組

「『未来の東京』戦略ビジョン」では、夏の暑い日差しを遮る木陰を確保するため、樹冠を大きく仕立てる計画的な剪定など、都道の街路樹の適切な維持管理を実施することを掲げており、東京2020大会期間中、観覧者や競技者を夏の暑さから守る取組が求められた。

そこで、東京2020大会までに、大会競技場周辺を中心に、街路樹の計画的な緑陰の拡大と、植樹帯の再整備等に向けた取組を進めてきた。緑陰拡大に向けては、街路樹の現況や、歩車道幅員、周辺の土地利用状況など、各路線の環境特性を把握し、拡大が必要な箇所の抽出を行った。その上で、抽出した箇所の樹種ごとに維持管理計画書の作成を行い、本計画書に則った計画的な剪定を進めている。併せて平成30年度からは剪定水準の確保・向上に向け、入札参加者の技術力も評価した上で落札者を決定する契約方法を試行導入した。今後は、大会関連路線以外の路線も含めて計画的な剪定による緑陰の拡大に取組んでいく。

４　街路樹の防災機能強化（大径木再生大作戦）

道路の樹木の安全性を高めるため、計画的に街路樹大径木の再生を行っている。近年の震災や台風等による経験を踏まえ、街路樹の倒木等により、災害時に緊急車両や物資輸送車両の通行を妨げることの無いよう、平成24年度から防災上重要な都道38路線において、幹回り90㎝以上に大径木化した街路樹を対象として、集中的に樹勢回復や更新を行い令和２年度に完了した。

今後は、台風等の強風の影響による倒木事例の多い路線を対象に街路樹防災診断を実施し、更新等を行っていく。

根株の腐朽による倒木の状況
（H23年 新宿副都心５号線 ケヤキ）

５　道路緑化の現況

東京の街路樹は、明治６年、銀座に近代的街路樹が誕生して以来140年余の歴史がある。

令和３年４月現在、東京都内には街路樹約101万本、歩道植樹帯や中央分離帯など道路に付属した緑地約480万㎡がある。

このうち東京都は、街路樹の約64％にあたる約65万本、道路緑地では約48％にあたる約231万㎡の維持管理を行っている。（**第４・９図**）
（**資料第４－（４）**、P. 238）

第４・９図　都道街路樹の管理規模の推移

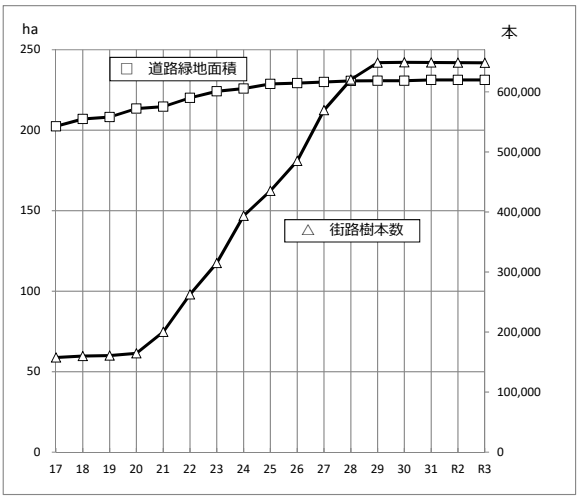

６　街路樹の維持管理

植栽されている街路樹等のみどりの役割を最大限発揮するため、限られた空間で生育している街路樹等は、歩道条件や沿道土地利用を考慮しつつ、植物の生育サイクルに合わせ、適切な時期に継続的な剪定や刈込などの維持管理を行う必要がある。

そのため、道路内の緑地については年間を通した切れ目のない維持管理作業（刈込、除草、清掃など）を実施している。街路樹については、道路条件を考慮した剪定を目指し、限られた空間で最大限の効果を発揮できるよう、剪定を行っている。

また、街路樹の健康を定期的に診断する「街路樹診断」を計画的に実施し、突然の倒木などを未然に防ぐように努めている。診断は平成10年度に作成した街路樹診断マニュアルに基づいて実施してきたが、最新の診断手法に対応するため、適時、改訂しており、直近では令和３年度に改訂を実施した。

第８　都　市　緑　化

公園緑地部計画課

１　概　　要

都市緑化は、都市に安らぎと潤いを与え、ヒートアイランド現象の緩和や温暖化対策など、快適な都市環境を創るうえで重要である。都民やNPO、企業などの協力が不可欠であり、連携しながら緑化の推進に努めていく。

２　苗木の育成

明治以来の歴史を持つ都苗圃は、これまで道路・公園緑化のための苗木を大量に供給してきた。現在は、公共用緑化樹木市場の成熟や新規整備における使用数量の減少等を踏まえ、貴重種、希少種、特殊樹木、大径木、東京産苗木等市場性の低い植物材料の育成栽培を中心とした運営を行っている。（第４・11表）無電柱化工事などに伴い支障となる街路樹について、一時的な預かりも行っている。（第４・12表）

第４・11表　苗木栽培状況（令和３年６月１日現在）

苗圃名	所在地	栽培区域面積（㎡）	供給可能数（本株）
水元	葛飾区水元公園	25,785	1,054
武蔵野	府中市多磨町	38,120	3,665
小宮	八王子市暁町	3,695	67
合　　計		67,600	4,786

第４・12表　一時預かり樹木状況

（令和３年６月１日現在）

事務所名	本数
第一建設事務所	5
第二建設事務所	0
第三建設事務所	75
第四建設事務所	25
第五建設事務所	95
第六建設事務所	285
北多摩南部建設事務所	13
北多摩北部建設事務所	0
南多摩西部建設事務所	0
南多摩東部建設事務所	0
西多摩建設事務所	44
合計	542

３　都民との協働

令和３年３月現在、都立の公園、庭園、動物園、霊園では、清掃、花壇づくり、自然環境の保全、普及啓発活動、解説ガイド、イベント活動など73箇所、220団体、8,655人が活動をしている。

都民が、公園の維持管理等に参加することにより、公園への愛着が増すとともに、NPO等の持つ専門性や地域性などを活かすことにより、多様な都民ニーズに対し効果的に対応することが可能となる。今後も引き続き都民との協働を推進していく。

４　東京都都市緑化基金

緑豊かで潤いのある街づくりを進めるためには、公共施設の緑化を推進するとともに、市街地の半分以上の面積を占める民有地の緑化を積極的に進める必要がある。

このため、昭和60年７月、東京都からの出捐金と企業などからの寄付により、（公財）東京都公園協会内に、都市緑化の推進を目的とする「東京都都市緑化基金」が設立され、同協会により運営されている。

基金は、広く都民や民間企業等からの募金活動や都からの出資金を原資とし、（令和３年３月末現在）基金積立額28億6,697万円に達し、その運用で得られた利子などの利金を活用し、民間の緑化事業への助成や都市緑化推進団体への活動支援などが行われ、東京の緑を増やす「緑化助成事業」を実施している。

第９　緑　の　保　全

公園緑地部公園課

１　風　致　地　区

風致地区とは、都市の自然的景観を維持することを目的として、都市計画法に基づき指定される地域地区である。東京都が指定する風致地区は11特別区９市の地域にわたり27か所3,569.82haで、その内訳は第一種風致地区７か所684.44ha、第二種風致地区25か所2,885.38haとなっている。（**第４・13表**）

風致地区内においては、東京都及び各区市の風致地区条例により、建築物の新・改・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為を対象として規制を行っている。

なお、平成12年４月１日に施行された特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、一定規模を超える建築物新築等の大規模な行為に関するものを除き、許可事務等を特別区が処理することとなった。（根拠法規：都市計画法、東京都風致地区条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

また、第二次一括法整備等政令により、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が平成24年４月１日に改正され、平成26年４月１日に、２以上の区市にまたがる風致地区については、行為の制限に係る許可権限、２以上の区市にまたがらない風致地区については、行為の規制に係る条例の制定権限及び行為の制限に係る許可権限を区市へ移譲した。

第４・13表　東京都風致地区一覧表

（令和３年４月１日現在）

名称	指定面積合計	指定年月日	第一種風致地区	第二種風致地区	住所	内容
	ha		ha	ha		
明治神宮内外苑付近	274.00	大15. 9.14	69.80	204.20	新宿区、渋谷区、港区	神宮参道
洗足	26.40	昭 5.10.27		26.40	大田区	洗足池、桜山
善福寺	29.20	〃		29.20	杉並区	善福寺池、井草八幡
石神井	96.70	〃		96.70	練馬区	石神井公園、三宝寺池
江戸川	323.30	〃		323.30	葛飾区	水元緑地、山王台公園
多摩川	1,182.60	昭 8. 1.24	9.50	1,173.10	大田区、世田谷区	公園、浄水場、六郷用水
和田堀	151.30	〃		151.30	杉並区	公園、大宮八幡
大泉	359.60	〃		359.60	練馬区	八坂神社、稲荷山
芝	47.70	昭26.12.17		47.70	港区	公園、愛宕山、東照宮
弁慶橋	31.00	〃		31.00	千代田区、港区、新宿区	外濠、清水谷公園
市ヶ谷	27.00	〃		27.00	千代田区、新宿区	外濠公園
お茶の水	12.20	〃		12.20	千代田区、文京区	外濠公園、湯島聖堂
上野	102.00	〃		102.00	台東区	公園、東照宮、寛永寺
関口台	11.00	昭46.12. 1		11.00	文京区	新江戸川公園、椿山荘
多摩陵	36.10	昭 5. 4.10		36.10	八王子市	多摩陵参道、古戦場
五日市道	11.98	昭36.10. 5		11.98	立川市	武蔵野の野趣
廻田	47.00	〃	15.00	32.00	東大和市	〃
霞丘陵	383.14	〃	383.14		青梅市	丘陵、国宝塩舟観音
小山田	60.00	〃	60.00		町田市	〃、武蔵野の野趣
七国山	125.00	〃	112.00	13.00	町田市	〃、　〃
玉川上水	11.65	〃		11.65	立川市	武蔵野の野趣
玉川上水	16.50	昭37. 7.26		16.50	小金井市、小平市	〃
玉川上水	46.60	〃		46.60	小平市	〃
北山	56.00	〃	35.00	21.00	東村山市	〃　、丘陵
東京道	30.00	〃		30.00	小平市、東久留米市	〃
青梅街道	52.15	〃		52.15	小平市	〃
鈴木道	19.70	〃		19.70	小平市	〃
計　27か所	3,569.82		684.44	2,885.38		

第10　そ　の　他

１　指定管理者制度

公園緑地部管理課

地方自治法改正（平成15年６月改正、同年９月施行）により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。都立公園においても、本制度の導入により、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すこととなった。

平成16年３月、都立公園条例を改正し、同年７月新規開園の都立小山内裏公園に初めて同制度を適用し、民間事業者である日比谷アメニスグループを指定管理者に指定した。

加えて、平成18年４月には、公園、庭園、動物園、霊園、葬儀所等の83施設にも同制度を導入した。導入に当たり、都立公園については、スケールメリットを確保しつつ、施設の特性、地理的条件を考慮してグループ化を行った。

平成20年４月は４公園、平成21年４月は３公園に新たに同制度を導入した。

平成22年４月には、新たに神代植物公園に、同年７月には、新規開園の東京臨海広域防災公園に同制度を導入した。

また平成23年４月には、新規開園の大戸緑地に、平成25年４月には、新規開園の東伏見公園に、平成28年４月には、新規開園の中藤公園に、令和２年６月には、新規開園の高井戸公園に同制度を導入した。なお、工事等のため明治公園及び日比谷公会堂については平成28年度以降、青山葬儀所については令和３年度以降、指定管理者管理から外している。

令和３年８月現在、指定管理者制度を導入している施設は94施設であり、各施設の指定管理者は、**第４・14表**のとおりである。

指定管理者の管理運営については、第三者の視点を含めた評価を実施し、結果を公表している。

第４・14表　公園等指定管理者一覧

施　　設	指定管理者	指定期間	選定方法
都市部の公園・東部グループ(7公園)	アメニス東部地区グループ	H28.4.1～R5.3.31	公募
都市部の公園・南部グループ(6公園1施設)	東京南部パークスグループ	H28.4.1～R5.3.31	公募
都市部の公園・北部グループ(7公園)	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R5.3.31	公募
	※高井戸公園のみR2.2.1から		特命
武蔵野の公園グループ(8公園)	西武・武蔵野パートナーズ	H28.4.1～R5.3.31	公募
多摩部の公園グループ(4公園)	西武・多摩部の公園パートナーズ	H28.4.1～R5.3.31	公募
狭山丘陵グループ(5公園)	西武・狭山丘陵パートナーズ	H28.4.1～R5.3.31	公募
多摩丘陵グループ(5公園)	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R5.3.31	公募
大神山公園	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R5.3.31	公募
夢の島公園・夢の島熱帯植物館	アメニス夢の島グループ	H28.4.1～R5.3.31	特命
防災公園グループ(21公園)	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
文化財庭園グループ(9庭園)	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
神代植物公園	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
潮風公園・台場公園	東京臨海副都心グループ	H28.4.1～R8.3.31	特命
横網町公園	(公財) 東京都慰霊協会	R3.4.1～R8.3.31	特命
東京臨海広域防災公園	西武造園株式会社	R2.2.1～R6.1.31	特命
東京都動物園(3動物園、1水族園)	(公財) 東京動物園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
	※葛西臨海水族園のみR5.3.31まで		
東京都霊園(8霊園)	(公財) 東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
瑞江葬儀所	(公財) 東京都公園協会	H31.4.1～R6.3.31	特命

２　思い出ベンチ

公園緑地部公園建設課

思い出ベンチ事業は、公園施設の充実を図るとともに、公園に親しみを感じていただくため、寄付者のメッセージが入ったベンチを寄付受領する事業である。事業実施の目的は、①新しい公園管理制度の導入、②民間活力の導入、③公園ファンの拡大を図ることである。受領したベンチの設置工事に関しては都が実施している。

平成15年度に日比谷公園と井の頭恩賜公園で募集を開始し、その後、平成17年度からは、対象公園を広げ募集している。現在は、都立公園では代々木公園・芝公園・駒沢オリンピック公園・光が丘公園・水元公園・舎人公園・野川公園・小山内裏公園・桜ヶ丘公園・府中の森公園・東伏見公園などで、都立霊園では八柱霊園・多磨霊園・小平霊園・八王子霊園で、動物園では恩賜上野動物園、多摩動物公園、井の頭自然文化園で募集している。

平成15年度から令和２年度までの間で、41公園７霊園３動物園、合計1,085基の寄付を受けている。

３　都立公園内におけるホームレス対策

公園緑地部公園課

都立公園では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、ホームレスに対する生活支援・就労支援などの福祉施策と連携しながらホームレス対策に取り組んでいる。

特に、平成16年度から19年度にかけて、戸山公園など８公園で実施した「ホームレス地域生活移行支援事業」を通じ、ホームレスの自立を促した結果、都立公園全体のテント数は924（平成16年５月現在）から184（平成20年１月現在）まで大幅に減少した。

その後も、引き続き福祉施策と連携しつつ、巡回監視や退去指導の強化を図るなど、対策に取り組んでいる。なお、現在のテント数は23（令和３年１月現在）となっている。

令和３年度は引き続き、指定管理者に対する指導育成を通じた管理レベルの一層の向上を目指すとともに、区等と連携し、福祉施策を活用しながらホームレスの自立を促し、公園本来の機能を確保していく。

４　都立公園における屋台営業対策

公園緑地部公園課

都立公園ではかつて、屋台営業者が公園の一角に恒常的な出店を行い、公園利用が著しく阻害されるなど、様々な問題が発生していた。

屋台営業の適正化を図るため、平成17年度からは、上野恩賜公園等において、公園管理者、保健所及び警察の共同による指導を実施した。

平成21年度からは、大規模イベントや桜花期等に合わせて取組を強化し、平成24年度を最後に、無許可での出店はなくなった。

また、代々木公園及び明治公園においては、平成19年３月から一定条件の下で屋台営業を認めることとしたが、明治公園では平成26年９月、代々木公園では平成31年２月に営業を終了し、屋台営業を目的とした特例的な占用許可は終了した。

引き続き、巡回等を通じて、無許可による屋台営業の防止に取り組んでいく。

第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(131)
第２　用地取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(132)
第３　用地取得の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・　(137)
第４　補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(137)
第５　土地収用制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(139)
第６　生活再建支援制度・・・・・・・・・・・・・・・　(141)

用　　地

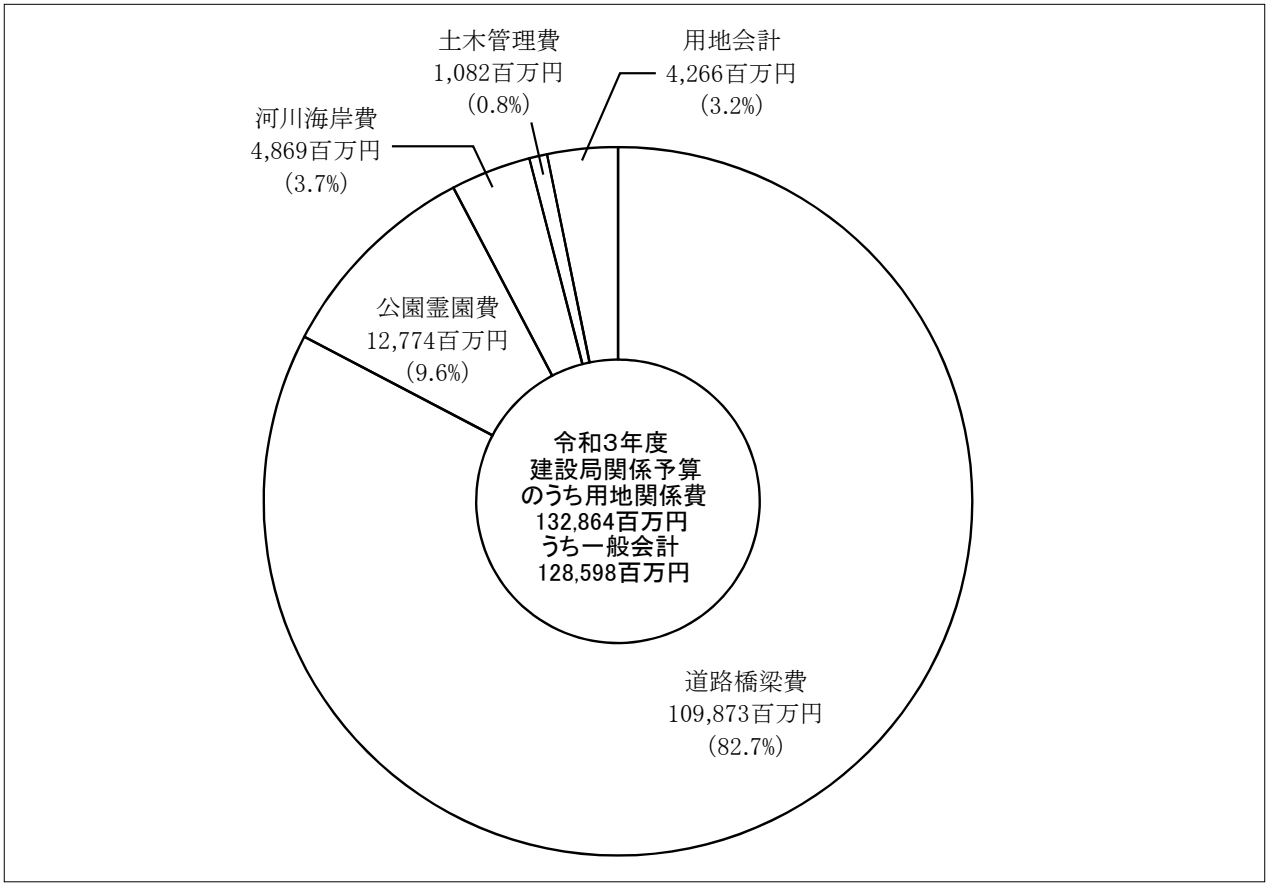

第５・１図　用地取得の流れ

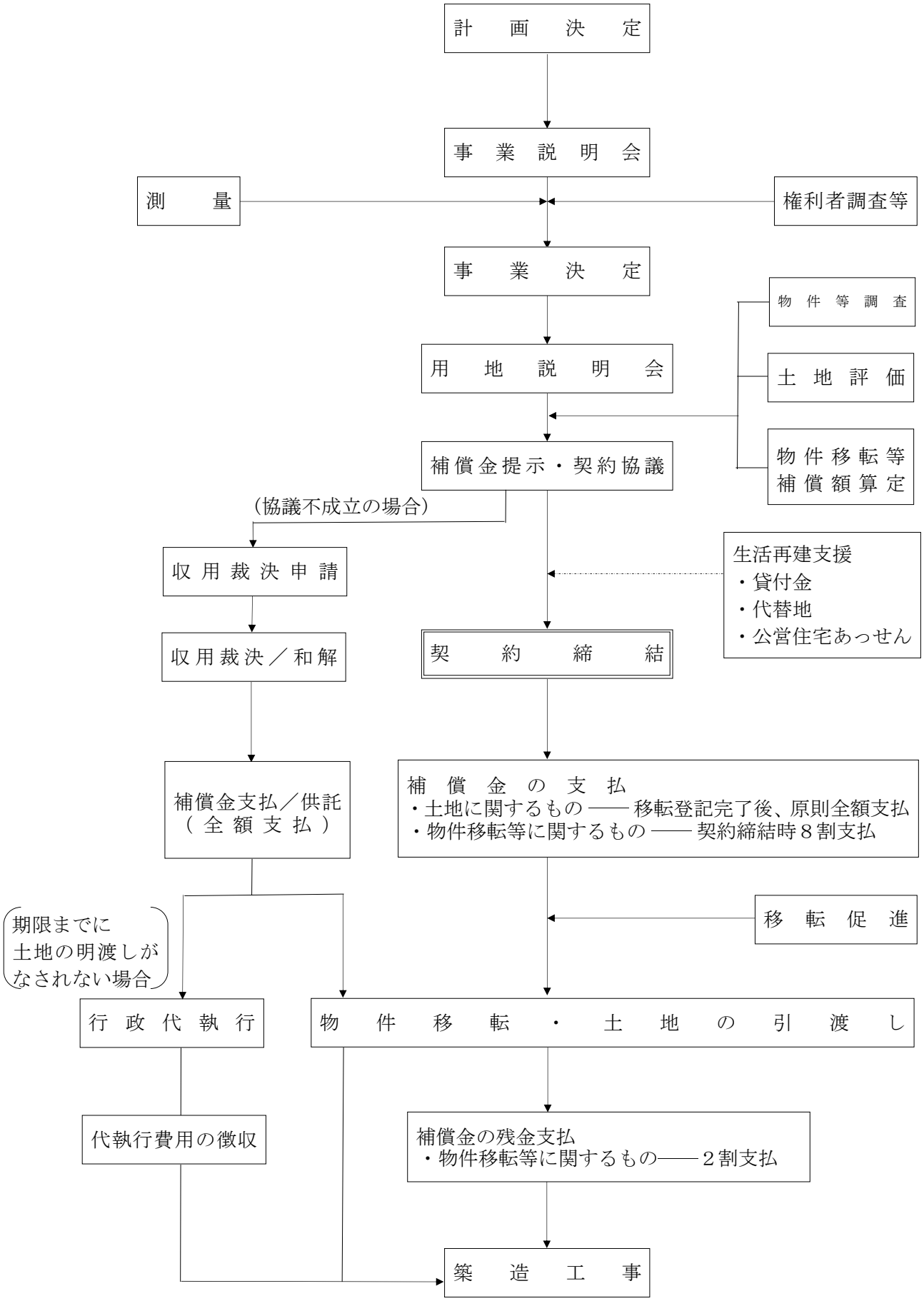

第１　あ　ら　ま　し

１　概　要

快適安全な道路、潤いのある河川、緑豊かな公園などの都市基盤は、人々の暮らしと都市の機能がバランスよく調和し、活力に満ちた東京となるよう、着実に整備していく必要がある。

道路の整備、河川の改修、公園の整備を効果的に進めていくためには、将来を見据えた計画的・重点的な用地の取得を行っていくことが求められる。

このため、東京都の道路ネットワークとして重要な区部の環状道路、多摩地域の南北道路、区部と多摩地域を結ぶ東西方向の道路や、防災や生活環境の向上の観点から、重要性・緊急性の高い河川・公園などの用地取得に、関係権利者の理解と協力を得ながら積極的に取り組んでいる。

また、防災都市づくり推進計画で定められた整備地域を対象に、延焼遮断帯を形成し、「燃え広がらないまち」を実現するために、主要な都市計画道路（特定整備路線）の整備に必要な用地取得を重点的に進めている。

用地取得に当たっての主な課題とその取組状況については、次のとおりである。

２　主な課題

用地取得においては、マンションなどの共有物件の増加、単身高齢者の移転先の確保、土地境界未確定、相続税納税猶予農地の取得や関係権利者からの要求の多様化などの困難な課題に直面している。

また、特定整備路線について、短期間での事業完了が必要なことから、早期の事業用地確保が最大の課題である。特に本路線のある木密地域では、狭小で老朽化した住宅が多く、借地・借家により権利関係が複雑化しているなど課題が多岐にわたり、関係権利者との合意形成を速やかに進めるためには、生活再建に向けた支援を効果的に実施していくことが求められている。

さらに、現場の用地職員については、用地業務経験の浅い職員の実務能力向上など、人材育成が課題である。

３　取組状況

事業を進める上で、必要な用地の確保は不可欠であり、徹底した進行管理と用地取得事務の迅速化、職員のスキルアップを図りながら、効率的・計画的な用地取得を進めている。

また、新規の骨格幹線道路、区分所有マンション及び特定整備路線の用地取得を、（公財）東京都道路整備保全公社に一部委託することで、その人材やノウハウを活用し、事業用地の早期確保を図っている。

平成15年には土地収用適用基準を、「事業認可の告示後６年を経過し、かつ用地取得率が90％を超えたとき」から、「事業認可の告示後５年を経過したとき、又は用地取得率が80％を超えたとき」に改正した。骨格幹線道路などの重要性の高い箇所については、平成15年度からこの基準を適用し、土地収用制度を積極的に活用して、事業の着実な推進を図っている。

さらに、関係権利者の生活再建を支援し、移転の早期実現を図るため、低利・長期の移転資金の貸付、代替地のあっせん、公営住宅への入居あっせんを三本柱にした生活再建支援制度を活用しながら、きめ細かな折衝を行い、事業に対する理解と協力が早期に得られるように努めている。

特に特定整備路線については、民間事業者のノウハウを活用した「相談窓口」の設置や優遇金利による移転資金の貸付などにより、関係権利者のニーズに応じて生活再建をきめ細かく支援している。

また、用地取得の現場では、マンションなど権利者多数、境界争い、相続未了など困難案件も多く、それらを解決するためには、補償に関する広範な知識と高い専門性が求められている。そのため、用地職員は短期間のうちに、プロフェッショナルとしての職務遂行能力を身に付ける必要がある。ベテラン職員が減少するなか、今まで培ってきた用地取得事務のノウハウを維持するために、実務を中心とした研修やOJTなどを行い、総合的な人材育成に努めている。

第２　用地取得状況

用地部用地課

１　令和３年度予算の概要

令和３年度は約1,287億円の予算を計上し、

① 主要事業の計画的・重点的な用地取得

② 事業効果の早期発現に向けた効率的な用地取得

に取り組んでいる。

道路ネットワークとして重要な区部の放射・環状道路、多摩地域の南北・東西道路などの骨格幹線道路や、木密地域における特定整備路線、その他の主要な河川及び公園事業に予算を重点配分するとともに、工事に繋がる用地取得に努め、投資効果の早期発現を目指している。

２　用地取得の実績及び予定

道路･河川･公園の各事業に係る最近の用地取得実績（契約ベース）及び令和３年度の用地取得の予定は、**第５・１表**（P.133）のとおりである。

また、各事業における主要事業箇所の用地取得状況は、**第５・２表**（P.134）、特定整備路線の用地取得状況は、**第５・３表**（P.135）、主な用地取得完了箇所は、**第５・４表**（P.136）のとおりである。

(1) 道路事業

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っており、交通渋滞の解消や防災性の向上、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要である。

用地取得に当たっては、補償金の不満、代替地の要求、相続問題、権利関係の争いなど課題があるが、その課題の早期解決に努め、関係権利者の理解と協力を得られるよう取り組んでいる。

(2) 河川事業

河川事業は、下流から工事を施工する必要があるため、一般的な用地取得の困難性のほか、順次下流から用地を取得していかなければならない制約がある。このため、事前に、問題点を整理し解決に努めることが、より重要である。

着実な用地取得を推進していくために計画・工事部門と一体となって、事業に対する関係権利者の理解と協力が早期に得られるように取り組んでいる。

(3) 公園事業

広い土地を必要とする公園事業にあっては、一般的に関係権利者の一宅地の全てを取得するため、住み慣れた地域を離れ、他の地域へ移転しなければならなくなる。このため、公園整備事業に対する社会的な要望は高いものの、関係権利者から用地取得への理解を得るのに時間を要することがある。

公園用地の取得に当たっては、それぞれの公園の整備の必要性に応じて、計画的・重点的な用地取得に取り組んでいる。

第５・１表　事業別用地取得実績

区分	年度	用地補償		合計（百万円）
		面積（㎡）	規模（棟）	
道路	平成 29	104, 104	820	78, 102
	平成 30	96, 834	722	82, 631
	令和元	94, 213	621	75, 919
	令和２	96, 660	593	88, 897
	令和３	174, 769	1, 695	111, 970
河川	平成 29	99, 498	13	1, 210
	平成 30	55, 098	17	2, 116
	令和元	31, 992	16	1, 641
	令和２	20, 015	6	1, 565
	令和３	70, 347	55	4, 023
公園	平成 29	45, 295	70	6, 304
	平成 30	49, 491	63	22, 579
	令和元	96, 511	59	8, 241
	令和２	84, 045	44	7, 098
	令和３	103, 109	109	12, 691
合計	平成 29	248, 897	903	85, 616
	平成 30	201, 423	802	107, 326
	令和元	222, 716	696	85, 801
	令和２	200, 720	643	97, 560
	令和３	348, 225	1, 859	128, 684

※　令和３年度は当初予算

※　用地部用地課所管分（用地会計返還金、都市開発資金再取得を除く）

第5・2表　主要事業箇所用地取得状況

道路街路事業　（令和3年3月31日時点）

事業箇所			事業区間	延長	事業認可取得	取得率
放射第5号線		久我山	杉並区上高井戸二丁目ほか	1,300m	平成17年12月20日	99%
放射第7号線		大泉	練馬区大泉学園町二丁目ほか	2,000m	平成18年7月24日	98%
放射第25号線		若松	新宿区新宿七丁目ほか	860m	平成22年10月18日	76%
		筑土八幡	新宿区箪笥町ほか	850m	平成25年11月25日	28%
放射第35号線		早宮	練馬区早宮二丁目ほか	1,330m	平成26年12月28日	99%
放射第36号線ほか1路線			板橋区小茂根四丁目ほか	1,970m	平成23年12月1日	80%
環状第3号線		曙橋	新宿区舟町ほか	365m	平成11年3月12日	99%
		弁天町	新宿区原町一丁目ほか	580m	平成20年12月25日	98%
環状第4号線		富久町	新宿区富久町ほか	330m	平成23年2月14日	61%
		東向島	墨田区東向島四丁目ほか	600m	平成25年6月20日	36%
		目白台	新宿区西早稲田三丁目ほか	775m	平成13年5月31日	98%
		本駒込	文京区本駒込二丁目ほか	600m	平成26年8月13日	55%
		荒川	荒川区荒川一丁目ほか	380m	平成28年2月22日	42%
		港南・高輪	港区港南一丁目ほか	1,270m	令和元年7月29日	0%
		白金台	港区白金台二丁目ほか	800m	令和2年12月14日	0%
環状第5の1号線		神宮前	渋谷区神宮前三丁目ほか	640m	平成16年3月31日	97%
		神宮前Ⅱ期	渋谷区神宮前一丁目ほか	560m	平成28年3月15日	21%
		北参道	渋谷区千駄ヶ谷二丁目ほか	900m	平成15年3月5日	99%
調布保谷線	西東京3・2・6	保谷北	西東京市富士町一丁目ほか	3,100m	平成12年11月17日	99%
	西東京3・2・6	保谷南	西東京市柳沢一丁目ほか	800m	平成14年1月10日	99%
	三鷹3・2・6		三鷹市野崎二丁目ほか	3,100m	平成14年7月3日	99%
府中・所沢・鎌倉街道	東村山3・3・8	久米川	東村山市久米川町四丁目ほか	1,740m	平成28年3月15日	61%
		本町	東村山市本町一丁目ほか	990m	平成25年11月25日	87%
	小平3・2・8		小平市小川町一丁目ほか	1,445m	平成25年7月30日	63%
	国分寺3・2・8		国分寺市東戸倉二丁目ほか	2,530m	平成19年11月26日	99%
	主要地方道第18号府中町田線	薬師池Ⅰ期	町田市金井一丁目ほか	740m	平成25年3月18日（区域決定）	47%
		薬師池Ⅱ期	町田市野津田町ほか	1,040m	平成28年2月17日	28%
		本町田Ⅰ期	町田市本町田	860m	平成21年4月16日（事業認定）	99%
		本町田Ⅱ期	町田市本町田	640m	平成21年4月16日（事業認定）	99%

河川事業　（令和3年3月31日時点）

事業箇所		事業区間	延長	事業認可取得 河川予定地決定	取得率
石神井川	扇橋上流～本立寺橋下流	練馬区上石神井四丁目ほか	1,400m	平成21年11月25日	51%
	坂下橋下流～柳沢橋上流	西東京市東伏見一丁目ほか	300m	平成25年3月15日	60%
鶴見川	宮川橋上流～図師大橋上流	町田市図師町	350m	平成22年8月31日	79%
	図師大橋上流～日影橋上流	町田市図師町	520m	平成30年4月16日	51%

公園事業　（令和3年3月31日時点）

事業箇所	事業区間	規模	事業認可取得	取得率
城北中央公園（板橋区、練馬区）	板橋区桜川一丁目ほか	9.2ha	平成8年3月7日	68%
東伏見公園（西東京市）	西東京市東伏見一丁目ほか	8.2ha	平成14年1月10日	91%

第5・3表　特定整備路線用地取得状況

（令和3年3年31日時点）

事業箇所		事業区間	延長	事業認可取得	取得率
放射第2号線	西五反田	品川区西五反田七丁目ほか	1,255m	平成27年1月28日	39%
補助第26号線	三宿	世田谷区三宿二丁目ほか	440m	平成20年12月11日	99%
	東北沢	目黒区駒場四丁目ほか	550m	平成18年12月15日	96%
補助第28号線	大井	品川区大井四丁目	520m	平成27年1月6日	56%
補助第29号線	大崎	品川区大崎三丁目	520m	平成26年3月24日	23%
	戸越	品川区戸越四丁目ほか	825m	平成26年9月19日	30%
	豊町	品川区豊町六丁目ほか	550m	平成26年3月24日	28%
	西大井	品川区二葉四丁目ほか	390m	平成26年9月19日	21%
	西大井東馬込	品川区西大井五丁目ほか	700m	平成27年1月28日	40%
補助第52号線	若林	世田谷区若林五丁目ほか	1,310m	平成27年1月28日	65%
補助第227号線	大和町	中野区大和町一丁目ほか	710m	平成25年12月5日	80%
補助第26号線	千早	豊島区千早三丁目ほか	460m	平成25年10月28日	81%
	南長崎	豊島区南長崎六丁目ほか	320m	平成26年3月24日	73%
補助第73号線	池袋本町	豊島区池袋本町二丁目ほか	1,070m	平成27年1月6日	49%
補助第81号線	南池袋	豊島区南池袋二丁目ほか	260m	平成17年11月16日	64%
	巣鴨	豊島区巣鴨五丁目ほか	930m	平成27年2月24日	31%
補助第82号線	上池袋	豊島区上池袋三丁目ほか	640m	平成27年1月6日	55%
	池袋本町	豊島区池袋本町三丁目ほか	490m	平成27年1月6日	70%
補助第172号線	長崎	豊島区長崎一丁目ほか	1,620m	平成27年1月6日	59%
放射第32号線	押上	墨田区押上三丁目ほか	860m	平成24年10月3日	66%
補助第142号線	南小岩	江戸川区南小岩五丁目ほか	560m	平成27年1月6日	65%
補助第143号線	東小岩	江戸川区東小岩六丁目ほか	620m	平成26年9月19日	70%
補助第144号線	平井	江戸川区平井二丁目	490m	平成27年2月24日	100%
補助第73号線	上十条	北区上十条二丁目	335m	平成27年2月24日	18%
	十条仲原	北区上十条二丁目ほか	560m	平成27年2月24日	20%
補助第86号線	赤羽西	北区赤羽西五丁目ほか	1,150m	平成27年2月24日	65%
補助第90号線	荒川	荒川区荒川一丁目ほか	1,230m	平成27年2月24日	56%
補助第136号線	本木	足立区扇一丁目ほか	840m	平成14年3月27日	95%
	関原	足立区関原一丁目ほか	490m	平成3年12月21日	99%
	梅田	足立区梅田四丁目ほか	580m	平成12年3月27日	99%
	足立	足立区足立一丁目ほか	630m	平成26年9月19日	74%
補助第138号線	興野	足立区興野一丁目ほか	350m	平成26年2月7日	81%

第５・４表　主な用地取得完了箇所

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	路線名（箇所名）	施行箇所	路線名（箇所名）	施行箇所	路線名（箇所名）	施行箇所
道路事業	一132	芝久保	一224	鉄砲場2期	一221	成木一丁目
	一210	波浮港	環2	晴海・汐留	一162	三ツ木
	一211	新島村新原	環4	河田町	一208	泉津Ⅲ期
	一212	三宅村古澤	国分寺3・4・6		一215	樫立Ⅲ期
	一223	御蔵島村里	東村山3・4・15の2	清瀬橋	青梅3・4・4	Ⅰ期
	日野3・4・8	程久保	一169	淵上	国分寺3・4・3	
			一121	下布田	補144	平井
河川事業	鶴見川	鶴見橋～宮川橋上流	谷地川	黄金橋～月見橋	環七地下調節池	急曲線部
	城山川	出羽橋上流			三沢川	新きさらぎ橋～きさらぎ橋上流

用地

第３　用地取得の手順

用地部調整課

道路・河川・公園等の事業に係る用地取得に当たっては、土地所有者等の権利者の理解と協力を得て行っている。

その手順は、通常次のとおりである。（**第５・１図**、P.130）

(1) 事業説明会

事業予定地内の土地等の関係権利者及び地域の住民に対し、事業計画の概要、事業の進め方、測量や用地取得の日程等を説明し、事業の実施について協力をお願いする。

(2) 測量

取得する土地の区域や面積を確定するとともに、工事設計の基礎資料とするため、公有地と民有地との境界や民有地と民有地との境界、借地の範囲等について土地所有者や借地人等の権利者の立会いを求め、測量を実施する。

(3) 用地説明会

事業区域内の土地所有者等の権利者に対し、事業の概要、用地取得の手順、補償のあらまし、生活再建支援制度等について説明し、用地取得について理解と協力をお願いする。

(4) 物件等の調査

補償対象となる物件等を確認し、正しい権利者を確定することによって、適正な補償額算定を行うため、物件等の調査を行う。

建物等については、用途、構造、面積及び建築時期などについて調査し、併せて、所有者、その他の権利者を確認する。

また、借家人については、その実態を調査し、営業を行っている者については、その収益等を調査する。

この調査は、補償額算定の前提になるため、権利者の協力を得て、実施している。

(5) 土地評価・物件移転等の補償額算定

土地・物件の補償は、土地・物件の所有者、その他の権利者に対し個別に行うことを原則としている。

各種調査に基づき、取得する土地の価格を評価するとともに、建物や工作物、その他の補償額を算定する。

(6) 補償金提示・契約の締結

取得する土地の面積及び取得価額又は借地権消滅補償金、移転対象となる物件及びその補償金、土地引渡し期限等について説明した上で、関係権利者に個別に金額を提示する。説明の結果、納得が得られれば契約を締結する。

(7) 補償金の支払い・土地の引渡し

契約に基づき、土地の所有権移転登記を嘱託し、補償金を支払うとともに、関係権利者が物件等を移転して、土地の引渡しとなる。

第４　補　　償

用地部調整課

用地の取得補償（損失補償）の内容として、土地に対する補償、建物や工作物の移転に必要な移転料及びその他移転により通常生じる損失の補償などがあげられる。

具体的な補償の項目・内容は次のとおりである。

(1) 土地に対する補償

項　　目	補　　償　　内　　容	自分の土地を自ら使用している場合	土地に借地権等がある場合	
			借地人等	土地所有者
土地取得価額	土地は、正常な取引価格で取得する。この価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、地価公示法に基づく標準地の価格を規準のうえ、不動産鑑定士の鑑定価格及び相続税財産評価格等を参考として評価する。 なお、その土地に借地権がある場合は、土地所有者と借地人との間で決められた配分に従って補償する。	土地取得価額全額	借地権価額	土地取得価額から借地権価額を控除した額

(2) 物件移転に対する補償

項　　目	補　償　内　容	自分の建物に住んでいる場合	建物を賃貸借している場合	
			建物所有者	借　家　人
建物移転補償	取得する土地に建物がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。 （構造、経過年数、移転工法等により算定）	○	○	—
工作物移転補償	取得する土地に門、塀、庭石等がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。 （撤去、運搬、再設置等の費用）	○	○	○
立木補償	取得する土地に立竹木がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。	○	○	○
動産移転補償	家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に通常要する費用を補償する。 （運搬料）	○	—	○
仮住居補償	移転を要する建物の居住者が、建物移転期間中仮住居を必要とするときは、同程度の仮住居の借入に通常要する費用を補償する。ただし、借家人補償の対象となる場合を除く。 （借家のための権利金、家賃等）	△	—	△
借家人補償	建物の移転により借家人が、客観的にみて従来の家主と借家契約を存続することが著しく困難と認められる場合は、従来と同程度の家屋や部屋を借りるために通常要する費用を補償する。 （借家のための権利金、一定期間の家賃差額等）	—	—	○
営業補償	店舗や工場等が移転するため一時休業するときは、通常休業を必要とする期間中の収益減、固定的経費、従業員に対する休業手当相当額の補償及び営業再開後一時的に得意先が減ると認められるときは、このため通常生じる損失額を補償する。	○	—	○
家賃減収補償	移転の対象となっている建物を賃貸している場合は、移転期間中家賃が入らないため通常生じる損失額を補償する。 （家賃収入相当額から管理費相当額を控除した額）	—	○	—
移転雑費補償	建物等の移転又は立ちのきに際し、その移転先を選定し、法令上の手続を行うため通常要する費用を補償する。	○	○	○

（注）1　○印を付したものが、それぞれ補償の対象となるもの

2　△印は、その必要があると認められた場合に補償の対象となるもの

第５　土地収用制度

用地部調整課

１　概　　要

道路・河川・公園等の事業の施行に伴い、

① 各種調査や折衝の拒否など、事業そのものに対する反対

② 相続の発生、法人の解散など権利者の不明、権利者の所在や生死の不明及び境界争いなどの権利内容の不明

③ 当事者間の借地権割合などの配分協議不調による権利割合の不明

④ 土地の価格、物件の移転料その他の補償金に対する不満

などの要因により、関係権利者との合意による用地取得が困難となる場合がある。

このような場合、事業の適正な執行を確保し、公共の利益を実現するため、土地収用制度を適用している。

２　土地収用制度の概要

① 事業認定申請に際して、起業者は事前説明会を開催し関係権利者等に事業内容について周知を図ることが義務付けられている。

② 事業認定等の告示（収用手続が保留されているときは、手続開始の告示）の時点で土地の価格が固定される。

③ 権利者に対し、上記告示があったことにより発生する権利・義務を周知させるための措置がとられる。

④ 土地価格の固定に伴い、土地所有者・借地人などに、支払請求・裁決申請請求権が発生する。

⑤ 起業者は裁決申請を行うことができる。また、起業者、土地所有者、関係権利者は明渡裁決の申立てを行うことができる。

⑥ 裁決による明渡期限が過ぎた後、物件の移転、土地の引渡などの義務が履行されない場合には、行政代執行法による代執行の手続をとることができる。

具体的な収用手続は、事業認定の告示（都市計画法で土地収用法が適用される場合を含む。）から始まり、土地・物件調書の作成、裁決申請、明渡裁決の申立て、意見書の提出、収用委員会での審理、裁決等その内容は多岐にわたっている。

令和３年度の事業施行箇所は、道路332、河川17、公園43、計392箇所に及び、そのうち、収用手続が開始（都市計画事業による手続保留がされていないものを含む。）されている箇所は、232箇所（総事業箇所の約59%）に達している。

いずれの事業箇所も、できる限り相手方の同意を得て、任意契約による用地取得に努めているが、前記１①～④等の要因により任意契約による解決が見込めない場合は収用制度を適用している。過去３年間における収用事件取扱件数は**第５・５表**（P. 140）のとおりである。

また、平成30年度からの収用手続の開始されている箇所は**第５・６表**（P. 140）に示すとおりである。

３　代執行の手続

(1) 代執行の請求

起業者 → 知事(財務局財産運用部長)

(2) 戒告書の発送

知事(財務局財産運用部長) → 移転義務者

移転義務者に対して物件の移転を履行するよう、行政代執行法第３条第１項の規定に基づき戒告する。

(3) 代執行令書による通知

知事(財務局財産運用部長) → 移転義務者

土地収用法第102条の２第２項及び行政代執行法第３条第２項の規定に基づき、移転すべき物件の表示、代執行を行う時期、代執行のために派遣する執行責任者、代執行に要する費用の概算による見積額を移転義務者に通知する。

(4) 代執行の実施

収用地内の建物等移転すべき物件を解体し、これを収用地外に搬出することをもって、代執行は終了する。

なお、代執行に実際に要した費用は、移転義務者から徴収する。

第５・５表　収用事件取扱状況

項目／年度	収用事件数			主な争点の内容					処理件数（和解含む）
	新規	継続	合計	補償金不満	権利配分	事業反対	多重債務	その他	
平成30	8	24	32	9	5	4	0	14	11
令和元	5	21	26	6	5	4	0	11	11
令和２	6	15	21	4	3	2	0	12	4
令和３（予定）	60	17	77						

注）１　収用事件数とは、前年度からの継続事件と当該年度の新規事件の合計である。
　　２　「主な争点の内容」欄の「その他」の主なものは、以下の内容である。
　　(1) マンション等の多数当事者
　　(2) 権利者の所在不明
　　(3) 権利者の折衝拒否
　　３　令和３年度の新規件数は、予定（事務所の申出件数）である。

（参考）　土地収用法第133条に基づく当事者訴訟事件数の推移

年　　度	平成30	令和元	令和２	令和３
訴訟事件数	3	2	1	1

注）１　主な争点は補償金不満である。
　　２　令和３年度の事件数は、令和３年５月末時点の数である。

第５・６表　収用手続開始状況

内訳／年度	新たな事業認可等		継続した事業認可等		計
	都市計画法上の認可・承認	土地収用法上の事業認定	手続開始	無保留	
平成30	10	0	1	207	218
令和元	11	0	2	210	223
令和２	8	0	2	215	225
令和３（予定）	11	0	6	215	232

（注）１「手続開始」とは、一時停止されていた事業認可等の告示によって生ずべき効果の一部を発効させ収用手続の進行を可能にする手続をいう。
　　２「無保留」とは、事業認可等の申請時に収用の手続保留をせず、事業認可等の告示日から収用手続の進行が可能なものをいう。

第６　生活再建支援制度

用地部管理課

１　概　　要

用地取得の実施によって、関係権利者は生活環境の変化や、生活基盤の転換を余儀なくされる場合が少なくない。

このような場合、関係権利者が生活再建を図るのに際して、移転先の土地・建物の取得が難しい、再建計画に対する資金が不足する、従前のような低家賃の借家・アパートが少ないなどの課題が生じる。これらは、用地取得の円滑な推進を阻害する要因となっている。

そこで、権利者の生活再建の自主的努力を、可能な限り側面から支援するため、「貸付金制度」、「公営住宅あっせん制度」、「代替地制度」を設けている。

２　貸付金制度

関係権利者が、従前の生活基盤の回復を図る場合に、補償金のみでは資金不足を来すとき、低利・長期の資金貸付を行うことにより、自主的移転を支援している。

過去３年間の貸付実績は**第５・７表**のとおりで、令和２年度に貸付けた案件の目的別内訳は、**第５・８表**（P.142）のとおりである。

第５・７表　貸付金貸付実績

年度	件数	金額(千円)
H30	11	148,100
R元	5	89,200
R２	9	134,200

貸付残高（令和３年３月31日現在）1,043百万円

(1) 令和３年度貸付金予算額

335,000千円

(2) 貸付の対象となる事業

東京都知事若しくは東京都が施行又は施行を委託している公共事業のうち、道路・河川・公園等の事業。

(3) 貸付の対象となる者

次の要件を全て備えていること。

① 貸付の対象となる事業施行区域内の移転補償契約の対象者であること。

② 原則として補償契約を締結した日から１年を経過していないこと。

③ 移転資金の調達が困難と認められること。

④ 貸付金の返済能力が十分であること。

(4) 貸付額

① 補償金総額（営業補償及び家賃減収補償等を除く）の２分の１以内で、最高限度額は、3,000万円（ただし、担保物件の担保価値の範囲内）。

② 前記 ①による額が、500万円に満たないときは、500万円まで増額できる。

③ 前記 ①、②による貸付金では移転が特に困難と認められるときに限り、返済能力及び担保価値の範囲内で、1,000万円まで加算できる。

④ 借家人等で担保物件を提供できない場合（無担保貸付）は、500万円を限度とする。

(5) 貸付条件

① 利　　率：年利0.3%（令和３年度）
ただし、特定整備路線の整備に伴い移転等が必要となった方に、貸し付ける場合は、年利0.049％（令和３年度）

② 償還期限：２年間据え置き後、償還能力に応じ、有担保貸付は、５年、10年、15年、20年、無担保貸付は、５年、10年のいずれか

③ 償還方法：元利均等半年賦償還、若しくは元利均等月賦償還、又はこれらの併用による償還

④ 担　　保：土地・建物に第一順位の抵当権及び火災保険金請求権に第一順位の質権を設定。連帯保証人は１名または２名

(6) 貸付金の徴収

貸付金の返済は、前記のとおり定められた償還期限及び償還方法により行われている。

しかし、社会経済状況の変化（景気低迷、高齢化等）により、返済が困難となっている者もいる。

都は、平成15年度から貸付金の徴収業務を全国の自治体で初めて、民間の債権回収会社に委託している。委託では、滞納が高額な者を中心に、担保物件の任意売却を求める一方、連帯保証人への催告を強化している。また、任意交渉では返済が困難な者、資力的に返済が困難な者については、担保物件に対する競売申立てを実施している。

第５・８表　令和２年度生活再建資金貸付目的別執行状況

令和３年３月31日現在（単位：千円）

種別		移転の様態								合計	
		土地購入		土地借入		残（借・自）地		借家			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自家	土地所有	7	107,900	0	0	2	26,300	0	0	9	134,200
	借地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借家		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		7	107,900	0	0	2	26,300	0	0	9	134,200

３　公営住宅あっせん制度

移転先の選定が困難である次のような場合、公営住宅への入居あっせんを行っている。なお、都営住宅に関しては、入居資格（収入制限）により比較的所得の低い層が対象となっており、住宅政策本部から公共事業のための割当てを受けてあっせんしている。

① 低家賃の借家・アパートなどの居住者で、家族数が多く、これに比較して収入が少ない場合

② 高齢者・障害者世帯などで、将来にわたって収入の増加が見込めず、住居費の負担増に耐えられない場合

③ 家族数の割に居室が狭いなど、環境の悪いアパートの居住者が、公共事業による移転を契機に、より良質な公社住宅等へ入居を希望する場合

（公営住宅法・同法施行令・東京都営住宅条例）

（**第５・９表**）

第５・９表　公営住宅のあっせん状況

年度	単身用	世帯用	計
H30	46	9	55
R元	35	10	45
R２	27	7	34

４　代替地制度

(1) 予算

令和３年度の取得予算（宅地造成費等を含む）は、11億9,500万円を計上している。なお、過去３年間の代替地の取得及び売払いの状況は、**第５・10表**のとおりである（公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則）。

第５・10表　代替地の取得及び売払状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度
取得	（２件　3,373.31㎡） ５件　1,194.81㎡ 338,848千円	（１件　102.58㎡） ６件　951.33㎡ 577,197千円	（０件　0㎡） ４件　728.96㎡ 463,873千円
売払	（０件　0㎡） ６件　3,767.11㎡ 7,880,853千円	（２件　184.73㎡） ５件　444.82㎡ 152,374千円	（１件　360.58㎡） ５件　427.80㎡ 200,202千円

注１　（　）は無償による取得又は譲与、所管換で外書きである。

２　取得額には管理費（宅地造成費等）は含まない。

３　売払額には他局へ振替えたものを含む。

(2) 取得・売払

関係権利者が、他へ移転先を求める必要がある場合、移転先地の取得が困難なことがある。

そこで、関係権利者が自主的努力を重ねたにもかかわらず、どうしても移転先地の入手ができなかった場合に、都が代替地を取得して売払う代替地提供制度を設けている。代替地に対する要望は、従来から強く、さらに近年では、将来の生活再建に不安をもつ関係権利者が多く、要望は一層強くなってきている。

平成12年度以降は、原則として売払予定者のある代替地のみを取得することとし、現在保有の代替地の売払いに努めている。また、公有地や用地取得に伴い発生する残地をはじめ事業施行地近隣の土地を積極的に取得するなど、多角的な取組により代替地の確保を推進していく。

なお、上記のような関係権利者とは別に、農地の所有者等を中心に、生産緑地などの営農を目的として代替地を要望する声も一部に根強い。これらの要望に対しては、三者契約方式により、できる限り対応することとしている。

(3) 一時貸付

事業用代替地という性格上、事業の関係権利者から買い受けの申込があれば対応できる状態でなければならない。しかし、事業執行上及び財産管理上支障のない代替地については、都有地利活用の観点から一時貸付を行っている。

（第５・11表）

第５・11表　事業用代替地の一時貸付収入状況

区　　分	H30年度	R元年度	R２年度
予算額（歳入）	千円 9,667	千円 9,971	千円 11,639
決　算　額	千円 13,287	千円 18,603	千円 17,919
件　　数	件 25	件 32	件 15
面　　積	㎡ 3,047.43	㎡ 2,524.32	㎡ 2,188.02

注１）　面積は延べ面積である。

(4) 不動産情報の提供

関係権利者の移転先については、土地に加えて、新築・中古の建物付き物件や賃貸物件の需要も多い。これらの移転先選定を支援するため、最新かつ広範な市中の不動産物件情報を業者との契約によりオンラインで都が入手し、関係人に提供する情報サービスも実施している。

【MEMO】

第１　土木技術支援・人材育成センターの概要・（147）
第２　センターの役割と取組・・・・・・・・・・・・・・・・・（147）
第３　技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（148）
第４　調査・開発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（148）
第５　技術情報の蓄積・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・（149）
第６　土木技術情報ライブラリー等・・・・・・・・・・（151）
第７　人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（152）

土木技術支援・人材育成センター

第１　土木技術支援・人材育成センターの概要

東京都土木技術支援・人材育成センター（以下、「センター」という。）は、大正 11 年に東京市道路局試験所として発足以来、東京都土木技術研究所、東京都土木技術センターと組織・名称を変更しながらも、土木事業に関わるさまざまな調査・開発や貴重な技術情報の蓄積・提供を実施してきた。

現在、センターは、これまで培ってきた技術や知見を基に、施策や事業を支える「技術支援」、技術職員の技術力向上を図る「人材育成」の二つの役割を担っている。

「技術支援」では、事業現場での技術的な課題等をサポートする「現場の技術支援」と政策実現に向けた課題解決に資する「調査・開発」、「技術情報の蓄積・提供」や過去の貴重な資料等を収集・整理する「土木技術情報ライブラリー」を実施し、建設局並びに各局、区市町村の施策や事業の推進を支えている。

「人材育成」では、技術職員の能力開発や技術力向上を目指す「技術研修」とベテラン技術者のノウハウ等を次世代に引き継ぐ「技術継承」に取り組んでいる。

第２　センターの役割と取組

１　役　　割

(1)　技術支援

建設局では、道路、河川、公園などの都民が安全で快適な生活を送る上で不可欠な都市インフラの整備と維持管理を担っているが、計画から設計、施工、維持管理までの各段階において様々な技術的課題や問題に直面している。また、都民への説明や様々なご意見ご要望への対応に技術的判断の裏付けが必要となり、自然災害や大事故などの発生時には、都民に対する安全や利便を確保するために緊急な対応が求められることもある。

各建設事務所、都庁各局及び区市町村等から受けた支援要請に対し、調査・開発等で得られた知見、これまで蓄積してきた技術とノウハウや保有する技術情報をもとに、課題解決に向けた積極的な技術支援を行っている。

(2)　人材育成

都の技術力を担う人材育成への取組として、技術研修と技術継承に関する事業を行っている。

技術研修では、業務及び職級に応じて構成した６つのコースの研修を実施し、局事業に即した能力開発や実務的な技術力向上を図っている。

技術継承では、「構造物モデル」の活用や「建設技術マイスター制度」の運用などを通して、技術力の維持向上を図るとともに、これまで培ってきた知識や技術ノウハウを次世代へ継承していく取組を行っている。

２　取　　組

「技術支援」と「人材育成」のため、６つの取組を実施している。

(1)　「現場の技術支援」
現場を直接サポートし、現場状況に応じて適切な課題解決を提案

(2)　「調査・開発」
建設局の政策実現に向け、計画的・継続的な調査開発を実施

(3)　「技術情報の蓄積・提供」
設計、施工に必要な技術情報を収集し、蓄積したデータは都民へも広く公表

(4)　「土木技術情報ライブラリー」
過去の貴重な資料等を収集・整理し、イベントなどを通して土木技術をＰＲ

(5)　「技術研修」
都政を担う技術職員の技術力の維持・向上を図る

(6)　「技術継承」
ベテラン技術者がもつ、現場経験に基づいたノウハウを次世代に引き継ぐ

第３　技術支援

１　取　　組

計画、設計、施工、維持管理までの各段階で直面する技術上の課題に対し、直接サポートして解決策を見出す技術支援を業務の柱のひとつとしており、現場と直結した技術支援として、事業実施部署の円滑、かつ確実な事業執行を支えている。

技術支援は、建設局内のみならず他局、区市町村からの土木技術に関する相談等の要請に応えてきている。

２　事　　例

(1)　道路交通振動および騒音の調査

道路交通に伴う振動や騒音が発生することがある。実際にどの程度の振動や騒音が発生しているのか、振動計や騒音計を使用して測定し、改善に向けた技術的な支援を行っている。

道路交通騒音調査

(2)　井の頭池の流出量の調査

井の頭池の水量・水質管理に資するため、神田川への流出量の連続計測や井の頭池周辺の地下水位の計測を実施している。

流出量の観測

第４　調査・開発

１　概　　要

建設局では、都市基盤の整備や維持管理等の施策を進めていくなかで、様々な課題に対応していく必要がある。このためには、センターの持つ高度かつ専門的な知見や経験を活用し、計画的・継続的に「調査・開発」に取り組んでいくことが必要である。今年度は各事業部と調整して 30 のテーマに取り組むこととしている。

２　事　　例

(1)　液状化予測図の更新

1)　調査開発の目的

現在の液状化予測図（以下、予測図）は、公共のボーリングデータ（約２万本）を使用して、周辺地盤データや土地条件を基に、液状化の範囲を推定した領域を平成 24 年度より公開している。

令和３年度末には、現在までに収集した民間も含むボーリングデータ（約７万５千本）により、予測図の見直しを行う予定である。

2）令和３年度の実施計画

①外部の有識者で構成されるアドバイザリー委員会を開催し、予測図更新のプログラム及び予測図（案）について意見や助言等を聴取

②上記委員会による意見等をふまえて予測図を見直し、ホームページに公開

3）成果の活用等

①今後も収集される民間も含むボーリングデータを活用し、継続的に予測図を更新しホームページに公開

②都民に対し、よりきめ細かな情報公開を行い、液状化に関する意識を啓発

(2)　都市河川の降雨量、水位、流量観測調査

1）　調査開発の目的

中小河川のハード・ソフト対策のために、雨量、水位、流量等の実態を把握する。

2）　令和３年度の実施計画

①神田川や石神井川等において洪水時の流量を観測

②流量観測結果をもとに河川の水理特性等を解析

3）　成果の活用等

①中小河川のハード・ソフト対策の検討（水理計算、流出計算等）の基礎資料

②計画雨量、計画流量の設定資料

③施設整備の効果等を評価するための資料

(3)　アスファルト混合物製造時の CO_2 排出抑制技術（中温化技術）の開発

1）　調査開発の目的

アスファルト混合物の製造温度を低減することにより、燃料消費量が削減され、CO_2 排出を抑制する効果が得られる。

この中温化技術を適用した舗装の規格値や性能評価手法を確立するとともに、現道での工事に適用した場合の CO_2 排出抑制効果を確認し、現場適用が可能な環境整備を図ることを目的とする。

2）　令和３年度の実施計画

①室内試験や構内試験施工により、中温化混合物の締固め特性等の調査を実施

②令和２年度に行った試験施工に対する追跡調査の実施

3）　成果の活用等

①CO_2 の排出抑制により、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の実現に向けて貢献

(4)　防水性能を有した薄層増厚工法による床版補修工法の開発

1）　調査開発の目的

橋面舗装は、定期的に舗装の打換えを行っているが、古い橋梁は現行基準と比較して床版厚が薄く耐荷性能が劣っており、また床版の防水層の劣化等により所定の耐荷力や耐久性が期待できない状況が発生している。そこで、橋面舗装打換えのタイミングで施工できる防水性能を兼ね備えた薄層増厚工法により床版疲労耐久性の向上を図る。

2）　令和３年度の実施計画

①薄層増厚工法で使用する材料候補に対する材料特性確認試験

②実物大床版試験体の製作と製作した試験体に対する輪荷重走行疲労実験

3）　成果の活用等

①耐荷性能が劣る床版厚の薄い古い橋梁及び雨水浸透等により材料劣化した床版の補修・補強工法の開発により、舗装のポットホールや陥没事故等の発生防止に寄与

②橋面舗装打換えに合わせて床版の補修・補強ができる本工法の開発により、大規模工事となる床版取替工事等の抑制に寄与

第５　技術情報の蓄積・提供

１　観測・測定情報の蓄積と提供

センターにおいては、旧研究所時代から地盤情報、河川水位・流量や地下水位などの観測及び水準測量や公共基準点の管理等を継続して行ってきており、得られた数値情報や解析結果をホームページで公表するなど多方面に提供している。

(1)　地盤情報データ

地盤情報システムは、各局が実施している地盤情報資料のデータベース化を行い、都の建設・防災・環境行政等における地盤情報の迅速な提供を目的として構築したシステムである。

このシステムでは、地形、地質、土質等の地盤

に関する情報の収集、管理、検索、図化、解析、情報提供まで一貫した運用・維持管理を行っている。現在までに収集した地質（ボーリング）データは約 9.1 万本あり、引き続きデータの充実を図っていく。

東京の地盤（ＧＩＳ版）

(2)　地震時の液状化予測図

東部低地を中心とした液状化調査や、地盤情報のボーリング柱状図等などを活用し、関東大震災規模の地震が発生したときの液状化の発生について地図化した「東京の液状化予測図」（以下、予測図）を作成し公開している。

平成 24 年度には、平成 23 年３月の東北地方太平洋沖地震をふまえて、予測情報の提示方法の検討も含め、予測図の見直しを行った。さらに令和３年度末には、現在までに収集した民間も含むボーリングデータにより、予測図見直しを行う予定である。

(3)　地盤沈下・地下水位データ

地盤沈下の主因である地下水位の変動状況と、地下のどの部分が収縮しているかを明らかにするために、都内 42 箇所に観測井を設置している。観測結果は、「水準基標測量成果」と合わせて東京都における各種の地盤沈下対策の基礎資料になるとともに、地下構造物設置の際や、学術的にも貴重な資料として各方面に広く利用されている。

(4)　東京都公共基準点の観測データ

東京都公共基準点は、都内における国家基準点を補完し、高精度な測量成果を提供することを目的として設置している。また、公共測量の基本データとして、都市基盤整備の円滑化を図るため、昭和 60 年より「東京都公共基準点」（１級基準点：島しょ部を除く都内全域、標準点間距離 約 1.5km）の整備・維持管理を行っており、令和２年度末時点で 575 地点を管理している。

(5)　水準測量等の観測データ

都内全域に設置してある水準基標（山地、丘陵地及び島しょを除く）については、１級水準測量（約 600km、約 530 点：国家水準点を含む）を毎年継続的に実施し、地盤の変動状況並びに地盤高の現況を明らかにしている。

また、東部低地帯における河川堤防・河川施設については、毎年、堤防護岸高測量を実施し、変動量を調査のうえ関係機関へ提供している。

なお、昭和 63 年度から三宅島での火山活動等の状況把握を目的として、精密（１級）水準測量を隔年で実施している。

(6)　河川流量や降水量等の観測データ

中小河川の洪水対策や良好な河川環境創出をすすめるためには、各河川の水理的な特性や降雨流出特性の把握が必要である。中小河川において洪水時等に流量観測調査を実施すると共に、河川水位や降水量等のデータ収集・蓄積を行っている。蓄積したデータは、局内における中小河川の検討に活用される他、他局や国・市区町村にも提供されている。

(7)　強震観測

東京都では、昭和 50 年度から「東京都震災予防条例」（現：震災対策条例）に基づき、各種土木構造物・建築物と地盤に強震計を設置し観測を実施している。センターは、昭和 53 年度から建設局管理の橋梁、水門、堤防など 19 箇所の強震観測を実施している。

２　新技術の評価選定と活用

コスト縮減、安全安心の確保、リサイクル材の活用など建設行政の効率的効果的な推進を図る

ためには、民間で開発した優れた新材料や新工法などの活用を図ることが重要である。

このため、開発者等から提案された新技術については、建設局でのニーズや経済性、安全性、施工性、新規性、独自性、生産性の向上等を視点として、新技術評価選定会議において選定し、局内外へ周知するとともに、活用に向けた取組を行っている。

また、ホームページの新技術情報データベースに掲載し、選定後５ヵ年にわたり情報を提供している。

３　各種協議会の運営

(1)　東京都技術情報連絡協議会

職員の技術力の維持向上を目的に８部局で構成する「東京都技術情報連絡協議会」において、これまで各局が蓄積してきた技術情報の共有を図っている。

(2)　地方公共団体建設技術試験研究機関連絡協議会（建試協）

全国の地方公共団体に所属する試験研究機関が、情報交換を行って相互の連携を深めるため、「地方公共団体建設技術試験研究機関連絡協議会（略称「建試協」）」を設立し、センターは事務局として総会の運営を行っている。

（令和３年３月末現在、60 団体）

第６　土木技術情報ライブラリー等

１　土木技術情報ライブラリー

(1)　概要

技術の継承と各部所が蓄積してきた各種技術資料を効率的に活用し、事業執行に役立てることを目的として、土木技術情報ライブラリーを開設している。

ライブラリーには、局内各部所等から資料を収集、デジタル化して、職員が利用しやすいように体系的・時系列的に分類・整理・編集して掲載している。

(2)　資料

土木技術情報ライブラリーに掲載している技術情報等は、次の通りである。

①要綱・要領・通知類
②報告書・計画書類
③パンフレット・冊子類
④その他古写真・古図面等歴史的資料

２　成果の公表

(1)　センター発表会の開催等

調査・開発の成果については、センター発表会において毎年発表するとともに、年報として取りまとめている。

(2)　一般公開事業等

科学技術週間及び土木の日におけるセンターの一般公開を実施している。

土木技術に関する最新の情報について、産官学の外部講師による講演から幅広い知識と見識を得ることで、技術系職員の技術力向上を図るため、公開講座「土木技術講習会」を毎年開催している。

３　大学・各学会等との連携

大学、土木学会や地盤工学会等との連携を図り、技術力の向上に努めている。

(1)　主なテーマ

1) 未利用資材としての高針入度アスファルトの舗装への適用性に関する研究（(国研) 土木研究所、(一社) 日本アスファルト合材協会）
2) 河川構造物のＤＥＦ現象を考慮した長期耐久性の検証（都立大学）
3) 河川流域整備に関する研究（都立大学）

第７　人材育成

１　人材育成の推進

ベテラン職員の退職、職務経験の少ない若手職員の増加に対応しセンターが持つ技術やノウハウを活用し、技術研修と技術継承による人材育成に積極的に取り組んでいる。

技術研修では、研修内容についても、実際に身をもって体感できる研修など、インハウスエンジニアとして必要なスキルを身につけることができるよう計画的に進めている。

また、技術継承では、職員が培ってきた知識や技術ノウハウを継承していく取組として、マイスター制度を運用している。

(1)　技術研修

1)　研修体系

次の６コースの研修を実施し、研修を通じた計画的な人材育成を行う。

令和２年度では、延べ 470 名が受講した。

＜技術研修体系＞

基礎コース	初級者を対象に、専門性の基礎を作る 新人、局間移動職員は悉皆
設計実務コース	設計実務の技術力向上
体験実務コース	現場作業の模擬体験
応用コース	専門性を拡充させるバラエティーに富む研修内容
指導者育成コース	職場の核となり、技術向上を支援できる人材を養成
資格取得支援コース	国家資格等の取得を支援する研修

2)　研修内容の充実

「現場に接する時間の減少」による経験知の不足を補うための構造物モデルを活用した研修や、危機管理能力の向上、ＩＣＴ活用に関する能力の向上など、今後の業務をふまえた研修カリキュラムの充実を図る。

また、職員の技術力を維持向上させるため、職務に関連した国家資格等の取得を支援していく。

(2)　技術継承

1)　建設技術マイスター制度指導技術者の認定

平成 21 年度に創設した「建設技術マイスター制度」は、建設局の職務に係る、特定の優れた技術力を有する職員の知識・経験等を局全体で共有し、活用することによって、OJT を横断的に行う環境を構築し、組織として技術を効率的かつ効果的に継承するための仕組みである。

令和２年度は14名の指導技術者を認定した。

2)　建設技術マイスター制度の活用

認定した指導技術者は、以下のような業務を担当する。

ア　指導技術者は、局職員からの技術的相談について、技術的課題に対する助言を行う。

イ　指導技術者は、専門分野に関する研修講師等を担当して技術継承に努める。

ウ　センターと指導技術者は協力して、技術相談の内容、暗黙知の形式知化作業の内容を分類整理してデータベース化し、局内で共有している。

3)　マイスター出前講座

令和２年度は 42 講座を実施し、延べ約 400 名が受講した。

第１　公有財産の管理・・・・・・・・・・・・・・・　(155)
第２　建設工事統計調査等・・・・・・・・・・・・　(158)
第３　技術管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(159)
第４　災害対策・感染症対策の取組・・・　(161)
第５　広報・広聴活動・・・・・・・・・・・・・・・　(164)

総　　務

第１　公有財産の管理

総務部用度課

１　公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産とに分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。また、普通財産としては建設局所管事業に係る関係人に対する生活再建対策等としての代替地及び行政財産を用途廃止したことによって生じた土地、建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則（以下「規則」という。）及び建設局所管公有財産管理要綱（以下「要綱」という。）等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

２　公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたびに補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて９月末及び３月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。

令和３年３月末の現在数量は、土地約2,431ha、建物約308,449㎡等である。（**第７・１表**）

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に伴い、平成18年４月より財産情報システムにより管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決定した土地、施設または工作物及び道路の付属物については、規則第22条の規定により、上記現在額に含まれていない。

第７・１表　公有財産台帳現在額

種類	分類	令和3.3.31現在		令和2.3.31現在		増△減	
		数量（㎡）	価格（千円）	数量（㎡）	価格（千円）	数量（㎡）	価格（千円）
土地	行政財産	24,267,039.30	2,354,454,565	24,355,336.41	2,348,081,627	△88,297.11	6,372,938
	普通財産	43,296.51	13,186,841	48,065.73	14,250,617	△4,769.22	△1,063,776
	計	24,310,335.81	2,367,641,406	24,403,402.14	2,362,332,244	△93,066.33	5,309,162
建物	行政財産	307,514.67	42,830,949	305,185.00	41,769,764	2,329.67	1,061,185
	普通財産	934.55	6,741	843.31	0	91.24	6,741
	計	308,449.22	42,837,690	306,028.31	41,769,764	2,420.91	1,067,926
工作物	行政財産		44,293,795		42,233,910		2,059,885
	普通財産		4,075		4,890		△815
	計		44,297,870		42,238,800		2,059,070
立木	行政財産						
	普通財産						
	計						
船舶	行政財産	3隻	188,383	3隻	205,509		△17,126
	普通財産	3隻	0	3隻	0		0
	計	6隻	188,383	6隻	205,509		△17,126
浮さん橋	行政財産		0		0		
地上権等	行政財産		70,902		44,772		26,130
特許権等	普通財産		417,700		417,640		60
株券等	普通財産						
出資による権利	普通財産		1,732,000		1,732,000		0
合計	行政財産	24,574,553.97	2,441,838,594	24,660,521.41	2,432,335,581	△85,967.44	9,503,013
	普通財産	44,231.06	15,347,358	48,909.04	16,405,147	△4,677.98	△1,057,789
	計	24,618,785.03	2,457,185,952	24,709,430.45	2,448,740,728	△90,645.42	8,445,224

３　公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の２の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを貸付または使用許可することができる。

また、普通財産については、地方自治法第238条の５第１項の規定によりこれを貸し付けている。

令和２年度に使用許可または貸し付けたものの主な使用目的は、土地については、上下水道管の地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電気・ガス等の公益事業施設等113件、また、建物については、職員の福利厚生のための飲料水自動販売機等23件である。

４　公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局及び財務局から照会のある土地の買取希望を調整している。

令和２年度は２件の買取希望があり、２件ともに契約成立している。（**第７・２表**）

第７・２表　公拡法等に基づく土地の買取り

（令和２年度）

法律	主管局	種別	買取希望（件）				計
			無	有			
				成立	交渉中	不成立	
公拡法	都市整備局	届出	307				307
		申出	22	2			24
	財務局	届出	0				0
		申出	0				0
生産緑地	財務局	申出	0				0
計			329	2	0	0	331

５　庁舎の整備及び管理

建設局所管の庁舎は、15事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて59か所あり、都内全域に配備されている。これら庁舎は、都民サービスを確保するために重要な施設であり、これらの整備及び維持管理に万全を期している。

平成26年度に策定された「第二次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建替及び改修を実施している。

６　財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図るなど、公有財産の効率的運用に努めている。

(1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継手続を行っている。

(2) 土地・建物の多角的利用

建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した（例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎）敷地及び建物は９か所である。（**第７・３表**、P. 157）

(3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成７年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうえ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取り組みを行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

平成28年度に、待機児童問題解消のために設置された「都有地活用推進本部」（事務局は財務局）において、保育所敷地として利活用可能な都有地を全庁的に洗い出す調査を定期的に行っている。建設局では、12箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

第７・３表　土地・建物の多角的利用状況

（令和３年８月31日現在）

名称	所在地	敷地の所管及び面積（㎡）	施設内容		建築年月日
			事務室の所管及び面積（㎡）	他の施設の面積（㎡）	
第一建設事務所庁舎	中央区明石町２－４	建設局 1,920.13	建設局 2,961.64	都営住宅82戸 4,108.50	S47.10. 1
第二建設事務所品川区総合庁舎	品川区広町 ２－１－36	品川区・財務局 8,769.78	財務局 2,841.77	品川区役所その他 25,725.66	S43. 5. 9
第三建設事務所中野区総合庁舎	中野区中野 ４－８－１	中野区 8,744.08 建設局 841.41	建設局 2,553.95	中野区役所 25,819.72	S44. 3. 6
第四建設事務所庁舎	豊島区南大塚 ２－36－２	住宅政策本部 6,908.40	建設局 2,685.07	豊島区・都営住宅その他 31,762.31	S50. 3. 3
第五建設事務所江東治水事務所合同庁舎	葛飾区東新小岩 １－14－11	建設局 3,423.00	建設局 5,479.01	都営住宅78戸 3,858.24	R元. 6.21
第六建設事務所庁舎	足立区千住東 ２－10－10 （※１）	住宅政策本部 3,924.33	建設局 3,950.30	都営住宅38戸 2,649.11	S51. 3. 5
南多摩西部建設事務所八王子合同庁舎	八王子市明神町 ３－19－２	主税局 5,289.26	主税局 5,066.18	主税局その他 4,056.06	S44. 3.31
北多摩北部建設事務所庁舎	立川市柴崎町 2－15－19	住宅政策本部 8,428.93	建設局 4,889.50	都営住宅 77戸 6,366.26	H 7. 5.15
南多摩東部建設事務所町田合同庁舎	町田市中町 １－31－12	建設局 2,324.90	建設局 4,223.41	主税局 377.82	S60. 2.25
計	９か所	建設局 5,086.44 他局・区 42,064.78	建設局 21,263.87 他局 7,907.95		

※１　第六建設事務所は、令和３年９月中旬まで以下の場所へ仮移転中。
足立区梅田８－13－24（仮庁舎）

７　建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及び国土交通省（旧建設省）所管国有地に隣接する土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集（各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等）に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者（実務取扱者）との調整等で申出から境界確認・確定まで概ね２か月程度の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所管理課で行っている。

８　国有財産管理事務

平成19年４月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

９　公物の設置管理瑕疵及び工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工事施行にあたっては、各部（所）において安全確保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年４月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年８月１日より、上記工事に起因する事故で、１件当りの賠償額が 100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年４月１日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、令和２年度中に局が賠償額を決定した件数は16件、額は5,213,825円である。（**第７・４表**）

第７・４表　工事に起因する事故で局が賠償額を決定した件数・額

（令和２年度）

区　　分	件　　数（件）	金　　額（円）
道路整備	1	336,960
公園整備	0	0
河川整備	15	4,876,865
合　　計	16	5,213,825

第２　建設工事統計調査等

総務部用度課

建設工事統計調査は、統計法第２条４項３号に基づき、基幹統計に指定されている。

１　調査目的

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建設行政等に資することを目的としている。

２　調査対象

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。（標本調査）

３　調査種類

(1) 建設工事受注動態統計調査　　月次調査
(2) 建設工事施工統計調査　　年次調査

４　都と区及び市の事務分担

建設工事統計調査は、統計法施行令第４条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられている。

都は、区又は市が処理する事務について定めた「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、調査対象事業者が所在する区又は市に調査の実施を依頼している。

都は国土交通省との連絡調整・報告・調査票提出、区及び市との連絡調整・調査依頼・調査票の配布・取集・審査整理等を行う。

区及び市は統計調査員の指導監督及び報酬等の支払い、建設業者への調査依頼・調査票の取集・記入・確認・都への提出等を行う。（**第７・１図**）

５　その他調査（国土交通省関係）

(1) 建設事業費等実績調査　　年次調査
(2) 公共事業工事費投入調査　　５年毎調査

第７・１図　建設工事統計調査事務の流れ

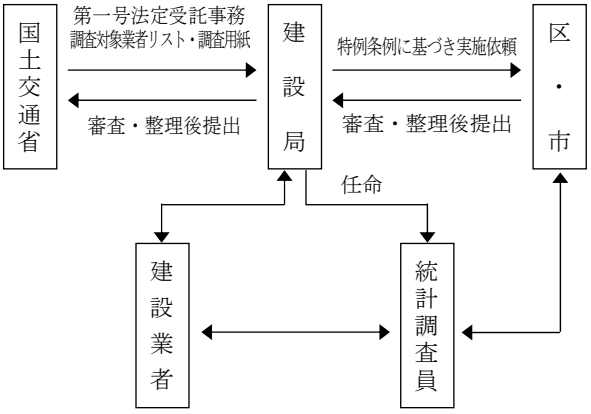

第３　技　術　管　理

総務部技術管理課

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が平成17年４月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力など総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

これらを果たすためには、新たな取組の推進、最新情報の収集と周知、関係機関との技術情報の交換、技術支援の充実等が必要不可欠である。

なお、その後、品確法が改正され、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために適正な工期設定、施工時期の平準化、働き方改革への対応、生産性向上への取組など様々な施策を広く講じる必要性があることから、技術管理業務の果たす役割はより一層重要なものとなっている。

１　工事の設計・施工等に関する基準類の整備等

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、技術の進歩や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と協力して施工合理化調査を毎年行い、これに基づく歩掛りの改定を毎年行っている。また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、高度防災都市づくりなどの社会状況の動きや行政需要の質的変化等に適切に対応するため適宜見直し、更新を行っている。

さらに、工事の種類によって適用する基準類が異なるため、適切な運用に向けた支援や指導を行っている。

２　工事安全対策の推進

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場の安全性確保が従来にも増して求められている。

このため、事故の未然防止及び類似事故の再発防止対策を強化するために、「建設局工事安全対策委員会」を設置し、安全についての意識の向上、重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施など、局事業の工事安全対策を推進している。

３　建設副産物対策の推進

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設発生木材、建設泥土等）が発生している。その多くは資材として再利用が可能なものである。また、PCB廃棄物やアスベスト含有建材など、有害な廃棄物の取扱いについて、関係法令等の最新情報を提供するとともに、適正な管理と処理に向けた支援や指導を行っている。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、「発生量の抑制」、「再利用の促進」、「適正処分の徹底」を３本柱として、建設副産物対策を推進している。

４　優良工事等の公表

建設局では、局が施行する工事又は委託のうち、成績が特に優良な工事等（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名(委託は代理人名)、主任技術者名、監理技術者名等）を公表して、受注者又は受託者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的として、昭和60年から優良な工事等について局長表彰を行っている。また、これらの工事については、工事概要、表彰理由等をホームページで紹介している。

なお、局内各事務所においても優良な工事等を公表し、所長表彰を行っている。

加えて、令和２年度からは、建設業の担い手確保や大規模災害からの復旧等の取組を評価することを目的として、新たな表彰制度を創設したところである。

５　労務、資材単価の改定等

労務単価については、毎年国と協力して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果をもとに適切な労務費の設定や速やかな改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの主要資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、毎月単価改定を実施している。

また、その他資材についても、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、年四回の定期改定を行っている。

６　コスト管理の取組

東京都は、平成９年度の「建設コスト縮減に関する行動指針」策定以来、平成18年度までに３次にわたる取組の中で、さまざまなコスト縮減施策を実施してきた。

平成19年度からは、今後の公共施設等のコスト管理に関する取組方針を定め、量的縮減のみではない中長期的な視点に立った総合的なコスト管理の確立を目標として、取組んでいる。

建設局では、この取組方針をふまえて実施方針を策定し、これまで培ってきたコスト管理のノウハウを継続的に実施するとともに、「東京都公共施設等コスト管理情報連絡会」での議論を通じてライフサイクルコストの最小化など中長期の視点に立った公共施設等のコスト管理に引き続き取り組んでいく。

７　建設現場の生産性向上

インフラ整備の担い手である建設業は、社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあるが、技能労働者の高齢化や若手入職者の減少で、現場の生産性向上が急務となっている。このため、国土交通省では全ての建設生産プロセスでICTを活用する「i-Construction」を推進している。建設局においても現場の生産性向上を図るため、都内特有の施工環境や工事規模等を十分に踏まえた「ICT活用工事」の適用について検討するとともに、規格の標準化や施工時期の平準化に取り組んでいる。また、遠隔臨場や工事書類の削減・簡素化の取組や工事情報共有システムを活用して受発注者双方の業務の効率化と負担軽減に努めている。さらに、インフラ分野のDX推進に向け、調査・測量から施工、維持管理まで一貫した３Ｄデータの活用についても検討を進めている。

８　「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（ＣＣＩ東京）

平成元年度、「建設業の構造改善推進プログラム」を受け、建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、旧関東地建を中心に協議会（CCI）が設立され、東京都もこれに参加し様々な活動を展開してきた。

平成４年度からは、より地域に密着した普遍的な活動にしていくため、都において、学識経験者、国、東京都、業界等からなる「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）が設立された。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する技能者の顕彰に加えて、令和２年度には、将来の担い手育成と女性の入職促進に資するため、都内の建設工事等で活躍している若手技術者や女性技術者を表彰し、ホームページで公表するなど、幅広い対象への情報発信を行っている。

令和３年度からは、建設事業の魅力をＰＲするための写真を表彰するフォトコンテストを再開するなど、より一層の建設事業の魅力発信に取り組んでいる。

９　サイバーセキュリティ対策

平成27年10月、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、セキュリティ脅威の増大と責務の増大を考慮した全庁的なセキュリティ管理体制（サイバーセキュリティ委員会）の構築と全庁横断的な「サイバーセキュリティポリシー」の策定を行った。また、平成30 年度には、サイバーセキュリティに関する状況の変化等に対応するため、同ポリシーを改正した。建設局では、平成30年度のポリシー改正を踏まえ、建設局サイバーセキュリティ安全管理措置を定めて、業務に欠かすことのできないIT機器の活用ルールを徹底し、個人情報漏えいなどの事故を防止するため、セキュリティ対策に取り組んでいる。

令和３年度も引き続き、研修計画に基づくサイバーセキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。

また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査（職場及び各情報処理システム）と外部監査、リスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、危機管理の充実を図るために、東京都CSIRTとも連携して、事故や災害などの非常時の事業継続・復旧等を視野に入れた訓練実施計画を作成し、計画に基づく非常時訓練を実施して、危機管理の充実を図っていく。

10　業務委託の活用

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率化を図るとともに、工事の品質、安全を確保する

ため、業務委託の活用について検討を行っている。

このうち、工事監督補助業務委託は、平成17年度より建設コンサルタンツへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。また、東京都政策連携団体である公益財団法人（東京都道路整備保全公社、東京都公園協会）に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。なお、工事監督補助業務を実施するにあたり、適切な技術力を有している補助技術者等を認定する制度を創設し、平成21年度から認定技術者等の配置を義務づけている。

この他に、積算関連委託を、平成19年度より試行開始し、平成23年度から本格実施している。令和元年度からは、適用範囲の拡大などにより活用しやすくするための改定を行い運用している。

第４　災害対策・感染症対策の取組

総務部総務課

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持管理を担っており、災害時にこれら施設への被害を最小限にとどめて、都民の安全・安心を確保することが重要な課題となっている。

令和２年度、令和３年度の主な災害対策の取組は以下のとおりである。

１　訓練の実施

(1) 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練は、震災時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

令和２年度は、災害時における「住民等による自助・共助」と「行政及び関係機関の連携」、「コロナ禍における自然災害への対応」をテーマに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を行いながら、北区と合同で訓練が実施された。建設局は、北区中央公園で道路障害物除去訓練、パネルや排水ポンプ車等の展示を実施した。また、津波警報発表を想定し、江東治水事務所が操作する全水門・閘門を閉鎖する訓練を実施した。

令和３年度は、11月21日（日）に東村山市と合同で実施する。

(2) 建設局初動対応訓練の実施

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応能力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用ＭＣＡ無線やＷｅｂ会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

令和３年度は、２月頃実施する予定である。

(3) 定期通信訓練の実施

建設局では、災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図ることを目的に、本庁各部及び事務所において、毎月ＭＣＡ無線機の通信訓練を実施し、隔月でＷＥＢ会議システムの通信訓練を実施している。また、本庁各部・事務所・協力団体・東京都道路整備保全公社間においても、隔月でＭＣＡ無線機の訓練を実施している。

２　被災地の支援

建設局では、平成23年３月11日の東日本大震災発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施した。

また、これまで培ってきたノウハウと人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援するため、平成23年度から令和２年度までに宮城県・岩手県・福島県の東北３県のほか、熊本県、倉敷市、愛媛県、君津市及び北海道に延150名の技術職員及び事務職員を派遣した。

令和２年度は、７月に発生した豪雨災害を受け、熊本県への職員派遣を再開した。

令和３年度においても、宮城県に１名、福島県に２名、熊本県に１名の技術職員を派遣しており、被災地における災害復旧業務を長期的に支援していく。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧・復興を支援する一方、大震災の教訓を活かし、安全・安心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

３　新型コロナウイルス感染症対策の取組

令和２年２月、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、建設局では局長を本部長とする局対策本部を設置するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に必要な取組を適宜実施した。これまでの主な取組内容は以下のとおりである。

(1) 各施設の運営

（令和３年８月15日現在）

管部	取組内容	施設	期間 開始	期間 終了
道路管理部	休館	かちどき橋の資料館	令和2年 2月 29日	令和2年 6月 1日
			令和2年 12月26日	令和3年 5月 31日
	閉鎖	奥多摩周遊道路駐車場　7か所	令和2年 4月 25日	令和2年 5月 25日
			令和3年 4月 25日	令和3年 6月 20日
	隅田川橋梁群 医療関係者等応援 ライトアップ	蔵前橋	令和2年 4月 17日	令和2年 5月 6日
			令和2年 5月 21日	令和3年 4月 27日
		永代橋	令和2年 4月 17日	令和2年 5月 6日
			令和2年 5月 22日	令和3年 4月 26日
		厩橋・駒形橋	令和2年 4月 17日	令和2年 5月 6日
			令和2年 6月 3日	令和3年 4月 27日
		白鬚橋・吾妻橋・清洲橋 佃大橋・勝鬨橋	令和2年 8月 1日	（吾妻橋） 令和3年 4月 27日 （吾妻橋以外の4橋） 令和3年 4月 26日
	隅田川橋梁群 ライトアップ中止	白鬚橋・清洲橋・永代橋 佃大橋・勝鬨橋	令和3年 4月 27日	当面の間継続 （オリンピック期間中を除く）
		蔵前橋・厩橋・駒形橋・吾妻橋	令和3年 4月 28日	
道路建設部	隅田川橋梁群 医療関係者等応援 ライトアップ	築地大橋	令和2年 8月 1日	令和3年 4月 26日
	隅田川橋梁群 ライトアップ中止	築地大橋	令和3年 4月 27日	当面の間継続 （オリンピック期間中を除く）
公園緑地部	休園	恩賜上野動物園・葛西臨海水族園	令和2年 2月 29日	令和2年 6月 22日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
		井の頭自然文化園	令和2年 3月 28日	令和2年 6月 1日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
		多摩動物公園	令和2年 3月 28日	令和2年 6月 3日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
		旧岩崎邸庭園	令和2年 2月 29日	令和2年 5月 31日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
		旧芝離宮恩賜庭園・旧古河庭園・清澄庭園・小石川後楽園・殿ヶ谷戸庭園・浜離宮恩賜庭園・向島百花園・六義園	令和2年 3月 28日	令和2年 5月 31日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
		神代植物公園（有料区域）・夢の島熱帯植物館	令和2年 3月 28日	令和2年 6月 1日
			令和2年 12月26日	令和3年 6月 3日
	閉鎖 ※右記の期間終了日以降、施設状況に応じて順次再開	運動施設（競技場、野球場、テニスコート、サッカー場等）	令和2年 3月 28日	令和2年 6月 14日 （競技場等は令和2年5月31日）
			令和3年 2月 27日	令和3年 3月 21日
			令和3年 4月 25日	令和3年 5月 11日
		集会施設（音楽堂、野外ステージ、集会場、陳列場等）	令和2年 3月 28日	令和2年 5月 31日 （野外ｽﾃｰｼﾞ（代々木・井の頭・石神井）は令和2年7月31日）
		都立公園におけるバーベキュー広場	令和2年 3月 28日	令和2年 6月 30日
			令和3年 1月 8日	当面の間継続
		その他（ドッグラン、レンタサイクル等）	令和2年 3月 28日	令和2年 5月 31日
		都立公園における駐車場	令和2年 4月 25日	令和2年 5月 25日
			令和3年 2月 27日	令和3年 3月 31日
			令和3年 4月 25日	令和3年 5月 11日
		都立公園における大型遊具	令和2年 4月 25日	令和2年 6月 16日
	通行規制	上野恩賜公園及び葛西臨海公園の大通り	令和3年 2月 23日	当面の間継続
	立入禁止措置	上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、代々木公園の一部の広場・園地等	令和3年 3月 15日	当面の間継続
	新型コロナウイルス感染症に関係するご遺体の受入れ	瑞江葬儀所	令和2年 3月 から	

総務

管部	取組内容	施設	期間	
			開始	終了
河川部	１日８便から５便へ減便	水上バス　定期運航	令和2年 3月28日	令和2年 4月 7日
	全便休止		令和2年 4月 8日	令和2年 6月 1日
	１日８便から５便へ減便		令和2年 6月 2日	令和2年 6月20日
	平日休止		令和3年 1月 9日	令和3年 3月21日
	全便休止		令和3年 4月25日	令和3年 6月 3日
	休止	水上バス　イベント便	令和2年 2月28日	令和2年 7月31日
			令和3年 1月 1日	令和3年 8月31日
	休止	水上バス　ナイトクルーズ	令和2年 2月22日	令和2年 7月31日
			令和3年 1月 1日	令和3年 8月31日
	利用料金の割引	越中島・明石町・桜橋・両国・浜町・箱崎町・葛西臨海公園　各防災船着場（※葛西臨海公園防災船着場は令和2年8月31日から同年11月30日までの期間限定で開放及び割引）	令和2年 8月31日	令和3年 3月31日
			令和3年 4月 1日	令和4年 3月31日

(2) 占用料・貸付金の納付猶予・許可基準の緩和

所管部	区分	対象	支援内容
用地部	東京都の道路・河川・公園整備等に伴う移転資金貸付金の償還	既借受者のうち新型コロナウイルス感染症の影響により、移転資金貸付金の納付期限内の返済が困難と認められる方	令和２年４月１日から令和３年３月31日までに返済期限が到来する移転資金貸付金について、最長で1年間、納付期限を猶予。
			令和３年４月１日から令和４年３月31日までに返済期限が到来する移転資金貸付金について、最長で1年間、納付期限を猶予。
道路管理部	道路占用料	一時的に道路占用料を納付期限内に納めることが困難になった方	令和２年度分について、最長で６か月納付期限を猶予。
			令和３年度分について、最長で６か月納付期限を猶予。
	占用許可基準の緩和	地方公共団体又は関係団体（地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体（商店街等））	令和２年６月17日から令和３年９月30日までの期間、都道において、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和し、占用料を免除。※付近の清掃等に協力いただけている場合
河川部	河川占用料	一時的に河川占用料を納付期限内に納めることが困難になった方	令和２年度分について、最長で令和２年度末まで納付期限を猶予。
			令和３年度分について、最長で令和３年度末まで納付期限を猶予。
公園緑地部	都立公園・霊園の占用料等	一時的に都立公園・霊園の占用料等の納付が困難な事情がある方	令和２年度分について、最長で令和２年度末まで納付期限を猶予。
			令和３年度分について、最長で令和３年度末まで納付期限を猶予。
	都立公園における臨時的な許可	営業を希望する公園の周辺区市町村で飲食業を営業し、かつ屋外営業について保健所の許可等を得ている者	令和２年７月９日から令和３年９月30日までの期間、売店・飲食店を設置していない一般開放公園における臨時的な営業を許可。
	都立霊園一時収蔵施設及び短期収蔵施設の更新期限及び遺骨引取期限	令和2年3月26日から令和2年6月30日までの間に使用の更新及び使用期間満了後の遺骨引取手続きの必要がある方	一時収蔵施設及び短期収蔵施設の更新手続きについては、令和２年６月30日まで更新期限を猶予。同施設における遺骨引取手続きについては、令和２年６月30日まで、遺骨引取期限を猶予。

第５　広　報・広　聴　活　動

総務部総務課

１　概　　要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推進するために広報・広聴活動は不可欠である。

(1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等を効率的にＰＲすることにより、事業に対する都民の理解を高め事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋梁などの施設は、観光資源としても魅力のある施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報活動を積極的に行っている。

(2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に反映する窓口となることを目指し、「建設局都民の声窓口」を平成９年９月１日に開設した。

２　報道機関に対する情報提供によるＰＲ

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「報道発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するＰＲに努めている。なお、生活文化局が所管する都の自主媒体（テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など）も積極的に利用しＰＲに努めている。

令和２年度中に行った報道機関に対する発表件数は273件であった。内訳は**第７・５表**のとおりである。

第７・５表　報道発表件数

（単位：件）

区分／年度	道路		公園・庭園・霊園・動物園等	河川		その他	計
	一般	通行止め		一般	水防本部		
令和２年度	46	28	124	24	22	29	273

３　建設局の自主媒体によるＰＲ

(1)「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、Web版「東京のまちづくり」等となっている。

平成17年度には全事務所のホームページを開設し、個別の工事の概要やイベントの案内など、より地域に密着した情報の提供を行っている。

また、令和２年度から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があった工事や入札に関する情報や施設等利用者向けの情報を一元化するなど、都民等が効率的に情報を取得できる広報活動を積極的に行っている。

建設局ホームページアドレス

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

(2)「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成24年12月から、Twitterの公式アカウント（@tocho_kensetsu）、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。

(3)「建設局概要～未来を創ろう　みち・水・緑～」

建設局事業に対し、より一層の理解と積極的な協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダイジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範な局の事業を分かりやすくコンパクトに編集した内容となっており、区市町村、図書館等にも配布している。

(4)「東京のまちづくり（建設局ニュース）」

広範な局の事業を都民に分かりやすく紹介し、事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い層に理解してもらえるように、昭和61年度から都民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年6回（隔月）発行しており、都立公園、区市町村、図書館等で配布している。また、建設局ホームページにＷＥＢ版を公開しており、電子媒体でも広く都民にアピールしている。

(5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

(6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が一丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、より分かりやすいものとしている。

原則、毎月１回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

４　苦情、要望等への対応

令和２年度中に建設局都民の声窓口へ寄せられた苦情、要望等は、3,817件で、内訳は**第７・６表**のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、公園事業と道路事業に関するものが多く、特に、新型コロナウイルスに係る公園施設の利用や工事に伴う騒音・振動や街路樹の管理など、都民生活に直接結びつくものが頻繁に寄せられている。

第７・６表　建設局都民の声窓口の処理件数

（単位：件）

区分 年度	道路	公園	河川	その他	計
令和２年度	1,036	2,454	189	138	3,817

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あてに回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会議」を開催し、各部・事務所で受け付けた件数や対応事例を共有するなど、組織的な対応が図られるよう努めている。（**資料第１－(11)**、P.187）

資　料　編

１．総務関係

⑴「未来の東京」戦略　予算化状況 …… (169)
⑵ 令和３年度歳入歳出予算事項別財源別総括表 …… (172)
⑶ 令和２年度予算・決算一覧表 …… (174)
⑷ 貸借対照表 …… (176)
⑸ 行政コスト計算書 …… (177)
⑹ キャッシュ・フロー計算書 …… (178)
⑺ 市町村土木補助 …… (179)
⑻ 建設局関係目的税根拠法令一覧 …… (180)
⑼ 事業種別ごとの国庫補助率と根拠法令 …… (181)
⑽ 令和３年度建設局研修実施計画 …… (184)
⑾ 令和２年度に寄せられた主な苦情・要望等 …… (187)

２．道路関係

⑴ 東京都公道延長面積表 …… (188)
⑵ 国道・都道路線別一覧表 …… (190)
⑶ 東京都通称道路名一覧表 …… (216)
⑷ 主要な事業（道路）の進捗状況 …… (222)
⑸ 令和２年度都市計画道路事業認可年度延伸箇所調書 …… (224)
⑹ 令和２年度都市計画道路事業認可箇所調書 …… (225)
⑺ 令和３年度道路工事（調整結果）施工者別調書 …… (226)
⑻ 東京都共同溝一覧表 …… (227)
⑼ 駐車場管理事業 …… (228)
⑽ 交通安全施設整備事業の年度別実績および予定 …… (229)

３．河川関係

⑴ 東京都管内河川一覧表 …… (230)
⑵ 河川の管理区分 …… (232)
⑶ 主要な事業（河川）の進捗状況 …… (233)
⑷ 調節池等設置箇所別調書 …… (234)

４．公園・霊園関係

⑴ 東京都立公園一覧表 …… (235)
⑵ 令和３年度主要公園整備事業箇所 …… (236)
⑶ 都市計画公園・緑地事業認可一覧 …… (237)
⑷ 都内街路樹等管理者別数量調書 …… (238)

資料第1-（1）「未来の東京」戦略 予算化状況（1）

総務部企画計理課

（単位：百万円）

計画事業名	事業区分	令和3年度	令和2年度
○新交通システム・都市モノレール施設の改修	道路維持・道路補修	5,357	4,591
○橋梁の予防保全型管理の推進	橋梁整備	16,721	16,642
○都道での遮熱性舗装等の推進	道路補修	5,515	6,078
○既設グラウンドアンカー等斜面防護施設の予防保全型管理	道路災害防除	593	375
○先進の通信技術を活用した道路の防災力強化	道路維持・道路補修	545	390
○トンネルの予防保全型管理の推進	道路補修	1,207	950
○道路施設の予防保全型管理の推進	道路補修	205	100
○ICTを活用したインフラ維持管理の高度化	道路維持・道路補修・道路災害防除	485	250
○無電柱化の推進	交通安全施設	26,673	23,126
○自転車通行空間の整備	交通安全施設	1,813	1,607
○道路のバリアフリー化	交通安全施設	559	415
○新宿歩行者専用道の整備	交通安全施設	1,744	1,311
○交差点改良（交差点すいすいプラン）	交通安全施設	2,682	3,983
○東京ストリートヒューマン1st事業	交通安全施設	136	0
○連続立体交差事業の推進	街路整備	37,288	25,604
○木密における特定整備路線の整備推進	代替地購入・街路整備	45,533	49,974
○首都東京の強靭化と国際競争力の強化を図る道路の整備	道路整備・街路整備・橋梁整備	84,086	116,477
○災害に対する地域の防災力を高め都民の生命・財産を守る道路の整備	土木補助・道路整備・街路整備・橋梁整備・小笠原道路整備	16,310	15,177
○多摩地域の潜在力を引き出し活力を高める道路の整備	土木補助・道路整備・街路整備	8,877	10,176
○高齢者やだれもが安全で安心して暮らすための道路の整備	道路整備・街路整備・橋梁整備	24,426	32,860
○鉄道ネットワークの整備	街路整備	252	116
○首都圏三環状道路の整備促進	道路整備	64	74
○風格ある緑豊かな都市をつくる都市公園の整備	土木補助・公園整備	13,406	16,462
○都民のいのちを守る公園・緑地の整備	公園整備	3,153	3,557
○多様な生物が生息する都立公園の整備	公園整備	136	96
○世界に誇る東京の歴史と文化を伝える都立公園の再生	公園整備	893	964
○公園の自然的景観の保全・再生	公園管理・動物園管理・霊園葬儀所管理・公園整備	773	1,044
○世界に魅せる東京の植物園	公園整備	1,306	1,064
○誰もが利用しやすい公園等の整備	公園整備	5,698	4,344
○だれもが遊べる児童遊具広場の整備	公園整備	60	230

資料第1-（1）「未来の東京」戦略 予算化状況（2）

総務部企画計理課

（単位：百万円）

計画事業名	事業区分	令和3年度	令和2年度
○民間活力を導入した都立公園の賑わい創出	公園整備	2,027	52
○キャッシュレス決済の導入	公園管理・動物園管理	201	38
○”世界をおもてなし”する庭園の再生	公園整備	981	1,044
○世界に発信する首都東京の動物園整備	動物園整備	1,312	871
○ニーズを反映した墓地供給	霊園葬儀所整備	2,252	2,096
○街路樹防災機能の強化	道路補修	252	147
○街路樹の充実事業の継続（質の向上）	道路維持・道路補修	5,934	5,927
○街路樹事業へのICTの活用	道路補修費	21	20
○中小河川の豪雨対策	河川防災・中小河川	50,771	36,764
○東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策	高潮防御	33,072	30,298
○低地河川の高潮、地震対策	高潮防御	6,535	6,144
○総合的な土砂災害対策の強化	河川防災・砂防海岸・小笠原河川整備	8,053	8,304
○災害時利用に向けた防災船着場の整備	高潮防御	84	37
○河川における防災情報の発信・充実	河川防災	306	262
○水門におけるICT・AI等の最新技術の活用検討	河川防災	30	10
○河川における戦略的維持管理の推進	河川維持・河川防災	3,942	2,761
○水辺の魅力を活かした東京の顔づくり	高潮防御	2,451	2,137
○河川・水辺空間における緑化の推進	河川環境	600	823
○魅力ある水辺空間の創出に資する水質改善	河川環境	906	633
○液状化予測図の更新	土木技術支援・人材育成センター	51	60
○ポストコロナ社会における道路空間の利活用（※）	道路管理・道路補修・交通安全施設・道路整備	0	0
○災害各場面におけるドローン・ロボットの活用（※）	管理（土木管理）・道路補修・河川防災	1	0

（※）：他計画と重複する予算額は除いてある。

資料編

区分	令和3年度 予算額	特定 特別交付金	分担金及負担金	使用料及手数料	国庫支出金	財産収入
10 一般会計（土木費）	564,635,000	1,172,612	10,792,246	28,410,491	39,792,013	1,071,201
補助	79,986,326	0	3,883,330	0	39,792,013	0
公共	45,545,560	0	3,844,530	0	22,762,830	0
交付金	34,440,766	0	38,800	0	17,029,183	0
単独	484,648,674	1,172,612	6,908,916	28,410,491	0	1,071,201
01 土木管理費	25,164,000	0	0	9,512	16,889	1,055,315
補助	16,889	0	0	0	16,889	0
公共	16,889	0	0	0	16,889	0
交付金	0	0	0	0	0	0
単独	25,147,111	0	0	9,512	0	1,055,315
02 道路橋梁費	359,652,000	1,172,612	10,421,636	13,672,796	33,632,883	0
補助	67,345,996	0	3,850,530	0	33,632,883	0
公共	40,784,230	0	3,844,530	0	20,355,000	0
交付金	26,561,766	0	6,000	0	13,277,883	0
単独	292,306,004	1,172,612	6,571,106	13,672,796	0	0
03 河川海岸費	122,737,000	0	331,924	3,229,821	5,825,269	15,830
補助	11,709,497	0	32,800	0	5,825,269	0
公共	4,690,497	0	0	0	2,363,969	0
交付金	7,019,000	0	32,800	0	3,461,300	0
単独	111,027,503	0	299,124	3,229,821	0	15,830
04 公園霊園費	57,082,000	0	38,686	11,498,362	316,972	56
補助	913,944	0	0	0	316,972	0
公共	53,944	0	0	0	26,972	0
交付金	860,000	0	0	0	290,000	0
単独	56,168,056	0	38,686	11,498,362	0	56
用地会計	4,266,000	0	0	0	0	0
道路事業	2,724,000	0	0	0	0	0
河川事業	385,000	0	0	0	0	0
公園事業	1,157,000	0	0	0	0	0
建設局関係計	568,901,000	1,172,612	10,792,246	28,410,491	39,792,013	1,071,201

資料編

予算事項別財源別総括表

総務部企画計理課
（単位：千円）

財源					差引	令和２年度	増（△）減
寄附金	繰入金	諸収入	都債	計	一般財源	予算額	
10,000	65,746,267	4,734,295	339,620,000	491,349,125	73,285,875	583,235,000	△18,600,000
0	3,198,750	0	31,967,000	78,841,093	1,145,233	88,800,588	△8,814,262
0	1,437,850	0	16,945,000	44,990,210	555,350	25,612,244	19,933,316
0	1,760,900	0	15,022,000	33,850,883	589,883	63,188,344	△28,747,578
10,000	62,547,517	4,734,295	307,653,000	412,508,032	72,140,642	494,434,412	△9,785,738
0	6,561,807	210,102	0	7,853,625	17,310,375	26,598,000	△1,434,000
0	0	0	0	16,889	0	17,425	△536
0	0	0	0	16,889	0	17,425	△536
0	0	0	0	0	0	0	0
0	6,561,807	210,102	0	7,836,736	17,310,375	26,580,575	△1,433,464
0	39,158,083	2,024,778	227,545,000	327,627,788	32,024,212	391,030,000	△31,378,000
0	2,406,850	0	26,380,000	66,270,263	1,075,733	72,900,344	△5,554,348
0	1,207,850	0	14,834,000	40,241,380	542,850	22,055,000	18,729,230
0	1,199,000	0	11,546,000	26,028,883	532,883	50,845,344	△24,283,578
0	36,751,233	2,024,778	201,165,000	261,357,525	30,948,479	318,129,656	△25,823,652
0	18,593,498	22,363	90,409,000	118,427,705	4,309,295	105,732,000	17,005,000
0	791,900	0	5,051,000	11,700,969	8,528	14,873,299	△3,163,802
0	230,000	0	2,088,000	4,681,969	8,528	3,470,299	1,220,198
0	561,900	0	2,963,000	7,019,000	0	11,403,000	△4,384,000
0	17,801,598	22,363	85,358,000	106,726,736	4,300,767	90,858,701	20,168,802
10,000	1,432,879	2,477,052	21,666,000	37,440,007	19,641,993	59,875,000	△2,793,000
0	0	0	536,000	852,972	60,972	1,009,520	△95,576
0	0	0	23,000	49,972	3,972	69,520	△15,576
0	0	0	513,000	803,000	57,000	940,000	△80,000
10,000	1,432,879	2,477,052	21,130,000	36,587,035	19,581,021	58,865,480	△2,697,424
0	677	0	1,542,000	1,542,677	2,723,323	4,195,000	71,000
0	677	0	0	677	※2,723,323	1,832,000	892,000
0	0	0	385,000	385,000	0	907,000	△522,000
0	0	0	1,157,000	1,157,000	0	1,456,000	△299,000
10,000	65,746,944	4,734,295	341,162,000	492,891,802	76,009,198	587,430,000	△18,529,000

※道路事業については繰越金

資料編

上段(　):決算 / 下段:予算

区分	歳出 当初予算額	補正予算額	継続費及繰越事業費繰越額	予備費支出及流用増減	計	特別交付金	分担金及負担金	使用料及手数料
一般会計	583,235,000	△93,592,224	39,480,413	17,271	(427,251,629) 529,140,460	(909,846) 1,139,895	(6,099,662) 8,692,393	(24,089,461) 27,965,519
土木費	583,235,000	△93,592,224	39,480,413	0	(427,234,641) 529,123,189	(909,846) 1,139,895	(6,099,662) 8,692,393	(24,089,461) 27,965,519
補助	88,800,588	△30,205,200	5,677,368	1,966,734	(57,648,668) 66,239,490	(0) 0	(2,416,330) 2,862,271	(0) 0
単独	494,434,412	△63,387,024	33,803,045	△1,966,734	(369,585,973) 462,883,699	(909,846) 1,139,895	(3,683,332) 5,830,122	(24,089,461) 27,965,519
土木管理費	26,598,000	△1,946,072	297,500	17,924	(22,299,860) 24,967,352	(0) 0	(85,221) 0	(7,484) 9,388
道路橋梁費	391,030,000	△74,648,000	19,170,046	△3,072	(271,262,462) 335,548,974	(909,846) 1,139,895	(5,837,811) 8,329,941	(13,668,986) 13,663,269
河川海岸費	105,732,000	△11,297,949	17,759,950	△9,355	(88,251,775) 112,184,646	(0) 0	(172,497) 358,319	(3,163,378) 3,243,759
公園霊園費	59,875,000	△5,700,203	2,252,917	△5,497	(45,420,544) 56,422,217	(0) 0	(4,133) 4,133	(7,249,613) 11,049,103
諸支出金	0	0	0	17,271	(16,988) 17,271	(0) 0	(0) 0	(0) 0
用地会計	4,195,000	0	47,793	0	(144,472) 4,242,793	(0) 0	(0) 0	(0) 0
道路事業	1,832,000	0	0	0	(0) 1,832,000	(0) 0	(0) 0	(0) 0
河川事業	907,000	0	0	0	(23,529) 907,000	(0) 0	(0) 0	(0) 0
公園事業	1,456,000	0	47,793	0	(120,943) 1,503,793	(0) 0	(0) 0	(0) 0
建設局関係計	587,430,000	△93,592,224	39,528,206	17,271	(427,396,101) 533,383,253	(909,846) 1,139,895	(6,099,662) 8,692,393	(24,089,461) 27,965,519

予算・決算一覧表

総務部企画計理課

（単位：千円）

特定財源							差引
国庫支出金	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	都債	計	一般財源
(30,056,434)	(233,911)	(10,000)	(20,450,629)	(3,913,462)	(154,879,868)	(240,643,273)	(186,608,356)
31,975,683	1,403,068	10,000	142,346,942	4,459,299	164,653,000	382,645,799	146,494,661
(30,056,434)	(233,911)	(10,000)	(20,450,629)	(3,913,462)	(154,879,868)	(240,643,273)	(186,591,368)
31,975,683	1,403,068	10,000	142,346,942	4,459,299	164,653,000	382,645,799	146,477,390
(30,056,434)	(0)	(0)	(5,055,128)	(0)	(9,227,995)	(46,755,887)	(10,892,781)
31,975,683	0	0	12,595,268	0	11,913,000	59,346,222	6,893,268
(0)	(233,911)	(10,000)	(15,395,501)	(3,913,462)	(145,651,873)	(193,887,386)	(175,698,587)
0	1,403,068	10,000	129,751,674	4,459,299	152,740,000	323,299,577	139,584,122
(22,553)	(218,581)	(0)	(665,289)	(171,509)	(0)	(1,170,637)	(21,129,223)
17,425	1,387,371	0	5,953,485	225,582	0	7,593,251	17,374,101
(20,291,543)	(0)	(0)	(15,626,980)	(1,876,075)	(112,875,008)	(171,086,249)	(100,176,213)
23,374,164	0	0	94,875,872	1,593,284	116,487,000	259,463,425	76,085,549
(9,331,000)	(15,274)	(0)	(3,648,362)	(318,259)	(33,669,910)	(50,318,680)	(37,933,095)
8,197,666	15,645	0	41,141,147	266,527	36,486,000	89,709,063	22,475,583
(411,338)	(56)	(10,000)	(509,998)	(1,547,619)	(8,334,950)	(18,067,707)	(27,352,837)
386,428	52	10,000	376,438	2,373,906	11,680,000	25,880,060	30,542,157
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16,988)
0	0	0	0	0	0	0	17,271
(0)	(41,472)	(0)	(0)	(0)	(103,000)	(144,472)	(0)
0	0	0	554	0	2,363,000	2,363,554	1,879,239
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	554	0	0	554	※ 1,831,446
(0)	(529)	(0)	(0)	(0)	(23,000)	(23,529)	(0)
0	0	0	0	0	907,000	907,000	0
(0)	(40,943)	(0)	(0)	(0)	(80,000)	(120,943)	(0)
0	0	0	0	0	1,456,000	1,456,000	47,793
(30,056,434)	(275,383)	(10,000)	(20,450,629)	(3,913,462)	(154,982,868)	(240,787,745)	(186,608,356)
31,975,683	1,403,068	10,000	142,347,496	4,459,299	167,016,000	385,009,353	148,373,900

※道路事業については繰越金

資料編

資料第1－(4) 貸借対照表

（令和3年3月31日現在）　　総務部企画計理課

科　　目	金額（円）	科　　目	金額（円）
資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産	1,129,011,212	Ⅰ　流動負債	99,319,643,686
現金預金	0	還付未済金	0
収入未済	954,723,827	都債	97,354,626,588
不納欠損引当金	△ 74,006,845	短期借入金	0
基金積立金	0	他会計借入金	0
財政調整基金	0	基金運用金	0
減債基金	0	その他短期借入金	0
短期貸付金	248,294,230	リース債務	0
貸倒引当金	0	未払金	0
その他流動資産	0	支払繰延	0
Ⅱ　固定資産	17,376,473,471,513	未払保証債務	0
1　行政財産	2,585,899,608,699	その他未払金	0
1　有形固定資産	2,585,828,706,670	賞与引当金	1,965,017,098
建物	43,773,507,856	その他流動負債	0
工作物	45,220,037,699	Ⅱ　固定負債	2,440,692,479,411
立木	0	都債	2,421,767,641,411
船舶	188,382,860	長期借入金	0
航空機	0	他会計借入金	0
浮標等	2	基金運用金	0
土地	2,496,646,778,253	その他長期借入金	0
2　無形固定資産	70,902,029	リース債務	0
地上権	70,902,029	退職給与引当金	18,924,838,000
その他無形固定資産	0	その他引当金	0
2　普通財産	16,450,543,081	その他固定負債	0
1　有形固定資産	16,032,842,916	預り保証金	0
建物	12	その他固定負債	0
工作物	4,075,120		
立木	0		
船舶	3		
航空機	0		
浮標等	0		
土地	16,028,767,781		
2　無形固定資産	417,700,165		
地上権	0		
その他無形固定資産	417,700,165		
3　重要物品	4,872,229,468		
4　インフラ資産	14,107,533,301,164		
1　有形固定資産	14,092,665,832,188		
建物	16,683,312,477		
工作物	1,618,420,349,392		
浮標等	0		
土地	12,457,562,170,319		
2　無形固定資産	14,867,468,976	負債の部合計	2,540,012,123,097
地上権	14,867,468,976		
その他無形固定資産	0	正味財産の部	
5　ソフトウェア	0	正味財産	14,837,590,359,628
6　リース資産	0	（うち当期正味財産増減額）	165,502,339,142
7　建設仮勘定	627,567,997,936		
8　ソフトウェア仮勘定	33,145,400		
9　投資その他の資産	34,116,645,765		
有価証券	0		
出資金及出捐金	1,732,000,000		
投資損失引当金	0		
公営企業会計出資金	0		
長期貸付金	2,428,461,325		
貸倒引当金	0		
その他債権	210,898,971		
基金積立金	29,745,285,469		
減債基金	0		
特定目的基金	29,745,285,469		
定額運用基金	0	正味財産の部合計	14,837,590,359,628
その他投資等	0		
資産の部合計	17,377,602,482,725	負債及び正味財産の部合計	17,377,602,482,725

資料編

資料第１－（５） 行政コスト計算書

自　令和2年4月　1日
至　令和3年3月31日

総務部企画計理課

科　　目	金額（円）
通常収支の部	
Ⅰ　行政収支の部	△ 250,508,952,314
1　行政収入	49,008,266,616
都税	0
地方消費税（清算前）	0
地方譲与税	0
地方特例交付金	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
税諸収入	0
国庫支出金	16,741,752,675
交通安全対策特別交付金	0
事業収入（特別会計）	0
分担金及負担金	5,808,505,892
使用料及手数料	24,124,198,328
財産収入	33,708,581
諸収入（受託事業収入）	1,442,122,590
諸収入	202,393,572
寄附金	10,000,000
繰入金	645,584,978
その他行政収入	0
2　行政費用	299,517,218,930
税連動経費	0
給与関係費	21,168,960,279
物件費	1,198,325,413
維持補修費	51,361,850,485
扶助費	124,870,000
補助費等（地方消費税清算金）	0
補助費等（その他）	208,164,407
投資的経費補助	28,780,026,421
投資的経費単独	130,057,150,063
投資的経費国直轄	27,253,304,264
出捐金	0
繰出金	0
減価償却費	35,841,119,754
債務保証費	0
不納欠損引当金繰入額	68,365,151
貸倒引当金繰入額	0
賞与引当金繰入額	1,965,017,098
退職給与引当金繰入額	1,490,065,595
その他引当金繰入額	0
その他行政費用	0
Ⅱ　金融収支の部	△ 26,107,128,704
1　金融収入	2,669,223
受取利息及配当金	2,669,223
2　金融費用	26,109,797,927
公債費（利子）	25,004,838,668
都債発行費	962,910,389
都債発行差金	142,048,870
他会計借入金利子等	0
通常収支差額	△ 276,616,081,018
特別収支の部	42,497,985,571
1　特別収入	44,420,803,702
固定資産売却益	62,933,686
その他特別収入	44,357,870,016
2　特別費用	1,922,818,131
固定資産売却損	0
固定資産除却損	291,969,458
災害復旧費	249,993,400
不納欠損額	72,829,562
貸倒損失	0
その他特別費用	1,308,025,711
当期収支差額	△ 234,118,095,447
一般財源共通調整	0
一般財源充当調整	213,396,343,612
一般会計繰入金	0
一般会計繰出金	0
再計（一般財源調整及び一般会計繰入金繰出金調整後）	△ 20,721,751,835

資料編

資料第1－(6) キャッシュ・フロー計算書

自　令和2年4月　1日
至　令和3年3月31日

総務部企画計理課

科　　目	金額（円）
Ⅰ　行政サービス活動	
税収等	0
都税	0
地方消費税（清算前）	0
地方譲与税	0
地方特例交付金	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
税諸収入	0
国庫支出金等	16,797,646,675
国庫支出金	16,797,646,675
交通安全対策特別交付金	0
業務収入その他	32,183,485,627
事業収入（特別会計）	0
分担金及負担金	5,808,505,892
使用料及手数料	24,089,461,803
財産収入	33,708,581
諸収入（受託事業収入）	1,442,122,590
諸収入	154,101,783
寄附金	10,000,000
繰入金	645,584,978
金融収入	0
受取利息及配当金	0
税連動経費	0
税連動経費	0
行政支出	262,127,482,514
給与関係費	23,150,332,571
物件費	1,198,325,413
維持補修費	51,361,850,485
扶助費	124,870,000
補助費等（地方消費税清算金）	0
補助費等（その他）	225,152,096
投資的経費補助	28,780,026,421
投資的経費単独	130,033,621,264
投資的経費国直轄	27,253,304,264
繰出金	0
金融支出	0
公債費（利子・手数料）	0
他会計借入金利子等	0
特別支出	249,993,400
災害復旧事業支出	249,993,400
行政サービス活動収支差額	△ 213,396,343,612

科　　目	金額（円）
Ⅱ　社会資本整備等投資活動	
国庫支出金等	13,849,807,028
国庫支出金	13,258,787,325
分担金及負担金	291,155,657
繰入金等	299,864,046
財産収入	200,553,642
財産売払収入	200,553,642
基金繰入金	10,756,576,666
財政調整基金	0
減債基金	0
特定目的基金	10,756,576,666
定額運用基金	0
貸付金元金回収収入等	251,232,226
保証金収入	3,013,968
社会資本整備支出	164,742,341,045
物件費	254,760
補助費等	0
投資的経費補助	28,729,713,579
投資的経費単独	136,012,372,706
基金積立金	0
財政調整基金	0
減債基金	0
特定目的基金	0
定額運用基金	0
貸付金・出資金等	131,000,000
出資金及出捐金	0
繰出金（他会計）	0
貸付金	131,000,000
保証金支出	811,896
社会資本整備等投資活動収支差額	△ 139,812,969,411
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	△ 353,209,313,023
Ⅲ　財務活動	
財務活動収入	0
都債	0
他会計借入金等	0
基金運用金借入	0
繰入金	0
財務活動支出	0
公債費（元金）	0
他会計借入金等償還	0
基金運用金償還	0
財務活動収支差額	0
収支差額合計	△ 353,209,313,023
一般財源共通調整	0
一般財源充当調整	353,209,313,023
行政サービス活動	213,396,343,612
社会資本整備等投資活動	139,812,969,411
財務活動	0
一般会計繰入金	0
行政サービス活動	0
社会資本整備等投資活動	0
財務活動	0
一般会計繰出金	0
行政サービス活動	0
社会資本整備等投資活動	0
財務活動	0
前年度からの繰越金	0
形式収支	0

資料編

資料第1－(7) 市町村土木補助

総務部企画計理課

多摩・島しょ地域のまちづくりの推進を図るため、市町村が行う道路の改修や交通安全施設の整備、準用河川の改修、公園の整備事業などに対して、財政的、技術的支援を行う。

1 令和3年度予算

区分 ( ) 補助率	令和３年度予算			令和２年度予算			増 △ 減		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業 (3/10・1/2・3/4)	239	14,846,408	4,999,954	282	14,258,384	4,999,954	△43	588,024	0
交通安全施設事業 (1/3 ・ 1/2)	14	346,400	140,920	13	357,330	140,920	1	△10,930	0
河川事業 (1/2)	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	0	0	0
公園事業 (1/2)	18	1,405,816	450,489	14	1,451,156	450,489	4	△45,340	0
計	272	16,628,624	5,606,363	310	16,096,870	5,606,363	△38	531,754	0
指導監督費		—	7,637		—	7,637		—	0
合計		—	5,614,000		—	5,614,000		—	0

2 過去の実績(平成24年度～令和2年度)

区分	令和２年度			令和元年度			平成30年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	221	10,072,892	3,519,597	247	10,244,690	3,869,899	273	11,474,266	4,230,358
交通安全施設事業	8	144,288	49,012	11	348,780	139,260	9	230,057	88,461
河川事業	1	15,370	7,685	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000
公園事業	14	1,635,081	541,679	16	1,555,406	450,489	20	1,432,195	450,489
計	244	11,867,631	4,117,973	275	12,178,876	4,474,648	303	13,166,518	4,784,308

区分	平成29年度			平成28年度			平成27年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	275	9,577,881	3,498,320	267	10,491,299	3,856,807	225	12,578,458	4,439,429
交通安全施設事業	11	127,846	54,151	13	163,555	68,245	10	115,290	50,625
河川事業	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000
公園事業	18	1,339,668	450,489	19	1,363,332	450,489	14	1,387,830	450,489
計	305	11,075,395	4,017,960	300	12,048,186	4,390,541	250	14,111,578	4,955,543

区分	平成26年度			平成25年度			平成24年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	213	12,302,085	4,279,249	223	13,109,965	4,442,111	220	10,808,932	4,051,879
交通安全施設事業	13	164,877	69,858	17	243,316	108,260	16	298,890	140,443
河川事業	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000
公園事業	16	1,827,014	450,489	13	1,433,208	450,489	14	1,802,571	566,489
計	243	14,323,976	4,814,596	254	14,816,489	5,015,860	251	12,940,393	4,773,811

資料第１－（８）　建設局関係目的税根拠法令一覧

総務部企画計理課

税　　別	根拠法令	使　　途	課　　税　　額　　等
都市計画税	地方税法（第702条）	都市計画事業	課税等……都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋の価額の0.3／100（1/3・2/3の軽減の特例措置あり）
航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税法	航空機の騒音障害防止事業・空港及びその周辺の整備事業	課税額……航空機燃料（国際線用積込を除く）１キロリットルにつき26,000円 ※ 譲与状況……令和元年度の全国譲渡額（28.8億円）に対する都譲渡割合は0.04718である。 ※特例措置により平成23年度から令和3年度まで18,000円
事業所税	地方税法（第701条の30）	道路、公園、上下水道、学校、病院、防災、公害防止事業など大都市の環境整備事業	課税等……事業所等の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とがある。 資産割　事業所床面積×１㎡につき600円 従業者割　従業者給与総額×0.25/100

資料編

資料第１－（９） 事業種別ごとの国庫補助率と根拠法令

総務部企画計理課

（1）国庫負担金

区　　分	補助率	根拠法令（制定年月日）	
市町村指導監督費	10/10	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	(昭30. 8.27)
街路整備費			
国際空港アクセス	1/2	道路法第56条 同施行令第28条	(昭27. 6.10)
連続立体	1/2・1/3	道路法第56条 同施行令第28条	(昭27. 6.10)
小笠原道路整備費	3/5	小笠原諸島振興開発特別措置法施行令第1条	(昭45. 3. 9)
道路災害復旧費			
一般	0.667	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条	(昭26. 3.31)
離島	4/5	離島振興法第7条	(昭28. 7.22)
関連	1/2	公共土木施設災害復旧事業査定方針第19	(昭32. 7.15)
中小河川整備費			
特定洪水対策等推進事業	1/2	河川法第60条2、河川法第62条	(昭39. 7.10)
小笠原河川整備費			
砂防	1/2	小笠原諸島振興開発特別措置法第 8条	(昭44.12.8)
河川災害復旧費			
一般	0.667	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条	(昭26. 3.31)
離島	4/5	離島振興法第7条	(昭28. 7.22)

資料編

（2）国庫補助金

区　　分	補助率	根拠法令（制定年月日）	
道路補修費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2	同　上	
交通安全施設費			
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
無電柱化推進計画事業補助	1/2	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2. 4. 1)
道路災害防除費			
小笠原	3/5	小笠原諸島振興開発特別措置法施行令第1条	(昭45. 3. 9)
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
土砂災害対策道路事業補助	1/2	土砂災害対策道路事業補助要綱第3	(令2. 4. 1)
道路整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2	同　上	
無電柱化推進計画事業補助	1/2	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2. 4. 1)
街路整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2	同　上	(平22. 4. 1)
無電柱化推進計画事業補助	1/2	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2. 4. 1)
橋梁整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2	同　上	
道路メンテナンス事業補助	1/2	道路メンテナンス事業補助制度要綱第3	(令2. 4. 1)
河川維持費			
地域環境保全対策費補助金	9/10	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第29条 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱第3	(平21. 7. 15) (平27. 2. 3)
河川防災費			
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
河川環境整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
河川しゅんせつ費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
中小河川整備費			
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)

資料編

区　　分	補助率	根拠法令（制定年月日）	
高潮防御施設費			
社会資本整備総合交付金	1/2･1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2	同　上	
砂防費			
防災・安全交付金	5.5/10 ･1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
海岸保全施設費			
社会資本整備総合交付金	1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	5.5/10	同　上	
急傾斜地崩壊対策事業費			
防災・安全交付金	1/2･1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
公園整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2･1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22. 4. 1)
防災・安全交付金	1/2･1/3	同　上	
小笠原公園整備費	1/2	小笠原諸島振興開発特別措置法第 8条	(昭44.12.8)

資料編

資料第1－(10) 令和3年度建設局研修実施計画

局研修　　総務部職員課

区分	研修種目			研　　修　　名	計画 回数	計画 日数	計画 人数
職層別研修	新任研修			●新任研修Ⅰ	1	2	85
				●新任研修Ⅱ	3	3	85
	現任研修			●現任研究科Ⅰ	2	2	160
				●現任研究科Ⅱ	2	2	200
				●現任研究科(技術職)　※他局共催	4	4	100
				●レベルアップ科(基礎編)	3	3	100
				●主任研究科	2	2	60
				●組織支援力向上科(入都25年目研修)	1	1	20
	監督者研修			●OJTスキルアップ科	1	1	30
	管理者研修			●業績評価科	4	4	100
小　計					23	24	940
職能別研修	実務研修			●文書実務科	1	1	25
				●情報公開・個人情報保護制度科	1	1	25
				●契約実務科	1	1	25
				●接遇基礎科(会計年度任用専門職)	3	3	75
				●接遇科(応対力向上)	1	1	25
				●接遇科(クレーム対応)	2	2	40
				●公務災害防止科(技能系・業務系職員)	2	2	20
				●産業廃棄物処理科　新	3	1	120
				●土壌汚染対策科　新	未定	未定	未定
	計				14	12	355
	実務研修	技術研修	基礎コース	●道路実務基礎科　☆	1	3	30
				●河川実務基礎科　※　☆	1	2	30
				●公園緑地基礎科　※　☆	1	2	30
				●技術系システム科(RIBC編)	2	1	24
				●技術系システム科(土積編)　☆	5	1	60
				●施工管理基礎科　※　☆	1	3	30
				●土木設計基礎科　※　☆	1	2	30
				●道路維持管理科　※　☆	1	2	30
				●公園設計・施工基礎科	1	1	30
				●ICT等活用科　新	1	1	50
			設計実務コース	●河川構造物設計科	1	2	20
				◎仮設設計科　※　☆	1	1	30
				○耐震設計科　※　☆			
				●道路設計科　※　☆	1	1	30
			体験実務コース	●道路交通振動・騒音測定科　※　☆	2	1	20
				●技術系システム科(CALS)管理者編	2	1	24
				●技術系システム科(総単方式)　☆	2	1	24
				●工事安全対策科	3	1	60
				●コンクリート材料試験科	1	1	20
				●測量科　※　☆	2	1	50
				●構造物維持管理科　☆	2	1	30
				●技術系システム科(CAD)	10	1	100
				●現場を視る！	2	1	30
				●道路舗装科	1	2	10
				●まちづくり政策科	1	1	30

資料編

局研修　　総務部職員課

区分	研修種目			研　　修　　名	計画 回数	計画 日数	計画 人数
			応用コース	●災害対策科　※　☆	1	2	40
				●公園施設科　※　☆	1	1	40
				●設備技術科　※　☆	1	1	30
				◎コンクリート科　※　☆	1	1	30
				●発注事務科　※　☆	1	1	50
				●エラー防止科　※　☆	1	1	50
				●公園緑地経営科　※　☆	1	1	30
			指導者育成	●課長代理育成科	1	1	30
				●管理職科	1	1	30
			資格取得支援	●資格取得支援科　※　☆	1	1	40
	計				56	45	1,192
小　計					70	57	1,547
必須課題				●人権問題科 （管理職）	2	2	60
				●人権・同和問題科 （課長代理級以下）	50	50	500
				●コンプライアンス推進科 （管理職）	2	2	100
				●コンプライアンス推進科 （課長代理級以下）	70	70	1,600
				●ハラスメント防止科 （課長代理級以下）	2	2	800
				△震災対策科			
				●メンタルヘルスⅠ（セルフケア）※再任用職員、会計年度任用職員（専門職）を含む	2	2	440
				●メンタルヘルスⅡ（ラインケア）	2	2	240
				●コンプライアンス推進研修＜eラーニング＞	1	1	2,500
				●東京の防災対策＜eラーニング＞	1	1	2,500
				●東京の様々な人権課題＜eラーニング＞	1	1	2,500
				●人事考課基礎研修＜eラーニング＞	1	1	200
				●人事考課制度科＜eラーニング＞	1	1	200
				●サイバーセキュリティ・個人情報保護科＜eラーニング＞	1	1	3,000
				●環境マネジメントシステム科＜eラーニング＞	1	1	2,500
				●障害者差別解消等に関する研修＜eラーニング＞	1	1	2,500
				●現地機動班研修（区市町村派遣職員向け）＜eラーニング＞	1	1	20
				●新任研修（4月1日付採用）＜eラーニング＞	1	1	75
				●新任研修（1月1日付採用）＜eラーニング＞	1	1	10
				●新規採用職員向け文書研修＜eラーニング＞	1	1	75
				●転入科	1	1	90
小　計					143	143	19,910
講師養成研修				●コンプライアンス推進科	2	2	30
				△震災対策科			
小　計					2	2	30
公開講座等				●土木技術講習会　※　☆	1	1	200
				●土木技術支援・人材育成センター発表会　※　☆	1	1	100
				●現場で学ぶ	1	1	30
				●語学力向上研修	5	5	6
				●派遣研修報告会	1	1	30
				●普通救命講習	1	1	30
				●公開講座研修　☆	1	1	40
小　計					11	11	436
合　計					249	237	22,863

派　遣　研　修	道路・河川・公園事業等	56回	126日	139人

● 毎年実施
◎ 隔年実施（奇数年度）
○ 隔年実施（偶数年度）
△ 3年に1度実施

※ 聴講制度あり
☆ 他局募集あり

現時点の計画であり諸事情により変更となる場合があります。

資料編

部署研修

区分	研修種目	研　　修　　名	計画		
			回数	日数	人数
部署研修	総務部	広報広聴担当者研修	1	1	20
		損害賠償事務	1	1	50
		第33回建設局技術業務体験発表会	1	1	200
		境界確認の事例研究	1	1	20
		財産管理基礎科	1	1	30
	用地部	用地補償基礎科	2	4	175
		土地評価科	1	1	120
		土地評価科（新規評価）	1	3	60
		公共用地取得の税務	1	1	60
		物件補償科（初級編）	1	3	120
		物件補償科（演習編）	1	2	120
		土地収用科（基礎編）	1	2	60
		土地収用科（解説編）	1	1	60
		マンション敷地取得実践科	1	1	90
		用地取得に係る事例発表会	1	1	500
		用地問題解決科	1	1	60
	道路管理部	道路管理基礎科	1	1	50
		危機管理科	2	2	80
		電線共同溝整備科	1	2	150
	公園緑地部	公園管理基礎科	1	2	60
		危機管理科（レスナビ）	2	2	40
	河川部	河川管理基礎科	1	1	30
		危機管理科	1	1	25
		（仮）東京の川を考えるシンポジウム2021	未定	未定	未定
	土木技術支援・人材育成センター	マイスター専門技術セミナー	1	1	30
		令和3年度マイスターの技術経験を聴く	1	1	60
合　　計			***28***	***38***	***2,270***

資料編

資料第１－（11） 令和2年度に寄せられた主な苦情・要望等

総務部総務課

区　分	主　な　内　容
道　　路 に関すること （1,036 件）	・工事の実施に伴う騒音・振動、交通渋滞について ・路面の損傷（へこみ等）に起因する振動・騒音について ・道路付属物の損傷等（街路灯の不点灯等）について ・道路施設等の不正使用について （道路上の不法看板、放置自転車、不法投棄等） ・歩道の段差解消等のバリアフリー化について ・電線類の地中化について
公　　園 に関すること （2,454 件）	・新型コロナウイルス感染症対策に伴う公園利用について ・公園利用者のマナーについて ・動物園や庭園等、局所管施設の再開予定について ・公園や動物園に係る事業計画について ・街路樹の管理（枝の剪定等）、雑草の草刈りについて ・路上生活者による不法占拠について
河　　川 に関すること （189 件）	・水害対策の推進について ・川の水質改善や清掃など、河川管理について ・河川工事に伴う騒音等の解消について
そ　の　他 （138 件）	・職員の対応について ・工事関係資料の閲覧について

資料編

資料２－（１）　東京都公道延長面積表

道路管理者 / 行政区	全公道合計（実延長面積）		東京都管理道路計		一般国道（指定区間外）		主要地方道		一般都道	
	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡
合　計	24,711,739	189,590,795	2,245,146	41,778,072	74,254	1,216,640	976,169	21,153,133	813,193	11,115,352
千代田区	175,573	2,788,217	24,880	837,299	－	－	9,688	334,808	－	－
中央区	193,346	2,971,096	21,160	798,101	－	－	12,330	484,595	－	－
港区	303,319	4,428,381	48,760	1,570,441	480	14,309	19,066	594,764	－	－
新宿区	356,805	3,407,360	50,792	1,350,558	－	－	30,843	796,661	－	－
文京区	207,455	1,954,563	26,108	651,096	－	－	7,500	228,276	－	－
台東区	258,517	2,626,006	21,319	547,669	－	－	8,808	210,001	－	－
墨田区	296,988	2,959,572	26,716	624,144	－	－	9,336	229,065	－	－
江東区	395,914	5,743,840	55,077	1,736,391	－	－	29,984	1,013,329	－	－
品川区	390,299	3,889,602	25,928	742,240	－	－	15,253	502,835	－	－
目黒区	359,250	2,306,930	21,398	466,230	－	－	11,757	335,041	－	－
大田区	854,088	7,588,548	43,018	1,174,423	3,559	98,040	34,112	994,614	659	10,616
世田谷区	1,186,637	8,258,741	69,968	1,110,910	2,907	71,644	35,663	715,320	5,411	49,737
渋谷区	271,796	2,783,332	25,891	704,390	－	－	11,693	357,745	－	－
中野区	368,947	2,168,337	26,350	494,155	－	－	12,362	274,768	－	－
杉並区	688,849	4,627,624	56,681	1,055,910	－	－	37,999	847,660	1,597	18,831
豊島区	307,754	2,387,301	15,187	431,887	－	－	9,026	267,917	－	－
北区	375,375	3,013,310	32,081	748,115	6,310	192,653	9,856	261,480	－	－
荒川区	215,350	1,664,319	16,366	393,948	－	－	13,124	330,042	－	－
板橋区	740,392	5,849,092	27,219	735,895	－	－	9,034	266,549	－	－
練馬区	1,141,097	7,482,280	75,778	1,351,272	－	－	36,358	703,451	9,403	133,564
足立区	1,063,537	9,930,806	73,916	1,795,836	－	－	28,916	843,802	18,719	407,509
葛飾区	754,050	5,717,996	44,011	786,138	－	－	30,648	620,642	－	－
江戸川区	1,079,787	9,298,197	66,277	1,496,265	4,634	75,776	36,316	1,024,322	－	－
区部計	11,985,125	103,845,450	894,881	21,603,313	17,890	452,422	459,672	12,237,687	35,789	620,257
八王子市	1,552,407	14,872,735	146,587	2,369,300	6,313	67,423	50,724	914,957	89,550	1,386,920
立川市	296,711	2,613,086	36,920	713,153	－	－	27,335	444,007	9,585	269,146
武蔵野市	149,254	1,157,169	21,253	316,348	－	－	14,432	226,306	6,821	90,042
三鷹市	295,739	1,951,513	27,904	428,624	－	－	6,090	157,153	21,814	271,471
青梅市	935,688	4,755,290	114,544	1,460,690	17,678	233,287	59,306	827,170	37,560	400,233
府中市	485,102	3,840,302	36,746	722,063	－	－	22,895	531,715	13,851	190,348
昭島市	256,514	1,857,817	25,102	432,037	－	－	13,540	224,397	11,562	207,640
調布市	441,634	2,740,352	23,301	395,770	－	－	9,512	228,690	13,789	167,080
町田市	1,355,110	8,693,869	78,190	1,263,761	－	－	53,949	893,688	24,241	370,073
小金井市	178,289	1,074,420	17,215	281,487	－	－	6,510	115,416	10,705	166,071
小平市	273,426	2,049,892	36,486	482,340	－	－	20,944	294,445	15,542	187,895
日野市	496,732	3,361,430	32,326	588,573	－	－	6,068	108,552	26,258	480,021
東村山市	303,729	1,812,846	25,449	290,906	－	－	12,030	192,324	13,419	98,582
国分寺市	240,337	1,319,926	13,504	172,347	－	－	5,210	74,440	8,294	97,907
国立市	153,878	1,297,189	10,226	164,054	－	－	2,511	54,418	7,715	109,636
福生市	150,919	1,129,037	17,277	255,524	－	－	12,133	182,735	5,144	72,789
狛江市	128,343	823,280	10,573	166,643	－	－	6,651	110,673	3,922	55,970
東大和市	235,451	1,566,941	25,820	284,408	－	－	12,178	199,627	13,642	84,781
清瀬市	189,526	1,123,226	13,071	190,433	－	－	11,358	171,832	1,713	18,601
東久留米市	255,938	1,642,005	20,549	269,645	－	－	13,713	186,068	6,836	83,577
武蔵村山市	272,418	1,561,919	18,971	279,103	－	－	15,657	242,058	3,314	37,045
多摩市	330,191	3,464,413	37,543	1,006,780	－	－	20,564	511,913	16,979	494,867
稲城市	262,866	2,070,427	22,730	545,306	－	－	20,525	520,885	2,205	24,421
羽村市	164,579	1,328,355	16,461	275,872	－	－	7,646	105,430	8,815	170,442
あきる野市	741,945	3,485,564	64,557	973,932	5,479	92,937	31,247	551,570	27,831	329,425
西東京市	276,306	1,842,304	34,039	461,527	－	－	19,796	299,687	14,243	161,840
市部計	10,423,032	73,435,307	927,344	14,790,626	29,470	393,647	482,524	8,370,156	415,350	6,026,823
瑞穂町	243,462	1,485,691	17,938	257,377	－	－	8,907	134,210	9,031	123,167
日の出町	142,567	905,033	25,376	302,503	－	－	4,256	71,156	21,120	231,347
檜原村	120,317	1,024,739	50,274	848,468	－	－	14,417	226,207	35,857	622,261
奥多摩町	306,934	1,628,949	82,690	1,096,290	26,894	370,571	6,393	113,717	49,403	612,002
郡部計	813,280	5,044,412	176,278	2,504,638	26,894	370,571	33,973	545,290	115,411	1,588,777
大島町	499,119	2,032,818	60,326	570,633	－	－	－	－	60,326	570,633
利島村	27,706	127,434	8,803	58,934	－	－	－	－	8,803	58,934
新島村	142,711	671,920	16,408	167,361	－	－	－	－	16,408	167,361
神津島村	86,637	364,447	15,089	159,613	－	－	－	－	15,089	159,613
三宅村	135,543	889,298	34,560	484,581	－	－	－	－	34,560	484,581
御蔵島村	21,353	229,012	14,993	204,389	－	－	－	－	14,993	204,389
八丈町	489,964	2,119,092	54,755	605,459	－	－	－	－	54,755	605,459
青ヶ島村	37,120	157,652	6,347	58,471	－	－	－	－	6,347	58,471
小笠原村	50,149	673,953	35,362	570,054	－	－	－	－	35,362	570,054
島部計	1,490,302	7,265,626	246,643	2,879,495	－	－	－	－	246,643	2,879,495

資料編

※独立専用自歩道を含む　令和2年4月1日現在

特例都道		一般国道（指定区間）		東・中日本高速道路(株)		首都高速道路(株)		区市町村道	
延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡
381,530	8,292,947	248,745	7,499,674	78,247	3,970,977	201,954	5,501,953	21,937,647	130,840,119
15,192	502,491	10,279	399,747	−	−	9,958	234,063	130,456	1,317,108
8,830	313,506	5,151	161,891	−	−	11,841	325,910	155,194	1,685,194
29,214	961,368	14,956	528,460	−	−	20,207	485,791	219,396	1,843,689
19,949	553,897	4,257	126,393	−	−	5,230	128,182	296,526	1,802,227
18,608	422,820	8,173	202,824	−	−	2,281	55,425	170,893	1,045,218
12,511	337,668	6,548	251,841	−	−	2,105	39,693	228,545	1,786,803
17,380	395,079	6,574	184,394	−	−	9,504	209,661	254,194	1,941,373
25,093	723,062	9,839	371,071	−	−	16,899	565,664	314,099	3,070,714
10,675	239,405	18,714	489,343	−	−	17,351	567,837	328,306	2,090,182
9,641	131,189	882	35,504	−	−	5,026	180,321	331,944	1,624,875
4,688	71,153	17,630	528,004	−	−	16,362	544,645	777,078	5,341,476
25,987	274,209	10,128	320,046	5,556	193,366	6,390	123,550	1,094,595	6,510,869
14,198	346,645	4,509	210,105	−	−	10,614	285,024	230,782	1,583,813
13,988	219,387	−	−	−	−	2,328	82,644	340,269	1,591,538
17,085	189,419	4,327	178,337	1,059	21,149	4,615	102,705	622,167	3,269,523
6,161	163,970	4,697	162,807	−	−	4,907	128,505	282,963	1,664,102
15,915	293,982	692	15,845	−	−	3,565	61,070	339,037	2,188,280
3,242	63,906	1,049	36,055	−	−	−	−	197,935	1,234,316
18,185	469,346	17,202	598,192	−	−	12,631	273,305	683,340	4,241,700
30,017	514,257	2,522	77,085	4,700	152,990	−	−	1,058,097	5,900,933
26,281	544,525	7,601	254,034	−	−	17,490	461,126	964,530	7,419,810
13,363	165,496	8,080	220,545	922	20,909	6,530	209,739	694,507	4,480,665
25,327	396,167	6,374	231,761	3,025	112,614	16,120	437,093	987,991	7,020,464
381,530	8,292,947	170,184	5,584,284	15,262	501,028	201,954	5,501,953	10,702,844	70,654,872
−	−	38,607	895,916	29,758	2,185,514	−	−	1,337,455	9,422,005
−	−	−	−	−	−	−	−	259,791	1,899,933
−	−	−	−	−	−	−	−	128,001	840,821
−	−	−	−	1,924	72,207	−	−	265,911	1,450,682
−	−	−	−	5,715	140,141	−	−	815,429	3,154,459
−	−	6,710	130,454	7,178	283,866	−	−	434,468	2,703,919
−	−	3,810	72,004	−	−	−	−	227,602	1,353,776
−	−	6,740	131,819	4,879	146,292	−	−	406,714	2,066,471
−	−	5,393	213,447	537	42,725	−	−	1,270,990	7,173,936
−	−	−	−	−	−	−	−	161,074	792,933
−	−	−	−	−	−	−	−	236,940	1,567,552
−	−	5,103	134,467	4,494	184,465	−	−	454,809	2,453,925
−	−	−	−	−	−	−	−	278,280	1,521,940
−	−	−	−	−	−	−	−	226,833	1,147,579
−	−	2,373	73,093	1,973	164,395	−	−	139,306	895,647
−	−	3,575	90,763	−	−	−	−	130,067	782,750
−	−	−	−	−	−	−	−	117,770	656,637
−	−	−	−	−	−	−	−	209,631	1,282,533
−	−	−	−	962	41,075	−	−	175,493	891,718
−	−	−	−	−	−	−	−	235,389	1,372,360
−	−	−	−	−	−	−	−	253,447	1,282,816
−	−	−	−	−	−	−	−	292,648	2,457,633
−	−	−	−	−	−	−	−	240,136	1,525,121
−	−	430	10,556	175	4,435	−	−	147,513	1,037,492
−	−	−	−	4,371	175,254	−	−	673,017	2,336,378
−	−	−	−	−	−	−	−	242,267	1,380,777
−	−	72,741	1,752,519	61,966	3,440,369	−	−	9,360,981	53,451,793
−	−	5,820	162,871	−	−	−	−	219,704	1,065,443
−	−	−	−	1,019	29,580	−	−	116,172	572,950
−	−	−	−	−	−	−	−	70,043	176,271
−	−	−	−	−	−	−	−	224,244	532,659
−	−	5,820	162,871	1,019	29,580	−	−	630,163	2,347,323
−	−	−	−	−	−	−	−	438,793	1,462,185
−	−	−	−	−	−	−	−	18,903	68,500
−	−	−	−	−	−	−	−	126,303	504,559
−	−	−	−	−	−	−	−	71,548	204,834
−	−	−	−	−	−	−	−	100,983	404,717
−	−	−	−	−	−	−	−	6,360	24,623
−	−	−	−	−	−	−	−	435,209	1,513,633
−	−	−	−	−	−	−	−	30,773	99,181
−	−	−	−	−	−	−	−	14,787	103,899
−	−	−	−	−	−	−	−	1,243,659	4,386,131

資料編

指定区間国道　１／２

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	１号	中央区 大阪府大阪市	中央区 千代田区 港区 品川区 大田区	18,324	594,110	中央通り 永代通り 日比谷通り 晴海通り 内掘通り 桜田通り 第二京浜	放２１ 環１ 放１６ 補１０１ 放１ 補２ 補１１	
	４号	中央区 青森県青森市	中央区 千代田区 台東区 荒川区 足立区	14,500	544,168	中央通り 江戸通り 昭和通り 日光街道	放１２ 放２８ 補９９	
	６号	中央区 宮城県仙台市	中央区 台東区 墨田区 葛飾区	14,867	389,225	中央通り 江戸通り 水戸街道	放１３ 放２８ 補１０８ 環３ 補９９	
	１４号	中央区 千葉県千葉市	中央区 墨田区 江東区 江戸川区	9,137	299,898	中央通り 江戸通り 靖国通り 京葉道路	放２８ 補９９ 放１５	管理者重複路線
	１５号	中央区 神奈川県横浜市	中央区 港区 品川区 大田区	18,535	603,595	中央通り 第一京浜	放１９ 放２８	
	１６号	神奈川県横浜市 神奈川県横浜市	町田市 八王子市 昭島市 福生市 羽村市 瑞穂町	37,425	1,095,055	東京環状 甲州街道 八王子バイパス 瑞穂バイパス 新奥多摩街道 野猿街道	町田３・３・１０ 八王子３・３・１０ 八王子３・３・４１ 八王子３・３・１ 八王子３・４・５０ 昭島３・４・１８ 昭島３・４・５ 昭島３・４・１０ 福生３・４・１０ 福生３・３・２７ 町田３・３・４３	
	１７号	中央区 新潟県新潟市	中央区 千代田区 文京区 豊島区 北区 板橋区 練馬区	19,542	679,790	中央通り 本郷通り 旧白山通り 白山通り 中仙道 新大宮バイパス	放２８ 環２ 放１０ 放９ 放３５	
	２０号	中央区 長野県塩尻市	中央区 千代田区 新宿区 渋谷区 杉並区 世田谷区 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	56,380	1,345,458	中央通り 永代通り 日比谷通り 晴海通り 内堀通り 新宿通り 甲州街道 日野バイパス	放１９ 放１６ 環１ 放５ 補２１８ 調布３・４・１ 府中３・４・１ 国立３・４・１ 日野３・４・１ 八王子３・３・１	

資料編

指定区間国道　２／２　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	２４６号	千代田区 静岡県沼津市	千代田区 港区 渋谷区 目黒区 世田谷区 町田市	16,414	645,045	青山通り 玉川通り	放４ 放２２ 町田３・２・２の１ 町田３・２・２の２	管理者重複路線
	２５４号	文京区 長野県松本市	文京区 豊島区 板橋区 練馬区	15,222	422,213	春日通り 川越街道	放８	
	２９８号	埼玉県和光市 千葉県市川市	葛飾区	916	44,124		放１３	
	３５７号	千葉県千葉市 神奈川県横須賀市	江戸川区 江東区 港区 品川区 大田区	27,483	836,993	湾岸道路	東京湾環状線	
計	(12路線)			248,745	7,499,674			

指定区間外国道　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	１４号		江戸川区	4,634	75,776	千葉街道	補１４０ 補１４２ 放１４	管理者重複路線
	１２２号	栃木県日光市 豊島区	北区 豊島区	6,310	192,653	北本通り 明治通り	放１０ 環５－１	
	１３０号	東京港 港区芝一丁目	港区	480	14,309	旧海岸通り	補１９６	
	１３１号	羽田空港 大田区大森東二丁目	大田区	3,559	98,040	産業道路 環八通り	放１７ 環８	
	１３９号	静岡県富士市 奥多摩町	奥多摩町	2,365	30,009			
	２４６号		世田谷区	930	17,830	玉川通り		管理者重複路線
	４１１号	八王子市 山梨県甲府市	八王子市 あきる野市 青梅市 奥多摩町	53,999	734,209	滝山街道 吉野街道 青梅街道	秋多３・４・１０ 青梅３・４・１ 青梅３・５・２８ 青梅３・５・１２ 青梅３・４・４	
	４６６号	世田谷区	世田谷区	1,977	53,814	環八通り	環８	管理者重複路線
計	(8路線)			74,254	1,216,640			

資料編

主要地方道　１／６

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
2	東京丸子横浜線	品川区西五反田七丁目 神奈川県横浜市神奈川区	品川区 大田区	7,210	205,875	中原街道	放２ 補１５２	
3	世田谷町田線	世田谷区三軒茶屋二丁目 町田市	世田谷区 狛江市 町田市	18,473	322,954	世田谷通り 鶴川街道 鎌倉街道	補５１ 調布３・４・３ 町田３・４・１８ 町田３・４・３３ 町田３・４・１３ 町田３・４・３５	
4	東京所沢線	新宿区新宿三丁目 埼玉県所沢市	新宿区 中野区 杉並区 練馬区 東村山市 東久留米市 西東京市	26,085	572,402	明治通り 靖国通り 青梅街道 所沢街道	環５ 放２４ 放６ 西東京３・３・３ 西東京３・４・８ 東村山３・４・１１ 東村山３・３・８	
5	新宿青梅線	新宿区 青梅市	西東京市 小平市 東久留米市 東村山市 東大和市 武蔵村山市 瑞穂町 青梅市	49,639	813,922	明治通り 靖国通り 青梅街道 新青梅街道	環５ 放２４ 放６ 西東京３・３・３ 西東京３・４・８ 西東京３・５・４ 西東京３・４・７ 東村山３・４・４ 立川３・４・４ 福生３・４・４ 青梅３・４・４ 青梅３・５・２８ 小平３・４・４	
6	東京大師横浜線	大田区大森東二丁目 神奈川県横浜市鶴見区	大田区	763	33,885	産業道路	放１７	
7	杉並あきる野線	杉並区 あきる野市	杉並区 武蔵野市 西東京市 小金井市 小平市 国分寺市 立川市 福生市 あきる野市	59,238	899,312	五日市街道 井ノ頭通り 睦橋通り 新武蔵境通り 東京環状	補１３０ 補１３２ 補２７６ 環８ 武蔵野３・４・１０ 武蔵野３・４・３ 武蔵野３・３・６ 武蔵野３・１・１２ 西東京３・２・６ 小金井３・１・６ 国分寺３・４・１０ 立川３・３・３ 福生３・４・３の１ 福生３・３・１ 秋多３・３・３ 秋多３・５・１５ 放２３ 福生３・４・３の２ 小平３・１・２	
8	千代田練馬田無線	千代田区 西東京市	千代田区 新宿区 文京区 中野区 豊島区 練馬区 西東京市	27,037	593,774	目白通り 新目白通り 富士街道	放７ 補７６ 補１５６ 放２６ 環３	

資料編

主要地方道　２／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
9	川崎府中線	神奈川県川崎市 府中市	府中市 稲城市	10,291	262,173	府中街道 川崎街道 稲城大橋通り	多摩３・３・１０ 多摩３・３・１３ 府中３・４・７ 府中３・４・２２ 府中３・４・３	
10	東京浦安線	中央区日本橋一丁目 千葉県浦安市	中央区 江東区 江戸川区	16,825	530,067	明治通り 永代通り 清洲橋通り 葛西橋通り 清砂大橋通り	放１６ 補１１６ 放２９ 補１１１	
11	大田調布線	大田区東蒲田二丁目 調布市	大田区 世田谷区 調布市 狛江市	25,202	271,693	世田谷通り 多摩堤通り 旧甲州街道 狛江通り	補２８ 補３６ 補１２５ 補２１４ 環８ 補１１ 調布３・４・７ 調布３・４・４ 調布３・４・２ 調布３・４・１８	
12	調布田無線	調布市 西東京市	武蔵野市 三鷹市 調布市 西東京市	9,825	174,495	武蔵境通り 連雀通り	三鷹３・２・６ 三鷹３・４・７ 調布３・２・６ 武蔵野３・４・２２ 西東京３・４・２０	
14	新宿国立線	渋谷区 国立市	渋谷区 中野区 杉並区 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	23,060	608,037	井ノ頭通り 方南通り 東八道路 人見街道	放５ 放２３ 補６２ 環６ 三鷹３・２・２ 府中３・２・２の１ 府中３・２・２の２ 小金井３・２・２	
15	府中清瀬線	府中市八幡町一丁目 清瀬市	府中市 小金井市 小平市 清瀬市 東久留米市	15,764	234,079	小金井街道 新小金井街道	小金井３・４・１３ 小平３・４・１７ 東村山３・４・７ 小金井３・４・１４ 府中３・５・１７ 府中３・４・１８ 東村山３・４・１９	
16	立川所沢線	立川市 埼玉県所沢市	立川市 小平市 東村山市 国分寺市	11,660	192,472	青梅街道 府中街道 所沢街道 立川通り	東村山３・３・８ 東村山３・４・１１ 立川３・５・２８ 立川３・４・２４ 立川３・４・２５ 小平３・３・８	
17	所沢府中線	埼玉県所沢市 府中市	府中市 小平市 国分寺市	9,078	170,783	府中街道 所沢街道 新府中街道	府中３・３・８ 小平３・３・８ 東村山３・４・１１ 東村山３・３・８ 国分寺３・４・１４ 府中３・４・２２	
18	府中町田線	府中市 町田市	府中市 町田市 多摩市	27,050	586,289	鎌倉街道 新府中街道 南多摩尾根幹線道路	府中３・３・８ 府中３・４・２２ 町田３・３・８ 町田３・４・２２ 多摩３・３・８ 町田３・４・１８	

資料編

主要地方道　３／６

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
19	町田調布線	町田市 調布市	調布市 町田市 稲城市 多摩市	18,838	417,785	鶴川街道 南多摩尾根幹線道路	調布３・２・６ 調布３・４・４ 多摩３・４・１５ 町田３・４・３５ 町田３・４・２３	
20	府中相模原線	府中市 神奈川県相模原市	八王子市 日野市 多摩市 府中市 国立市	18,352	496,296	府中街道 川崎街道 野猿街道 鎌倉街道 東京環状	府中３・４・３ 府中３・３・２４ 八王子３・４・８ 多摩３・３・８ 多摩３・３・１０	
24	練馬所沢線	練馬区 埼玉県所沢市	練馬区 西東京市 清瀬市 東久留米市	12,901	195,385	目白通り 小金井街道	放７ 補１５６ 東村山３・４・１５の２ 西東京３・３・14	
25	飯田橋石神井新座線	新宿区 埼玉県新座市	新宿区 中野区 杉並区 練馬区 西東京市	22,241	318,640	早稲田通り 旧早稲田通り	補７２ 補７３ 補７４ 補１６９ 西東京３・４・１３	
28	青梅飯能線	青梅市 埼玉県飯能市	青梅市	8,999	112,453	小曽木街道 成木街道 旧青梅街道	青梅３・５・１２	
29	立川青梅線	立川市 青梅市	立川市 青梅市 昭島市 福生市 あきる野市 羽村市	36,376	538,911	奥多摩街道 新奥多摩街道	立川３・４・２ 立川３・４・５ 昭島３・４・２ 青梅３・５・５ 福生３・４・５ 昭島３・４・１８ 昭島３・４・５	
31	青梅あきる野線	青梅市 あきる野市	青梅市 日の出町 あきる野市	8,932	154,268	秋川街道	青梅３・４・２５ 秋多３・５・７	
32	八王子五日市線	八王子市 あきる野市大字五日市	八王子市 あきる野市	13,369	159,269	秋川街道	八王子３・５・５３	
33	上野原あきる野線	山梨県上野原市 あきる野市	あきる野市 檜原村	20,944	319,085	檜原街道	秋多３・３・３	
36	保谷志木線	西東京市 埼玉県志木市	西東京市	1,887	18,594			
40	さいたま東村山線	埼玉県さいたま市 東村山市	東村山市 清瀬市	8,602	140,931	志木街道	東村山３・４・７	
41	稲城日野線	稲城市 日野市	日野市 多摩市 稲城市	9,946	206,545	川崎街道	日野３・４・１１ 日野３・５・１３ 日野３・４・３ 多摩３・３・１０	
43	立川東大和線	立川市 東大和市	立川市 国立市 東大和市	10,448	234,134	芋窪街道	立川３・３・３０ 立川３・５・２８	
44	瑞穂富岡線	西多摩郡瑞穂町 青梅市富岡三丁目	青梅市 瑞穂町	8,403	99,846	岩蔵街道	青梅３・４・１３	

資料編

主要地方道　４／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
45	奥多摩青梅線	西多摩郡奥多摩町 青梅市	青梅市 奥多摩町	16,793	240,253	吉野街道 多摩川南岸道路	青梅３・５・２４ 青梅３・４・１	
46	八王子あきる野線	八王子市 あきる野市	八王子市 あきる野市	10,933	230,949	滝山街道 高尾街道 新滝山街道	八王子３・４・６３	
47	八王子町田線	八王子市 町田市	八王子市 町田市	27,599	444,891	町田街道	八王子３・４・６３ 町田３・４・３８ 町田３・３・３６ 町田３・４・４６	
48	鍛冶谷相模原線	町田市相原町 神奈川県相模原市	町田市	131	1,418			
49	足立越谷線	足立区 埼玉県越谷市	足立区	286	7,058	日光街道	放１２	
50	東京市川線	中央区 千葉県市川市	中央区 墨田区 江東区 江戸川区	13,219	398,416	新大橋通り	放３１ 補２８７	
51	町田厚木線	町田市 神奈川県厚木市	町田市	723	13,712			
52	相模原町田線	神奈川県相模原市 町田市	町田市	1,713	30,351	鎌倉街道	町田３・３・８	
53	青梅秩父線	青梅市 埼玉県秩父市	青梅市	12,373	158,937	成木街道 小曽木街道	青梅３・５・２４	
54	松戸草加線	千葉県松戸市 埼玉県草加市	葛飾区	968	24,471		放１３	
55	所沢武蔵村山立川線	埼玉県所沢市 立川市	立川市 武蔵村山市 東大和市	6,006	81,446	青梅街道	立川３・４・３９	
56	目黒町町田線	神奈川県横浜市瀬谷区 町田市	町田市	3,170	47,702		町田３・４・３７	
57	相模原大蔵町線	神奈川県相模原市 町田市大蔵町	町田市	5,484	93,901	芝溝街道	町田３・４・１８	
58	台東川口線	台東区 埼玉県川口市	台東区 北区 荒川区 足立区	11,810	429,225	尾久橋通り 江北橋通り	放１１	
59	八王子武蔵村山線	八王子市 武蔵村山市	八王子市 立川市 昭島市 武蔵村山市	11,830	208,613	多摩大橋通り	八王子３・４・９ 昭島３・４・９ 昭島３・４・２ 立川３・４・９	
60	市川四ツ木線	千葉県市川市 葛飾区四つ木二丁目	葛飾区 江戸川区	5,416	102,432	蔵前橋通り 平和橋通り 奥戸街道	補１４１ 放１４ 補１４０	
61	山田宮の前線	あきる野市大字山田 八王子市元八王子町三丁目	八王子市 あきる野市	15,237	281,645	山田通り 美山通り	八王子３・４・６７	

資料編

主要地方道　５／６

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
63	青梅入間線	青梅市 埼玉県入間市	青梅市	7,303	88,479	旧青梅街道	青梅３・５・１２	
67	葛飾吉川松伏線	葛飾区 埼玉県北葛飾郡松伏町	葛飾区	374	7,040			
68	練馬川口線	練馬区 埼玉県川口市	板橋区 練馬区	3,316	34,370	笹目通り 新大宮バイパス		
301	白山祝田田町線	文京区白山五丁目 港区三田三丁目	千代田区 港区 文京区	9,216	323,716	内堀通り 白山通り 旧白山通り	放９ 放２１ 環１ 補１７８	
302	新宿両国線	新宿区 中央区	千代田区 中央区 新宿区	9,893	324,178	靖国通り	放６ 放１５ 放２４ 環１	
304	日比谷豊洲埠頭東雲町線	千代田区有楽町一丁目 江東区東雲二丁目	千代田区 中央区 江東区	7,323	325,682	晴海通り 有明通り	放３４	
305	芝新宿王子線	港区 北区王子一丁目	港区 新宿区 渋谷区 豊島区	14,640	391,859	明治通り	環５ 補５ 補１１ 環５－１ 放４ 補１７１	
306	王子千住夢の島線	北区王子二丁目 江東区夢の島一丁目	台東区 墨田区 江東区 北区 荒川区	17,244	439,595	明治通り	環４ 環５－２ 補１１６	
307	王子金町江戸川線	北区王子一丁目 江戸川区江戸川一丁目	北区 足立区 葛飾区 江戸川区	28,008	524,865	明治通り 水戸街道 環七通り 柴又街道 江北橋通り	環７ 補９１ 補９３ 放１３ 補８８ 補２６９ 補２７７ 補１４３ 補１１３	
308	千住小松川葛西沖線	足立区足立一丁目 江戸川区臨海町一丁目	足立区 葛飾区 江戸川区	16,978	368,849	平和橋通り 船堀街道	補１４０ 補１１３	
311	環状八号線	大田区羽田空港三丁目 北区岩淵町	大田区 世田谷区 杉並区 北区 板橋区 練馬区	31,830	950,792	環八通り	環８	
312	白金台町等々力線	港区白金台一丁目 世田谷区玉堤二丁目	港区 品川区 目黒区 世田谷区	10,658	264,765	目黒通り	放３	
313	上野尾竹橋線	台東区根岸二丁目 足立区千住桜木二丁目	台東区 荒川区 足立区	3,786	67,646	尾竹橋通り	補１００	

資料編

主要地方道　６／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
314	言問大谷田線	台東区浅草七丁目 足立区谷中二丁目	台東区 荒川区 足立区 葛飾区	7,229	148,301	川の手通り	補１０９	
315	御徒町小岩線	台東区台東二丁目 江戸川区西小岩一丁目	台東区 墨田区 江東区 葛飾区 江戸川区	10,590	286,083	蔵前橋通り	放１４	
316	日本橋芝浦大森線	中央区日本橋本町三丁目 大田区大森南一丁目	中央区 港区 品川区 大田区	20,054	908,610	昭和通り 海岸通り 旧海岸通り	放１２ 放１８ 補１４６ 放１９ 補２８ 補１１６	
317	環状六号線	品川区東品川二丁目 板橋区氷川町	新宿区 品川区 目黒区 渋谷区 中野区 豊島区 板橋区	22,566	711,678	山手通り 旧山手通り	補２５ 環６	
318	環状七号線	大田区東海三丁目 江戸川区臨海町六丁目	目黒区 大田区 世田谷区 中野区 杉並区 北区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	51,046	1,617,315	環七通り	環７	
319	環状三号線	港区 江東区	港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区	22,986	689,536	目白通り 水戸街道 言問通り 三ツ目通り 外苑東通り 新目白通り	放７ 環３ 補９５	
計	（66路線）			976,169	21,153,133			

資料編

一般都道　１／８

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
102	平方東京線	埼玉県越谷市大字平方 足立区青井三丁目	足立区	3,708	58,983			
103	吉場安行東京線	埼玉県さいたま市緑区大字大間木 足立区島根一丁目王子金町江戸川線交点	足立区	3,388	52,827	尾竹橋通り	補１００ 補２６２	
104	川口草加線	埼玉県川口市 埼玉県草加市	足立区	1,391	25,219	尾久橋通り	放１１ 補２６２	
106	東京鳩ケ谷線	足立区江北二丁目王子金町江戸川線交点 埼玉県川口市西鳩ヶ谷	足立区	4,855	102,942	鳩ヶ谷街道	補２５２	
107	東京川口線	足立区江北二丁目東京鳩ヶ谷線交点 埼玉県川口市	足立区	2,808	74,192		補１１３ 補１１３支１	
108	東京朝霞線	練馬区土支田二丁目練馬川口線交点 埼玉県朝霞市	練馬区	2,797	47,657		補２３３	
110	府中三鷹線	府中市 三鷹市	三鷹市 府中市 調布市	10,200	107,674	人見街道 新小金井街道	府中３・４・１２ 三鷹３・５・４	
111	大田神奈川線	大田区下丸子一丁目大田調布線交点 神奈川県横浜市神奈川区	大田区	659	10,616		補２８	
112	ひばりケ丘停車場線	ひばりヶ丘駅 東京所沢線交点	西東京市	3,112	47,089		西東京３・４・２０ 西東京３・４・１１	
113	杉並武蔵野線	杉並区上荻四丁目東京所沢線交点 武蔵野市吉祥寺本町二丁目杉並あきる野線交点	杉並区 武蔵野市	2,280	23,485	吉祥寺通り	補２２８ 武蔵野３・４・１１	
114	武蔵野狛江線	武蔵野市吉祥寺本町二丁目杉並あきる野線交点 狛江市世田谷町田線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市 狛江市	13,329	180,679	吉祥寺通り 松原通り	武蔵野３・４・１６ 三鷹３・４・１２ 三鷹３・４・１４ 調布３・４・１７ 調布３・４・４	
115	吉祥寺停車場線	吉祥寺駅 武蔵野狛江線交点	武蔵野市	172	2,718		武蔵野３・４・４	
116	関町吉祥寺線	練馬区関町三丁目東京所沢線交点 武蔵野市吉祥寺東町二丁目杉並武蔵野線交点	練馬区 武蔵野市	1,633	18,692	吉祥寺通り	補１３５ 武蔵野３・４・１６	
117	世田谷三鷹線	世田谷区給田四丁目一般国道２０号交点 三鷹市新川三丁目武蔵野狛江線交点	世田谷区 三鷹市	2,508	25,542	吉祥寺通り		
118	調布経堂停車場線	調布市仙川町二丁目一般国道２０号交点 経堂駅	世田谷区 調布市	5,651	48,286		補５４	
119	北浦上石原線	調布市国領町二丁目一般国道２０号交点 調布市上石原一丁目府中調布線交点	調布市	2,356	24,425	旧甲州街道		
120	下石原小島線	調布市多摩川五丁目 調布市小島町一丁目北浦上石原線交点	調布市	587	6,940		調布３・４・４	

資料編

一般都道　２／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
121	武蔵野調布線	武蔵野市吉祥寺北町四丁目杉並あきる野線交点 調布市布田二丁目北浦上石原線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市	7,191	106,630	三鷹通り	武蔵野３・５・１９ 三鷹３・４・１７ 調布３・４・２６	
123	境調布線	武蔵野市境四丁目杉並あきる野線交点 調布市上石原一丁目府中調布線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市	6,382	97,850	天文台通り	武蔵野３・４・２４ 武蔵野３・４・７ 武蔵野３・５・２１ 三鷹３・４・２０ 調布３・４・３２	
124	稲城読売ランド前停車場線	稲城市町田調布線交点 読売ランド前駅	稲城市	2,205	24,421		多摩３・４・１２	
125	東久留米停車場線	東久留米駅 前沢保谷線交点	東久留米市	424	9,711			
127	秋津停車場線	秋津駅 さいたま東村山線交点	東村山市	642	3,297		東村山３・４・２７	
128	東村山東大和線	東村山市立川所沢線交点 東大和市新宿青梅線交点	東村山市 東大和市	4,156	33,701		東村山３・４・９ 立川３・４・２６	
129	東村山東久留米線	東村山市立川所沢線交点 東久留米市東京所沢線交点	東村山市 東久留米市	5,021	40,801		東村山３・４・７ 東村山３・４・５ 東村山３・４・１１	
131	小川停車場線	小川駅 新宿青梅線交点	小平市	797	4,794			
132	小川山田無線	小平市喜平町一丁目杉並あきる野線交点 西東京市新宿青梅線交点	小平市 西東京市	4,522	56,526		小平３・４・６ 小平３・４・１８	
133	小川山府中線	小平市上水南町三丁目杉並あきる野線交点 府中市宮西町二丁目府中調布線交点	小平市 国分寺市 府中市	4,489	62,516	新府中街道 国分寺街道 東八道路 旧甲州街道	小平３・４・１８ 国分寺３・４・１１ 府中３・４・２１	
134	恋ケ窪新田三鷹線	国分寺市東恋ヶ窪六丁目所沢府中線交点 三鷹市牟礼三丁目府中三鷹線交点	三鷹市 小金井市 国分寺市 小平市	10,213	107,455	連雀通り	三鷹３・４・７ 国分寺３・４・６ 小金井３・４・１ 小金井３・４・３ 小金井３・４・４	
135	武蔵小金井停車場線	武蔵小金井駅 府中清瀬線交点	小金井市	101	1,439		小金井３・４・４	
136	武蔵小金井停車場貫井線	武蔵小金井駅 小金井市貫井北町五丁目恋ヶ窪新田三鷹線交点	小金井市	1,414	21,748		小金井３・４・４	
137	上麻生連光寺線	神奈川県川崎市麻生区上麻生 多摩市連光寺四丁目稲城日野線交点	多摩市	2,012	22,731			
139	真光寺長津田線	町田市真光寺町町田調布線交点 神奈川県横浜市緑区長津田町	町田市	3,048	45,619	鶴川街道	町田３・４・２３	
140	川崎町田線	神奈川県川崎市 町田市原町田二丁目目黒町町田線交点	町田市	3,496	42,426	成瀬街道	町田３・３・７ 町田３・４・６	
141	辻原町田線	町田市鶴間一般国道２４６号交点 町田市金森目黒町町田線交点	町田市	3,528	49,626	町田街道	町田３・３・３６ 町田３・４・３１	

資料編

一般都道　３／８

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
144	中島十番線	小平市中島町新宿青梅線交点 小平市中島町立川所沢線交点	小平市	625	8,285		小平３・４・２４	
145	立川国分寺線	立川市錦町一丁目立川所沢線交点 国分寺市本多一丁目恋ヶ窪新田三鷹線交点	立川市 府中市 国分寺市 国立市	6,380	76,265	多喜窪通り 国分寺街道	国分寺３・４・４ 国立３・４・１３ 国立３・４・７ 国分寺３・４・３ 国立３・４・６ 立川３・４・８ 国分寺３・４・１１	
146	国立停車場谷保線	国立駅 国立市大字谷保八王子国立線交点	国立市	2,198	40,759		国立３・１・１１	
149	立川日野線	立川市 日野市	立川市 日野市	2,700	57,495	多摩モノレール通り	立川３・３・２７ 日野３・４・１２	
151	東中神停車場線	東中神駅 立川昭島線交点	昭島市	190	1,837		昭島３・２・１１	
152	中神停車場線	中神駅 立川青梅線交点	昭島市	826	7,491			
153	立川昭島線	立川市 昭島市	立川市 昭島市	10,932	329,229		昭島３・４・８ 昭島３・４・２ 立川３・２・１１ 立川３・５・２８ 立川３・１・３４ 昭島３・５・１２	
155	町田平山八王子線	町田市 八王子市	町田市 多摩市 日野市 八王子市	16,199	277,553	平山通り	町田３・４・４０ 日野３・４・８ 八王子３・３・３１ 日野３・４・１８ 八王子３・４・３２ 八王子３・４・９	
156	町田日野線	町田市 日野市	町田市 多摩市 八王子市 日野市	11,042	280,844	多摩モノレール通り 南多摩尾根幹線道路	多摩３・１・６	
157	乞田東寺方線	多摩市乞田府中町田線交点 多摩市府中相模原線交点	多摩市	2,420	62,075		多摩３・４・１９	
158	小山乞田線	町田市小山ヶ丘二丁目相模原立川線交点 多摩市乞田府中町田線交点	町田市 八王子市 多摩市	15,827	512,653	多摩ニュータウン通り 多摩モノレール通り 南多摩尾根幹線道路	町田３・４・４１ 多摩３・１・６ 多摩３・２・３ 八王子３・２・５	
159	豊田高幡線	日野市豊田三丁目町田平山八王子線交点 日野市万願寺六丁目稲城日野線交点	日野市	1,636	12,641			
160	下柚木八王子線	八王子市下柚木二丁目府中相模原線交点 八王子市横山町一般国道２０号交点	八王子市	6,262	133,608	野猿街道 八王子バイパス	八王子３・３・１３	

資料編

一般都道　４／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
162	三ツ木八王子線	武蔵村山市三ツ木一丁目新宿青梅線交点 八王子市左入町一般国道１６号交点	八王子市 立川市 昭島市 武蔵村山市	8,717	110,904	奥多摩街道 多摩大橋通り	立川３・４・４０ 昭島３・４・１６	
163	羽村瑞穂線	羽村市立川青梅線交点 西多摩郡瑞穂町新宿青梅線交点	羽村市 瑞穂町	3,722	64,105	羽村街道	福生３・４・１２ 福生３・４・１３	
165	伊奈福生線	あきる野市大字伊奈杉並あきる野線交点 福生市大字福生一般国道１６号交点	福生市 あきる野市 日の出町	10,211	133,895	永田橋通り	秋多３・４・６	
166	瑞穂あきる野八王子線	西多摩郡瑞穂町一般国道１６号交点 八王子市横山町一般国道２０号交点	八王子市 福生市 あきる野市 羽村市 瑞穂町	14,149	188,006	五日市街道 東京環状	八王子３・５・４９ 福生３・４・１０ 福生３・３・３０	
167	羽村停車場線	羽村駅 羽村瑞穂線交点	羽村市	55	439		福生３・４・１３	
168	東秋留停車場線	東秋留駅 杉並あきる野線交点	あきる野市	789	7,789			
169	淵上日野線	あきる野市大字淵上杉並あきる野線交点 日野市日野本町四丁目八王子国立線交点	あきる野市 八王子市 日野市	11,049	301,607	滝山街道 多摩大橋通り 新滝山街道 八王子バイパス	八王子３・４・４１ 日野３・４・４０ 八王子３・４・４０	
171	相原停車場線	相原駅 一般国道１６号交点	町田市	248	1,334			
173	上館日野線	八王子市館町八王子町田線交点 日野市南平三丁目稲城日野線交点	八王子市 日野市	11,911	159,101	北野街道	日野３・４・３ 八王子３・４・１４ 八王子３・３・１３	
174	長沼北野線	八王子市長沼町上館日野線交点 八王子市北野町下柚木八王子線交点	八王子市	1,405	30,150		八王子３・４・３７ 八王子３・３・２	
176	楢原あきる野線	八王子市楢原町八王子五日市線交点 あきる野市大字野辺東秋留停車場線交点	八王子市 あきる野市	4,463	62,209	高尾街道		
179	所沢青梅線	埼玉県所沢市 青梅市新町五丁目新宿青梅線交点	青梅市 瑞穂町	5,602	75,010		福生３・４・２１ 青梅３・４・８	
181	藤橋小作線	青梅市藤橋二丁目青梅入間線交差点 羽村市小作台一丁目	青梅市 羽村市	2,938	56,274	青梅街道	青梅３・４・１７ 青梅３・４・１５	
184	奥多摩あきる野線	西多摩郡奥多摩町大字氷川一般国道４１１号交点 あきる野市大字菅生一般国道４１１号交点	青梅市 あきる野市 日の出町 奥多摩町	28,497	244,974	秋川街道 永田橋通り 多摩川南岸道路	秋多３・５・７ 秋多３・４・６	
185	山田平井線	あきる野市大字山田 西多摩郡日の出町大字平井	日の出町 あきる野市	1,885	19,664	山田通り	秋多３・４・１４	
186	高月楢原線	八王子市高月町 八王子市楢原町	八王子市	3,580	18,113	高尾街道		
187	多摩御陵線	多摩御陵 八王子市	八王子市	844	25,023		八王子３・４・６１	

資料編

一般都道　５／８

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
189	高尾山線	八王子市 一般国道２０号交点	八王子市	3,133	17,107			
193	下畑軍畑線	埼玉県飯能市下畑 青梅市沢井一丁目一般国道４１１号交点	青梅市	9,757	117,621	成木街道		
194	成木河辺線	青梅市成木二丁目 青梅市河辺町六丁目	青梅市	6,585	67,127	小曽木街道	青梅３・４・１９	
195	富岡入間線	青梅市富岡一丁目青梅飯能線交点 埼玉県入間市	青梅市	459	4,966			
196	青梅停車場線	青梅駅 青梅市本町青梅飯能線交点	青梅市	95	3,701		青梅３・３・２７	
199	梅郷日向和田線	青梅市梅郷五丁目奥多摩青梅線交点 青梅市日向和田三丁目一般国道４１１号交点	青梅市	601	9,334		青梅３・４・３０	
200	柚木二俣尾線	青梅市柚木町二丁目奥多摩青梅線交点 青梅市二俣尾四丁目一般国道４１１号交点	青梅市	674	5,282			
201	十里木御嶽停車場線	あきる野市大字戸倉上野原あきる野線交点 青梅市御嶽駅前一般国道４１１号交点	青梅市 あきる野市	15,539	105,614	吉野街道		
202	上成木川井線	青梅市成木七丁目青梅秩父線交点 西多摩郡奥多摩町川井一般国道４１１号交点	青梅市 奥多摩町	7,080	33,369			
204	日原鍾乳洞線	西多摩郡奥多摩町日原鍾乳洞 西多摩郡奥多摩町氷川一般国道４１１号交点	奥多摩町	10,859	101,665	日原街道		
205	水根本宿線	西多摩郡奥多摩町大字境一般国道４１１号交点 西多摩郡檜原村字本宿上野原あきる野線交点	檜原村 奥多摩町	23,021	213,518			
206	川野上川乗線	西多摩郡奥多摩町大字川野一般国道４１１号交点 西多摩郡檜原村字南郷上野原あきる野線交点	檜原村 奥多摩町	38,060	840,602	檜原街道 奥多摩周遊道路		
207	大島公園線	大島町元町 元町港	大島町	13,738	114,732	三原山登山道路 大島一周道路		
208	大島循環線	大島町元町大島公園線交点 大島町元町一丁目大島公園線交点	大島町	43,293	418,760	大島一周道路		
209	川の道岡田港線	大島町岡田大島循環線交点 岡田港	大島町	1,773	25,101			
210	下地波浮港線	大島町差木地大島循環線交点 波浮港	大島町	1,522	12,040			

資料編

一般都道　６／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
211	若郷新島港線	新島村若郷 新島港	新島村	11,778	133,897	新島本道		
212	三宅循環線	三宅村神着 三宅村神着	三宅村	32,488	455,053	三宅一周道路		
213	中郷坪田港線	三宅村坪田三宅循環線交点 坪田港	三宅村	867	9,529			
214	伊豆大久保港線	三宅村伊豆三宅循環線交点 大久保港	三宅村	1,205	19,999			
215	八丈循環線	八丈町大賀郷 八丈町大賀郷	八丈町	43,196	471,350	八丈一周道路	八丈３・４・１	
216	神湊八重根港線	神湊港 八重根港	八丈町	8,640	105,093	八丈中央道路 八丈空港道路		
217	汐間洞輪沢港線	八丈町末吉八丈循環線交点 洞輪沢港	八丈町	2,919	29,016			
218	二本木飯能線	西多摩郡瑞穂町大字二本木所沢青梅線交点 埼玉県飯能市	瑞穂町	212	1,540		福生３・４・２６	
219	狭山下宮寺線	西多摩郡瑞穂町一般国道１６号交点 埼玉県入間市宮寺	瑞穂町	974	7,223			
220	昭島停車場熊川線	昭島駅 福生市大字熊川杉並あきる野線交点	昭島市 福生市	2,059	34,603			
221	原市場下成木線	埼玉県飯能市原市場 青梅市成木一丁目下畑軍畑線交点	青梅市	278	1,358			
222	国立停車場恋ケ窪線	国立駅 国分寺市東恋ヶ窪五丁目所沢府中線交点	国分寺市 国立市	2,439	23,362		国分寺３・４・７ 国分寺３・４・１２	
223	御蔵島環状線	御蔵島港 御蔵島村	御蔵島村	14,993	204,389	御蔵島本道		
224	神戸山多幸線	神津島村字神戸山 神津島村字榎木が沢	神津島村	15,089	159,613	神津本道		
226	東村山清瀬線	東村山市栄町三丁目立川所沢線交点 清瀬市府中清瀬線交点	東村山市 清瀬市	5,110	56,329	所沢街道	東村山３・４・２６	
227	小平停車場野中新田線	小平駅 小平市花小金井四丁目府中清瀬線交点	小平市 東久留米市	2,408	25,139		小平３・４・１４	
228	利島環状線	利島港 利島村	利島村	8,803	58,934	利島一周道路		
229	府中調布線	府中市本宿町二丁目一般国道２０号交点 調布市下石原一丁目一般国道２０号交点	調布市 府中市	7,432	91,233	旧甲州街道	府中３・４・９	
230	小平停車場小川新田線	小平駅 小平市仲町新宿青梅線交点	小平市	768	4,820			

資料編

一般都道　７／８

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
233	東大泉田無線	練馬区東大泉四丁目練馬所沢線交点 西東京市東京所沢線交点	練馬区 西東京市	4,616	40,628	伏見通り	西東京３・２・６ 西東京３・４・１６ 西東京３・２・１２	
234	前沢保谷線	東久留米市東京所沢線交点 西東京市千代田練馬田無線交点	西東京市 東久留米市	7,192	89,713	伏見通り	西東京３・４・１１	
235	豊田停車場線	豊田駅 八王子国立線交点	日野市	1,324	30,997	日野バイパス	日野３・３・２１	
236	青ヶ島循環線	青ヶ島港 青ヶ島港	青ヶ島村	6,347	58,471	青ヶ島本道		
237	式根島循環線	新島村式根島 新島村式根島	新島村	4,630	33,464	式根本道		
238	大久野青梅線	西多摩郡日の出町大字大久野 青梅市日向和田三丁目	青梅市	2,296	36,739			
239	足立川口線	足立区 埼玉県川口市	足立区	1,964	90,608	鳩ヶ谷街道	補１１３	
240	父島循環線	小笠原村父島字西町 小笠原村父島字奥村	小笠原村	21,842	369,185	湾岸通り 小港道路 夜明道路		
241	沖港北港線	小笠原村母島字元地 小笠原村母島字衣館	小笠原村	13,520	200,869			
245	杉並田無線	杉並区 西東京市	杉並区 練馬区 西東京市	6,557	102,509	新青梅街道	西東京３・５・４ 補７６	
247	府中小金井線	府中市 小金井市	小金井市	1,614	29,349		府中３・４・１６ 小金井３・４・１１	
248	府中小平線	府中市 小平市	府中市 小金井市 小平市	8,273	175,099	新小金井街道	府中３・４・３ 府中３・４・７ 小金井３・４・７	
249	福生青梅線	福生市 青梅市	青梅市 福生市 羽村市	5,956	146,634	西多摩産業道路 吉野街道	福生３・３・３０ 福生３・３・３３ 青梅３・３・２	
250	あきる野羽村線	あきる野市 羽村市	あきる野市 羽村市	2,217	41,636		秋多３・３・９ 福生３・４・１２	
251	青梅日の出線	青梅市 西多摩郡日の出町	日の出町	3,215	29,539			
253	保谷狭山自然公園 自転車道線	西東京市 東村山市	小平市 東大和市 武蔵村山市 東村山市 西東京市	21,644	112,224	多摩湖自転車歩 行車道		
255	足立さいたま自転 車道線	足立区 埼玉県さいたま市	足立区	605	2,738			

資料編

一般都道　８／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
256	八王子国立線	八王子市 国立市	八王子市 日野市 立川市 国立市	8,962	151,362	甲州街道	八王子３・３・１ 日野３・４・１	
503	相模原立川線	神奈川県相模原市 立川市錦町五丁目立川青梅線交点	八王子市 町田市 日野市 立川市	11,633	191,166	多摩モノレール通り 甲州街道 南多摩尾根幹線道路	八王子３・４・３３ 日野３・４・８	
506	八王子城山線	八王子市八幡町一般国道２０号交点 神奈川県相模原市城山町	八王子市 町田市	7,502	105,679		八王子３・５・５２ 八王子３・４・１６	
516	浅川相模湖線	八王子市一般国道２０号交点 神奈川県相模原市相模湖町	八王子市	6,252	35,065			
521	上野原八王子線	山梨県上野原市 八王子市追分町一般国道２０号交点	八王子市	18,808	170,070	陣馬街道	八王子３・４・２３	
計	(121路線)			813,193	11,115,352			

資料編

特例都道　１／５

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
401	麹町竹平線	千代田区麹町一丁目 千代田区一ツ橋一丁目	千代田区	2,049	60,928	内堀通り 靖国通り	環１ 放６	
402	錦町有楽町線	千代田区神田錦町三丁目 千代田区有楽町二丁目	千代田区	2,549	70,112		補９４ 補９６	
403	大手町湯島線	千代田区大手町一丁目 文京区湯島一丁目	千代田区 文京区	1,822	61,135	本郷通り 日比谷通り	放１０	
404	皇居前東京停車場線	千代田区皇居外苑 千代田区丸の内一丁目	千代田区	364	26,514		補１９７	
405	外濠環状線	港区新橋一丁目 港区新橋二丁目	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区	12,128	392,364	外堀通り	環２ 補１ 補９６の１ 補９４ 補９６	
406	皇居前鍛冶橋線	千代田区皇居外苑 中央区八重洲二丁目	千代田区 中央区	760	32,723		補１０１	
407	丸の内室町線	千代田区丸の内三丁目 中央区日本橋室町四丁目	千代田区 中央区	1,557	47,269	江戸通り	補９９ 補９７ 補９８	
408	八重洲宝町線	中央区八重洲一丁目 中央区京橋一丁目	中央区	366	16,203		放３３	
409	日比谷芝浦線	千代田区有楽町一丁目 港区海岸三丁目	千代田区 港区	3,611	120,450	日比谷通り	放２０ 補１４７	
412	霞ヶ関渋谷線	千代田区霞ヶ関二丁目 渋谷区渋谷三丁目	千代田区 港区 渋谷区	4,865	218,154	六本木通り	放２２ 放１	
413	赤坂杉並線	港区赤坂二丁目 杉並区松庵一丁目	港区 世田谷区 渋谷区 杉並区	11,628	224,126	井ノ頭通り	補１９４ 放２３ 補５	
414	四谷角筈線	新宿区四谷一丁目 新宿区西新宿一丁目	港区 新宿区 渋谷区	5,908	187,587		補５７	
415	高輪麻布線	港区高輪二丁目 港区六本木一丁目	港区	3,469	118,213		放１ 補１３	
416	古川橋二子玉川線	港区南麻布二丁目 世田谷区玉川一丁目	港区 目黒区 世田谷区 渋谷区	9,694	190,748	明治通り 駒沢通り	環５－１ 補４９ 補５ 補８	
418	北品川四谷線	品川区北品川三丁目 新宿区富久町	港区 新宿区 品川区 渋谷区	8,601	231,638	外苑西通り	放２ 環４	
420	鮫洲大山線	品川区東品川四丁目 板橋区氷川町	新宿区 品川区 目黒区 世田谷区 渋谷区 中野区 豊島区 板橋区	23,004	335,361	中野通り	補２６	

資料編

特例都道　２／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
421	東品川下丸子線	品川区東品川三丁目 大田区千鳥三丁目	品川区 大田区	7,481	134,071	池上通り	補２８	
423	渋谷経堂線	渋谷区神泉町 世田谷区経堂一丁目	目黒区 世田谷区	5,151	61,092	淡島通り	補５２	
426	上馬奥沢線	世田谷区上馬町三丁目 世田谷区奥沢三丁目	目黒区 世田谷区	3,837	41,287	自由通り	補１２７	
427	瀬田貫井線	世田谷区瀬田四丁目 練馬区貫井二丁目	世田谷区 中野区 杉並区 練馬区	14,428	146,936	中杉通り	補１２８ 補１３３ 補２１２	
428	高円寺砧浄水場線	杉並区梅里一丁目 世田谷区喜多見四丁目	世田谷区 杉並区	8,979	60,547			
430	新宿停車場前線	新宿区四谷四丁目 新宿区西新宿一丁目	新宿区	338	12,477	新宿通り	補６６	
431	角筈和泉町線	新宿区西新宿三丁目 杉並区和泉二丁目	新宿区 渋谷区 杉並区	3,687	47,329		補６１	
432	淀橋渋谷本町線	新宿区西新宿六丁目 渋谷区本町三丁目	新宿区 渋谷区	478	7,824	方南通り	補６２	
433	神楽坂高円寺線	新宿区神楽坂五丁目 杉並区高円寺南二丁目	新宿区 中野区 杉並区	7,742	115,406	大久保通り	放２５ 補７１	
434	牛込小石川線	新宿区新小川町 文京区後楽一丁目	新宿区 文京区	1,000	28,935		放２５	
435	音羽池袋線	文京区音羽一丁目 豊島区東池袋一丁目	文京区 豊島区	2,186	73,732		放２６ 環４ 補７７	
436	小石川西巣鴨線	文京区小石川一丁目 豊島区西巣鴨一丁目	文京区 豊島区	4,410	89,691		補７９ 補８２	
437	秋葉原雑司ヶ谷線	千代田区外神田一丁目 文京区目白台二丁目	千代田区 文京区 台東区	8,483	199,930	中央通り 不忍通り	環４ 放２８ 補９４	
438	向井町新町線	杉並区本天沼二丁目 杉並区善福寺一丁目	杉並区	2,759	32,671	早稲田通り	補７４	
439	椎名町上石神井線	豊島区南長崎六丁目 練馬区上石神井一丁目	中野区 練馬区	8,680	150,911	千川通り	補２２９	
440	落合井草線	新宿区西落合一丁目 杉並区井草四丁目	新宿区 中野区 杉並区	6,058	94,682	新青梅街道	補７６	
441	池袋谷原線	豊島区東池袋一丁目 練馬区谷原一丁目	豊島区 板橋区 練馬区	6,226	140,661	要町通り 明治通り	放３６ 補７６ 環８	
442	北町豊玉線	練馬区北町八丁目 練馬区豊玉南二丁目	練馬区	4,821	32,752		放３５	

資料編

特例都道　３／５

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
443	南田中町旭町線	練馬区南田中二丁目 練馬区旭町一丁目	練馬区	8,516	234,731	笹目通り	補１３４ 補１７２ 補２３０	
444	下石神井大泉線	練馬区下石神井四丁目 練馬区石神井町八丁目	練馬区	2,938	28,928		補１３２	
445	常盤台赤羽線	板橋区東新町一丁目 北区赤羽一丁目	北区 板橋区	3,799	54,591		補８５ 補８６	
446	長後赤塚線	板橋区坂下一丁目 板橋区赤塚新町二丁目	板橋区	7,961	257,583	高島通り	補２０１ 補２０３ 補２０４	
447	赤羽西台線	北区赤羽北二丁目 板橋区相生町	北区 板橋区	7,326	175,075	高島通り	補１５７ 補２０２ 補２０４	
449	新荒川堤防線	北区志茂五丁目 江東区東砂八丁目	北区 足立区 墨田区 江戸川区 江東区	24,221	435,321	ゆりのき橋通り 墨堤通り	補１１８ 補１２２ 補１２０	
450	新荒川葛西堤防線	足立区江北二丁目 江戸川区篠崎町三丁目	足立区 葛飾区 江戸川区	25,149	479,539	清砂大橋通り 江北橋通り 平和橋通り 篠崎街道	放１６ 補１１３	
451	江戸川堤防線	葛飾区東金町八丁目 江戸川区篠崎町三丁目	葛飾区 江戸川区	10,018	97,424	篠崎街道		
452	神田白山線	千代田区外神田二丁目 文京区本駒込一丁目	千代田区 台東区 文京区	4,482	79,880	中央通り	補９２ 補９４ 補１７８	
453	本郷亀戸線	文京区本郷四丁目 江東区亀戸三丁目	文京区 台東区 墨田区 江東区	6,141	155,445	春日通り 清澄通り 浅草通り	補１０３ 補１１０ 放８ 補１０２	
455	本郷赤羽線	文京区弥生一丁目 北区赤羽西六丁目	文京区 豊島区 北区	9,283	213,741	本郷通り	放１０ 補８３ 補８５	
457	駒込宮地線	文京区千駄木三丁目 荒川区西日暮里一丁目	文京区 台東区 荒川区	1,383	27,401	道灌山通り	環４	
458	白山小台線	文京区本駒込一丁目 足立区小台二丁目	文京区 北区 荒川区 足立区	4,678	83,243		補９３ 補９３支１	
460	中十条赤羽線	北区中十条一丁目 北区赤羽一丁目	北区	2,824	36,164		補７３ 補８３	
461	吾妻橋伊興町線	墨田区吾妻橋一丁目 足立区東伊興二丁目	墨田区 足立区 荒川区	10,084	234,748	尾竹橋通り 墨堤通り	補１００ 補１１９	
462	蔵前三ノ輪線	台東区蔵前四丁目 台東区三ノ輪一丁目	台東区	2,807	95,914	国際通り	放３０	

資料編

特例都道　４／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
463	上野月島線	台東区東上野三丁目 中央区勝どき一丁目	台東区 墨田区 江東区 中央区	8,776	270,319	浅草通り 清澄通り	補１０３ 補１１０ 補３０５	
464	言問橋南千住線	台東区浅草六丁目 荒川区南千住七丁目	台東区 荒川区	2,364	57,179		補１０８	
465	深川吾嬬町線	江東区東陽三丁目 墨田区京島一丁目	墨田区 江東区	5,445	128,118	四ッ目通り	放３２	
466	内匠橋花畑線	足立区南花畑三丁目 足立区花畑八丁目	足立区	2,958	23,209			
467	千住新宿町線	足立区足立一丁目 葛飾区新宿二丁目	足立区 葛飾区	5,515	86,800	江北橋通り	補１３６	
471	金町線	葛飾区金町三丁目 葛飾区東金町五丁目	葛飾区	994	25,651		放１３	
473	新富晴海線	中央区新富二丁目 中央区晴海一丁目	中央区	2,065	84,775		補１５３	
474	浜町北砂町線	中央区日本橋浜町三丁目 江東区北砂二丁目	中央区 江東区	3,839	93,054	清洲橋通り	補１１１	
475	永代葛西橋線	江東区永代二丁目 江戸川区西葛西二丁目	中央区 江東区 江戸川区	4,278	129,801	葛西橋通り	放２９ 補１１２	
476	南砂町吾嬬町線	江東区南砂四丁目 墨田区立花四丁目	墨田区 江東区	4,161	107,732	丸八通り	環４	
477	亀戸葛西橋線	江東区亀戸九丁目 江東区東砂六丁目	江東区	0 ※新荒川堤防線と全線重用	0		補１４４	
480	品川埠頭線	港区港南一丁目 品川区東品川二丁目	港区 品川区	2,221	95,263		補１６	
481	新橋日の出ふ頭線	港区新橋二丁目 港区海岸二丁目	港区	2,904	135,008			
482	台場青海線	港区台場二丁目 江東区青海二丁目	港区 江東区	2,542	109,075		補２９８	
484	豊洲有明線	江東区豊洲二丁目 江東区有明三丁目	江東区	3,164	143,854	環二通り	環２	
	新宿副都心二号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿三丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	493	16,239			
	新宿副都心三号線	新宿区西新宿一丁目新宿副都心八号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	660	22,297			
	新宿副都心四号線	新宿区西新宿一丁目四谷角筈線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心十二号線交点	新宿区	954	39,656			

資料編

特例都道　５／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和2年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	新宿副都心五号線	新宿区西新宿一丁目新宿副都心八号線交点 新宿区西新宿六丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	815	27,696			
	新宿副都心八号線	新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目東京所沢線交点	新宿区	497	12,732			
	新宿副都心九号線	新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目東京所沢線交点	新宿区	515	15,945			
	新宿副都心十号線	新宿区西新宿二丁目新宿副都心二号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心五号線交点	新宿区	504	15,169			
	新宿副都心十一号線	新宿区西新宿二丁目新宿副都心二号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心五号線交点	新宿区	504	15,296			
	新宿副都心十二号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿六丁目東京所沢線交点	新宿区	979	40,101			
	新宿副都心十三号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿六丁目東京所沢線交点	新宿区	1,348	34,762			
	一七六号線（中央官衙）	千代田区霞ヶ関永田町二丁目一般国道２４６号交点 千代田区霞ヶ関一丁目	千代田区	1,144	35,180			
	二四七号線（中央官衙）	千代田区霞ヶ関永田町一丁目一七六号線交点 中央区銀座八丁目	千代田区 中央区	637	24,600			
	二五五号線（中央官衙）	千代田区永田町二丁目一般国道２４６号交点 港区赤坂二丁目外濠環状線交点	千代田区 港区	525	9,226		補２１ 補２２	
	二五七号線（中央官衙）	千代田区永田町一丁目一般国道２４６号交点 港区赤坂一丁目外濠環状線交点	千代田区 港区	0	0 ※一般国道２４６号と全線重用			
計	（79路線）			381,530	8,292,947			

資料編

自動車専用道路等　１／３　（東・中日本高速道路(株)管理道路）　　令和2年4月1日現在

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	東北縦貫自動車道	東京都練馬区 青森県青森市	練馬区	1,482	50,798			東日本高速道路
	東関東自動車道	東京都練馬区 茨城県水戸市	葛飾区	922	20,909			東日本高速道路
	関越自動車道	東京都練馬区 新潟県新潟市	練馬区 清瀬市	4,180	143,267			東日本高速道路
	第一東海自動車道	東京都世田谷区 小牧市	世田谷区 町田市	3,757	177,856			中日本高速道路
	中央自動車道	東京都杉並区 兵庫県西宮市	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	39,723	2,070,652			中日本高速道路
	一般国道１４号	東京都江戸川区 千葉県千葉市	江戸川区	3,025	112,614	京葉道路		東日本高速道路 管理者重複路線
	一般国道４６６号	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	世田谷区	633	22,849	第三京浜		東日本高速道路 管理者重複路線
	一般国道４６８号	神奈川県横浜市 千葉県木更津市	八王子市 あきる野市 青梅市 羽村市 日の出町	24,525	1,372,032			東日本高速道路 中日本高速道路
計	（ 8路線）			78,247	3,970,977			

資料編

自動車専用道路等　２／３　（首都高速道路(株)管理道路）　　令和2年4月1日現在

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	首都高速一号線	台東区北上野一丁目 大田区羽田旭町	千代田区 中央区 港区 台東区 品川区 大田区	21,900	517,287			
	首都高速二号線	中央区銀座八丁目 品川区戸越一丁目	中央区 港区 品川区 渋谷区	8,518	173,818			
	首都高速二号分岐線	港区麻布十番四丁目（首都高速二号線） 港区六本木三丁目（首都高速三号線）	港区	1,518	31,487			
	首都高速三号線	千代田区隼町 世田谷区上用賀五丁目	千代田区 港区 目黒区 世田谷区 渋谷区	14,567	294,764			
	首都高速四号線	中央区八重洲二丁目 杉並区上高井戸三丁目	千代田区 中央区 港区 新宿区 渋谷区 杉並区	18,600	437,414			
	首都高速四号分岐線	千代田区大手町二丁目（首都高速四号線） 中央区日本橋小網町（首都高速六号線）	千代田区 中央区	1,030	26,649			
	首都高速五号線	千代田区一ツ橋一丁目 板橋区三園一丁目	千代田区 新宿区 文京区 豊島区 板橋区	17,800	398,758			
	首都高速六号線	中央区日本橋兜町（首都高速一号線） 足立区加平一丁目	中央区 墨田区 足立区 葛飾区	15,603	417,359			
	首都高速七号線	墨田区千歳一丁目 江戸川区谷河内二丁目	墨田区 江東区 江戸川区	10,415	197,419			
	首都高速八号線	中央区銀座一丁目（首都高速一号線） 中央区銀座一丁目	中央区	142	2,787			
	首都高速九号線	中央区日本橋箱崎町 江東区辰巳二丁目	中央区 江東区	5,252	153,404			
147	高速横浜羽田空港線	神奈川県横浜市中区 大田区羽田旭町	大田区	940	20,242			
242	高速葛飾川口線	葛飾区 埼玉県川口市	足立区 葛飾区	11,800	330,943			
243	高速足立三郷線	足立区 埼玉県三郷市	足立区	1,806	44,025			

資料編

自動車専用道路等　３／３　（首都高速道路(株)管理道路）　　令和2年4月1日現在

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	都　内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
294	高速湾岸線	神奈川県横浜市金沢区 千葉県市川市	港区 江東区 品川区 大田区 江戸川区	23,103	1,074,130			
	首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目 江戸川区臨海町一丁目	葛飾区 江戸川区	11,200	298,205			
254	高速板橋戸田線	板橋区 埼玉県戸田市	板橋区	700	13,141			
	首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島一丁目 大田区東海二丁目	大田区	1,855	42,779			
	首都高速十一号線	港区海岸二丁目 江東区有明二丁目	港区 江東区	5,000	152,576			
	首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目 足立区江北二丁目	板橋区 北区 足立区	7,100	140,663			
	首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目 板橋区熊野町	目黒区 渋谷区 新宿区 中野区 豊島区 板橋区	11,005	370,098			
	首都高速晴海線	中央区築地一丁目 江東区有明二丁目	中央区 江東区	2,700	67,223			
	首都高速品川目黒線	品川区八潮三丁目 目黒区青葉台四丁目	品川区 目黒区	9,400	296,782			
計	(23路線)			201,954	5,501,953			

資料編

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
あ	169	青ヶ島本道	Aogashima-hondo Ave.	青ヶ島村	青ヶ島村西郷
	12	青山通り	Aoyama-dori Ave.	千代田区永田町一丁目	渋谷区渋谷三丁目
	57	秋川街道	Akigawa-kaido Ave.	青梅市青梅	八王子市八木町
	7	浅草通り	Asakusa-dori Ave.	台東区東上野四丁目	江東区亀戸三丁目
	137	有明通り	Ariake-dori Ave.	中央区晴海二丁目	江東区有明二丁目
	139	淡島通り	Awashima-dori Ave.	渋谷区神泉町	世田谷区若林二丁目
い	50	池上通り	Ikegami-dori Ave.	品川区南品川五丁目	大田区千鳥三丁目
	35	五日市街道	Itsukaichi-kaido Ave.	杉並区梅里一丁目	あきる野市館谷
	145	稲城大橋通り	Inagiohashi-dori Ave.	稲城市東長沼	府中市押立町三丁目
	33	井ノ頭通り	Inokasira-dori Ave.	渋谷区宇田川町	武蔵野市関前五丁目
	103	芋窪街道	Imokubo-kaido Ave.	立川市栄町三丁目	東大和市蔵敷二丁目
	107	岩蔵街道	Iwakura-kaido Ave.	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎	青梅市富岡三丁目
う	1	内堀通り	Uchibori-dori Ave.	千代田区霞ヶ関一丁目	千代田区霞ヶ関一丁目
え	41	永代通り	Eitai-dori Ave.	千代田区大手町一丁目	江東区新砂三丁目
	26	江戸通り	Edo-dori Ave.	千代田区大手町二丁目	台東区花川戸二丁目
お	17	青梅街道	Ome-kaido Ave.	新宿区歌舞伎町一丁目	西多摩郡奥多摩町留浦
	37	大久保通り	Okubo-dori Ave.	新宿区下宮比町	杉並区高円寺南一丁目
	115	大島一周道路	Oshima-isshudoro Ave.	大島町元町元町港	大島町元町
	59	奥多摩街道	Okutama-kaido Ave.	青梅市勝沼一丁目	立川市錦町五丁目
	165	奥多摩周遊道路	Okutama-shuyudoro Ave.	西多摩郡奥多摩町川野	西多摩郡檜原村数馬
	74	奥戸街道	Okudo-kaido Ave.	葛飾区立石一丁目	江戸川区西小岩二丁目
	70	尾久橋通り	Ogubashi-dori Ave.	台東区根岸二丁目	足立区舎人四丁目
	109	小曽木街道	Osogi-kaido Ave.	青梅市森下町	青梅市富岡
	71	尾竹橋通り	Otakebashi-dori Ave.	台東区根岸三丁目	足立区東伊興二丁目
か	46	外苑東通り	Gaienhigashi-dori Ave.	港区麻布台二丁目	新宿区早稲田鶴巻町
	82	外苑西通り	Gaiennishi-dori Ave.	新宿区富久町	港区白金台五丁目
	44	海岸通り	Kaigan-dori Ave.	港区東新橋一丁目	大田区平和島六丁目
	79	葛西橋通り	Kasaibashi-dori Ave.	江東区永代二丁目	江戸川区東葛西三丁目
	19	春日通り	Kasuga-dori Ave.	豊島区東池袋一丁目	墨田区横川五丁目
	140	要町通り	Kanamecho-dori Ave.	豊島区要町一丁目	板橋区小茂根一丁目
	66	鎌倉街道	Kamakura-kaido Ave.	町田市森野五丁目	府中市本町一丁目
	20	川越街道	Kawagoe-kaido Ave.	豊島区東池袋一丁目	板橋区成増二丁目
	63	川崎街道	Kawasaki-kaido Ave.	日野市日野本町一丁目	稲城市矢野口
	132	川の手通り	Kawanote-dori Ave.	荒川区南千住三丁目	足立区谷中四丁目
	56	環七通り	Kannana-dori Ave.	大田区東海一丁目	江戸川区臨海町四丁目
	138	環二通り	Kanni-dori Ave.	港区虎ノ門二丁目	江東区有明二丁目
	87	環八通り	Kanpachi-dori Ave.	大田区羽田空港一丁目	北区岩淵町
き	105	北野街道	Kitano-kaido Ave.	日野市南平四丁目	八王子市館町
	53	北本通り	Kitamoto-dori Ave.	北区王子一丁目	北区岩淵町
	91	吉祥寺通り	Kichijoji-dori Ave.	練馬区関町三丁目	世田谷区給田四丁目

令和3年4月1日現在

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
き	48	清洲橋通り	Kiyosubashi-dori Ave.	台東区北上野二丁目	江東区東砂五丁目
	40	清澄通り	Kiyosumi-dori Ave.	墨田区吾妻橋一丁目	中央区勝どき六丁目
	129	旧青梅街道	Kyuome-kaido Ave.	青梅市東青梅二丁目	青梅市上町
	126	旧海岸通り	Kyukaigan-dori Ave.	港区芝四丁目	品川区東品川一丁目
	99	旧甲州街道	Kyukoshu-kaido Ave.	調布市国領町二丁目	府中市本宿町二丁目
	124	旧白山通り	Kyuhakusan-dori Ave.	文京区白山二丁目	文京区白山五丁目
	125	旧山手通り	Kyuyamate-dori Ave.	渋谷区猿楽町	渋谷区神泉町
	127	旧早稲田通り	Kyuwaseda-dori Ave.	杉並区下井草一丁目	練馬区石神井台五丁目
	136	清砂大橋通り	Kiyosunaohashi-dori Ave.	江東区新砂三丁目	江戸川区東葛西九丁目
く	47	蔵前橋通り	Kuramaebashi-dori Ave.	文京区湯島二丁目	江戸川区北小岩一丁目
け	28	京葉道路	Keiyo-doro Ave.	墨田区両国一丁目	江戸川区篠崎町二丁目
こ	69	小金井街道	Koganei-kaido Ave.	府中市宮町一丁目	清瀬市中里二丁目
	134	国際通り	Kokusai-dori Ave.	台東区蔵前三丁目	台東区三ノ輪一丁目
	146	国分寺街道	Kokubunji-kaido Ave.	小平市上水南町二丁目	府中市府中町一丁目
	15	甲州街道	Koshu-kaido Ave.	新宿区内藤町	八王子市南浅川町
	119	神津本道	Kozu-hondo Ave.	神津島村長浜	神津島村多幸
	131	江北橋通り	Kohokubashi-dori Ave.	足立区宮城二丁目	葛飾区亀有二丁目
	39	言問通り	Kototoi-dori Ave.	文京区弥生一丁目	台東区浅草六丁目
	100	狛江通り	Komae-dori Ave.	狛江市東和泉一丁目	調布市国領町一丁目
	32	駒沢通り	Komazawa-dori Ave.	渋谷区広尾一丁目	世田谷区玉川一丁目
	122	小港道路	Kominato-doro Ave.	小笠原村父島扇浦	小笠原村父島小港
さ	8	桜田通り	Sakurada-dori Ave.	千代田区霞ケ関一丁目	品川区西五反田二丁目
	90	笹目通り	Sasame-dori Ave.	練馬区南田中四丁目	板橋区三園二丁目
	55	産業道路	Sangyo-doro Ave.	大田区大森東二丁目	大田区羽田二丁目
し	94	志木街道	Shiki-kaido Ave.	東村山市秋津町三丁目	清瀬市下清戸五丁目
	118	式根本道	Shikine-hondo Ave.	新島本村泊	新島本村式根ヶ沢
	76	篠崎街道	Shinozaki-kaido Ave.	江戸川区東小岩三丁目	江戸川区江戸川三丁目
	38	不忍通り	Shinobazu-dori Ave.	文京区目白台二丁目	台東区上野二丁目
	75	柴又街道	Shibamata-kaido Ave.	葛飾区金町三丁目	江戸川区江戸川一丁目
	152	芝溝街道	Shibamizo-kaido Ave.	町田市根岸町	町田市大蔵町
	51	自由通り	Jiyu-dori Ave.	大田区雪谷大塚町	世田谷区駒沢一丁目
	24	昭和通り	Showa-dori Ave.	港区新橋一丁目	台東区根岸五丁目
	85	新青梅街道	Shin-ome-kaido Ave.	新宿区西落合三丁目	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎
	42	新大橋通り	Shin-ohashi-dori Ave.	中央区銀座八丁目	江戸川区江戸川三丁目
	89	新大宮バイパス	Shin-omiya-Bypass	練馬区北町三丁目	板橋区新河岸三丁目
	104	新奥多摩街道	Shin-okutama-kaido Ave.	立川市錦町五丁目	福生市熊川
				福生市熊川	青梅市河辺町六丁目
	101	新小金井街道	Shinkoganei-kaido Ave.	府中市是政三丁目	清瀬市下清戸一丁目
	14	新宿通り	Shinjuku-dori Ave.	千代田区麹町一丁目	新宿区歌舞伎町一丁目
	160	新滝山街道	Shintakiyama-kaido Ave.	あきる野市牛沼	八王子市左入町

資料編

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
し	61	陣馬街道	Jinba-kaido Ave.	八王子市追分町	八王子市上恩方町
	148	新府中街道	Shinfuchu-kaido Ave.	府中市住吉町四丁目	小平市小川町一丁目
	143	新武蔵境通り	Shinmusashisakai-dori Ave.	武蔵野市境南町一丁目	武蔵野市関前三丁目
	84	新目白通り	Shinmejiro-dori Ave.	文京区関口一丁目	新宿区中落合三丁目
せ	31	世田谷通り	Setagaya-dori Ave.	世田谷区三軒茶屋二丁目	狛江市東和泉四丁目
	86	千川通り	Senkawa-dori Ave.	豊島区南長崎六丁目	練馬区上石神井一丁目
そ	2	外堀通り	Sotobori-dori Ave.	中央区八重洲二丁目	中央区八重洲二丁目
た	5	第一京浜	Daiichikeihin Ave.	港区東新橋一丁目	大田区東六郷三丁目
	9	第二京浜	Dainikeihin Ave.	品川区西五反田七丁目	大田区多摩川二丁目
	111	高尾街道	Takao-kaido Ave.	八王子市高尾町	八王子市戸吹町
	88	高島通り	Takashima-dori Ave.	板橋区坂下二丁目	板橋区三園一丁目
	147	多喜窪通り	Takikubo-dori Ave.	府中市武蔵台三丁目	国分寺市南町二丁目
	58	滝山街道	Takiyama-kaido Ave.	青梅市友田町二丁目	八王子市左入町
	102	立川通り	Tachikawa-dori Ave.	立川市錦町六丁目	小平市小川町一丁目
	154	多摩大橋通り	Tamaohashi-dori Ave.	八王子市大和田町二丁目	武蔵村山市本町一丁目
	13	玉川通り	Tamagawa-dori Ave.	渋谷区桜丘町	世田谷区玉川一丁目
	164	多摩川南岸道路	Tamagawa-nangandoro Ave.	西多摩郡奥多摩町棚澤	西多摩郡奥多摩町氷川
	95	多摩湖自転車歩行者道	Tamako-jitenshahokosyado Path	西東京市田無町三丁目	東村山市多摩湖町三丁目
	43	多摩堤通り	Tamazutsumi-dori Ave.	大田区蒲田四丁目	世田谷区喜多見七丁目
	106	多摩ニュータウン通り	Tama-Newtown-dori Ave.	多摩市乞田	町田市小山町
	150	多摩モノレール通り	Tama-Monorail-dori Ave.	多摩市南野二丁目	立川市柴崎町四丁目
ち	54	千葉街道	Chiba-kaido Ave.	江戸川区松島一丁目	江戸川区北小岩三丁目
	6	中央通り	Chuo-dori Ave.	港区新橋一丁目	台東区上野六丁目
つ	65	鶴川街道	Tsurukawa-kaido Ave.	町田市原町田六丁目	調布市下石原一丁目
て	144	天文台通り	Tenmondai-dori Ave.	武蔵野市境二丁目	調布市上石原一丁目
と	135	道灌山通り	Dokanyama-dori Ave.	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目
	60	東京環状	Tokyo-kanjo Ave.	西多摩郡瑞穂町二本木	町田市相原町
	97	東八道路	Tohachi-doro Ave.	三鷹市牟礼一丁目	国立市谷保
	68	所沢街道	Tokorozawa-kaido Ave.	西東京市田無町一丁目	東村山市久米川五丁目
	170	利島一周道路	Toshima-isshudoro Ave.	利島村	利島村
な	52	中杉通り	Nakasugi-dori Ave.	杉並区阿佐谷南三丁目	練馬区貫井二丁目
	22	中仙道	Nakasen-do Ave.	豊島区西巣鴨三丁目	板橋区舟渡三丁目
	159	永田橋通り	Nagatabashi-dori Ave.	西多摩郡日の出町大久野	福生市福生
	34	中野通り	Nakano-dori Ave.	渋谷区笹塚二丁目	新宿区西落合四丁目
	10	中原街道	Nakahara-kaido Ave.	品川区西五反田七丁目	大田区田園調布本町
	110	成木街道	Nariki-kaido Ave.	青梅市東青梅二丁目	青梅市成木七丁目
	153	成瀬街道	Naruse-kaido Ave.	町田市成瀬	町田市原町田二丁目
に	117	新島本道	Niijima-hondo Ave.	新島本村若郷	新島本村新町
	157	西多摩産業道路	Nishitama-sangyodoro Ave.	福生市武蔵野台一丁目	青梅市末広町二丁目
	25	日光街道	Nikko-kaido Ave.	台東区根岸五丁目	足立区西保木間四丁目

令和3年4月1日現在

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
に	114	日原街道	Nippara-kaido Ave.	西多摩郡奥多摩町氷川	西多摩郡奥多摩町日原
は	21	白山通り	Hakusan-dori Ave.	千代田区一ツ橋一丁目	豊島区西巣鴨三丁目
	161	八王子バイパス	Hachioji-Bypass	八王子市宇津木町	町田市相原町
	166	八丈一周道路	Hachijo-isshudoro Ave.	八丈町大賀郷	八丈町大賀郷
	168	八丈空港道路	hachijo-kukodoro Ave.	八丈町三根	八丈町大賀郷
	167	八丈中央道路	Hachijo-chuodoro Ave.	八丈町三根	八丈町大賀郷
	130	鳩ヶ谷街道	Hatogaya-kaido Ave.	足立区江北二丁目	足立区入谷九丁目
	158	羽村街道	Hamura-kaido Ave.	羽村市神明台一丁目	西多摩郡瑞穂町南平一丁目
	30	晴海通り	Harumi-dori Ave.	千代田区日比谷公園	江東区東雲二丁目
ひ	98	人見街道	Hitomi-kaido Ave.	杉並区浜田山三丁目	府中市若松町四丁目
	149	日野バイパス	Hino-Bypass	国立市谷保	八王子市高倉町
	113	檜原街道	Hinohara-kaido Ave.	あきる野市五日市	西多摩郡檜原村数馬
	29	日比谷通り	Hibiya-dori Ave.	千代田区大手町一丁目	港区芝四丁目
	155	平山通り	Hirayama-dori Ave.	八王子市堀之内三丁目	八王子市大和田町二丁目
ふ	128	富士街道	Fuji-kaido Ave.	練馬区高野台四丁目	西東京市田無町一丁目
	142	伏見通り	Fushimi-dori Ave.	西東京市北町三丁目	武蔵野市八幡町二丁目
	67	府中街道	Fuchu-kaido Ave.	稲城市大丸	東村山市久米川五丁目
	77	船堀街道	Funabori-kaido Ave.	江戸川区東小松川一丁目	江戸川区臨海町一丁目
へ	73	平和橋通り	Heiwabashi-dori Ave.	足立区足立一丁目	江戸川区松島二丁目
ほ	83	方南通り	Honan-dori Ave.	新宿区西新宿五丁目	杉並区大宮二丁目
	72	墨堤通り	Bokutei-dori Ave.	墨田区吾妻橋一丁目	足立区千住桜木二丁目
	23	本郷通り	Hongo-dori Ave.	千代田区神田錦町一丁目	北区滝野川一丁目
ま	62	町田街道	Machida-kaido Ave.	八王子市東浅川町	町田市鶴間
	141	松原通り	Matsubara-dori Ave.	調布市仙川町三丁目	狛江市元和泉三丁目
	78	丸八通り	Maruhachi-dori Ave.	墨田区立花四丁目	江東区新砂三丁目
み	171	御蔵島本道	Mikurajima-hondo Ave.	御蔵島村	御蔵島村南郷
	156	瑞穂バイパス	Mizuho-Bypass	西多摩郡瑞穂町高根	西多摩郡瑞穂町むさし野三丁目
	92	三鷹通り	Mitaka-dori Ave.	武蔵野市中町三丁目	調布市国領町一丁目
	45	三ツ目通り	Mitsume-dori Ave.	江東区辰巳二丁目	墨田区向島一丁目
	27	水戸街道	Mito-kaido Ave.	墨田区向島二丁目	葛飾区金町三丁目
	151	南多摩尾根幹線道路	Minamitamaone-kansendoro Ave.	町田市小山町	稲城市百村
	116	三原山登山道路	Miharayama-tozandoro Ave.	大島町元町	大島町湯場
	120	三宅一周道路	Miyake-isshudoro Ave.	三宅村神着	三宅村神着
	163	美山通り	Miyama-dori Ave.	八王子市上川町	八王子市元八王子町三丁目
む	93	武蔵境通り	Musashisakai-dori Ave.	西東京市田無町一丁目	調布市小島町一丁目
	108	睦橋通り	Mutsumibashi-dori Ave.	福生市熊川	あきる野市淵上
め	3	明治通り	Meiji-dori Ave.	港区南麻布二丁目	江東区夢の島
	11	目黒通り	Meguro-dori Ave.	港区白金台一丁目	世田谷区玉堤二丁目
	18	目白通り	Mejiro-dori Ave.	千代田区九段北一丁目	練馬区三原台二丁目
や	64	野猿街道	Yaen-kaido Ave.	八王子市横山町	国立市谷保

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
や	16	靖　国　通　り	Yasukuni-dori Ave.	中央区東日本橋二丁目	新宿区歌舞伎町一丁目
	162	山　田　通　り	Yamada-dori Ave.	西多摩郡日の出町平井	八王子市上川町
	4	山　手　通　り	Yamate-dori Ave.	品川区東品川一丁目	板橋区氷川町
ゆ	133	ゆりのき橋通り	Yurinokibashi-dori Ave.	墨田区東向島六丁目	江戸川区小松川三丁目
よ	123	夜　明　道　路	Yoake-doro Ave.	小笠原村父島奥村	小笠原村父島小曲
	112	吉　野　街　道	Yoshino-kaido Ave.	羽村市羽	西多摩郡奥多摩町小丹波
	49	四　ツ　目　通　り	Yotsume-dori Ave.	墨田区京島一丁目	江東区東陽四丁目
れ	96	連　雀　通　り	Renjaku-dori Ave.	三鷹市牟礼六丁目	国分寺市東恋ヶ窪四丁目
ろ	81	六　本　木　通　り	Roppongi-dori Ave.	千代田区霞ヶ関二丁目	渋谷区渋谷二丁目
わ	36	早　稲　田　通　り	Waseda-dori Ave.	千代田区九段北二丁目	杉並区上井草四丁目
	80	湾　岸　道　路	Wangan-doro Ave.	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
	121	湾　岸　通　り	Wangan-dori Ave.	小笠原村父島西町	小笠原村父島洲崎

※　設定公告　整理番号　　１～　44　昭和37年　４月25日　東京都公報（号外）
　　45～　69　昭和38年　６月18日　東京都公報（号外74）
　　70～ 129　昭和59年　５月１日　東京都公報
　　130～ 171　平成26年　４月１日　東京都公報（増刊28）

資料編

資料第２－（４）　主要な事業（道路）の進捗状況

道路建設部道路橋梁課・街路課

路線名				箇所	規模 幅員(m)	規模 延長(m)	総事業費(百万円)	事業年度	２年度までの執行率（%）	事業認可年月日
都市の骨格を形成する幹線道路の整備	都市計画道路	放射第５号線		杉並区上高井戸二丁目～久我山三丁目	60	1,300	43,006	H17 ～ R3	99	H17.12.20
		放射第７号線		練馬区大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	25	2,000	23,927	H18 ～ R4	91	H18.7.24
		環状第２号線		中央区晴海五丁目～東新橋一丁目	20～48	1,810	177,600	H19 ～ R6	83	H19.12.20
		環状第３号線	曙橋	新宿区舟町～市谷本村町	27	365	3,130	H10 ～ R6	87	H11.3.12
			薬王寺	新宿区市谷薬王寺町～市谷柳町	27	400	15,702	H14 ～ R3	95	H15.1.10
			弁天町	新宿区原町一丁目～榎町	27～30	580	16,060	H20 ～ R8	96	H20.12.25
		環状第５号線	神宮前	渋谷区神宮前三丁目～六丁目	27～30	640	60,146	H15 ～ R8	94	H16.3.31
			北参道	渋谷区千駄ヶ谷二丁目～五丁目	27～30	900	22,366	H14 ～ R6	96	H15.3.5
			千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷五丁目～新宿区内藤町	14～35	805	75,522	H2 ～ R5	92	H3.1.10
		環状第６号線	上目黒	目黒区上目黒三丁目～青葉台二丁目	30～35	780	20,451	H12 ～ R5	91	H12.12.28
			下目黒	品川区西五反田四丁目～目黒区下目黒二丁目	30	570	9,283	H12 ～ R3	98	H12.9.27
			西五反田	品川区西五反田三丁目～五丁目	30～40	400	8,608	H8 ～ R3	99	H8.12.16
		西東京３・２・６号線		西東京市柳沢一丁目～北町三丁目	36	3,900	73,914	H12 ～ R5	96	H12.11.17
		三鷹３・２・６号線 武蔵野３・３・６号線		三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目	36	3,100	62,936	H14 ～ R4	99	H14.7.3
		国分寺３・２・８号線		府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目	36	2,530	50,296	H19 ～ R8	93	H19.11.26
		国道４１１号		青梅市長淵七丁目～駒木町三丁目	16	1,190	3,608	H17 ～ R7	68	H25.8.8 （Ⅱ期区間）
地域幹線道路の整備	都市計画道路	補助第１１号線		渋谷区恵比寿三丁目～一丁目	20	980	12,179	H10 ～ R7	58	H10.7.10
		補助第７４号線		新宿区高田馬場四丁目～大久保三丁目	28	650	19,061	H5 ～ R6	92	H5.4.14
		補助第８８号線		北区豊島二丁目～六丁目	20	780	8,297	H14 ～ R5	91	H14.5.15
		小金井３・４・１１号線		小金井市中町二丁目～梶野町五丁目	18	420	2,753	H18 ～ R5	89	H18.9.27
		町田平山八王子線 （町田３・４・４０号線）		町田市下小山田町	20	700	2,701	H18 ～ R12	30	
		八王子町田線 （八王子３・４・６３号線）		八王子市東浅川町～狭間町	18	680	3,161	H4 ～ R5	60	H24.12.7
		大田調布線 （調布３・４・１８号線）		狛江市中和泉五丁目～調布市国領町八丁目	16	1,070	5,964	H17 ～ R6	89	
	都市計画道路外	千代田練馬田無線		練馬区高野台四丁目～五丁目	12	550	2,621	H10 ～ R5	84	

資料編

路線名			箇所	規模 幅員(m)	規模 延長(m)	総事業費(百万円)	事業年度	２年度までの執行率（%）	事業認可年月日
山間島しょの道路	都市計画道路外	上野原あきる野線	あきる野市乙津	9.75	420	309	H26 ～ R6	37	
		大久野青梅線	日の出町大久野～青梅市梅郷一丁目	9.5	1,500	8,692	H27 ～ R5	63	
		大島循環線	大島町泉津	9.5	800	1,242	H27 ～ R9	48	
		三宅循環線	三宅村坪田	12	450	1,707	H22 ～ R8	70	
		神湊八重根港線	八丈町大賀郷	13	760	3,650	H25 ～ R8	70	
橋梁の整備		高浜橋	港区芝浦四丁目～港南一丁目	27.0	39.0	5,848	H24 ～ R7	75	
		若潮橋	品川区東品川五丁目～八潮一丁目	24.5	167.4	6,560	H18 ～ R5	93	
		鎌田橋	世田谷区鎌田三丁目～鎌田四丁目	16.0	17.6	783	H25 ～ R4	86	
		等々力大橋（仮称）	世田谷区玉堤二丁目～川崎市中原区宮内一丁目	25.0	384.5	14,876	H27 ～ R7	23	
		小原橋	江東区亀戸八丁目～墨田区立花三丁目	4.0	21.1	1,270	H28 ～ R5	62	
		本宿橋（仮称）	檜原村本宿	9.75	313.0	6,087	H2 ～ R8	44	
		坂浜橋（仮称）	稲城市坂浜	16.2	79.9	1,228	H24 ～ R3	85	H24.11.12
		松枝橋	八王子市四谷町～檜原町	16.8	144.2	4,613	H18 ～ R4	77	
		日野橋	八王子市大字日野～立川市錦町六丁目	16.0	332.0	8,805	R2 ～ R14	8	
		関戸橋	府中市住吉町五丁目～多摩市関戸三丁目	15.0	380.0	13,137	H25 ～ R13	51	

資料編

資料第2－(5) 令和2年度都市計画道路事業認可年度延伸箇所調書

道路建設部計画課

番号	路線名	起　点	終　点	延長（m）	幅員（m）	当初認可告示	事業年度	事業計画変更認可告示	所管事務所
1	補212（用賀）	世田谷区用賀二丁目	世田谷区用賀二丁目	600	15	S55.3.6	S54～R4	R3.2.8	二建
2	放10（岩淵）	北区赤羽二丁目	北区岩淵町	430	30	S62.6.23	S62～R5	R2.11.17	六建
3	補128	世田谷区弦巻五丁目	世田谷区宮坂一丁目	895	15～28	H3.6.28	H3～R8	R3.2.8	二建
4	補136（関原）	足立区関原一丁目	足立区梅田四丁目	490	20	H3.12.21	H3～R3	R3.3.16	六建
5	補74（山手線立体）	新宿区大久保三丁目	新宿区高田馬場四丁目	650	28	H5.4.14	H5～R6	R3.2.8	三建
6	補62（弥生町）	中野区弥生一丁目	中野区南台一丁目	520	20	H6.12.20	H6～R5	R3.3.16	三建
7	補11	渋谷区恵比寿三丁目	渋谷区恵比寿四丁目	390	20	H10.7.10	H10～R6	R3.3.17	二建
8	環3（曙橋）	新宿区舟町	新宿区市谷本村町	365	27	H11.3.12	H10～R6	R2.11.17	三建
9	補136（梅田）	足立区梅田四丁目	足立区梅田一丁目	580	20	H12.3.27	H11～R4	R3.2.5	六建
10	西東京3･2･6（保谷3･2･6）	保谷市富士町六丁目	保谷市北町三丁目	3,085	36	H12.11.17	H12～R5	R3.3.16	北南建
11	補261（古千谷）	足立区古千谷一丁目	足立区伊興四丁目	1,040	15～16	H12.12.27	H12～R4	R3.2.8	六建
12	環6（上目黒）	目黒区上目黒一丁目	目黒区青葉台二丁目	780	30～35	H12.12.28	H12～R5	R3.3.17	二建
13	放16・補116（新砂）	江東区南砂一丁目	江東区新砂三丁目	935	25～35	H13.3.30	H12～R4	R3.3.17	五建
14	環4・放25（河田町）	新宿区余丁町	新宿区河田町	330	27～30	H13.8.21	H13～R4	R2.11.17	三建
15	補73・補83	北区東十条六丁目	北区赤羽西一丁目	730	20	H14.2.25	H13～R5	R3.2.8	六建
16	環2（虎ノ門）	港区東新橋一丁目	港区虎ノ門一丁目	1,490	40～55	H15.10.24	H15～R4	R3.3.31	一建
17	環5の1・環5の1支線1・補77	渋谷区渋谷一丁目	豊島区南池袋二丁目	5,235	22～40	H15.10.28	H15～R8	R3.3.17	二建、三建
18	環5の1（戸山・神宮前）	渋谷区神宮前三丁目	新宿区戸山三丁目	1,350	27～30	H16.3.31	H15～R8	R3.3.17	二建、三建
19	放35（早宮・北町）	練馬区早宮二丁目	練馬区北町五丁目	1,330	40～50	H16.12.28	H16～R5	R3.3.16	四建
20	放5（久我山）	杉並区久我山二丁目	杉並区久我山三丁目	1,300	60	H17.12.20	H17～R3	R3.2.8	三建
21	放8（湯島天神下）	文京区湯島三丁目	文京区湯島三丁目	50	30	H18.6.30	H18～R5	R2.11.17	六建
22	府中3･4･7（清水が丘）	府中市清水が丘二丁目	府中市若松町一丁目	550	18～22	H18.10.30	H18～R4	R3.3.16	北南建
23	環2（築地）	中央区晴海五丁目	港区東新橋一丁目	1,810	20～48	H19.12.20	H19～R6	R3.3.31	一建
24	環3・放25（弁天町）	新宿区原町一丁目	新宿区弁天町	580	27	H20.12.25	H20～R8	R2.11.17	三建
25	補120（八広Ⅱ期）	墨田区八広六丁目	墨田区八広五丁目	320	20～26	H23.3.31	H22～R8	R3.3.17	五建
26	外環の2（大泉）	練馬区石神井町八丁目	練馬区東大泉二丁目	1,000	40～78	H24.9.27	H24～R12	R3.3.31	四建
27	補138（綾瀬新橋）	足立区弘道二丁目	足立区綾瀬四丁目	290	15～18	H25.2.15	H24～R10	R3.3.17	六建
28	西武鉄道新宿線（中井～野方）	中野区上高田五丁目	中野区野方四丁目	2,354	－	H25.4.1	H25～R8	R2.4.8	二建
29	第10付属14号	世田谷区上祖師谷一丁目	世田谷区南烏山五丁目	305	6	H26.2.28	H25～R6	R3.3.16	二建
30	第10付属15号	世田谷区上北沢三丁目	世田谷区上北沢三丁目	130	6	H26.2.28	H25～R6	R3.3.16	二建
31	第10付属16号	世田谷区桜上水五丁目	世田谷区桜上水五丁目	405	6	H26.2.28	H25～R6	R3.3.17	二建
32	第10付属17号	世田谷区松原三丁目	世田谷区松原三丁目	115	6～10	H26.2.28	H25～R6	R3.3.17	二建
33	八王子3･5･53	八王子市楢原町	八王子市楢原町	470	16	H26.7.25	H26～R8	R3.2.9	北南建
34	環4（本駒込）	文京区本駒込二丁目	文京区本駒込二丁目	600	25～28	H26.8.13	H26～R8	R3.3.17	六建
35	補26（江古田）	中野区江古田一丁目	中野区江古田一丁目	490	20	H26.8.19	H26～R9	R3.3.17	三建
36	補29（戸越）	品川区大崎三丁目	品川区戸越四丁目	825	20	H26.9.19	H26～R7	R2.12.15	二建
37	補29（西大井）	品川区二葉四丁目	品川区西大井五丁目	390	20	H26.9.19	H26～R7	R2.12.15	二建
38	補136（足立）	足立区足立一丁目	足立区足立三丁目	630	15～18	H26.9.19	H26～R6	R3.2.5	六建
39	補143（東小岩）	江戸川区南小岩八丁目	江戸川区南小岩八丁目	620	15	H26.9.19	H26～R7	R3.2.5	五建
40	町田3･3･36	町田市相原町	町田市相原町	490	18～32.5	H26.12.1	H26～R9	R2.11.17	南東建
41	補85（赤羽台Ⅱ期）	北区赤羽台二丁目	北区赤羽台三丁目	740	20	H26.12.11	H26～R8	R3.3.16	六建
42	補28（大井）	品川区大井四丁目	品川区大井四丁目	520	20	H27.1.6	H26～R7	R3.2.5	二建
43	補73	豊島区池袋本町二丁目	板橋区板橋一丁目	1,070	18.5～26	H27.1.6	H26～R7	R3.2.5	四建
44	補82（上池袋）	豊島区上池袋三丁目	豊島区池袋本町三丁目	640	15～24	H27.1.6	H26～R7	R3.2.5	四建
45	補82（池袋本町）	豊島区池袋本町三丁目	板橋区大山金井町	490	15	H27.1.6	H26～R7	R3.2.8	四建
46	補142（南小岩）	江戸川区南小岩四丁目	江戸川区東小岩四丁目	560	16	H27.1.6	H26～R7	R3.2.5	五建
47	補172（長崎）	豊島区長崎一丁目	豊島区長崎五丁目	1,620	16	H27.1.6	H26～R7	R2.11.17	四建
48	補128（宮坂）	世田谷区宮坂一丁目	世田谷区宮坂二丁目	600	20	H27.1.26	H26～R9	R2.12.14	二建
49	西東京3･4･9	西東京市中町六丁目	西東京市北原町二丁目	1,210	16	H27.1.26	H26～R9	R2.12.15	北南建
50	補29（西大井東馬込）	品川区西大井五丁目	大田区東馬込二丁目	700	15～24	H27.1.28	H26～R7	R2.12.14	二建
51	補52（若林）	世田谷区若林五丁目	世田谷区豪徳寺二丁目	1,310	20	H27.1.28	H26～R7	R3.2.5	二建
52	放2（西五反田）	品川区西五反田七丁目	品川区西中延一丁目	1,255	25～33	H27.1.28	H26～R7	R2.12.14	二建
53	補86（赤羽西）	北区赤羽西五丁目	北区赤羽西一丁目	1,150	20	H27.2.24	H26～R7	R3.3.16	六建
54	補73（上十条）	北区上十条二丁目	北区上十条二丁目	335	20	H27.2.24	H26～R7	R2.12.15	六建
55	補73（十条仲原）	北区上十条二丁目	北区十条仲原二丁目	560	20～30	H27.2.24	H26～R7	R2.12.15	六建
56	補81（巣鴨）	豊島区巣鴨五丁目	北区西ヶ原三丁目	930	20	H27.2.24	H26～R7	R2.12.15	四建
57	補90（荒川）	荒川区荒川一丁目	荒川区荒川七丁目	1,120	25	H27.2.24	H26～R7	R2.12.14	六建
58	補144（平井）	江戸川区平井二丁目	江戸川区平井二丁目	460	15	H27.2.24	H26～R6	R3.2.5	五建
59	補133（白鷺）	杉並区阿佐ヶ谷北六丁目	中野区白鷺二丁目	700	16	H27.3.31	H26～R9	R2.12.14	二建
60	立川3･2･4（本町）	武蔵村山市本町一丁目	武蔵村山市三ツ藤三丁目	975	30	H27.3.31	H26～R9	R3.2.8	北北建
61	立川3･2･4（中央）	武蔵村山市中央一丁目	武蔵村山市本町一丁目	600	30	H27.3.31	H26～R9	R3.2.9	北北建
62	多摩3･4･12（矢野口）	稲城市矢野口字根方	稲城市矢野口字谷戸	550	16～18	H28.2.26	H27～R7	R3.3.16	南東建
63	補333	大田区羽田空港二丁目	大田区羽田空港二丁目	280	17.3	H29.1.24	H28～R3	R3.3.26	二建

資料第２－（６） 令和2年度都市計画道路事業認可箇所調書

番号	路線名	起　点	終　点	延長 (m)	幅員 (m)	当初認可 年月日	事業 年度	所管 事務所
1	京浜急行電鉄湘南線、第1号線分岐線	港区高輪二丁目	品川区北品川二丁目	1,744	－	R2.4.1	R2～R11	一建、二建
2	補96	中央区日本橋本石町二丁目	中央区八重洲一丁目	270	34～40	R2.4.30	R2～R22	一建
3	環4(白金台)	港区白金台二丁目	港区白金台三丁目	800	25	R2.12.14	R2～R14	一建
4	青梅3･4･1 (和田畑中Ⅲ期)	青梅市畑中三丁目	青梅市和田町二丁目	795	16	R2.12.14	R2～R11	西建
5	調布3･4･2	狛江市岩戸南四丁目	狛江市東和泉三丁目	1,610	16	R3.2.9	R2～R11	北南建
6	町田3･3･50	町田市小山町	町田市小山町	210	28	R3.3.5	R2～R9	南東建
7	補92(中里)	北区中里三丁目	北区田端六丁目	160	20～22	R3.3.5	R2～R11	六建

資料第２－（7） 令和3年度道路工事（調整結果）施工者別調書

道路管理部監察指導課

施工者名	主要路線		主要外路線		多摩		合計	
	件数	延長　m	件数	延長　m	件数	延長　m	件数	延長　m
道路管理部	508	211,291	206	74,788	394	133,371	1,108	419,450
道路建設部	50	20,627	110	45,229	122	37,189	282	103,045
公園緑地部	6	14,155	4	5,519	0	0	10	19,674
河川部	17	7,335	12	1,835	5	2,240	34	11,410
都市整備局	3	2,166	32	18,061	1	580	36	20,807
水道局	510	80,743	363	58,488	390	105,992	1,263	245,223
下水道局	412	75,323	443	60,824	5	2,111	860	138,258
交通局	47	13,180	12	1,249	0	0	59	14,429
東日本電信電話㈱	205	38,847	100	12,142	64	16,947	369	67,936
東京電力パワーグリッド㈱	229	55,943	179	26,958	80	17,016	488	99,917
東京ガス㈱	403	58,935	279	32,587	206	24,668	888	116,190
首都高速道路㈱	94	49,063	51	30,469	0	0	145	79,532
東京地下鉄㈱	74	2,720	15	620	0	0	89	3,340
東日本旅客鉄道㈱	53	1,316	29	593	1	230	83	2,139
青梅ガス㈱	0	0	0	0	3	126	3	126
昭島ガス㈱	0	0	0	0	3	551	3	551
武陽ガス㈱	0	0	0	0	5	844	5	844
独立行政法人都市再生機構	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村（水道）	0	0	0	0	8	2,185	8	2,185
市町村（下水道）	0	0	0	0	60	8,220	60	8,220
区市町村（道路）	33	1,316	21	1,001	14	2,298	68	4,615
その他	61	8,045	74	33,060	12	961	147	42,066
合計（A）	2,705	641,005	1,930	403,423	1,373	355,529	6,008	1,399,957
前年度合計（B）	3,083	699,575	1,965	405,895	1,354	337,632	6,402	1,443,102
対前年度比（A／B）％	87.7%	91.6%	98.2%	99.4%	101.4%	105.3%	93.8%	97.0%

※対前年度比は少数第2位を四捨五入した値を表記

資料編

資料第２－(8)　東京都共同溝一覧表

道路管理部監察指導課

（令和3年4月1日現在）

路線名	共同溝名	延長（m）	区間	施工年度	占用企業名	備考
都道　東京所沢線（青梅街道）　4号	淀橋共同溝	65.5	新宿区西新宿一丁目	昭和35年～36年	ＮＴＴ、東電、東京ガス、水道局	
都道　日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）　304号	日比谷 〃	371	千代田区有楽町二丁目 〃　日比谷公園	昭和37年～40年	ＮＴＴ、東電、水道局、ＫＤＤＩ㈱	
都道　高輪麻布線（放射１号　桜田通り）　415号	放　1 〃	1,120	港区南麻布一丁目 〃　白金一丁目	昭和41年～43年	ＮＴＴ、東電 ＫＤＤＩ㈱	通称名 港共同溝
都道　四谷角筈線（新宿副都心）　414号	新宿西口 〃	548	新宿区西新宿一丁目	昭和37年～41年	ＮＴＴ、東電、東京ガス、水道局、下水道局	
都道　白山祝田田町線（白山通り）　301号	白山 〃	2,910	文京区後楽一丁目 〃　千石一丁目	昭和42年～50年	ＮＴＴ、東電、水道局、ＫＤＤＩ㈱	
都道　日比谷芝浦線（日比谷通り）　409号	芝 〃	3,150	千代田区有楽町一丁目 港区芝五丁目	昭和43年～54年	ＮＴＴ、東電、東京ガス、下水道局 ＫＤＤＩ㈱	
都道　音羽池袋線（放射26号）　435号	東池袋 〃	591	豊島区南池袋二丁目 〃　南池袋四丁目	昭和47年～52年	ＮＴＴ、東電、 ＫＤＤＩ㈱	
都道　新宿両国線（靖国通り）　302号	靖国 〃	1,750	千代田区九段北一丁目 〃　神田淡路町一丁目	昭和47年～55年	ＮＴＴ、東電、水道局、ＫＤＤＩ㈱	
都道　池袋谷原線（補助78号）（放射36号）　441号	西池袋 〃	1,364	豊島区西池袋三丁目 〃　要町二丁目	昭和51年～61年	同　上	一部 豊島区と共用管理
都道　新宿両国線（靖国通り）　302号	九段 〃	990.9	千代田区九段北一丁目 〃　九段北四丁目	昭和58年～ 平成３年	同　上	
都道　立川東大和線　43号	立川 〃	2,575	立川市緑町 〃　泉町	平成11年～15年	同　上	一部 立川市と共用管理
合計	11箇所	15,435.4				

資料編

資料第２－（９）　駐車場管理事業

道路管理部管理課

（令和３年4月1日現在）

駐車場名	開　設	収容台数	年間利用台数			利用料(30分)	利用料（定期）			
			平成30年度	令和元年度	令和２年度		全日（１か月）	平日（１か月）	昼間（１か月）	夜間（１か月）
	昭和	台				円	円	円	円	円
八重洲	35.5	265	169,148	153,292	－	250	67,000	47,000	45,000	39,000
日本橋	39.9	190	153,600	205,724	166,809	200	62,000	44,000	43,000	38,000
宝町	39.9	190	124,891	130,777	109,728	200	62,000	44,000	43,000	38,000
新京橋	39.9	220	70,754	57,732	124,057	200	62,000	44,000	43,000	38,000
東銀座	39.9	180	125,945	123,592	109,224	250	67,000	47,000	45,000	39,000
	平成									
板橋四ツ又	14. 4	200	71,653	60,136	63,443	180	25,000	－	－	－
計	－	1,245	715,991	731,253	573,261	－	－	－	－	－

注）１　八重洲駐車場は大規模改修のため、令和２年２月19日より閉鎖

２　板橋四ツ又駐車場は道路附属物駐車場

資料編

資料第２－（10） 交通安全施設整備事業の年度別実績および予定

道路管理部安全施設課

（単位：百万円）

事項 / 年度	歩道の整備		無電柱化		交差点改良		道路照明		防護柵		道路標識		立体横断施設		その他	計
	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (箇所)	金額 (百万円)	規模 (本)	金額 (百万円)	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (本)	金額 (百万円)	規模 (箇所)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
41～元	1,094.7	71,742.1	4.2	2,236.0	535	4,880.6	50,930	5,637.9	826.2	5,061.5	25,856	4,721.0	509	5,796.1	33,013.1	133,088.3
2	9.1	5,550.5	1.7	1,349.3	17	2,377.5	1,611	783.3	62.5	880.6	1,704	765.7	0	0.0	9,880.6	21,587.5
3	5.5	6,236.7	2.6	1,039.5	31	2,187.1	1,606	828.7	62.6	1,078.3	1,139	732.8	1	13.0	3,644.2	15,760.3
4	5.3	7,079.0	1.7	1,029.7	16	1,440.2	1,926	1,184.4	58.3	1,073.0	1,159	841.6	1	7.6	3,311.6	15,967.1
5	5.1	5,800.5	2.4	1,257.8	16	2,060.7	1,522	924.0	60.5	1,094.7	1,267	700.0	1	48.6	2,712.9	14,599.2
6	7.6	4,996.6	2.3	1,634.4	21	2,795.1	1,404	827.3	34.7	711.3	799	658.3	0	36.4	4,274.1	15,933.5
7	7.2	4,965.2	1.3	1,297.7	22	4,089.8	1,308	705.4	32.2	571.0	1,311	1,237.5	1	524.4	6,098.1	19,489.1
8	6.1	6,945.1	3.6	1,415.6	28	9,243.7	1,085	585.6	15.8	381.7	906	956.9	2	319.5	6,152.6	26,000.7
9	4.2	4,339.9	3.9	1,740.5	15	7,848.8	683	338.6	7.4	173.7	666	607.9	0	87.6	4,209.0	19,346.0
10	2.9	9,859.4	3.4	1,577.7	24	9,109.4	650	362.0	6.0	119.7	618	450.7	1	328.2	2,801.0	24,608.1
11	5.2	5,468.1	3.0	1,578.5	17	8,850.2	672	337.8	3.6	95.0	517	451.9	1	540.0	2,212.5	19,534.0
12	4.4	3,231.8	3.3	1,538.3	30	6,804.9	470	187.9	4.3	71.1	410	350.4	0	0.0	1,886.9	14,071.3
13	6.4	3,702.5	3.0	1,094.9	28	6,292.5	448	155.2	4.2	86.9	320	334.4	0	0.0	1,315.8	12,982.2
14	4.4	4,369.5	2.9	1,364.5	34	5,844.2	341	150.0	3.0	47.4	310	247.2	0	0.0	1,651.5	13,674.3
15	9.7	3,967.7	4.4	2,171.6	36	5,974.9	473	141.7	3.4	69.1	505	224.3	0	0.0	1,662.8	14,212.1
16	7.6	3,907.2	7.3	2,976.2	29	5,222.4	870	218.0	3.6	73.3	285	139.0	0	1.6	1,709.6	14,247.3
17	5.7	3,494.4	8.6	4,258.1	31	4,104.1	416	206.5	0.9	27.9	158	172.7	1	90.3	1,593.2	13,947.2
18	5.3	3,479.6	9.6	4,203.4	24	3,511.0	408	168.3	2.7	57.5	606	210.5	0	0.0	1,656.7	13,287.0
19	5.4	3,568.3	9.6	5,021.1	43	3,343.4	466	198.8	4.3	79.2	466	198.8	0	0.0	1,586.9	13,996.5
20	6.0	3,687.4	8.6	6,320.6	27	4,589.8	786	385.1	5.1	96.8	723	230.8	0	18.9	1,663.7	16,993.1
21	2.2	4,419.0	12.0	8,537.2	21	4,944.3	510	311.8	4.4	110.7	523	220.5	2	321.3	2,216.7	21,081.5
22	3.4	3,805.6	18.6	9,806.5	18	3,783.4	480	284.1	3.8	200.8	340	185.2	1	267.7	2,292.8	20,626.1
23	3.0	3,366.9	22.1	12,489.3	21	3,343.4	392	226.4	5.0	209.1	599	446.9	1	109.0	2,452.5	22,643.5
24	3.2	2,985.8	23.1	13,142.6	16	2,979.1	445	132.9	5.3	146.8	417	295.3	1	91.6	2,153.2	21,927.3
25	2.4	2,488.3	27.5	14,826.0	15	2,205.1	145	105.2	3.8	204.6	596	418.1	1	113.3	1,838.4	22,199.0
26	1.3	1,807.1	21.3	16,350.8	12	1,978.4	181	180.8	3.3	267.0	1,395	648.5	1	88.0	2,306.5	23,627.1
27	0.9	1,388.1	19.2	15,612.9	12	2,082.7	70	88.6	4.1	210.2	1,642	777.4	3	263.0	3,137.8	23,560.7
28	1.9	1,490.0	16.8	17,033.4	9	1,912.3	126	171.3	1.6	204.7	1,905	906.9	0	201.8	1,329.1	23,249.5
29	0.9	6,615.2	15.0	18,522.5	8	1,538.7	137	186.0	3.2	255.2	1,915	740.8	0	9.5	4,868.6	32,736.5
30	1.0	1,900.1	15.6	19,648.1	13	1,035.5	68	213.0	4.6	304.2	2,277	944.4	0	2.5	4,843.1	28,890.8
元	1.0	2,070.6	24.1	19,881.4	6	1,059.5	142	184.4	4.6	340.6	2,776	1,229.1	0	11.8	5,089.4	29,866.8
2	1.1	1,737.7	13.8	21,165.9	8	806.3	128	196.7	3.3	235.9	528	417.4	0	27.5	3,947.5	28,534.8
3(予算)	2.8	3,549.5	24.8	26,673.4	53	2,948.3	110	137.8	5.8	702.0	107	60.7	1	102.0	6,210.4	40,384.0

資料編

一　級

利根川水系

番号	河川名	延長
		km
1	*江戸川*	10.80
2	***旧江戸川***	9.36
3	新川	3.68
4	***中川***	22.20
5	***綾瀬川***	11.03
6	**新中川**	7.84
7	大場川	2.42
8	伝右川	0.57
9	垳（がけ）川	2.25
10	**毛長川**	6.97
計		77.12

鶴見川水系

番号	河川名	延長
		km
1	**鶴見川**	12.78
2	**恩田川**	5.50
3	**真光寺川**	1.87
4	**麻生川**	0.60
計		20.75

荒川水系

番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	*荒川*	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	**隅田川**	23.50	23	**石神井川**	25.20
4	月島川	0.53	24	**新河岸川**	8.00
5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	大島川西支川	0.82	26	**黒目川**	4.60
7	大島川東支川	0.78	27	**落合川**	3.60
8	大横川南支川	0.42	28	**柳瀬川**	7.25
9	北十間川	3.24	29	**空堀川**	15.00
10	横十間川	3.66	30	**奈良橋川**	2.85
11	大横川支川	0.096	31	**霞川**	5.50
12	仙台堀川	1.94	32	**成木川**	12.67
13	平久川	1.13	33	**黒沢川**	7.12
14	古石場川	0.64	34	**北小曽木川**	4.80
15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
16	竪川	5.15	36	芝川	0.33
17	**神田川**	25.48	37	新芝川	1.60
18	日本橋川	4.84	38	直竹川	0.52
19	亀島川	1.06			
20	妙正寺川	9.05	計		253.036

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

資料編

河川一覧表

河川部指導調整課

令和３年8月31日現在

河川					
多摩川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	***多摩川***	98.65	21	**御霊谷川**	0.75
2	**海老取川**	1.04	22	**山入川**	5.00
3	谷沢川	3.70	23	**小津川**	4.00
4	**野川**	20.23	24	**醍醐川**	3.80
5	**仙川**	20.90	25	**残堀川**	14.46
6	丸子川	7.27	26	**谷地川**	12.90
7	**入間川**	1.75	27	**秋川**	33.57
8	**三沢川**	5.67	28	**養沢川**	7.30
9	***大栗川***	15.29	29	**北秋川**	10.40
10	**乞田川**	4.43	30	**平井川**	16.45
11	**大田川**	1.69	31	**氷沢川**	1.10
12	**程久保川**	3.80	32	**鯉川**	3.00
13	***浅川***	30.15	33	**玉の内川**	1.50
14	**湯殿川**	8.90	34	**北大久野川**	5.50
15	**兵衛川**	2.80	35	**大荷田川**	3.10
16	**山田川**	4.80	36	**鳶巣川**	2.50
17	**川口川**	14.09	37	**日原川**	9.00
18	**南浅川**	8.11	38	**小菅川**	2.11
19	**案内川**	8.00	39	**大沢川**	3.50
20	**城山川**	7.10	40	**三沢川分水路**	2.67
			計		410.98

二級河川		
その他の水系		
番号	河川名	延長
		km
1	目黒川	7.82
2	蛇崩川	5.11
3	北沢川	5.50
4	烏山川	11.70
5	呑川	14.42
6	九品仏川	2.61
7	古川	4.35
8	渋谷川	2.40
9	**境川**	28.51
10	内川	1.55
11	立会川	7.41
12	越中島川	0.94
13	築地川	0.75
14	汐留川	0.90
15	**八ツ瀬川**	1.20
計		95.17

太字：都管理河川
　　ただし斜字は国管理区間あり。
　　下線は特別区内は特別区管理。
斜字：国管理河川
細字：特別区管理河川

資料編

資料第3－(2)　河川の管理区分

河川部指導調整課

管理者／区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川（指定区間内）	（河川法４条、９条） ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 （河川法施行令２条） ②　河川台帳の調製及び保管 ③　河川整備基本方針の制定・変更 ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分及び権限行使 ⑤　ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常渇水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停 ⑥　国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行	（河川法９条２項ほか） 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理（区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。） ①　河川区域、河川保全区域および河川予定地等の指定 ②　河川整備計画の制定・変更 ③　河川工事・河川の維持 ④　流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ⑤　河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	（河川法 79 条１項、河川法施行令 45 条） ①　河川整備計画を制定・変更 ②　堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　準特定水利使用（発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模）に関する処分 ⑤　ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑥　河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可
区管理河川・区間※	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	区長の行う管理※ 次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①　河川の維持修繕・維持管理 ②　流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③　河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	
二級河川	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用の困難、汚水流入等による河川環境の保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	（河川法 10 条ほか） 二級河川の指定その他の全ての管理（区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。）	（河川法 79 条２項） ①　河川整備基本方針及び河川整備計画の制定・変更 ②　河川工事のうち、堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分

※「区管理河川・区間」「区長の行う管理」　特別区に存する河川（一級河川（指定区間内に限る。）、二級河川及びそれらの河川管理施設）の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川の所在する特別区の区長が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法 79 条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域にまたがる事務は都に留保されている。

資料第３－（３）　主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画	令和元年度迄実績	令和２年度決算				令和３年度予算	
	規模	規模	当該年度規模	累積規模	進捗率 %	事業費 百万円	当該年度規模	事業費 百万円
中小河川整備								
50㎜降雨に対する整備	324.0km	218.7km	0.8km	219.5km	68	10,597	1.4km	16,262
高潮防御施設整備								
防潮堤	106.3km	103.2km	0.0km	103.2km	97	236	0.0km	639
護岸	61.7km	56.5km	0.0km	56.5km	92	1,509	0.1km	1,489
ｽｰﾊﾟｰ堤防等の整備								
隅田川ｽｰﾊﾟｰ堤防	23.1km	16.0km	0.0km	16.0km	69	1,205	0.0km	1,213
隅田川テラス	47.5km	46.6km	0.0km	46.6km	98	978	0.1km	2,172
その他河川	4.9km	2.0km	0.0km	2.0km	41	509	0.2km	1,230
江東内部河川整備								
西側河川								
耐震護岸	23.1km	19.1km	0.0km	19.1km	83	1,183	0.0km	571
東側河川								
河道整備	27.2km	20.3km	0.2km	20.5km	75	373	0.7km	1,277
河川施設の耐震・耐水対策								
堤防の耐震対策	85.8km	51.9km	5.4km	57.3km	67	19,626	9.0km	25,245
水門等の耐震・耐水対策	22施設	9施設	1施設	10施設	45	9,647	6施設	7,767
砂防海岸整備								
砂防事業	163渓流	109渓流	1渓流	110渓流	67	2,646	1渓流	4,344
急傾斜地	68地区	52地区	0地区	52地区	76	1,755	2地区	2,996
地すべり防止	12地区	12地区	0地区	12地区	100	7	0地区	50
海岸事業	43.2km	19.1km	0.1km	19.2km	44	199	0.1km	359
小笠原河川整備								
砂防事業	9渓流	7渓流	0渓流	7渓流	78	102	0渓流	306
地すべり防止	1地区	1地区	0地区	1地区	100		0地区	
河川しゅんせつ								
しゅんせつ土量	977千m^3	700千m3	104千m^3	804千m^3	82	552	87千m^3	646

資料編

資料第３－（４）　調節池設置箇所別調書

河川部計画課

区　分	河川名	名　　称	敷地面積（㎡）	貯留量（m^3）	設置場所	完成年度
完　成 12 河川 28 箇所	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	H19
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀第二調節池※1	5,100	2,500	杉並区	S56
		和田堀第三調節池※1	3,900	3,000	杉並区	S56
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	H19
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野　　川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		大沢調節池	43,100	90,000	三鷹市	H13
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H 7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H 7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H 9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H 2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H 5
	霞　　川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古　　川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	残堀川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	（小計）			2,560,700		
整備中 ５河川 ７箇所	善福寺川	和田堀公園調節池※1		17,500	杉並区	
	神田川	下高井戸調節池		30,000	杉並区	
	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）			681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池（一期）		90,000	練馬区・板橋区	
	野川	大沢調節池（規模拡大）		68,000	三鷹市	
	境川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曽東調節池		49,000	町田市	
	（小計）			1,086,500		
合　計	１３河川	３２箇所※2		3,641,700	※3	

※１　和田堀公園調節池は和田堀第二、第三調節池を統合して整備。

※２　合計箇所数は※１を考慮。また、野川大沢調節池は規模拡大であるため、重複計上しない。

※３　貯留量は※１を考慮。

資料編

資料第４－（１）　東京都立公園一覧表

公園緑地部公園課

（令和３年６月１日現在）

所在	公園名	面積（㎡）	開園年月日
千代田	日比谷公園	161,636.66	明36. 6. 1
中央	浜離宮恩賜庭園	250,215.72	昭21. 4. 1
港	芝公園	122,501.09	明 6.10.19
	旧芝離宮恩賜庭園	43,175.36	大13. 4.20
	台場公園	29,963.40	昭 3. 7. 7
	青山公園	40,018.20	昭45. 6. 1
新宿	戸山公園	186,471.81	昭29. 8.16
	明治公園	28,381.03	昭39.10. 1
文京	小石川後楽園	70,847.17	昭13. 4. 3
	六義園	87,809.41	昭13.10.16
台東	**上野恩賜公園**	538,506.96	明 6.10.19
	旧岩崎邸庭園	18,235.47	平13.10. 1
墨田	横網町公園	19,579.53	昭 5. 9. 1
	向島百花園	10,885.88	昭14. 7. 8
	東白鬚公園	103,127.60	昭61. 6. 1
江東	猿江恩賜公園	145,088.43	昭 7. 4.29
	清澄庭園	81,091.27	昭 7. 7.24
	夢の島公園	433,612.23	昭53.10. 1
	亀戸中央公園	103,205.34	昭55. 6. 1
	木場公園	238,711.13	平 4. 6. 1
	東京臨海広域防災公園	65,197.12	平22. 7. 1
品川	潮風公園	154,542.41	昭49. 6. 1
	林試の森公園	120,762.91	平元. 6. 1
世田谷	蘆花恒春園	80,304.43	昭13. 2.27
	砧公園	391,777.35	昭32. 4. 1
	駒沢オリンピック公園	413,573.09	昭39.12. 1
	祖師谷公園	93,372.07	昭50. 6. 1
渋谷	代々木公園	540,529.00	昭42.10.20
杉並	善福寺公園	80,264.47	昭36. 6.16
	善福寺川緑地	178,783.62	昭39. 8. 1
	和田堀公園	260,502.79	昭39. 8. 1
	高井戸公園	59,321.42	令 2. 6. 1
北	旧古河庭園	30,780.86	昭31. 4.30
荒川	尾久の原公園	61,841.28	平 5. 6. 1
	汐入公園	129,369.83	平18. 4. 1
板橋	浮間公園	117,330.24	昭42. 7.26
	赤塚公園	255,480.40	昭49. 6. 1
練馬	城北中央公園	253,077.93	昭32. 4. 1
	石神井公園	225,650.03	昭34. 3.11
	光が丘公園	607,823.73	昭56.12.26
	大泉中央公園	103,000.00	平 2. 6. 1

所在	公園名	面積（㎡）	開園年月日
足立	東綾瀬公園	158,969.79	昭41. 7.11
	舎人公園	644,996.55	昭56. 6. 1
	中川公園	120,698.72	昭61. 6. 1
葛飾	水元公園	963,680.81	昭40. 4. 1
江戸川	篠崎公園	302,622.96	昭42. 7.26
	葛西臨海公園	778,597.49	平元. 6. 1
	大島小松川公園	249,282.77	平 9. 8. 1
	宇喜田公園	59,812.58	平14. 4. 1
八王子	陵南公園	59,533.66	昭43. 4. 1
	長沼公園	367,024.29	昭55. 6. 1
	平山城址公園	120,013.58	昭55. 6. 1
	小宮公園	251,719.27	昭61. 6. 1
	滝山公園	320,951.64	昭61. 6. 1
武蔵野	武蔵野中央公園	112,440.33	平元. 6. 1
三鷹	**井の頭恩賜公園**	428,389.99	大６. 5. 1
府中	武蔵野公園	255,864.29	昭39. 8. 1
	浅間山公園	87,786.48	昭45. 6. 1
	府中の森公園	171,483.43	平 3. 6. 1
調布	神代植物公園	489,731.10	昭32. 4. 1
	野川公園	403,181.67	昭55. 6. 1
	武蔵野の森公園	385,750.34	平12. 4. 1
町田	小山田緑地	444,364.04	平 2. 6. 1
	小山内裏公園	459,211.09	平16. 7. 1
	大戸緑地	284,456.35	平23. 4. 1
小金井	小金井公園	802,341.05	昭29. 1.14
小平	狭山・境緑道	84,196.07	昭54. 6. 1
	玉川上水緑道	146,708.97	昭56. 6. 1
日野	多摩動物公園	601,372.54	昭33. 5. 5
東村山	狭山公園	234,915.33	昭12. 4.29
	東村山中央公園	121,098.87	昭63. 6. 1
	八国山緑地	371,474.70	平 2. 6. 1
国分寺	殿ヶ谷戸庭園	21,123.59	昭54. 4. 1
	武蔵国分寺公園	114,608.43	平14. 4. 1
東大和	東大和公園	187,670.16	昭54. 6. 1
	東大和南公園	98,719.71	昭61. 6. 1
東久留米	六仙公園	50,112.04	平18. 4. 1
武蔵村山	中藤公園	47,647.37	平28. 4. 1
瑞穂町	野山北・六道山公園	2,036,868.31	昭63. 6. 1
多摩	桜ヶ丘公園	339,322.38	昭59. 6. 1
あきる野	秋留台公園	118,447.07	昭63. 6. 1
西東京	東伏見公園	50,243.62	昭56. 4.30
小笠原	大神山公園	153,125.94	昭56. 4.30
合計	83か所	20,436,858.04㎡	

※所在欄は、1つの公園が複数の区市町村にまたがる場合、面積の占める割合の大きいものを記載

※**太字**は都直営管理公園

資料編

資料第４－（２） 令和3年度主要公園整備事業箇所

公園緑地部公園建設課

公園名	施行位置 （区市町）	主な事業内容
日比谷公園	千代田区	施設改修
浜離宮恩賜庭園	中央区	施設改修
芝公園	港区	施設改修
青山公園	港区	園地整備
明治公園	新宿区、渋谷区	用地取得
戸山公園	新宿区	施設改修
小石川後楽園	文京区	施設改修
旧岩崎邸庭園	文京区、台東区	園地整備、施設改修
上野恩賜公園	台東区	施設改修
潮風公園	品川区	施設改修
祖師谷公園	世田谷区	用地取得、園地整備、施設改修
代々木公園	渋谷区	園地整備、施設改修
和田堀公園	杉並区	用地取得、園地整備、施設改修
高井戸公園	杉並区	園地整備
城北中央公園	板橋区、練馬区	用地取得、園地整備
石神井公園	練馬区	用地取得、園地整備、施設改修
練馬城址公園	練馬区	園地整備
東綾瀬公園	足立区	施設改修
舎人公園	足立区	園地整備、施設改修
水元公園	葛飾区	園地整備、施設改修
篠崎公園	江戸川区	用地取得、園地整備、施設改修
葛西臨海公園	江戸川区	施設改修
宇喜田公園	江戸川区	用地取得
小宮公園	八王子市	園地整備、施設改修
滝山公園	八王子市	用地取得、施設改修
武蔵野公園	府中市、小金井市	用地取得、施設改修
府中の森公園	府中市	用地取得、施設改修
神代植物公園	調布市	用地取得、園地整備、施設改修
小山田緑地	町田市	用地取得、施設改修
大戸緑地	町田市	用地取得
小金井公園	武蔵野市、小金井市、西東京市	用地取得、園地整備、施設改修
八国山緑地	東村山市	用地取得、施設改修
東大和公園	東大和市	用地取得
東大和南公園	東大和市	施設改修
六仙公園	東久留米市	用地取得、園地整備
中藤公園	武蔵村山市	用地取得、園地整備
桜ヶ丘公園	多摩市	園地整備、施設改修
秋留台公園	あきる野市	用地取得、施設改修
東伏見公園	西東京市	用地取得、園地整備
野山北・六道山公園	武蔵村山市、瑞穂町	用地取得、園地整備、施設改修

資料第４－（3） 都市計画公園・緑地　事業認可一覧

令和3年6月8日現在

No.	名称	面積 ha	告示年月日 番号	当初事業認可 告示年月日 番号	当初事業認可 面積 ha	最終事業認可 告示年月日 番号	最終事業認可 面積 ha	施行期間
1	芝公園	33.0	昭和43年10月17日 建 3106	平成1年8月10日 建 1415	0.1	平成30年3月30日 関 129	0.32	平成1年8月10日 ～令和5年3月31日
2	明治公園	58.5	平成29年11月30日 都 1746	令和3年4月21日 関 202	1.6	令和3年4月21日 関 202	1.6	令和3年4月21日 ～令和6年3月31日
3	清澄公園	9.66	昭和32年12月21日 建 1689	平成31年4月1日 関 153	0.01	平成31年4月1日 関 153	0.01	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日
				平成10年1月8日 建 19	0.38	平成30年3月30日 関 130	0.44	平成10年1月8日 ～令和5年3月31日
4	亀戸中央公園	10.6	昭和48年3月3日 都 243	平成26年4月18日 関 227	0.36	平成31年3月26日 関 66	0.36	平成26年4月18日 ～令和4年3月31日
5	目黒公園	14.2	平成31年3月8日 都 267	令和2年4月2日 関179	0.18	令和2年4月2日 関179	0.18	令和2年4月2日 ～令和7年3月31日
6	代々木公園	65.8	昭和51年7月13日 都 686	平成28年7月20日 関 258	0.4	令和3年1月5日 関 002	0.4	平成28年7月20日 ～令和7年3月31日
7	善福寺公園	10.89	昭和32年12月21日 建 1689	昭和27年12月19日 建 1471	2.01	令和3年1月5日 関 003	0.27	昭和27年12月19日 ～令和11年3月31日
8	善福寺川緑地	28.58	昭和35年3月31日 建 796	昭和35年3月31日 建 796	18.4	平成29年3月28日 関 88	18.8	昭和35年3月31日 ～令和4年3月31日
9	和田堀公園	54.4	昭和51年12月24日 都 1256	昭和32年11月25日 建 1483	5.79	令和3年1月5日 関 004	25.96	昭和32年11月25日 ～令和12年3月31日
				平成25年6月14日 関 301	0.3	平成31年3月26日 関 65	0.3	平成25年6月14日 ～令和6年3月31日
				平成28年8月31日 関 281	4.3	平成28年8月31日 関 281	4.3	平成28年8月31日 ～令和8年3月31日
10	高井戸公園	17.4	平成16年5月14日 都 869	平成24年8月27日 関 300	10.9	平成31年3月26日 関 68	10.9	平成24年8月27日 ～令和6年3月31日
11	祖師ヶ谷公園	53.33	昭和32年12月21日 建 1689	平成1年3月20日 建 665	4.03	平成29年3月28日 関 87	7.37	平成1年3月20日 ～令和4年3月31日
				平成30年4月18日 関 165	0.73	平成30年4月18日 関 165	0.73	平成30年4月18日 ～令和5年3月31日
12	上板橋公園	43.6	昭和51年7月13日 都 686	平成8年3月7日 建 393	0.4	平成30年3月30日 関 131	4.2	平成8年3月7日 ～令和4年3月31日
				平成26年4月18日 関 225	4.97	平成26年4月18日 関 225	4.97	平成26年4月18日 ～令和6年3月31日
13	石神井公園	41.1	平成26年11月28日 都 1574	平成25年6月14日 関 302	0.3	平成31年3月26日 関 67	0.3	平成25年6月14日 ～令和6年3月31日
				昭和28年3月30日 建 367	1.99	令和2年2月5日 関 29	9.0	昭和28年3月30日 ～令和9年3月31日
14	練馬城趾公園	26.66	昭和32年12月21日 都 1689	令和3年6月8日 関 216	13.42	令和3年6月8日 関 216	13.42	令和3年6月8日 ～令和16年3月31日
15	舎人公園	69.5	平成8年8月23日 都 981	昭和51年10月6日 建 1354	5.0	令和3年1月5日 関 005	65.9	昭和51年10月6日 ～令和8年3月31日
16	浮間公園	12.75	昭和32年12月21日 建 1689	昭和35年12月9日 建 2596	12.15	令和3年1月27日 関 21	0.2	昭和35年12月9日 ～令和9年3月31日
17	赤塚公園	32.1	平成11年2月26日 都 184	平成26年4月18日 関 226	0.68	平成30年3月30日 関 136	0.68	平成26年4月18日 ～令和4年3月31日
				平成2年9月11日 建 1555	0.5	平成30年3月30日 関 132	0.75	平成2年9月11日 ～令和5年3月31日
18	水元公園	145.0	平成16年8月13日 都 1288	昭和62年4月11日 建 957	3.2	平成29年3月28日 関 85	106	昭和46年12月2日 ～令和4年3月31日
				昭和46年12月2日 建 1921	6.3			
19	篠崎公園	86.5	平成27年10月2日 都 1485	平成27年7月31日 関 304	1.0	平成27年7月31日 関 304	1.0	平成27年7月31日 ～令和4年3月31日
				平成5年1月12日 建 46	0.42	令和2年2月5日 関 28	6.5	平成5年1月12日 ～令和7年3月31日
				平成30年4月18日 建 166	7.88	平成30年4月18日 建 166	7.88	平成30年4月18日 ～令和15年3月31日
20	宇喜田公園	20.0	昭和32年12月21日 都 1689	平成18年3月22日 関 126	0.6	平成29年3月28日 関 86	0.32	平成18年3月22日 ～令和4年3月31日
21	小宮公園	28.3	昭和52年3月11日 都 175	昭和60年12月11日 建 1733	27.6	平成29年3月28日 関 89	0.55	昭和60年12月11日 ～令和4年3月31日
22	滝山公園	56.4	昭和46年11月9日 都 1232	平成31年4月1日 関 157	5.1	平成31年4月1日 関 157	5.1	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日
				令和2年12月8日 関 304	8.5	令和2年12月8日 関 304	8.5	令和2年12月8日 ～令和10年3月31日
23	武蔵野公園	51.4	平成27年10月2日 都 1486	昭和32年11月25日 建1483	51.57	平成31年3月26日 関69	46.32	昭和32年11月25日 ～令和8年3月31日
24	府中の森公園	17.2	昭和62年11月25日 都 1254	平成9年3月21日 建 802	1.1	平成30年3月30日 関 135	0.4	平成9年3月21日 ～令和6年3月31日
25	神代公園	100.32	昭和32年12月21日 建 1689	昭和51年10月6日 関 1353	9.12	平成27年3月26日 関 139	17.4	昭和51年10月6日 ～令和4年3月31日
26	小山田緑地	146.8	昭和62年8月13日 都 902	昭和62年11月5日 建 1879	24.0	平成31年3月26日 関 70	49.1	昭和62年11月5日 ～令和8年3月31日
27	大戸緑地	117.0	平成30年10月4日 都 1390	平成29年4月3日 関 167	5.3	平成29年4月3日 関 167	5.3	平成29年4月3日 ～令和5年3月31日
				平成27年3月13日 関 100	3.9	令和2年3月11日 関 102	3.9	平成27年3月13日 ～令和8年3月31日
				平成31年4月1日 関 152	8.7	平成31年4月1日 関 152	8.7	平成31年4月1日 ～令和8年3月31日
28	小金井公園	146.9	平成16年4月22日 都 772	昭和27年12月19日 建 1471	47.31	令和2年2月5日 関 32	92.16	昭和27年12月19日 ～令和10年3月31日
29	八国山緑地	39.2	平成11年2月26日 都 194	平成1年8月10日 建 1416	23.7	令和3年1月27日 関 22	39.2	平成1年8月10日 ～令和11年3月31日
30	東大和緑地	22.8	平成12年12月20日 都 1436	平成27年7月31日 関 305	2.0	令和2年2月5日 関 31	2.0	平成27年7月31日 ～令和9年3月31日
31	六仙公園	15.0	平成7年9月8日 都 1065	平成25年3月19日 関 093	0.3	平成31年3月26日 関 64	0.3	平成25年3月19日 ～令和4年3月31日
				平成26年2月3日 関 027	5.3	平成26年2月3日 関 027	5.3	平成26年2月3日 ～令和5年3月31日
				平成13年6月18日 関 253	1.4	平成30年3月30日 関 133	6.6	平成13年6月18日 ～令和6年3月31日
32	中藤公園	57.7	平成5年12月2日 都 1308	平成26年3月25日 関 096	28.41	令和2年2月5日 関 33	28.41	平成26年3月25日 ～令和10年3月31日
33	桜ヶ丘公園	123.5	昭和59年11月19日 都 1091	平成3年10月30日 建 1836	4.7	令和2年2月5日 関 34	2.2	平成3年10月30日 ～令和8年3月31日
34	秋留台公園	15.3	平成5年2月1日 都 97	昭和62年11月5日 建 1878	12.4	令和3年1月5日 関 006	0.4	昭和62年11月5日 ～令和11年3月31日
35	東伏見公園	13.7	平成16年4月22日 都 721	平成14年1月10日 関 11	1.0	平成31年3月26日 関 62	6.6	平成14年1月10日 ～令和6年3月31日
				平成25年3月15日 関 83	1.6	平成31年3月26日 関 63	1.6	平成25年3月15日 ～令和6年3月31日
36	野山北・六道山公園	260.0	平成11年8月27日 都 993	昭和62年11月5日 建 1877	59.4	平成27年3月26日 関 141	236.61	昭和62年1月5日 ～令和4年3月31日
				平成27年3月13日 関 101	2.6	令和2年2月5日 関 30	2.6	平成27年3月13日 ～令和9年3月31日

資料第４－（４）　都内街路樹等管理者別数量調書

令和3年4月1日現在

樹種	合計規模			地区別規模計				都道					国道				区道		市町村道	
	順位	本数	%	順位	区部	順位	多摩他	区部	多摩他	順位	合計	%	区部	多摩他	順位	合計	順位	合計	順位	合計
アオギリ		4,880	0.5		4,355		525	2,825	331		3,156	0.5	33	0		33		1,497		194
アキニレ		4,487	0.4		3,921		566	1,037	24		1,061	0.2	11	0		11		2,873		542
イチョウ	2	60,114	5.9	1	38,220	2	21,894	18,998	8,595	1	27,593	4.3	4,881	2,416	1	7,297	3	14,341	3	10,883
ウバメガシ		4,573	0.5		4,060		513	1,203	419		1,622	0.3	6	0		6		2,851		94
エンジュ類		9,868	1.0		5,475		4,393	3,485	615	10	4,100	0.6	168	98		266		1,822	8	3,680
クスノキ	7	18,731	1.9	6	13,150	6	5,581	3,305	2,920	7	6,225	1.0	68	37		105	4	9,777		2,624
ケヤキ	5	29,319	2.9	7	12,848	5	16,471	3,782	6,676	5	10,458	1.6	948	522	4	1,470	5	8,118	5	9,273
サクラ類	3	43,453	4.3	3	26,490	4	16,963	3,587	4,066	6	7,653	1.2	372	80	8	452	1	22,531	2	12,817
シンジュ		124	0.0		15		109	14	0		14	0.0	0	0		0		1		109
プラタナス類	6	22,591	2.2	4	20,866		1,725	13,544	743	4	14,287	2.2	1,828	10	2	1,838	10	5,494		972
トウカエデ	4	35,692	3.5	5	14,626	3	21,066	6,334	10,753	3	17,087	2.6	656	659	6	1,315	7	7,636	4	9,654
トチノキ		5,529	0.5		1,706		3,823	384	702		1,086	0.2	100	0		100		1,222		3,121
トネリコ		320	0.0		305		15	61	0		61	0.0	2	0		2		242		15
ニセアカシア		983	0.1		482		501	36	83		119	0.0	0	0		0		446		418
ハナミズキ	1	62,472	6.2	2	27,523	1	34,949	6,787	13,367	2	20,154	3.1	979	349	5	1,328	2	19,757	1	21,233
フウ		2,337	0.2		1,798		539	1,347	0		1,347	0.2	0	0		0		451		539
外来ポプラ類		108	0.0		103		5	29	0		29	0.0	0	0		0		74		5
マテバシイ	8	16,642	1.6	8	12,098	9	4,544	2,911	1,688	8	4,599	0.7	1,579	207	3	1,786	8	7,608		2,649
モミジバフウ		8,307	0.8		6,439		1,868	3,529	795	9	4,324	0.7	2	76		78		2,908		997
シダレヤナギ		2,384	0.2		2,183		201	817	10		827	0.1	194	0		194		1,172		191
ヤマモモ	9	13,270	1.3	9	10,711		2,559	2,959	941		3,900	0.6	420	6	9	426	9	7,332		1,612
ユリノキ		9,604	0.9		5,070	10	4,534	1,406	790		2,196	0.3	460	0	7	460		3,204	7	3,744
ウメ類		940	0.1		611		329	38	174		212	0.0	0	0		0		573		155
クワ		103	0.0		65		38	0	0		0	0.0	0	2		2		65		36
コブシ	10	11,649	1.2		6,074	7	5,575	2,288	903		3,191	0.5	210	65	10	275		3,576	6	4,607
サルスベリ類		10,456	1.0		6,274		4,182	893	988		1,881	0.3	16	0		16		5,365	10	3,194
サザンカ類		5,058	0.5		4,447		611	105	6		111	0.0	0	0		0		4,342		605
ツバキ類		10,086	1.0	10	7,778		2,308	12	1,722		1,734	0.3	0	5		5	6	7,766		581
シラカシ		7,197	0.7		4,273		2,924	899	457		1,356	0.2	113	48		161		3,261		2,419
ビロウ		5,418	0.5		0	8	5,418	0	1,961		1,961	0.3	0	0		0		0	9	3,457
その他		605,382			391,855		213,527	320,570	185,363		505,933	78.0	5,873	1,934		7,807		65,412		26,230
街路樹 街路樹本数合計		1,012,077			633,821		378,256	403,185	245,092		648,277		18,919	6,514		25,433		211,717		126,650
街路樹 （百分率）		100.0%			62.6%		37.4%	39.8%	24.2%		64.1%		1.9%	0.6%		2.5%		20.9%		12.5%
街路樹 街路樹植栽延長		3,686.0			2,295.5		1,390.5	842.3	528.6		1,370.9		158.3	39.9		198.2		1,294.9		822.0
道路緑地 面積合計①+②		4,802,192.9			2,791,278.2		2,010,914.7	1,238,158	1,074,495		2,312,653		268,042	77,687		345,729		1,285,078		858,733
道路緑地 （百分率）		100.0%			58.1%		41.9%	25.8%	22.4%		48.2%		5.6%	1.6%		7.2%		26.8%		17.9%
道路緑地 ①歩道植樹帯		3,013,536.6			1,717,334.6		1,296,202.1	645,202	512,233		1,157,435		153,199	52,211		205,410		918,934		731,758
道路緑地 ②その他道路緑地		1,788,656.3			1,073,943.6		714,712.6	592,956	562,262		1,155,218		114,843	25,476		140,319		366,145		126,975

索　引

あ	荒川水系	河川	計画課	76
	ITS 等を活用した集中的な渋滞対策	道管	安全施設課	68
い	一般都道	道管	路政課	46
	井の頭自然文化園	公園	計画課	114
う	上野恩賜公園の再整備	公園	公園建設課	112
	うるおいのある水辺の創出	河川	計画課・改修課・防災課	93
え	液状化予測図	土木	技術支援課	148
	沿道環境の整備	道管	管理課	61
お	小笠原公園整備事業	公園	公園建設課	109
	思い出ベンチ	公園	公園建設課	128
	恩賜上野動物園	公園	計画課	114
か	海岸保全事業	河川	計画課・防災課	93
	ガイドサービスシステム	公園	計画課	113
	街路樹の維持管理	公園	計画課	124
	葛西臨海水族園	公園	計画課	115
	貸付金制度	用地	管理課	141
	河川愛護月間関連行事	河川	計画課	99
	河川維持	河川	防災課	94
	河川管理者	河川	指導調整課	77
	河川区域内の占用	河川	指導調整課	78
	河川敷地の適正管理	河川	指導調整課	78
	河川施設の耐震・耐水対策	河川	計画課・改修課	85
	河川浄化施設	河川	計画課・防災課	94
	河川水面清掃	河川	防災課	95
	河川整備計画	河川	計画課	99
	河川のしゅんせつ	河川	防災課	93
	河川等の水質改善・水量確保	河川	計画課・防災課	94
	河川の分類	河川	指導調整課	77
	河川防災	河川	防災課	95
	河川水辺の国勢調査	河川	計画課	99
	かちどき　橋の資料館	道管	保全課	59
	環境対策への取組	総務	技術管理課	5
	環状七号線地下広域調節池の整備	河川	計画課・改修課	81
	幹線道路網の整備	道建	計画課	36
	関連街路	道建	計画課	39

き　技術継承・維持及び職員の能力向上への取組 …… 総務　技術管理課 …… 5
技術研修 …… 土木　技術支援課 …… 152
技術支援 …… 土木　技術支援課 …… 148
技術職員の人材育成 …… 土木　技術支援課 …… 152
急傾斜地崩壊対策事業 …… 河川　計画課・防災課…… 91
境界確認・確定 …… 総務　用度課 …… 157
業務委託の活用 …… 総務　技術管理課 …… 160
橋梁の維持補修 …… 道管　保全課 …… 58
橋梁の整備 …… 道建　道路橋梁課 …… 39
く　グリーンロード・ネットワークの形成・充実 …… 公園　計画課 …… 123
け　建設技術マイスター制度 …… 土木　技術支援課 …… 152
建設工事統計調査 …… 総務　用度課 …… 158
建設現場の生産性向上 …… 総務　技術管理課 …… 160
建設副産物対策の推進 …… 総務　技術管理課 …… 159
こ　公営住宅あっせん制度 …… 用地　管理課 …… 142
公園整備事業 …… 公園　公園建設課 …… 109
公園の防災機能の強化充実 …… 公園　公園建設課 …… 109
公共基準点 …… 土木　技術支援課 …… 150
公共工事の品質確保に向けた取組 …… 総務　技術管理課 …… 5
公共土木施設災害復旧 …… 河川　防災課 …… 96
交差点付近の大気浄化対策 …… 道管　管理課 …… 63
工事安全対策の推進 …… 総務　技術管理課 …… 159
工事施行の適正化推進 …… 総務　技術管理課 …… 5
工事の設計・施工等に関する基準類の整備 …… 総務　技術管理課 …… 159
洪水ハザードマップ …… 河川　計画課 …… 83
洪水予報 …… 河川　防災課 …… 98
交通安全施設の整備 …… 道管　安全施設課 …… 65
江東内部河川の整備 …… 河川　計画課・改修課…… 85
公有財産の管理 …… 総務　用度課 …… 155
コスト管理の取組 …… 総務　技術管理課 …… 160
さ　災害対策・感染症対策の取組 …… 総務　総務課 …… 161
サイバーセキュリティ対策 …… 総務　技術管理課 …… 160
境川金森調節池の整備 …… 河川　計画課・改修課…… 82
砂防事業 …… 河川　計画課・防災課…… 91
三環状道路の整備 …… 道建　計画課ほか …… 36
山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備 …… 道建　道路橋梁課 …… 40
し　事業評価委員会 …… 総務　企画計理課 …… 6
地すべり対策事業 …… 河川　計画課・防災課…… 92

市町村土木補助事業 …… 道建　道路橋梁課ほか…　45

指定管理者制度 …… 総務　総務課ほか
…… 4・72・127
自転車通行空間の整備 …… 道管　安全施設課 ……　70
地盤情報システム …… 土木　技術支援課 ……　149
遮熱性舗装 …… 道管　保全課 ……　56
渋滞対策 …… 道管　安全施設課 ……　68
首都圏中央連絡自動車道 …… 三環　整備推進課 ……　36
城北中央公園調節池の整備 …… 河川　計画課・改修課…　82
浸水予想区域図 …… 河川　計画課 ……　83
神代植物公園 …… 公園　計画課 ……　117
シンボルロードの整備 …… 道管　安全施設課 ……　71
す　水準測量 …… 土木　技術支援課 ……　150
水上バス「東京水辺ライン」の運航 …… 河川　管理課 ……　99
水防 …… 河川　防災課 ……　96
水防倉庫・水防資器材 …… 河川　防災課 ……　97
水門及び排水機場 …… 河川　防災課 ……　94
スーパー堤防等の整備 …… 河川　計画課・改修課…　85
せ　生活再建支援制度 …… 用地　管理課 ……　141
そ　葬儀所 …… 公園　公園課 ……　122
た　代替地制度 …… 用地　管理課 ……　142
大気汚染訴訟に関わる連絡会 …… 道管　路政課 ……　64
（東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会）
大径木再生大作戦 …… 公園　計画課 ……　124
代執行の手続 …… 用地　調整課 ……　139
第３次交差点すいすいプラン …… 道管　安全施設課 ……　68
高潮防御施設の整備 …… 河川　計画課・改修課…　85
多摩川水系 …… 河川　計画課 ……　76
多摩動物公園 …… 公園　計画課 ……　114
多摩都市モノレールの整備 …… 道建　鉄道関連事業課ほか
…… 23・44
単独立体交差事業 …… 道建　街路課ほか ……　42
ち　地域幹線道路の整備 …… 道建　計画課 ……　40
中央環状品川線 …… 三環　整備推進課 ……　38
中央環状新宿線 …… 三環　整備推進課 ……　38
中小河川の整備 …… 河川　計画課・改修課…　79
つ　通称道路名の普及 …… 道管　路政課 ……　48

鶴見川水系 …… 河川　計画課 …… 76
て　庭園 …… 公園　管理課・公園建設課 117
低地河川の整備 …… 河川　計画課・改修課…… 86
と　東京外かく環状道路 …… 三環　整備推進課 …… 36
東京ストリートヒューマン 1st 事業 …… 道管　安全施設課 …… 71
東京都水防計画 …… 河川　防災課 …… 96
東京都水防本部 …… 河川　防災課 …… 96
東京都政策連携団体の戦略的活用 …… 総務　総務課 …… 5
東京都都市緑化基金 …… 公園　計画課 …… 125
東京都魅力ある建設事業推進協議会（CCI 東京） …… 総務　技術管理課 …… 160
東京ふれあいロード・プログラム …… 道管　路政課 …… 53
東京みちしるべ 2020 …… 道管　安全施設課 …… 66
動物園・水族園 …… 公園　計画課 …… 114
道路啓開 …… 道管　保全課 …… 60
道路構造対策 …… 道管　保全課 …… 63
道路災害防除事業 …… 道管　保全課 …… 57
道路台帳の整備 …… 道管　路政課 …… 47
道路の維持事業 …… 道管　保全課 …… 55
道路の監察 …… 道管　監察指導課 …… 49
道路の修景 …… 道管　安全施設課 …… 71
道路の占用 …… 道管　監察指導課 …… 50
道路の補修事業 …… 道管　保全課 …… 56
道路緑化・街路樹の充実 …… 公園　計画課 …… 123
都営駐車場 …… 道管　管理課 …… 72
特殊車両の通行 …… 道管　路政課 …… 53
特定都市河川浸水被害対策法 …… 河川　計画課 …… 84
特例占用制度 …… 河川　指導調整課 …… 78
特例都道 …… 道管　路政課 …… 46
都市型水害対策 …… 河川　計画課・改修課・防災課 …… 83
都市計画道路の整備 …… 道建　街路課 …… 41
都市公園 …… 公園　公園課ほか …… 106
都市高速道路網の整備 …… 道建　計画課 …… 38
土砂災害警戒情報 …… 河川　防災課 …… 97
土砂災害対策事業 …… 河川　計画課・防災課…… 91
土地収用制度 …… 用地　調整課 …… 139
ドッグラン …… 公園　公園課 …… 112

	都道の認定	道管	路政課	46
	都道のバリアフリー化	道管	安全施設課	66
	利根川水系	河川	計画課	76
	土木技術情報ライブラリー	土木	技術支援課	151
	トンネル予防保全計画	道管	保全課	57
な	苗木の育成	公園	計画課	125
に	日暮里・舎人ライナーの整備	道建	鉄道関連事業課	44
の	納骨堂	公園	公園課	122
	野川自然再生	河川	計画課・防災課	94
は	パークマネジメントの推進	公園	計画課	105
	車両停車帯（バスベイ）の整備	道管	安全施設課	68
	晴海線	道建	計画課	38
ひ	日比谷公園再生整備	公園	計画課	113
ふ	風致地区	公園	公園課	126
	福祉のまちづくりの推進	道管	安全施設課	65
	副都心線（地下鉄 13 号線）の整備	道建	鉄道関連事業課	44
	普通河川等の管理	河川	指導調整課	77
	不法係留船舶対策	河川	指導調整課	79
	文化財の保護	公園	公園建設課	117
ほ	防災船着場の整備と活用	河川	計画課・指導調整課	89
	補償（用地取得）	用地	調整課	137
	保水性舗装	道管	保全課	56
	歩道・自転車歩行者道の整備	道管	安全施設課	65
み	水辺空間のにぎわい創出に向けた取組	河川	計画課	89
	水防災総合情報システム	河川	防災課	97
	みちづくり・まちづくりパートナー事業	道建	道路橋梁課ほか	45
む	無電柱化	道管	安全施設課	69
も	木密地域・特定整備路線の整備	道建	街路課	41
や	谷沢川分水路の整備	河川	計画課・改修課	82
	野生動物の保全	公園	計画課	115
	屋台営業対策	公園	公園課	128
ゆ	優良工事等の公表	総務	技術管理課	159
	有料公園、有料施設	公園	公園課	110
	有料道路の管理	道管	路政課	48
	夢の島熱帯植物館	公園	計画課	117
	「夢のみち」事業	道管	監察指導課	54
	ゆりかもめの整備	道建	鉄道関連事業課	44

よ　用地取得の手順 …… 用地　調整課 …… 137
予防保全型管理 …… 道管　保全課ほか
…… 59・95
り　流域連絡会 …… 河川　計画課 …… 99
れ　霊園事業 …… 公園　公園課 …… 119
連続立体交差事業 …… 道建　計画課・鉄道関連事業課
…… 42
ろ　労務、資材単価の改定等 …… 総務　技術管理課 …… 159
路外駐車場届出受理事務 …… 道管　管理課 …… 72
路上工事等の調整 …… 道管　監察指導課 …… 51
路上生活者（ホームレス）対策 …… 総務　企画計理課ほか
…… 6・54・78・128

建設局事業概要
令 和 3 年 版

令和３年８月発行

印刷物規格表　第 二 類
印刷番号（3）13

編集・発行　東 京 都 建 設 局 総 務 部 総 務 課
東京都新宿区西新宿２－８－１
電話　03（5321）1111 ㈹
内線　40－020～４
直通　03（5320）5212
ホームページアドレス
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

印 刷 所　シ ン ソ ー 印 刷 株 式 会 社

※石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へリサイクルできます。

古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

TOKYO 2020

TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

東京都